

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成19年第4回幕別町議会定例会

(平成19年12月4日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

10 前川敏春 11 中野敏勝 12 乾 邦廣

日程第2 会期の決定

(諸般の報告)

日程第3 行政報告

日程第4 報告第11号 専決処分した事件の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)

日程第5 承認第4号 専決処分した事件の承認について(平成19年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第3号))

日程第6 議案第60号 幕別町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例

日程第7 議案第67号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第68号 第5期幕別町総合計画基本構想について

日程第9 陳情第9号 国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情

日程第10 陳情第10号 地域医療を守り、国立病院の存続・拡充を求める陳情書

日程第11 陳情第11号 道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する意見書の提出を求める陳情

会 議 録

平成19年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成19年12月4日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月4日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
 - 1 中橋友子
 - 2 谷口和弥
 - 3 斉藤喜志雄
 - 4 藤原 孟
 - 5 堀川貴庸
 - 6 前川雅志
 - 7 野原恵子
 - 8 増田武夫
 - 9 牧野茂敏
 - 10 前川敏春
 - 11 中野敏勝
 - 12 乾 邦廣
 - 13 芳滝 仁
 - 14 永井繁樹
 - 15 杉山晴夫
 - 16 大野和政
 - 17 杉坂達男
 - 18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
 - 町 長 岡田和夫
 - 副 町 長 遠藤清一
 - 教育委員長 林 郁男
 - 会計管理者 管 好弘
 - 経済部長 藤内和三
 - 企画室長 佐藤昌親
 - 忠類総合支所長 川島廣美
 - 教育部長 水谷幸雄
 - 税務課長 前川満博
 - 企画室参事 羽磨知成
 - 会計課長 鎌田光洋
 - 住民課長 湯佐茂雄
 - 副 町 長 高橋平明
 - 教 育 長 金子隆司
 - 代表監査委員 市川富美男
 - 総務部長 増子一馬
 - 民生部長 新屋敷清志
 - 建設部長 高橋政雄
 - 札内支所長 熊谷直則
 - 総務課長 川瀬俊彦
 - 糠内出張所長 中川輝彦
 - 水道課長 橋本孝男
 - 地域振興課長 姉崎二三男
 - 水道課庶務係長 菅野 敦
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
 - 10 前川敏春
 - 11 中野敏勝
 - 12 乾 邦廣

議事の経過

(平成19年12月4日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長(古川 稔) ただ今から、平成19年第4回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、10番前川敏春議員、11番中野議員、12番乾議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長(古川 稔) 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月21日までの18日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から12月21日までの18日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長(古川 稔) 諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告、同法第199条第9項の規定による財政援助団体監査報告及び行政監査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。
次に、11月30日、第51回町村議会議長全国大会及び、第32回豪雪地帯町村議会議長全国大会が、NHKホールにおいて開催され、私が参加をしております。
その議案の抜粋をお手元に配布してありますので、後刻ご覧いただきたいと思っております。
これで諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長(古川 稔) 日程第3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。
○町長(岡田和夫) 平成19年第4回町議会定例会が開催されるにあたり、この1年間町政各般にわたり、議員の皆さまから賜りました温かいご指導・ご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。
平成19年も残すところ、あとわずかとなりましたが、今年は、大きな災害や事故もなく、農業生産も平年以上の収量が見込まれ、また、厳しい財政状況ではありましたが、おかげさまで計画させていただきました各種施策や事業等につきましても、議会をはじめ、町民の皆さま方のご理解とご協力をいただきながら、順調に進められたものと思っております。

ここに、改めて感謝を申し上げますとともに、引き続き、本年度の残された行政課題の解決に努めてまいりますので、議員の皆さま方には、今後とも一層のご高配を賜りますようお願いを申し上げます。

以下、当面する行政の執行につきまして、ご報告をさせていただきます。

はじめに、新年度予算編成に向けての取り組みについて申し上げます。

平成20年度の予算編成につきましては、国においては「経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」いわゆる「骨太の方針」をベースに、地方財政計画での歳出を徹底的に見直した上で、所要の財源を確保するという方針を示していることや、また、地方交付税においても、出口ベースで前年度対比4.2%の減が見込まれるなど、地方にとっては、依然として非常に厳しい内容となっているところであります。

さらに、新年度に向けての税制改正の内容も、現段階においては不透明でありますことから、町の予算編成において、特に歳入の確保について苦慮しているところであります。

このような状況の中で、本町といたしましては、平成19年度を初年度として平成23年度を目標年次とする「幕別町財政健全化推進プラン」を策定し、起債の繰上償還や借換えを実施するとともに、自主財源の確保と歳出の抑制を柱とした計画をまとめたところであります。財政健全化に向けた取り組みを、さらに推進して参らなければならないものと考えております。

こうした背景のもとで、忠類との合併後3年目の予算編成となる訳であります。現在、各課からの予算要求原案を取りまとめている段階でありまして、今後、各課のヒアリングを経て、国の予算や地方財政計画、税制改正の内容が示された後、編成作業が本格化するのとは年明けからとなり、最終的には例年どおり2月中旬に予算原案を確定したいと考えているところであります。

めまぐるしく国の制度が変化する中、地方財政を取り巻く環境は、ますます厳しさを増している状況ではあります。多様化する住民ニーズに応え、さらなる住民福祉の向上のために、より一層の効率的な行政運営を推進し、町民の皆さんのための予算となるよう努めて参りたいと考えております。

次に、第5期幕別町総合計画について申し上げます。

平成20年度を初年度といたします第5期総合計画につきましては、昨年7月に庁舎内に策定組織を設置いたし、広く町民の皆さんのご意見、ご提言を集約しながら策定作業を進め、本年8月に総合計画策定審議会に諮問をさせていただいたところであります。

審議会におきましては、都合5回にわたりご熱心に審議が行われ、去る11月16日に答申をいただいたところであります。

この場をお借りいたしまして、審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただいた多くの町民の皆さんに心から感謝とお礼を申し上げる次第であります。

新たな総合計画につきましては、審議会からの答申内容を十分尊重させていただき、今定例会に提案をさせていただいたところであります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

次に、ごみ収集日の変更について申し上げます。

新しい団地の造成や、生活スタイルの変化などにより、地域によって出されるごみの量に偏りが見られるという状況が生じてまいりました。

また、「資源ごみ」と「燃やせるごみ・燃やせないごみ」の地区割りが別々で、収集日が分かりづらといった声もありましたことから、これらを解消し、効率的な収集を図るため、来年の4月から、ごみ収集日を変更することとしたところであります。

なお、忠類地域につきましては、従前と同様で、変更はありません。

変更の内容につきましては、既に先の地区別公区長会議での説明や広報での周知のほか、今後、地域に出向き、説明会を開催したいと考えているところであります。

また、収集日の変更に伴い、ごみカレンダーも変更させていただきたいと考えております。新しいカレンダーにつきましては、来年1月から3月分までは、従前どおりの様式で、今月中に配布いたし、来年4月分からは、効率化を図る観点から、1枚もので1年間の収集日がわかるように作成し、来年2月を目途に配布したいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、農業委員会の統合について申し上げます。

農業委員会の統合につきましては、町村合併の調整方針に基づき、平成20年7月の次期農業委員改選期を目途といたしまして、統合に向けた協議を両農業委員会で組織する調整協議会で進めていただいておりますが、統合に関わる基本的事項について合意に達しましたことから、10月22日、町民会館におきまして、統合合意書の締結調印に至ったところであります。

この合意に基づき、次期農業委員選挙より幕別地区及び忠類地区として選挙区を設けること、定数については、両地区の状況を総合的に考慮された中で、それぞれ委員数を定める旨の申出書が、調整協議会から町に対し提出されたところであります。

町といたしましては、このたびの申出書の趣旨を十分に尊重させていただき、現行の「幕別町農業委員会条例」を廃止し、新たに「幕別町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例」として制定いたしたく、今定例会に提案させていただいたところであります。

幕別・忠類のそれぞれの地域が、これまで培ってきた地域の力を高めるなど一体感を持つ中で、農業の一層の振興・発展が図られるものと期待をいたしているところであります。

次に、道営農道整備特別対策事業で整備を進めております、糠内古舞線の巖橋関連の工事について申し上げます。

かねてより待望されておりました新しい巖橋につきましては、10月中旬から工事のための暫定的な通行が行われておりましたが、去る11月14日に正式に供用開始をいたしたところであります。

新しい巖橋は、片側に2メートルの歩道がありますことから、歩行者も安心して通行できる構造となっております。

また、車線幅員も5メートル50センチありますので、大型車輛の交差も支障無くできますことから、農作物の運搬などの営農活動に対しましても大きく寄与できるものと考えております。

次に、本年度の農作物の作況について申し上げます。

本年は、春先からおおむね良好な天候に恵まれ、7月中旬に入ってから低温により一部の作物で生育が心配されたものの、その後も良好な天候が続き、生育は総じて順調であったとお聞きをいたしているところであります。

主な作物について申し上げますと、小麦につきましては、1月上旬の降雨により一部の圃場で凍湿害を受けるなど心配されましたが、収穫量は地域によってばらつきはあるものの、昨年を上回る反当たり10俵弱程度で、品質においても全量1等のAランクが確保されたところであります。

馬鈴薯については、一株あたりの個数は少なかったものの、全体的に粒は大きく、収穫量については平年並みという状況であります。

てん菜については、現段階では確定したものではありませんが、収穫量は平年を上回る見込みであり、また、糖度においても昨年を上回る17%程度になると予想されているところであります。

豆類は、開花期である7月中旬の低温の影響でさや数が少なく心配されたところでありますが、その後の8月の好天で回復し、収穫量も平年並みとなっております。

野菜類につきましては、長いも・ゆり根が平年並みの収穫量で、品質も良く、価格も上昇傾向にあるとお聞きいたしております。その他の野菜についても、全般的に収穫量、品質ともに良好となっております。

また、牧草・サイレージ用とうもろこしについても、収穫量、品質ともに平年並みあるいは平年を上回る状況であります。

馬鈴薯や豆類など価格面での懸念はありますが、今年は台風などの自然災害の影響も少なく、農作物全体としては平年を上回る収穫量・品質が確保される見込みでありますことは、生産者皆様のご努力をはじめ、農協など関係機関のご指導の賜物であると考えているところであります。

次に、公営住宅建設事業について申し上げます。

札内文京町で整備が進められておりましたシルバーハウジング「道営とかち野団地」につきましては、全体計画44戸のうち残り17戸が本年9月に竣工し、10月にはすべて入居が終了したところであります。

また、道が計画いたしております「道営あかしや南団地」4階建ての全面改善事業につきましては、全体8棟のうち1号棟から6号棟までの120戸を建物本体を残しながら内外装を改善する予定であり、来年3月には1号棟と2号棟から工事に着手されるとお聞きをいたしているところであります。

整備内容といたしましては、隣接する2棟共用のエレベーターの設置や、トイレ、浴室等のバリアフリー化などを行い、高齢者や車イス利用者等の入居を促進するものであります。本年8月から入居者説明会を開催し、仮入居などの準備を進めているところであります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

本年11月末現在におけます公共工事の発注済額は、約18億1,400万円で、発注率にいたしますと93.8%となっており、本年度計画いたしておりましたほとんどの工事の発注を終えたところであります。発注済の工事につきましては、工事の早期完成と労災事故の防止など安全管理の徹底を図るよう受注者に対し重ねて指導して参りますとともに、未発注工事につきましても発注条件の整備に努め、工事遂行に万全を期して参りたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さまには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） これで行政報告は終わりました。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第4、報告第11号及び日程第5、承認第4号の2議件については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、報告第11号及び日程第5、承認第4号の2議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第4、報告第11号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤清一） 報告第11号、専決処分した事件の報告につきまして、ご説明を申し上げます。議案書の1ページをお開きをいただきたいと思っております。

地方自治法第108条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、ご報告するものであります。

専決処分第5号になりますが、議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成19年10月24日付けで専決処分を行ったものであります。

本報告につきましては、平成19年7月18日、午前10時30分ごろ、幕別町がごみ収集業務を委託している業者が運転する公用車でありダンプトラックが、ごみ収集作業中に方向転換しようと、相手方敷地内でバッグで進入したところ、駐車中だった車両の全面に衝突し、物的損害を生じさせたものでありまして、損害額30万4,080円全額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償及び和解の相手方ではありますが、幕別町忠類幸町17番地、有限会社森本商会代表取締役森本憲司氏であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として有限会社森本商会さまに支払う額は、車両修復費といたしまして、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、自動車損害共済に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されます。

また、委託業者につきましては、故意または重大な過失ではないと認めるところであります。昨年事故を起こしていることから、より一層慎重な業務の遂行に心がけるとともに、今後、このようなことのないよう、安全かつ確実な業務の励行に努めるよう指導したところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は報告のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は報告のとおりといたします。

日程第5、承認第4号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 承認第4号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、報告をし承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成19年度幕別町公共下水道特別会計補正予算であり、平成19年10月30日付けで行ったものであります。

本専決処分につきましては、平成17年度、18年度の消費税申告に対する修正申告に伴う当該年度の消費税の納付及び延滞金の支払いに対する予算でございます。

本事件につきましては、平成17年度の消費税申告にあたって、一般会計からの繰入金の扱いについて、平成17年度以前は繰入金の全額を消費税の課税、非課税区分が明確でないため、不特定収入とし、消費税が課税される特定収入等との案分により深刻し、消費税が課税され、納付してまいりました。

しかし、繰入金の扱いについて、他の町村において、起債償還に係る利息分については、直接下水道建設費等に対する繰入金でないため、消費税が課税されない不特定収入とし、非課税扱いをし、申告している実態がありましたことから、本町といたしましても、消費税法等の解釈として適当と判断し、平成17年度から同様の申告をしたところであります。

しかしながら、税務署における確認作業の結果、本年10月にその扱いについて、不特定収入としての区分ではなく、消費税の課税、非課税区分が明確でない不特定収入として計上し、案分により消費税を計算することが本来であるとの指摘を受け、そのような処理をした平成17年度、18年度について、消費税の修正申告を求められ、その申告により納付すべき消費税が確定いたしましたので、その所要額及び消費税納付期限であります9月30日からの延滞金について、支払いを早期に実行するため専決処分を行ったものでございます。

それでは、専決処分をいたしました予算について、ご説明を申し上げます。

専決処分書の2ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正予算につきましては、歳出のみの補正であり、予算の総額についての増減はございません。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページにございます第1表歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

4ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、465万1,000円の追加でございます。

27節公課費でございますが、平成17年度及び18年度の修正申告に伴います消費税の追加納付金で ご

ございます。

また、22節補償補てん及び賠償金でございますが、消費税の納付期限でございます9月30日から納付日までの延滞金でございます。

なお、消費税及び延滞金につきましては、10月31日に納付したところであります。

2款事業費、2項下水道管理費、3目管渠医事管理費、27万9,000円の減額でございます。本年度予定しておりました修繕に係る執行残でございます。

3款公債費、1項公債費、2目利子、437万2,000円の減額でございます。

平成19年5月に借り入れいたしました平成18年度債の持続確定に伴う減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、承認のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

[議題・委員会付託]

○議長（古川 稔） 日程第6、議案第60号、幕別町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第60号、幕別町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、平成20年7月執行予定の農業委員会の選挙の告示日から、幕別町幕別農業委員会と幕別町忠類農業委員会を統合することに伴いまして、幕別町農業委員会条例を廃止し、新たに幕別町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を定めるものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明を申し上げます。

第1条につきましては、条例の趣旨を定めるものであります。

第2条につきましては、農業委員会の選挙による委員の定数を定めるものであり、委員の定数を17名と規定するものであります。

第3条につきましては、選挙区の設置とその区域及び各選挙区の定数を定めるものであり、幕別選挙区は12人、忠類選挙区は5人と規定するものであります。

なお、附則にありますように、本条例は、次の幕別町農業委員会の選挙による委員の一般選挙の期日の告示の日から施行するものであり、経過措置といたしまして、本条例の施行の日から平成20年7月19日までの間、廃止前の幕別町農業委員会条例の規定により設置されていた幕別町幕別農業委員会の委員を幕別町農業委員とみなすものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議案第60号について、委員会付託のため、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。ただいま、議題となっております議案第60号、幕別町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第7、議案第67号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第67号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は13ページ、議案説明資料は16ページになります。

水道事業につきましては、地方公営企業法に基づく企業会計による運営でありますことから、水道事業に必要な経費は、経営に伴う収入、すなわち、水道料金をもって充てる独立採算を原則として経営を行っております。

水道料金についてであります。現行の水道料金は、平成9年7月に改定をさせていただいて以来、今日まで10年を経過し、この間、事業経営の効率的運営に努め、財政の収支均衡を維持すべく努力を重ねてまいりましたが、第2次拡張事業及び第3次拡張事業の実施によりまして、減価償却費が増加したほか、国の財政支援措置である高料金対策補助金が受領できなかったこと。さらには、全量受水に伴います負担金の増によりまして、平成18年度決算の損益ベースでは、8,947万7,000円の順損失を計上する状況となっております。

さらに、平成18年度末では、6億5,742万2,000円の繰越欠損金が生じており、平成19年度以降につきましても、極めて厳しい財政運営状況となりますことから、水道事業経営の健全化と料金の適正かを図るべく、料金の改定につきまして、幕別町使用料等審議会に諮問をし、11月27日に答申をいただきましたことから、このたび、料金の改定を行うべく提案させていただくものでございます。

議案説明資料の16ページをご覧くださいと思います。

改正の内容につきましては、別表第1の口径別で、13ミリと20ミリの現行基本料金399円を改正条例では350円に。25ミリの基本料金1,018円を893円に。40ミリの基本料金2,241円を1,967円に。50ミリの基本料金8,153円を7,158円に。75ミリの基本料金1万2,232円を1万739円に。100ミリの基本料金1万5,288円を1万3,422円に。

また、水量料金につきましては、1立方メートル当たり、現行料金204円を、改正条例では240円に。臨時給水につきましては、現行条例、防除用1立方メートル当たり122円を、改正条例では143円に。

一般用は、367円を433円に。

公共用は、183円を215円に改定しようとするものであります。

今回の改訂につきましては、基本料金を12.2%減額し、水量料金を18%増額するものでありまして、全体では14.51%の増額となるものであります。

なお、答申書では、水道料金は公平な負担を原則とするものでありますが、所得基準等を設けた中での助成制度に取り組んでいただきたいとの付帯意見もありましたことから、現在、実施に向けて検討を進めているところでございます。

議案書の13ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございます。

附則で平成20年4月1日から施行することとし、経過措置として改正後の料金については、6月以降に算定される料金、すなわち、7月末納期の料金から適用しようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

議案第67号について、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

ただいま、議題となっております議案第67号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第8、議案第68号、第5期幕別町総合計画基本構想についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、提案理由の説明を省略し、お手元に配布のとおり、議長を除く全議員をもって構成する第5期幕別町総合計画基本構想審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案については、議長を除く全議員で構成する第5期幕別町総合計画基本構想審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

[一括議題・陳情の付託]

○議長(古川 稔) 日程第9、陳情第9号、国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情から、日程第11、陳情第11号、道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する意見書の提出を求める陳情を一括議題といたします。

ただいま、議題となっております陳情第9号、国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情及び陳情第11号、道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する意見書の提出を求める陳情は、産業建設常任委員会に。

陳情第10号、地域医療を守り、国立病院の存続・拡充を求める陳情書は、民生常任委員会に付託いたします。

[休 会]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

議事の都合により、明12月5日から12月10日までの6日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、12月5日から12月10日までの6日間は休会することに決定いたしました。

[散 会]

○議長(古川 稔) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、12月11日、午前10時からであります。

10:38 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成19年第4回幕別町議会定例会

(平成19年12月11日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

13 芳滝 仁 14 永井繁樹 15 杉山晴夫

(諸般の報告)

日程第2 一般質問

会 議 録

平成19年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成19年12月11日
- 2 招集の場所 幕別町役場 5階議事堂
- 3 開会・開議 12月11日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)

議長 古川 稔

副議長 千葉幹雄

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 中橋友子 | 2 谷口和弥 | 3 斉藤喜志雄 | 4 藤原 孟 | 5 堀川貴庸 |
| 6 前川雅志 | 7 野原恵子 | 8 増田武夫 | 9 牧野茂敏 | 10 前川敏春 |
| 11 中野敏勝 | 12 乾 邦廣 | 13 芳滝 仁 | 14 永井繁樹 | 15 杉山晴夫 |
| 16 大野和政 | 17 杉坂達男 | 18 助川順一 | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

副 町 長 高橋平明

副 町 長 遠藤清一

教 育 長 金子隆司

教 育 委 員 長 林 郁男

代 表 監 査 委 員 市川富美男

会 計 管 理 者 管 好弘

総 務 部 長 増子一馬

経 済 部 長 藤内和三

民 生 部 長 新屋敷清志

企 画 室 長 佐藤昌親

建 設 部 長 高橋政雄

忠類総合支所長 川島廣美

札 内 支 所 長 熊谷直則

教 育 部 長 水谷幸雄

総 務 課 長 川瀬俊彦

糠内出張所長 中川輝彦

企 画 室 参 事 羽磨知成

保 健 課 長 久保雅昭

町 民 課 長 田村修一

農 林 課 長 菅野勇次

商 工 観 光 課 長 八代芳雄

土 木 課 長 佐藤和良

都 市 計 画 課 長 田中光夫

水 道 課 長 橋本孝男

会 計 課 長 鎌田光洋

地 域 振 興 課 長 姉崎二三男

保 健 福 祉 課 長 野坂正美

学 校 教 育 課 長 伊藤博明

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 13 芳滝 仁 14 永井繁樹 15 杉山晴夫

議事の経過

(平成19年12月11日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長(古川 稔) これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、13番芳滝議員、14番永井議員、15番杉山議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長(古川 稔) 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行ないます。

なお、質問される各議員の持ち時間は、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○13番(芳滝 仁) 通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

総合相談窓口の設置について、質問をいたします。

幕別町は忠類村と合併をし、もうすぐ3年目を迎えようとしています。合併協議に基づき、それぞれの地域の特色を活かしながらも、一体感のある新しい町づくりとその発展のために、行政はさまざまな課題に取り組んでいます。

今、行政として早急に取り組まなければならない課題の一つに、庁舎内の機構改革があると考えます。

新しい町づくりを推進するためには、行政の効率化、スリム化という問題もありますが、住民サービスの向上が、その基本になければならないと考えているところであります。

その具体的な施策の一つとして、住民の多様化する苦悩や課題に総合的に対応できる「総合相談窓口」の設置を、機構改革の中の一つとして実施すべきだと考えますが、町長の私見をお伺いいたします。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

総合相談窓口の設置についてであります。

平成18年2月6日に合併して以来、光陰矢のごとしと言いますが、早くも来年の2月から新町として3年目を迎えることとなります。この間、新町として均衡ある発展、一体感の醸成などに配慮しながら、まちづくりに取り組んできたところであります。

ご承知のとおり、国の構造改革、地方分権、規制緩和などの進展に伴い、地方公共団体は、今後、自立した行政主体として住民の多様化、高度化するニーズに迅速かつ的確に対応するとともに、事務事業の効率化などにも努めていかなければならないものと認識いたしているところであります。

このため、住民サービスの向上を図ることが、まちづくりの基本になければならないということにつきましては、意を同じくするものであります。

そこで、本町におきましては、平成18年10月に第3次の行政改革大綱を策定し、より一層の効率的な行財政運営を行い、住民サービスの向上に努めることとしており、その推進策の一つとして新年度から新しい組織・機構とすべく、現在、見直しを進めているところであります。基本的には、事務事業が効率的に行えるようにすることや住民の皆さんにとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構とする方針のもとで、検討をいたしているところであります。

ご質問の「機構改革の中で、住民の多様化する苦悩や課題に総合的に対応できる「総合相談窓口」の設置を実施すべき」というご提言ですが、「総合相談窓口」を設置した場合、住民の方々にとりましては相談する職員を探すことがなくなり、その点においては、有用なものと思われれます。

しかし、近年、民生部門では制度改正が頻繁に行われていることや、産業、教育分野などで専門的な知識・ノウハウが必要となる場合、相談内容に応じて最も的確に判断できる職員が対応することが、迅速な課題解決につながるものであると考えているところであります。

住民の皆さんの中には、日常生活における悩みや、さらには、福祉に関する相談、雇用問題、教育問

題などさまざまな悩みや課題を抱えておられる方がおり、電話あるいは来庁による相談など、多数寄せられているのが実態であります。

このようなことから、本町における現実的で効果的な対応策といたしましては、初めに相談等を受けた職員が、その相談の内容に応じて町の担当部局にご案内し、その後、関係する職員が対処するということで対応してまいりたいと考えております。

また、相談内容が複数の部署に関係する場合などは、連絡調整を図り総合的に取り組むように配慮してまいりたいと思います。

さらに、町以外の機関として、行政相談員、人権擁護委員、心配ごと相談所、スクールカウンセラーなどもありますことから、その内容によりましては、それら機関の紹介や連携を図ることに努めてまいりたいと考えております。

以上のことから、現時点におきましては、新たに「総合相談窓口」を設置することは考えてはおりませんが、職員の資質向上に努めることはもちろんであります。来庁される住民の方の中には、誰に話し掛ければよいのか戸惑う方もいらっしゃいますことから、常に職員側から気配りをするよう指導をいたしてまいりたいというふうに考えております。

以上で、芳滝議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） では、再質問に入らせていただきたいと思ひます。

ご答弁の中で、全般的な機構改革につきまして、今、検討をされておるといふご答弁の頂戴をいたしました。

事務事業が効率に行えるようにすることや、住民の皆さんにとってわかりやすく利用しやすい組織機構とする方針のもとで検討しているところであります。今、ご答弁をいただきましたので、まず、入り口、そのところから再質問を少しさせていただきたいと思ひます。

私は札内におるでありますけれども、札内支所が総合窓口的なその機能が、恐らく、いろんな自治体の中でも評価をされるぐらいに、あらゆる面でほとんどのことが1カ所に対応できるというふうな形にはなっておるのだらうと、こう評価をしておるところであります。

いわゆるワンストップ化の一つの行政の形。そういうことも機構改革の中の大きな課題としてあるのだらうと思ひます。

本庁舎におきましては、恐らく、そういうことも考えながら、効率化、あと、サービスの向上を図っていかれようというふうな考えでいらっしゃるのだと思ひますが、最初にその検討されておる内容が、具体的にどういふ方向でお考えをされているのか。先に入り口でその辺のところをお伺いをさせていただきたいと思ひます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 機構の見直しにつきましては、先ほども申し上げましたように、今、庁舎内部で検討委員会を作成し、設置し、いろいろな協議を行ってまいりました。

さらに先般、行政改革推進委員会にも素案を示したところであります。

この後、さらに内部の協議を進めながら、実は議会におきまして、今定例会の会期中に説明の機会を、時間をとっていただければというふうには思っているところであります。

そうした中で、その機構改革の大きな問題点につきましては、先ほど来、申し上げましたように、今、非常に制度改革などで住民の皆さんから、庁舎、あるいは行政に寄せる要望等も段々複雑多岐に渡ってきている。それら的確に対応できる行政機構。

さらには、わかりやすい行政機構、組織にしていくことが、より住民サービスにつながるのだらうというふうなことで、現在、作業を進めているところでありますので、何とか定例会中に、議員の皆さんにも、その原案についてお示しできればというふうには思っているところであります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） ご期待を申し上げるところでございます。

総合相談窓口という中身に入らせていただきたいと思ひます。

町長のご答弁では、今、設置をされるお考えがないというご答弁でありました。

大変、総合相談窓口を設置されている自治体は、全国でもまだ少のうございまして、例えば、道内にありまして、沼田町でありますとか、多少そういうことに取り組んでいらっしゃる自治体があります。

そして、特に沼田町では、大きな看板を設置をして、どのような悩みについても、まず総合相談窓口の方に来てくださいというふうな、そういう看板を出して、そういう一つの部屋と申しますか、そういうところが設置をされていらっしゃるというふうな情報も得ておりまして、また、全道的には、一つの部屋をもって、いわゆる電話であるとか、ファックスであるとか、パソコンであるとか揃えまして、そして、いろんな部局とも相談をしながら、そのところに対応をし、そして、話を聞かれておるといふふうなところもあるわけでありまして。

ご答弁の中で、最も的確に判断できる職員が対応することが、迅速な問題解決につながるものである

と考えているというふうにご答弁をされていらっしゃるのですが、苦悩や課題ということでは、大変多岐に渡っているのだらうと思います。

そして、一つの問題のところ、恐らく、いろんなことがかかわって、そして、ただ一つの問題で終わるのではなくて、生活苦の問題でありましたら、その家庭の中の問題であるとか、いろんなそういうことがかかわってくるのだらうと思います。

その部局部局にあって、その一つのことを相談をして、そして物事が解決をされるようなことでは、私はないのだらうと思うわけでありまして。

そういう意味で、相談に行かれる方は、恐らく、ただ一つのことでは相談に行かれるのではなくて、いろんな問題も抱えながら、ご相談に行かれるのだと思います。

その専門のよくわかる職員とおっしゃるのでありますけど、例えば、社会問題で、今大きな問題になっております自殺の問題であるとか、あと、パラサイト、薬剤、親への子どもが虐待をしていく。

例えば、年金に使い込みだとか、そして借金だとか、そして、今、本当に問題になっておりますネグレクトという問題もあります。介護を放棄する問題であります。

これは、いろんな多岐に渡る、一つの部署で解決できない問題があるかと思うのであります。

児童虐待の問題だとか、配偶者の暴力、いわゆるDVの問題であるとか。これから高齢化をしていく中で、本当に多岐に渡ってそういう問題が多くなってきておる。

そして、そのことに対して、具体的に対応していくセーフネットと申しますか、そういうものをやはり機構改革の中で、あらかじめ考えていくということが、ある意味では、そういう人々を落とさない、網からもらさない。本当の一人ひとりの人を大切にしていくという、そういう意味のセーフネットを張っていくということが、ある意味ではこれからの行政の中で、非常に大切な一つの方向性となるのではないのかというように、私の方で質問させていただいたところであります。

その辺のことにつきまして、質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどもご答弁させていただきましたけども、住民の方が役場へお出でになって、そこに総合相談窓口があって、そこに相談すれば、全て連絡網が引かれて、1カ所で終わる。これは確かに言うようなことなのだらうというふうに思います。

ただ、先ほどお話ありましたように、十勝管内の状況を見ましても、なかなか町村でそうした窓口を設けているところは、現実にはありません。

帯広市が市民相談窓口というようなものがありますけども、ここもやはりワンストップサービスのなもので、そこへ相談された方に対して、いわゆる都市計画の職員ですとか福祉の職員の場合は、福祉に関する問題は福祉事務所へというようなことの相談窓口であります。

ですから、私どもとしましては、オールマイティの人間がそこにおいて、全ての相談に全部答えられるということには、現実にはなりえないわけですから。

やはり、来られた方が一番納得して理解していただけるようには、それぞれの専門の職員が対応していくことが、まず、望ましいのだらうと。

ただ、そのときに、あっちの担当は4階行け、あちは保健福祉センター行け、あちはこうだというようなことになると、これは当然住民サービスということにはなり得ませんから、そに対応する職員が、先ほども申し上げましたように、相談者の十分意向を踏まえた中で、担当者と呼んで、その場で話すとか、ご案内するとか、そういったいわゆる接遇ですか。住民の皆さんのサービスを低下させないようなことをしていくことが大事であらうというふうに思いますし、特に札内支所なんかもそうですけども、札内支所へ来られても、あそこで全部札内支所の職員はわかるということではなくて、それから本庁へ連絡して、担当者、あるいは、私はいつも言うのですけども、電話だけで済まないときは、職員自らがお宅へ訪問して説明したり、いろんなお話をしていくことが大事でないかというようなことを申し上げておりますので。

今後もそういった意味でのサービスをさらに充実していくことが、住民サービスにつながっていくものというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 具体的なその問題といたしまして、議会でも出ている問題を一つだけ取り上げたいと思うのでありますけれども。

例えば、児童虐待の問題なんかにつきましては、以前から一般質問等で先輩議員が質問されていらっしゃるがあります。

平成14年の12月に、幕別町児童虐待防止ネットワークというのができて、そして、対応していくのだというふうにご答弁がありました。

例えば、こういう問題があったときに、そしたらどこにそれをきちっと対応し、ネットワークと協力をして、そのことにあたっていくという形ができるのか。

迅速にその対応する職員のところ案内をするというのだけれども、そしたらそういう対応ができて

おるのか。

私は、全てのことを完璧に解決をしていく。それは無理だと思うのでありますけれども、ある程度の知識をもって、そして、多岐に渡って、その、いわゆる研修を積み、そして、それはいろんな人件擁護委員会だとか行政相談員だとか、いろんな力を借りながら、連絡をとりながら、きちっと対応をしていくという部署が、それは私はなくてはならないと思うのであります。

その具体的な問題としまして、一つ、児童虐待という問題があったときに、それがどこでその対応をし、どういう連携をとって平成14年からやられているわけでありますから、どういう形でされておるのか。

私は実態として、それがなされておるのか。どういう対応をされているのか。

それで、住民サービスができておるのか。

一つだけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 児童虐待の関係でございますが、現在、保健福祉センターの中に、児童虐待防止ネットワークというのを設置しております、これについては、広報などでもお知らせをすでにしているところでありますが、担当部署としましては、児童福祉係が担当しております。

内容につきましては、各庁内の教育委員会ですとか、あるいは保育所ですとか、あるいは保健師、そういうようなものが担当しまして、あるいは、児童相談所とも連携を図りながら、そういう問題があった場合には、そういうところで対応していただく組織ができておまして、それぞれご相談いただいた場合には対応しているところでございます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） その部署に行って、そのところで相談をすると。

今回のご答弁の中にもあるのでありますが、はじめに相談等を受けた職員が、その相談の内容に応じて、町の担当部局にご案内をし、その後、関係する職員が対処するという対応をしてみたいというふうなご答弁になっております。

私はそのご案内をしというのが、やはり今までのたらい回しの一つの対応のあり方。それはそういうことを指さないために、実は、総合相談窓口というものが必要なだろうと。

これは業務の上のワンストップとうことでもありますけれども、いろんな相談ごとをそこで受けて、多岐的にそこで対応していく。これは私はこれからの形としまして、ご案内をして、行っていただいて、そこで対応するというのは、それはちょっと前向きな一つの姿勢ではないのでないか。

やはり、そのところに、例えば、高齢者の方が来られて、やっとなられて、そこで相談をする。

ところが、その、今来てどこに行ってもいいかわからない。としたら、その人はそこに行ってくださいねというふうなことで、送りだしていく。

それは少し私とは違うのでないかと。

その辺のことはどうお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 庁舎に来られてご相談をしたい。どういうことですか。最初に窓口で受けた職員が、その相談内容によって専門的な相談を受ける担当部局へ案内する。

あるいは、そこへ担当部局を呼んで説明をする。

あるいは、先ほど言いましたように、電話の場合ですと、自宅の方へお邪魔して説明をする。

そういったことで住民サービスをということでありまして。

決して来た人をたらい回しの、それは住宅の問題だから施設課行きなさい。終わったら、次は教育委員会行きなさい。そういうような対応ではなくて、あくまでもその相談に来られた方々が、十分その相談内容に答えられるような専門的な職務の人間が対応するということで、それぞれご案内するという言い方をしているわけでありまして。

決して必ずしも、その方にあっち行け、こっちへ行けという意味ではなくて、相談状況に応じては、これは本町の場合は、札内支所もありますし本庁もあるし、保健福祉センターも教育委員会もいろいろ事務室が分かれておりますから。

そういったことも含めながら、ご案内して、自ら行っていただく場合もあるかもしれませんし、担当者がそこへ来て説明し、ご相談に乗る。そういったことも含めながら対応をしていきたい。そういうふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） まだまだこれから時代が進んでいく中で、やっぱり私たちの仕事の関係上、いろんな場面に立ち会うことがあります。

お葬式をさせていただいても、全く親族がない。

ただ、私と葬儀屋さんだけで、送らせていただいたというふうなこともあります。

住民は深い深い一つのその広がりの中で、さまざまなその苦悩を抱えておる方がたくさんいらっしゃ

と思うのであります。

そういう意味で、これからのその行政の形として、本当に深いそういう苦悩に伝えていく。いわゆるセーフティネットの形を、やはり目指していくべきである。

そういうことで、最後のところで、職員の資質向上に努めることはもちろんだとおっしゃっていらっしやいますが、そのことを含めて、今後、そういう方向で資質を深めていただきたいということをご期待申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

次に、斉藤喜志雄議員の発言を許します。

斉藤喜志雄議員。

○3番（斉藤喜志雄） 私は、通告に基づきまして、大きく2点。

その一つは、この春にスタートいたしました特別支援教育の推進について。

そしてもう一つは、先に文部科学省が実施をいたしました児童生徒の問題行動等にかかわる生徒指導上の諸問題に関する調査におけるいじめの急増について、本町の実態について、質問をいたします。

最初に、特別支援教育の推進について、お伺いをいたします。

ご案内のとおり、今年の4月の改正学校教育法が施行されたのに伴いまして、本年度から、特別支援教育が道内の各小中学校で完全導入をなされました。

この特別支援教育は、最近の児童・生徒の障害には、重度・重複化の傾向がみられると相まって、社会のノーマライゼーションの進展などもあり、これまでの特殊教育対象の障害だけでなく、LD、いわゆる学習障害、あるいは、ADHD、注意欠陥多動性障害。そして、高機能自閉症など、いわゆる発達障害のある子どもたちを新たな対象に含め、児童・生徒一人ひとりの障害に合わせて、適切な教育や指導を行うため、実施されたものであります。

この教育の実施に当たって、保護者の間では、いじめや不登校などに事態を悪化させないことにつながると歓迎する声がある一方で、普通学級の中で当たり前にしっかりとサポートされることを希望する親もいるなど、賛否両論を耳をするところでもあります。

また、運営体制の不備や人員が足りず、学校間格差を指摘する識者の声も聞かれるところでもあります。

いずれにいたしましても、私はこれまでの特殊教育から特別支援教育への転換の中で最も重要なことは、各学校のすべての教職員が発達障害など教育上特別の支援を必要とする子どもたちに直接かかわること。

併せて、これまで以上に児童・生徒の理解を深めて、実態を適切に把握し、個に応じた指導を徹底することが強く求められているものと理解をしているところでもあります。

しかしながら、少し乱暴な言い方をさせていただければ、名称が変わったに過ぎないというような受け止め方などが払拭しきれず、地域や学校によっては、特別支援教育の推進状況に温度差が見られるとも交感ささやかれております。

そこで、本町の実態、あるいは現状でも決行でございますが、ついて次の4点をお伺いをしたいと思います。

その一つは、4月からの特別支援教育スタートに向けて、教育委員会としてこれまでどのような教育現場の条件整備や共通理解に努めてきたかについて、お伺いをいたします。

併せて、その推進状況を現状どのように受け止め、把握しているか、お伺いをいたします。

その二つ目は、この特別支援教育の成否は、保護者との信頼に基づく連携と、校内体制を整備したり、コーディネーターの資質や教職員の専門性を高めるためのこの関係機関。

福祉関係だとか、あるいは、医療関係、あるいは、特別支援学校。

こういったところとの連携が極めて重要になるというふうに考えておりますが、このあたりはどのようになされているか、お伺いをいたします。

その3点目は、特別支援教育の導入は、新たな業務の付加を意味するものです。

教職員にとっては、

しかし、これは現行の職員体制のもとで、いわゆる現行の定数の中で実施されていることから、多忙化や超勤に一層拍車がかかることが心配されます。

町教委として、北海道教育委員会を始め、文部科学省に定数の改善を強く求めていく必要があると私が考えているところでありますが、所見をお伺いをいたします。

なお、本年度から特別支援教育支援員が全国で2万1,000人、金額にして約250億円、これは1校当たりになりますと84万円くらいになるのでしょうか。が地方財政措置されましたが、これらも前段申し上げた多忙化、あるいは、一人ひとりに行き届いた教育という観点からするならば、適宜、適切に活用し、必ずしも負担軽減には不十分ながらも、教育現場の要望に応じていく必要があると考えるところですが、この点についても、ぜひ、お伺いをしておきたいというふうに思います。

次に、児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査にかかわるいじめの急増について、

お伺いをいたします。

私は、このところやっといじめ関連のニュースが少なくなったなという感じがしていたところですが、この秋口に、先に文科省が実施をいたしました平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査が発表され、その結果に愕然としたところであります。

それを見ると、相変わらず小中高校でいじめが後を立たないだけでなく、その認知件数、小学校では6万897件、中学校では5万1,310件、高校では1万2,307件もという件数が認知をされ、急増していることが明らかになりました。

加えて、いじめが原因の自殺者が全国で6人もいたことも判明がいたしました。

道内に目を転じてみますと、約7,900件のいじめが確認され、この数は前回調査の10倍以上にもなっているとのことであります。

本来、楽しいはずの学校で多くの子どもたちがいじめに苦しむ現実と、その対応に苦悩する教育現場に心が痛むことであります。

また、この調査によると、学校がいじめを知ったきっかけは、「担任の情報」「子どもへのアンケート」「本人からの訴え」が大半を占めていると言われます。

子どもにとって最も身近な存在である「親からの報告」や「地域住民からの通報」も含め、皆無に近い実態にあることを踏まえると、学校が把握できていないいじめもあるのではと考えるところでもあります。

ともあれ、教師、父母、地域住民が協力をし、この地域住民の中には行政も含めてであります、いじめを洗い出すさらなる努力が必要ではないかと考えるところでもあります。

そこで、本町の調査結果と、今後の取り組みについて、三つお伺いをいたします。

その一つ目は、今回の調査によるいじめの認知件数と前回調査とを比較して、本町の増減はどのようになっているか、一つ、お伺いをいたします。

併せて、そうした結果をもたらした原因あるいは要因。そういったものを教育委員会としてどのようにとらまえ分析しているかについて、お伺いをいたします。

その二つ目。

いじめは、家庭の、学校の、地域の危機管理という受け止め。

いじめの兆候をできるだけ早く掴むことが対策の基本となるというふうに考えております。

そのためには、学校含めて教師・家庭含めて保護者・地域住民、地域社会含めて住民、もしくは、町教委を含めた関係機関等が協力して情報を共有し、対処できる仕組みや体制が必要と考える、本町の場合、どのようになっているか、お伺いをいたします。

三つ目、今、子どもたちの生活を見つめなおす必要が、私はあるかというふうに思っております。

子どもたちの周囲では、インターネットや携帯電話を使つての言葉によるいじめがはびこり、陰湿化、密室化しているといわれております。

これら情報機器への指導や対応はどのようになっているか、併せてお聞かせをいただきたいと思っております。

以上、大きく2点について、私の質問といたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 齊藤議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、特別支援教育の推進についてであります。

一人ひとりの教育的ニーズに応じて、その持てる力を高め、生きる力を育むという理念のもと、本年度から本格的にスタートいたしました特別支援教育であります。この転換を起点として、すべての児童生徒が、適切できめ細かな教育的支援が受けられる体制をつくっていくことが喫緊の課題と強く認識をしているところであります。

ご質問の1点目、「教育現場の条件整備等の経緯とその進捗状況について」であります。

特別支援教育の導入に先立ちまして、幕別町では平成17年度から「多様な教育ニーズ推進モデル事業」として「特別支援教育コーディネーター」を配置し、当時は特殊学級でありましたが、特学の担当教諭、幼稚園の、あるいは保育所、幼児ことばの教室の職員、保健師などをメンバーに「よりよい特別支援教育に向けての検討会」を立ち上げ、情報交換や研修を通じて、具体的な問題点、就学指導のあり方、町民への啓発などについて協議を進めてまいりました。

また、就学指導委員会における個別調査票や保育所と小学校間での引継ぎシートなどの検討を行う一方、平成18年には「幕別町の特別支援教育を考える中間報告」をとりまとめ、関係者の横の連携を密にし、学校内外における連携体制を作り上げることが、今後ますます重要であることを再認識したところであります。

このたび、この「よりよい特別支援教育に向けての検討会」を発展的に解消し、幼稚園、保育所、小中学校、高等学校、養護学校、児童相談所をはじめ、保護者の代表などから組織する「幕別町子ども支援連絡協議会」を組織化し、来る12月21日に第1回目の会合を開催する運びとなりました。

特別支援教育推進上の最大の課題は、関係機関同士の連携にあると言われておりますことから、組織横断的な仕組みを設け、特別支援教育の推進のあり方を協議いただき、加えて相互の連携を深めて、保護者と子どもが安心して就学相談や授業を受けられる環境整備を図ることを主眼に設置するものであります。

ご質問の2点目、「保護者及び関係機関との連携について」であります。毎月19日を「まくべつ教育の日」として、地域の中の学校、地域とともに歩む学校、地域が見守る学校の考えのもと、「地域に開かれた学校」を目指しておりますが、最近では、教育の日に限ることなく、保護者をはじめ地域の方々の来校をいただいているところであります。

こういった、気軽に学校を尋ねることができるという習慣が少しずつではありますが根付いてきており、最近では、就学前の保護者の方が、直接、学校へ就学相談にうかがったという話も聞いております。教育委員会としましては、幼稚園や保育所の先生方に対して、子どもの就学に関して相談されたいことがあると思われるような保護者の方々や、どこに相談したらよいかわからずにいるような保護者の方々に、「一緒に小学校へ行って、お話を聞いてみませんか」と積極的に声をかけてあげてください、そして先生も一緒に小学校を訪問して、小学校の先生との間を仲立ちしてあげてくださいとお願いをしているところであります。

また、子どもの成長に不安や心配をお持ちの保護者の方に対しましても、保健師や児童相談所といった関係機関の紹介をしていただくよう、あるいは、保護者の方が希望される場合には同行をしていただくよう、お願いをしているところでもあります。

ご質問の3点目、「教職員の定数改善と特別支援教育支援員の活用について」であります。北海道教育委員会では、国の標準であります学級編成基準40人を一部緩和をいたしまして、現在は小学校1年生と2年生、中学校1年生に関しまして、変則的ではありますが35人基準を採用いたしております。

一部の学年とはいえ、少人数学級の実現に向けて取り組んでいるところであり、今後すべての学年において、少人数学級を早期に実現されるよう、機会をとらえて強く求めているところであります。教職員につきましては、学級数に応じた定数による配置に加え、少人数指導や指導方法工夫改善、あるいは通級指導、生徒指導といった目的により教職員が上乘せされて配置されることもありますので、1学級に複数の教員が関わるチーム・ティーチングによって授業を展開できる場合もありますが、決して充足しているとは言えない状況にあります。

また、普通学級におきましても、学習支援や日常生活上の介助を必要とする児童生徒が在籍しているケースもありますことから、クラスのすべての児童生徒に対して、教師一人だけでは十分な支援が困難な場合も想定されます。

このような状況を改善すべく、幕別町では、教育活動指導助手を配置する「ゆとり生き生きパートナー事業」と「個に応じた英語教育支援事業」を展開してまいりました。

今年度は幕小、札内南小、札内北小にそれぞれ1名ずつ教育活動指導助手を配置するとともに、特別支援教育推進員を札内北小と札中に配置をし、両校の特別支援教育の支援をはじめ、幕別町すべての小中学校における「支援を必要としている児童生徒」の実態の把握にも努めているところであります。

斉藤議員ご指摘のとおり、国からは、普通交付税の学校数を測定単位とする費目に単位費用として1校当たり84万円、全国ベースで「特別支援教育支援員」2万1,000人相当分の約250億円が、地方財政措置されております。平成20年度におきましては、全国ベースで3万人分相当に増額されるということですので、1校あたり120万円程度になるのではないかというふうに見込んでおります。

教育委員会としましては、今年度、実態把握を行いまして各小中学校での支援を必要とする児童生徒の状況に基づきまして、新年度予算編成作業の中で財務部局と協議を重ね、これまで実施してまいりました「ゆとり生き生きパートナー事業」などとの一定の整理を図りながら、配置すべき支援員数を学校ごとに個々にとらえて、適切な支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査におけるいじめの急増について」であります。

今日、いじめによって子どもたちが自ら命を絶つという事件やいじめによって登校できなくなるという状況が生じるなど、多くの子どもたちが、いじめに苦しんでいる現実で、心が凍る思いであり、このいじめの問題がますます深刻化していることに強く危機感を持っているところであります。

ご質問の1点目、「幕別町におけるいじめの認知件数、増減の状況、さらにはその要因について」であります。

昭和60年に当時の文部省が「いじめの問題に関する指導状況等に関する調査」としまして調査を開始して以来、現在は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」といたしまして、発生学校数や認知件数、発見のきっかけ、相談の状況、いじめの態様などを学校ごとに調査をいたしております。

本調査によりますと、平成18年度の幕別町内の認知件数であります。小学校は10校中7校で21件、中学校は5校中4校で39件でありました。

平成17年度は小学校0件、中学校1件でしたので、大きく増加しておりますが、これは文科省が「調査を実態に近づけたい」との考えから「いじめ」の定義を広める方向で見直しをしたことによるものが大きな要因であると考えております。

具体的に申し上げますと、従来の「いじめ」の定義から「一方的に」「継続的に」「深刻な苦痛」といった限定的な表現を削除し、「心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」というように、いじめにあっている被害者の気持ちを重視する形で、幅広く認めるようにしたほか、件数におきましても従来の「発生が確認されたケース」から「認知したケース」と改められました。また、今年度から公立学校に加えて、国立、私立の学校も調査対象としたことも全国ベースでの大幅な増加につながったものと考えております。

ご質問の2点目、「学校・家庭・地域住民による仕組みの必要性について」であります。

いじめを早期に発見し、適切に対応するためには、学校、家庭、行政、地域社会が一体となった、子どもを守り育てるための体制づくりが必要であります。

特に、社会全体で子どもを守り育てるためには、親でも教師でもない第三者と子どもとの新しい関係、ナナメ関係とも呼ばれますが、この関係をつくっていくことが大切であり、地域社会と協同し、学校内外で子どもが多くの人と接する機会を増やすことが重要であると考えております。

そのためには、地域の方々の力をお借りすることが必要であります。現在は、総合的な学習の時間の地域人材活用、あるいは読書サークルや老人クラブ、退職校長会との交流など、できるだけ学校現場に地域の方々の足を運んでいただき、大人との関わりの場を確保するように努めているところであります。また、幕別教育の日には、19日をひとつのきっかけといたしまして、地域の方々に目を向けていただき、学校に出向いていただけるよう、学校だよりを校下へ配布するなど、学校と地域のつながりをしっかりとしたものにつなげてまいりたいと努めているところであります。

ご質問の3点目、「情報機器によるいじめへの対処と指導について」であります。新聞報道などによりまして、携帯電話によるメールやインターネット上での「学校裏サイト」など、陰湿化・潜在化した新たな形のいじめが広がりつつあります。

我が校においては、いじめの実態の把握がより困難になっているといわれております。町内の中学校におきましても、昨今、生徒が、ブログと呼ばれる、個人や数人のグループによるインターネット上の日記のようなものを公開している実態があることは承知しております。ブログ自体は、書き込む者の行動記録や周辺雑記など日記のような内容のものから、時事ニュースや専門的分野に関して自らの分析や意見を表明するものまで多種多様であり、インターネット上にありますことから誰にでも見られる可能性があるものであります。

町内の中学校におきましては、昨年度、特定の生徒の名前がブログに書き込まれていたということがありまして、学年単位、学級単位で指導を行ったところでもあります。

これらに教師が気づくことは大変困難であります。教職員に対しては、「いじめの傍観者をなくし、教師に報告してくれるよう、生徒との信頼関係を築く地道な取り組みを日々積み重ねるよう努力をいただきたい」とお願いをしているところであります。

以上で、斉藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） 大変丁寧なお答えをいただき、また、その取り組みの内容がよくわかりましたが、最初に特別支援教育にかかわって、何点か要望という形になるかもしれませんが、少しお話をしたいというふうに思っております。

先ほど来言っておりますとおり、その特別支援教育元年とも言われることであって、そういわれるとおり、軽度発達障害のこの児童生徒の指導というのは、もう全く新しい分野であります。

いわゆる義務制の小中学校においては、新しい分野であります。

したがって、現場生産点では、いわゆる試行錯誤の教育実践の繰り返しだというふうに思っております。

そういう意味では、多くの町村がという意味ですよ。多くの町村が、あるいは、温度差がみられるといったのは、そういうことだろうというふうに私は理解をしているのですね。

それはやむを得ないことかもしれません。

しかし、先ほど、教育長からお話があったとおり、幕別町は3年前からすでにしっかりとこの教育が初年度から現場で混乱しないようにというこの取り組みをずっと展開されてきているのですね。

町費で独自にコーディネーター等々をあれましました。

問題は、これから以降、今度は、もっとも大事なことは何かというと、そういう外的な条件で現場が混乱しないようにということで、教育委員会が取り組んできたことは高く評価される場所だというふうに私も思っております。

今度は学校内の体制が今度大事になってくる。学校内の体制が。

教育委員会がそうやってしっかり条件整備をしてくださった。

それを受けて、現場ではどうするか。

そのときに、しっかり民主的で公平で公正な校内委員会が組織されているかどうかということが、一つはキーワードになる。

もう一つは、コーディネーターが、先ほど全体がかかわるべきであると。この教育は全体がかかわるべきであるといったときに、みんなの創意に基づいてコーディネーターが、この位置づいているかどうか。

ここが、実はこの教育の成否を占う大事なところであります。

したがって、フットワークのいい教育長でありますから、ぜひ、現場の実態にしっかり赴いて、耳を傾け、情報収集に当たっていただきたいと。

このように思うところでもあります。

私は、この特別支援教育というのは、日ごろの教科指導や学級経営の延長線上にあるのだよというその意識が非常に大事だ。

保護者の連携という観点からいえば、保護者の信頼のないところに、この教育は成立しないというふうに思っているのです。

したがって、保護者の信頼のないところに教育は成立しないというのは、すべての教育にいえることかもしれませんけれども、とりわけ、支援教育元年という視点からいえば、いわば、そこが非常に大事になってくるのかなと思っております。

したがって、保護者の思いをしっかりと受け止めながら、このように取り組み、このようになりましたという、そういったことを、日常的に具体的に伝えるシステムが校内に必要になってまいります。

併せて、学校と家庭が同一歩調で、障害のある子どもですから、したがって、保護者と学校の取り組みに差異が生じたのでは全く効果がございません。

そういう視点からいうと、保護者と家庭が同一歩調で指導していくことが極めて大切だと。

そういう観点から、私は、その連携の質問をしたということも、併せてご理解をいただきたいというふうに思っております。

指導員の確保。これは一般財源措置ということで、決意聞かせていただきましたから期待をしておりますが、ぜひ、しっかりと財政部局に要求をし、答えてもらえるようにここで強く、また、私からもお願いをしておきたい。こんなふうに思っております。

しかし、これであるといっても、実際にはそれでは不十分なのだ。

本当は、新たな教育が加わったのだから、定数配置が、定数増という新たな定数を加えていくということが、本来的な国の施策としては正しいものと思いますが、しかし、一歩近づく素案として、こうやって予算措置がされているわけですから、ぜひぜひ、そのところは、しっかりと確保していただきたい。このように思います。

これ、要望になりましたので、あれですけど。

もう一つ、いじめの急増について、非常に件数が、全国規模から比べたら、うちの町村は非常に少ない。

教育長が遠慮して言われなかったけれども、我が町、私はこのいじめが本町がなぜ少ないかというのを、このように理解をしているのです。

一つは、早くからスクールカウンセラーを配置して、管内町村2町村か3町村ぐらいしかないのです。スクールカウンセラーを配置して、しっかりと子どもの相談活動に、これは教育相談体制といいます、教育相談体制の充実を、改善に努めてきている。僕はここが一つ大きな効果を発揮しているのだろうというふうに思っております。

したがって、ここの分も、うちは少ないから安心だというのでやめるのではなくて、しっかり道教委なり教育局なり国に、さらなる派遣を要請していくことが必要かというふうに考えております。

もう一つは、日常の教育活動、学校の日常教育活動が充実していることによって、子どもたちの心が安定する。

いじめ。子どもの心が不安定なところに起こる。

そういう観点でいうと、子どもたちがわかりたい、できるようになりたい、楽しかった。

いろんな学校の中での創意ある教育活動によって、そういうものが満たされたときに、少なくとも学校で起こるいじめというのは、私はなくなるのだろうというふうに思っています。

その3点目は、前回の質問でも申し上げましたが、私はこんなふうに思っています。

良書はいじめを駆逐する。子どもの心を育てるといふ、そういう意味での読書活動。そこに向けての行政の条件整備。受けて学校の取り組み。

そういうものがあいつつときに、子どもの心が育つ。

そういう意味では、前回も申し上げたけれども、ぜひ、読書活動の推進は、いじめ防止の積極的な生徒指導の一貫だという理解のもとに、ぜひ、この当たりも継続してお願いをしていきたいものだというふうに思っております。

2点目の質問にかかわって申し上げます。

いじめ問題が起こると、必ずこの批判されたり、あるいは、バッシングを受けるのは学校であり、教師であり、時には教育委員会であります。

しかし、私はいじめの原因というのは、大きく類型化すると三つがあると思っている。

一つは、ストレスによる抑圧や規範意識の低下など、子どもの要因によって起こるいじめ。

もう一つは、家庭の教育力の低下や家庭内の葛藤など、家庭の要因によるいじめ。

そして、もう一つは、先生方の指導上の問題や、学校体制におけるリーダーシップの欠如など、学校の要因。

したがって、何で連携がと言ったのは、そういった要因。とりわけ、このいじめの要因が、加えて今、この最近のいじめをあれすると、重複していると。

家庭と学校の体制がとか、そういう重複したものがあるとすれば、しっかりと情報交換がなされて、情報共有がなされることが、実は大切なのであります。

そういう意味で、ぜひ、学校の、家庭の、教育委員会の、地域を含めて。そういったいじめ対策における基盤形成みたいなものを図っていただきたいなど。

そこで、私はこんなことを考えているのですが、校区内ネットワーク。これは小学校は小さいところもあるから、中学校区域くらいのレベルで結構かと思います。

もう一つは、市町村ネットワークみたいなものをつくっておくのが、連携という観点ではいいのではないかというふうに考えているのです。

これらの日常的な連携が、実はいざというときに力を発揮するというふうに思っております。

そのためには、地域とあれを結びつけるこの学識経験者的なそういう人的な配置をしておくことが大事でないかと。

例えばアドバイザーといったような、なくなったけども、アドバイザーといったような、そういうようなものを設置をして、そしてネットワークをつくっておくことが、実際に問題が発生したときに、そこを解決する手段となるわけで、その当たりについて、どのように考えるか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

いずれにしても、子どもと教師が信頼関係で結ばれた。そういうこのどれだけ一緒に過ごす時間が確保されるかが、実は、このいじめ問題にかかわっては非常に大事になってくるだろうと。これは家庭も含めてですよ。お父さんやお母さん方が、500円預けてお前はあれしないさいと。父さんや母さんがパチンコに行って子どもと接する時間が少なくなっているのならこれはどうにもならない。

そういう意味でいうと、教職員の勤務実態等々も含めて、去年、調査をやった結果によりますと、平日の勤務時間数は約11時間というふうに、調査結果が、これは文科省がやったものですよ。で出ている。

そう考えると、結果として子どもたちが、教師と一緒に過ごす時間がなくなる。

そういう、それは結果的に、そのつけは子どもたちにしわ寄せされるというふうに私は思っているので、ぜひ、そういったことを含めて、一層、その条件整備に頑張っていただければというふうに思いますし、長くなりましたのでやめますが、一つ、その人的な配置の部分で、例えば、アドバイザーの復活を含めた、そういうそのネットワークについて、どのようにお考えか、見解をお聞かせいただければ幸いです。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 何項目かありましたので、抜けるところもあるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思っております。

最初に、特別支援教育の関係で、校内委員会組織がどうなっているのかなというご質問であります。

これは全校、いわゆる発達障害のない学校におきましても設置をされております。

これは19年度からスタートいたしました。

それから、次の、コーディネーターそのものが、皆さんの創意でもって配置されているかどうかという点については、これから検証ということになるかと思っております。

2年間続けて配置をいたしておりますが、これは当初配置の時点では、コーディネーターの役割を市町村が持つのか、あるいは、道段階で持つのかという議論がございました。

私ども、市町村が置くという前提が一番正しかろうというようなことから、17年にコーディネーターを配置した。

結果におきましては、いわゆる特別支援学校、養護学校と義務教育小学校の責任ということになりましたので、コーディネーターについては、道立の段階で設置されるということであろうかと思っております。

しかしながら、私どもの様な15校もあります。それなりにまとめていかなければならないようなコーディネーター的役割。そういうもの必要だというふうに思っておりますので、新年度に向けては、それなりの支援を配置してまいりますけれども、その中で、造詣の深い、経験の豊かな方、そういう方をコーディネーター役として設置をしていかなければならないのではないかなというように思っております。

支援の確保についてであります。

私ども、これから予算要求ということになります。

全校調査も終わっておりますので、それらをベースにいたしまして、財政当局と議論を深めて、厳しい財政状況、承知しておりますけれども、何とか子どもたちのために、そういった環境づくりにご支援とご協力をいただくように努めてまいりたいというふうに思っております。

次は問題行動、いじめの関係であります。

いじめの数が、幕別町少ないのではないかと。確かに少ないわけです。

ただ、過去3回のピークがありました。

最初は、1985年、これはスタート時であります。16万件、全国ベースでありました。

1995年、これで6万件。これがまた一つのピークであります。

今回、この改正見直しによって、12万件ということになりました。

ここで問題なのは、全国は今回、6倍になった。あるいは、全道10倍になったということですが、認知件数、1,000人当たりどうなのだという計算をいたしますと、全国では8.7件、全道では13件、幕別町においては12件。平均的だということになりましょうか。

ただ、全国的に、熊本が50.3%。鳥取が2.1。非常に府県に差があります。

この差はどこから生じたのかということになりますと、まだ十分な分析は行われておりませんが、こういった制度改正の趣旨が徹底されたのかどうか。

その辺に一つの探していた原因があるのではないかと。今、分析されているような状況であります。

いずれにいたしましても、認知件数が多いから、少ないから、そのことによって一喜一憂するのではなくて、どう解決するか、解決されたか。このことがベースになりますと、認知件数が上がっても、これはとやかく言うようなものでありませんし、下がったからどうなのだということにも、これはならないと。

やはり隠された部分が出てくるというようなことになるといけません。

大事なことは、どう対処したかということに視点を当てながら、継続的に、忘れないようにチェックをしていくことが大事ではないかというふうに思っております。

それから、これらの生徒指導にかかわる一つの一助になってきたスクールカウンセラー。

これは北海道でも、私ども幕別町だけだろうと思うのです。

全国、全道的な支援の中で、スクールカウンセラーが、長きに渡り廃止されております。

この継続につきましては、毎年要望は挙げておりまして、幸いかな継続されておりますが、どこでできるかわかりません。

わかりませんが、できるだけ、幕別町の思いを伝えた中で、継続されるように要望を続けていきたいというふうに思っております。

それから、いじめの根底をなくす基本的な根底にあるものとして、今、読書が大事であると。

前回の議会でもご指摘を受けました。

その図書の購入、あるいは、そういった環境、イントラネットによるネットワーク。これらの投資につきましても、北海道におきましても、先進的な取り組みをされていると、私はそう思っておりますけれども、問題は、その活用、中身の問題であります。

ぜひ、学校を通して、子どもたちにそういう近代文明を駆使した活用のあり方について、指導していただければなど。これからも私どもも力を入れて指導させていただきたいというふうに思っております。

それから、5点目であります。

地域、家庭、学校、いろんなところでストレスというもの重複している。ご指摘のとおりだというふうに思います。

これをいかに情報交換をしながら、地域で見守っていくかということが必要だと。

これは一般論としては非常にいいやすいのでありますけれども、現実問題としては、今、取り組んでいる教育の日、あるいは、いろんな取り組みがあります。

むしろ、地域の方々が、学校に入ってくる。こういう環境づくりが積み重なって、現在の幕別の教育があるのだろうというふうに思います。

これらを大事にしながら、いじめをなくす一つの基盤基礎になっていってもらいたいという気持ちで取り組んでまいりたいと思います。

併せて、これらの校区内のネットワーク。これも地域によってはそのようなところもあります。

幕別町においても、北小の見守り隊なんていうのがありますが、そういうことの延長ですね。大人とのかかわり。こういうことが大事だろうというふうに思っております。

これから、新たな観点でそれらを支援していく、あるいは、ネットワークをつくっていく。そういう前提で検討させていただきたいというふうに思っております。

あと、最大解決手法としては、教員の確保ということだろうと思います。今回も文部科学省の新年度予算要求の中にもありますけれども、3カ年で2万1,000人。たまたま支援と同じ人数でありますけれども、

その中にも特別支援教育の充実にかかわっては、630名、まだまだこの程度であります。

相対的に7,100人、単年度ということでもありますから、斉藤議員がおっしゃっているようなレベルではないというふうに思っておりますが、少なくとも少人数学級、そして、あらゆる食育の観点、それから、教員の事務負担の軽減、接する場の確保について、引き続き定数改善については、あらゆる場で求めていきたいというふうに思っております。

漏れているところがあるかもしれませんが、次の質問にお答えしたいと思います。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） 大変ご丁寧に力強いお答えをいただいたので、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（古川 稔） 以上で、斉藤喜志雄議員の質問を終わります。

この際、11時30分まで休憩したいと思います。

11：18 休憩

11：30 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、千葉幹雄議員の発言を許します。

千葉幹雄。

○19番（千葉幹雄） 通告に基づきまして、2点につきまして、質問をいたします。

平成12年に策定をいたしました第4期総合計画では、本町の人口を平成22年で2万8,500人と約4,000人増の想定をしているところであります。

2年余り残しているとはいえ、現在の微増微減を繰り返す状況では頭打ちと言わざるを得なく、目標は大きく狂ったと考えるところであります。

忠類を除く幕別ベースでありますけれども、平成12年、国調で推測でありますので、若干、4期総の数字であります。約2万4,500人、同じく平成19年9月末でありますけれども、これも忠類を除いたり、国調ベースで、推測でありますけれども、幕別町札内地区、あるいはまた、幕別本町地区を合わせて、約2万5,000人。

この間、7年余りではありますが、わずか約500人増ということでもあります。

この原因はどこにあるのでしょうか。

昨年8月の北海道未来総研の発表によりますと、本町の人口推移は、2015年に3万1,023人、2030年には3万3,373人。

また、後段、工業統計に関係するわけでありませうけれども、GRP、域内総生産、これは自治体の総生産ということではありますが、数値は管内唯一プラスでありまして、21%増の947億と予測をしているところであります。

これらを総合的に考える時に、本町の持つ優位性、こういったものを行政に活かしているとは言えないのではないかと。

まずは、お伺いするところであります。

次に人口問題と密接に関係するのが、就業の場所の問題であります。

すなわち、地元で働く企業がどの程度あるかが定住人口にかかわってくると考えるところであります。

本町は歴史的に明野、札内東、リバーサイドの工業団地を造成してきましたが、どの団地も大型企業を誘致するような本格的な工業団地とは言えず、近年の経済情勢もあり、大変苦戦を強いられているところであります。

先般、2006年の、昨年でありますけれども、工業統計で製造品出荷額が報じられておりました。

本町が206億円、芽室町が610億円、音更町が570億円となっております。

この数字をみてさまざまな原因があると考えられるわけでありませうけれども、同じ帯広圏を形成する自治体の町長として忸怩たるものがあると思っておりますが、一番の要因として企業誘致に対する情報収集能力、あるいは、進出企業に対する対応に問題はなかったのか。

この際、町長は強いリーダーシップを発揮し、攻めの行政、また、幕別町の営業マン的な役割を果たす必要があるのではないのでしょうか。

以上の事柄について現状をどう捉え、今後の対策、施策をどう講ずるのか、伺うものであります。

次に、本町市街地活性化と中心商店街の振興についてであります。

町長は、あらゆる場面で、幕別本町地区、札内地区、忠類地区それぞれの地域がその特徴を活かし、均衡ある発展が望ましいと発言をされているところであります。

まったく私も意を同じくするものでありますけれども、今回は、本町市街地地区に限定してお聞きをするわけでありますけれども、本町市街地の人口は、いずれも国調でありますけれども、平成12年現在4,789

人、平成17年では4,460人で、この5年間で330人の減となっております。

現在は、さらに減少していると思われるわけですが、併せて、高齢化率も極めて高くなってきております。

現状のまま推移をすると、市街地としての機能が失われるのではないかと危惧されるところであります。

本町地区においては、過去、住宅団地を造成し、近年も教員住宅跡、公園跡などを、公社で買入れ造成してきましたが、おおむね完売したとお聞きをしております。

定住促進の一環として、土地利用を見直し、地域性を活かした安価でゆとりのある住宅団地を造成すべきだと考えるが、町長の所見を伺います。

道は「コンパクトな街づくりに向けた基本方針」を策定しております。

その中で商店街の再生を中心に据えていく必要があると言っております。それはまだ商店街には幾つかの役割と可能性を持っているからだというふうに考えるところであります。

その役割として、一つには、「まちの顔」としての役割。

二つ目には、高齢化社会における「利便施設」としての役割。

三つ目には、単なる買い物の場ではなく「コミュニティ施設」としての役割等々が考えられます。

本町地区が今後、ますます高齢化率が高くなることが予測され、それに伴い、商店の経営者も高齢化し、後継者不足も深刻な問題であります。

5年後、10年後を考えると商店街は壊滅状態と予測されます。

商店街に対し、振興策を講ずるとともに、若くして意欲のある人の開業などを誘導する施策を講ずるべきと考えますが、町長の所見を伺うところであります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 千葉議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「人口増施策と企業誘致について」であります。

まず、「人口の推移について」であります。今もお話ありましたように、合併前の幕別町の国勢調査の数字で申し上げますと、昭和50年には、1万8,444人でありましたが、以降、順調に増加を続けまして、直近の平成17年調査では2万5,083人となり、昭和50年との比較では、約6,600人の増となっております。

一方、5年ごとの状況を見てみますと、平成7年から平成12年の5年間では、約2,000人の増でありましたが、平成12年から平成17年までは、約800人の増にとどまり、この結果、第4期総合計画での推計人口との乖離が生じているところであります。

また、ここ最近の住民基本台帳では、増減を繰り返しながら緩やかな右肩下がりで推移している状況にあります。

これらの原因といたしましては、大きくは、国全体として人口の増加が頭打ちになった中で、本町におきましても、死亡数が出生数を上回る、いわゆる自然減に転じたことや、住宅地の供給において、分譲価格や日常生活の利便性などの面で、他町との比較で優位性を保てなかったことなどによるものと推察をいたしているところでもあります。

また、昼間人口比率が平成7年と平成17年の国勢調査との比較では、音更町、芽室町がわずかながら伸びておりますけれども、本町は、1.77ポイントの減となっておりますことから、雇用の場の確保という面も大きな原因であろうと考えております。

ご質問にもありましたが、将来的には、道内のほとんどの市町村が大幅に人口が減少する中で、本町については、人口が3万人を超え、町内総生産も十勝管内で唯一伸びが見込まれるとの、民間のシンクタンクによります将来推計もあります。

推計の根拠は詳しくはわかりませんが、本町がそれだけの優位性を持っているとの評価がこういう推計につながっているものと考えております。

こうした現状や本町を取り巻く環境を考えますと、人口減少時代を迎え、地域間競争がますます激しくなる中、これまでのように、住宅地を供給すれば人口が増えていくという時代は終わり、さまざまな面で魅力あるまちづくりを進めていかなければ、今後の人口の増加は見込めないものと考えているところであります。

具体的には、雇用の場の確保であり、子育てなど福祉施策の充実であり、安価で魅力ある住宅地の供給や良好な生活環境の整備など、さまざまな施策の充実を図っていくことが、今後の定住人口の維持、拡大につながるものと考えているところであります。

次に、「就業の場の確保について」であります。

このたびの第5期総合計画策定にあたり実施をいたしました「町民アンケート」におきましても、町民の皆さんが最も求めていることは、「就業の場の確保」でありました。就業の場があることは、流入人口の増加にもつながり、まちづくりの重要な施策であるとの認識は、意を同じくするところであります。

これまで、道外企業に対する誘致活動としては、平成16年、17年に食品加工業を中心に関東方面の関連企業にリサーチ調査を実施し、幕別町に関心を示していただいた企業に対しては、パンフレット等

を発送するとともに、企業訪問をさせていただいたという経緯があります。

その結果、企業誘致には至らなかったものの有効な取り組みであるというふうに評価をし、今後も継続的な取り組みとしてまいりたいというふうに考えております。

また、管内企業を対象とした誘致活動といたしましては、これまでも企業訪問を適時実施いたしております。平成14年度4社、平成15年度2社、平成16年度から18年度まで各1社、本年度は現在1社の企業誘致に結びついている状況であります。

しかしながら、企業誘致活動は行政のみの情報収集にも限界があり、戦略を持って取り組むことが大切なことから、今後、町内に産業クラスター的な組織を設立し、積極的な取り組みを図ってまいりたいというふうにも考えております。

また、本年6月に「企業立地促進法」が施行され、地方への企業の進出や特色ある産業集積に取り組む広域的な地域に対し、国の支援が受けられる制度が設けられたところであります。今後、帯広圏を中心にこのような制度を活用した取り組みにも積極的に参加をしてみたいというふうにも思っております。

次に、「幕別本町市街地活性化と中心商店街の振興について」であります。

ご質問の1点目、「本町地区へのゆとりある住宅団地の造成について」であります。ご質問の要旨にもありましたように、幕別本町市街地区につきましては、平成2年国勢調査の5,582人をピークに人口の減少が続き、平成17年の国調では4,460人となりましたことから、ピーク時との比較では約1,100人の減少という状況にあります。

このため、定住施策の一環として、地域性を活かした安価でゆとりある住宅団地を造成すべきのご提言であります。

お話ありましたように、近年では、緑町におきまして、平成16年に公営住宅跡地を1区画約100坪で10区画を分譲しましたところ、約1年で完売しました。

また、平成17年に公園跡地を約100坪で3区画、150坪で4区画を分譲いたしましたところ、1区画が売れ残っておりますが、これも本年9月に完売したところであります。

こうした現状を見ますと、安価でゆとりある宅地に対する需要は相当数見込まれますことから、低廉な土地価格、豊かな自然、帯広市の通勤圏などの特性を生かした宅地の分譲につきましては、有効な手立てであるものと思っております。新たに土地を取得しての大規模な住宅団地の造成は、本町の財政状況を考えますと、なかなか難しいものがあるものというふうに考えております。

現在、検討をいたしておりますのは、旭町の公営住宅の建替えに伴いまして、来年度、古い公営住宅の取り壊しを行う予定でありますので、町有地等の有効利用を図る観点からも、この跡地を宅地として分譲したいというふうに考えております。

また、隣接いたします職員住宅、あるいは、教員住宅につきましても、老朽化の度合いや入居の実態を考慮しますと、将来的には、宅地として分譲することが望ましいものというふうに考えております。幕別町の人口がなかなか増えていかない現状を、大きな行政課題として受け止めながら、幕別、札内、忠類、それぞれの特性を活かして、町全体として定住人口の維持、拡大に努めてまいりたいと考えております。

2点目、「本町商店街の振興について」であります。幕別町の本町地区や札内地区において、中心市街地の空洞化や商店街の衰退などの課題に対しましては、これまでそれぞれの地区で商店街振興会を組織し、活性化に向けて事業が展開されてきたところであります。

本町地区では、平成11年度に「まちな顔」の一つとして、「幕別パークプラザ」が建設され、コミュニティ施設として地域の交流やイベントの開催、あるいは物販などに利活用されておりますことは、ご承知のとおりであります。

併せて、北海道において、駅前広場や街路の整備が実施されてきたところでもあります。

また、本町地区に限る支援策としてはありますが、中小企業融資制度で融資額3,000万円の近代化資金を平成9年度に新設するなど、商工会や関係機関との連携のもと、施策を講じてきたところであります。依然として厳しい状況が続いているのが現状であります。

消費者動向の多様化や後継者不足に加えて、地域の急激な高齢化の進展や人口減少などにより、今後も本町商店街を取り巻く環境はますます厳しくなるものというふうに見込んでおりますことから、商店街の振興策や新規開業を誘導する新たな施策につきましては、引き続き、商工会とも連携しながら、協議をいたしてまいりたいというふうに考えております。

以上で、千葉議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 再質問をさせていただきます。

まず最初に、私の主幹なのですけども、我が町を取り巻く環境というのでしょうか、状況なのであります。私、たえず思っているのですけども、十勝管内、帯広が御当主だということ、自他ともに認めているわけですから、御当主だとすれば、やっぱりそれを取り巻く音更、幕別、芽室。これが3兄弟だ

と私はそういうふうに思っています。

音更が長男とすれば、我が幕別が次男、そして、芽室が三男ということになるのだろうというふうに思います。

そうした中で、長男である音更、そして、三男である芽室は、なかなか元気がいいと。人口も増えていくし、いろんな意味での工業統計にあるような数字でも出ています。

なぜか次男である幕別町だけが元気がないと。人口もこういう状況。あるいは、産業もこういう状況ということでもあります。

なぜ、そういう状況になるのか。

それはもう皆さん方も周知でありますけども、やっぱり各となる企業が、残念ながら我が町にはない。

そして、企業誘致も思ったほど成果も上がってこないという状況の中で、必然的に元気も失われていくという状況かなというふうに思います。

ただ、救いは、長男も、あるいは、三男も、結婚はすることができなかった。幸いなことに我が町は、理事者同士の信頼関係といいましょうか、あるいは、議会、あるいは、住民同士がお互いを信頼して尊重しあった結果、合併、結婚式することができた。

これは、それなりに私は評価できるのだろうというふうに思います。

今まで、任意協、法定協、そして、また今日まで、5年ぐらいかかったのかなという気はしますけども、今までは、結婚するまでの間のいろんなやりとり。

結婚してからは、新婚家庭ですから、お互いの幸せのために、そちらの方にエネルギーが割かれてきた。内部的に割かれてきた。外に向かって、いろいろなそのエネルギーが、集中して発揮することができなかったのだろうというふうに思っております。

そんなことをイメージしながら質問をさせていただきたいと思います。

まず、人口問題でありますけども、平成12年から19年のこのスパンでみると、若干というのでしょうか、私は、国調の推計でいくと、私は500ぐらいいかなと思うのですが、800という数字でありますから、いずれにしてもいいのでありますけども。

若干増がみられますけども、中身を見ますと、平成17、18年をピークに、減少しているのです。今年は完全減少しております。

これはやっぱり本町として深刻な問題だというふうに、私は思うし、捉えなければならぬのだろうというふうに思います。

答弁書の中に、この原因ですけども、町長も言っているんですけども、幕別としての優位性を保つことができなかったと。

それが人口減につながったのだろうというような分析をしておりますけども、なぜ、それが生かせなかったのかというところが私はポイントだと思う。

その優位性をなぜ活かさないのか。

その辺、お聞かせを、まず、いただきたいというふうに思います。

次に、未来総研の関係ですけども、将来推計の件であります、この町長も答弁で触れておりますので。やっぱり外から見ていて、我が町の持つ優位性、これをやっぱり行政として活かしてこなかったというか、活かしてこれからいくのかもしれないんですけども、少なくとも、現状では活かしてこないからこういう結果になったというふうに私は思わざるを得ない。

これは、町長ばかりでなくて、職員の人もきちっと考えなければいけないことだと思うのですが、これは将来推計の出したあれなのですけども、この中で、道内の180カ町村のその域内総生産を推計したと。

そして、今後の、これは大事なことだと思うのですが、今後の地域政策のあり方を展望するための基礎資料を提供することを目的として実施したということなのです。

ということは、ありがたいねというばかりでなくて、もう一步突っ込んで、なぜ我が町がこうやって全道的に減っていく中で増えていくのだという、やっぱりその今一步突っ込んで、現状を、我が町の現状はそれは皆さん方一番よくわかっていますけども、外から見たらそういうことではないのだと。なぜなのだという、私はそこにやっぱり着眼しなければいけないのだろうというふうに思います。

これは町長ばかりの問題でなくて、これは職員の人もこういったことに常に目配りをして、我が町の優位性、どうやってしたら活かせるのかということの研究する必要があるのだろうと思いますので、あえて申し上げたいというふうに思います。

それと、人口問題と表裏一体になる企業誘致の関係でありますけども、私は我が町をマクロ的に見ると、やっぱり教育ですとか福祉ですとか文化ですとか、そういう面については、私は管内的にも、あるいは、道内的にも、かなり高いレベルにあるのだろうと思います。

そこは私も評価をしたいと。

ただ、こと企業誘致に関しては、非常に数字が物語るとおり弱い。0ではありませんけども、弱い。

これは、岡田町政だけのことでなくて、過去私もずっと見ていまして、やっぱり大石町政、林町政、

そして、現在の岡田町政。やっぱり、ずっと我が町の歴史を振り返ってみると、その部分が弱かった。そういわざるを得ない。

そして、町長はどうするのですかと答えたら、質問しましたら、産業クラスターですか、それから、企業立地推進法ですか。それで云々という話をしています。

それは私は否定はしませんが、ただ、産業クラスターというのは、それは釈迦に説法ですけども、やっぱり各となる企業があって、それを中心にやっぱり企業集積をしていくというのが、このもつ意味です。

ですから、何にもないところには産業クラスターとかできないわけではないでしょうけど、将来的にできないわけではないでしょうけども、非常に遠い世界の話になる。

それと、企業立地促進法ですけども、私もこれ調べてみました。

非常に悪いことはありませんけども、まず、手間のかかること。

そして、町長が言うように、広域でやるという、やらなければならないというわけではないですけども、帯広を中心とした広域でやりたいというような話であります。

これは、我が町にしてみると、我が町の優位性はそこでは担保されないわけですね。

ということは、帯広圏の中で、こういうことをやるということはみんな同じですから。そういう恩恵を受けるわけですから。

ですから、これはこれとしてあれですけども、我が町がこれから企業誘致をしようという中であって、それが決定的なすばらしい施策だということには、私はなっていないか。そういうふうに思います。

反論があったらお願いいたします。

それと、工業統計の話ですけども、今、私が申し上げたとおりですけども、非常に私は驚きを持ってこの数字を見たのですけども、町長としてこの数字を見たときに、どういう思いをされているか。

今現在、それをまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 人口問題にかかわってでありますけれども、人口減少、これは先ほども申し上げ増したように、多くは、2035年に向かって日本の人口が大幅に減る。1億2,000万の日本の人口が1億1,000万。北海道の500万が440万に減るとかという中で1町村の人口形態を、動向を見守るわけであり

ます。

そして、先ほども言いましたように、自然減が現実には発生している。

平成15年ぐらいからでしょうか。亡くなっている方の方が、生まれてくる方より多い。

さらに、転出が転入よりも多いというような現象の中で、中でその原因があったかというのは、先ほど来申し上げておりますように、いろいろな要素があるのだろうというふうに思います。

もちろん、雇用の場の確保が十分でないということももちろんあるわけでありまして、かつては、幕別本町地区だとか、特に新田ベニヤ、ニッタクスが大きな工場として、そこに大勢の皆さん雇用の場があったのが、現実に段々少なくなってきた面もあります。

かといって、お話ありましたように、それに変わる大きな企業が、本町に立地的差が、残念ながらそうならないというような面もあります。

ただ、企業誘致、2番目の質問の中にもありましたけども、企業誘致にかかわっては、なかなか難しい面があって、例えば、大きな企業誘致をするということになると、正直いって今の工業団体の中だけでは間に合わない。さらに大きなものが必要だというようなこともよく言われます。

そうかといって、全く見知らぬ縁故もない企業に対しての企業誘致のやり方というのも、非常にまた難しいということをよく言われております。

私どもは、何とか行政のみならず、いろんな方の情報などをいただく中で、行政はどこをかかわっていかかということが、企業誘致の中では今、大事なことでないかなというふうに思っておりますけども、厳しい情勢の中で、なかなか難しい面があるのだろうというふうに思います。

なぜ、優位性を活かせなかったのか。

交通の利便性がよい、あるいは帯広市の隣接している優位性、あるいは、自然環境に恵まれている。

こういった優位性がなぜ活かせなかった。

ただ、いうなれば、音更にしても芽室にしてもそれぞれがそういう優位性がきつと持っているのだろうというふうに私は思っております。

ただ、私どもの中に、結果的には、我々の努力不足もあったのかもしれませんが、企業誘致につながらなかったことについては、大変残念なことだというふうに思っているところであります。

それから、未来総合研究所の、これは先ほども言いましたように、民間のシンクタンクの推計発表です。詳しい中身は当然我々知ることにはなっていないのですけども、ただ、なぜ音更、芽室、帯広が全部マイナスなのに、幕別だけが人口が増えるのだというようなことになると、恐らくどこかの年次の、先ほど言いましたように、例えば、幕別町で一番人口が伸びたときの国調のあれをとって、その数値がもとに、人口の推計を出したのかなと。

しかも、これ全道で見ましても、180市町村のうちで、幕別町は全道で7番目の数値ですから、このとおりになっただけならば一番ありがたいし、もちろん我々も努力しなければならないのですが、その推計の数値の中身そのもの自体については、我々も十分承知しています。中身までの把握はしていないわけですが、そういう数字を出していただいたということは、やはりそれなりの、いわゆる幕別町としての可能性があるのだということは、我々も新たな認識としてもっていかなければならないのだろうというふうには考えております。

それから、工業統計については、これはもともと本町の場合、あまり大きな工業出荷額というのはありませんでした。

多かったのは、どちらかというと、砂利ですとかブロックですとかといった、水あるいは砂利を活用したような工業出荷額が多かったのでありまして、そういったところも、今の時勢ですから、段々淘汰されていったというようなことで、残念なことだということはもちろんそのとおりでありますし、これから何とか少しでも多町村に追いつく、あるいは、追い越せるような工業出荷額の増に努めていかなければならないということは思いつつも、残念な結果だというふうに思っております。

さらに、これから、いろんなこと踏まえながら、企業誘致、そして、人口の維持増加に向けての努力はしてまいらなければならないというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 人口問題でありますけれども、いろいろ理由はあると思えますけれども、ただやっぱり、全国的に少子高齢化、それはそのとおりです。

ただ、同じ条件、全国どもでも、多少違いますけれども、こと帯広を取り巻く近隣の3町は、私は条件的には、いろいろな優劣はあるかもしれませんが、置かれている状況はそう変わりはない。

そうした中で、音更も増えている、芽室も増えている。我が町だけ減ってくる。

そこをやっぱり真剣に捉えて、どう町を首長が導いていくのかという、そういう明確なやっぱり方針を出していかないと、ただずるずるとこういう現象が続くのだろうというふうに思うわけでありまして。

土地についても、リバーサイドの背後地というのでしょうか。あの奥あるわけですから。

工業団地としては今いませんけれども、いろいろ利用をしているわけですから。

ですから、そこは対応は私は可能だというふうに思います。

それで、時間もありませんのであれですけど、なぜ私、こういうことを言うのかというと、交感言われていることなのですけども、進出したいという希望の企業が町に打診がありますよね。例えば、ありますよね。

いろんなことがあってだろうというふうに思うのですが、いろいろ折衝した結果、結果として音更に行ってしまう。あるいはまた芽室に行ってしまうということが、聞く、その不振はわかりませんよ。わかりませんが、どういう理由なのかはわかりませんが、結果的にそういうことになってしまう。

何か企業側が幕別に出ようという、進出しようという気を起こさせない何かがあるのでないか。

それはわかりませんよ。わかりませんが、そう思わざるを得ないというふうに私は思う。

町民の方もそうですし、私どもも、どういう企業が打診があって、オファーがあって、そして、いろいろ交渉した結果、こういうことがだめな要因になって、町外に出たと。

町長、具体的な企業名は言いませんけれども、最近もそういうことがあったり、理由はわかりません。

ですから、町民の人も非常に不安というのでしょうか、どうなっているのだろう。

私たちが詳しい事情はわかりませんから、結果的にだめだったのでしょねというぐらいのことしかできない。

これはやっぱり、そういった意味で、情報化時代ですから、やっぱりどういう企業がどうしたということは、町民の人は、正確でないかもしれませんが、伝わっていく中で、結果としてうちに来ない。ほかの町に行ってしまうということが続くと、非常に町民も心配、あるいは、不信感につながってくるということでもあります。

いずれにしても、バランスのとれた、先ほど、私申し上げたように、いろんな行政分野があると思えます。

その中で、やっぱりバランスのとれた町になっていかないと、やっぱり活力のある町にはなっていないのだろうというふうに思います。

単に、宅造ではだめだという先のお話でありますけれども、私も全くそういうことだというふうに思います。

やはり、企業誘致を図りながら、そこに雇用の拡大、そして、税収の増、あるいはまた、税収が増えることによって、いろんな施策が打てるわけでありまして。

そんなことを考えると、今後、我が町の最重点課題だろうというふうに思います。

これ、今までの事例を見ていまして、町長ももちろん記憶にあると思えますけれども、その企業の中身というのでしょうか、それによっては、過去に大胆かつ柔軟な対応、全部の企業にそうすれという意

味ではありませんけれども、土地代を助成したとは買ってあれしたとか、いろいろあるわけでありまして。そういった意味で、やっぱりそういうことも時には使いながら、ケースバイケースでしょうけれども、大胆にやっついていかないと、やっぱり町村と町村、地域と地域の引っ張り合いですから、ですから、結果的になかなか勝てないということになるのだらうというふうに思います。

それともう1点、先ほど申し上げましたように、最重点課題ということにするのであれば、私は内部的に、機構改革もあるでしょうけれども、企業誘致対策、名前はどうでもいいのですけれども、やっぱり専任職員をもっと置いて、やはり充実させていかないと、ありきたりのことだけ言っている中では、なかなか実行として成果が上がっていかないと私は思うのです。

ですから、その辺、一步踏み込んで。過去は過去として、これからの道として、もう一步も二歩も踏み込んで、やっぱりうちの町は企業誘致を図ることによって、人口も増えていく。税収も増えていく。増えることによる施策も打っていくというふうな考え方に立って、町長の考え方、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 当然のことながら、今、地方分権の中が進む中では、これからのまちづくりというのは、当然、他町との競争、原理というのがますます強くなっていくのだらうと思いますし、それだけに、特色のあるまちづくりということもさらに求められていくのだらうというふうに思っております。

お話ありましたように、うちで声かけられたのは、どこでだめになったのかとか、私もちょっと中身についてはわかりませんが、ただ、少なくとも、その企業が、幕別で進出したいがどうだという相談があったときには、1係1個人だけで終わらすようなことにはならないはずですし、暗くても担当課をはじめ、場合によっては、徹底的な庁舎の内部に、縦断的な話し合いや協議をして対応していくということが必要なのだろうと。

ただ、1個人1係のところ、いや、それは条件に合いませんからということで終わっているということは私もないのだらうと思いますし、もう一つは、今、企業誘致、あるいは企業担当が、いわゆる土地開発公社との絡みもあって、なるべく工業団地を利用する。そこを優先的に使っていただければということもあります。

これらと、いわゆる町全体からすれば、先ほど言いましたように、新たな工業用地として提供するようなことも含めて、町全体、職員全体として取り組んでいかなければならないのだらうと。

そういう思いはしておりますので。

今、お話ありましたことについても、十分内部であれしていきたいというふうに思っております。

それから、企業誘致があって、大胆にということがあります。

うちもまた条例もあって、固定資産税の減免をはじめ、いろんな優遇制度もあるわけでありまして、あるいは、場合によっては、土地の取得に対する、今、融資もありますけれども、さらに必要なものがあれば、これからも考えていかなければならないのだらうというふうに思っております。

それから、機構改革に向けての企業誘致対策でありますけれども、これもいろんなことを内部でも出ております。

職員でなくてもいいのでないかと。民間の方に、何人かに企業誘致にかかわっての嘱託職員といいますが、委嘱をするような形で、いくばくかの報酬を払うようなことも、一つの手法でないかというようなことも出ております。

それと、先ほど私言いましたように、何かのきっかけを掴むことによって、その企業訪問も容易になってくる部分あるということで、実は今、東京幕別会と札幌幕別会の皆さんに、すべての皆さんに、今の企業誘致、それから、盛んに言われていますふるさと納税、それと団塊世代を中心とした移住促進。これらを含めて、お願いの文章を今出したいなというようなことも考えておまして、何とかそれらにも含めながら、この企業誘致、あるいは、人口増に向けての施策推進にあたっていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 今、町長の答弁聞いて、非常に大事なことというか、欠陥というのでしょうか。町長は何のことか私は聞いていないというような話ですけども、本当に私聞いていないとしたら、やっぱり組織の中に僕は問題あるのではないかというふうに思うのです。

ということは、かなりこの話は広く町民の間でも聞いていまして、僕は最終的にいろいろあって、だめだったのだらうと思うけれども、少なくとも、町長のところまで話がいって、それは仕方がないということで、僕はやめたのだらう、それはそれで仕方がないと思うけど、ただ、それは全然聞いていなかったという話になると、これはやっぱり組織上にやっぱり問題があるのでないかと私は言わざるを得ない。

それと、先ほど、行政だけでは限界があるということで、それはそれで、私もそう思う。

それで、札幌幕別会、東京幕別会もいい。けども、やっぱり我が町出身のそれなりの人、具体的には言いませんけど、何人かいるわけですよ。

だから、そういう人たちの情報もやっぱりとったり、あるいは、その人たちにもお願いをしたり、やっぱりそこは行動を起こしていかないと、その待っているだけでは全然進んでいかないわけですから。

その辺はやっぱり、町長も言っているからそうなのでしょうけども、それ以上にいろんな人たちの力も借りながら、意を用いていただきたいというふうに思います。

その1点だけ、最初のそこだけ確認させてください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） その1点目にお話ありましたその企業誘致にかかわって、幕別との条件が合わないで、他へ行った。そのことについて、周知しているかということですけども、正直言って私はそこまでは聞いていなかったわけでありまして。

内部にそういう問題点があったとすれば、反省して、今後、ないように気をつけていきたいというふうに思います。

それから、待っているだけでなく、積極的に企業誘致を進めるべきだ。あるいは、人と人とのつながりを大事にしながら対応していくと。そのことについては、全く意を同じくするものであります。

積極的に取り組んでまいりたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 本町市街地の活性化にかかわってでありますけども、大体押さえは同じ認識に立っていますので、重複はさせませんけども、ただ、旭町のところを云々という話でありますけども、私は否定はしません。

否定はしませんけども、ただ、本当に皆さん方が買う立場になって物事考えなければだめなのだと。旭町のあの奥ですよ。

北側の方ですね。

実際、ニューファミリー、年配の方もいますから一概に言い切れませんが、やはり学校が近いとか、病院が近いとか、やっぱりそういう公共施設が近いというものがなかったら優位性がないのです。

旭町否定しませんよ。それは買う人いるかもしれませんし、それはいいのですけども。

やっぱり買う人の視点に立って考えていかないと、これは売れないですよ、なかなか。本当にそう思います。

やっぱりそういう意味では、過去、緑町の北側に、民有地ですけども、はっきり言えば新田さんの土地ですけども、あそこを云々という話も私はあったやに聞いているのですけども、やはり学校ですとか病院ですとか、いろいろ考えると、やっぱり少しでもいい条件のところを造成しなければ、なかなか回転が上がっていかないとか、売れていかないという。これは現実問題、僕はあると思うのです。

いくら安いからといったって、悪いとか、なかなか売れないところは売れないのですよね。

ですから、その辺は、そういう計画を持たないのか持つのか。

ちょっとお聞かせをいただきたい。

やっぱり、そうして新しい、例えば、住民を呼び込んでいかないと、これ、限界集落という言葉、最近ありますけども、私はあまり好きな言葉ではないのですけども、やっぱり本町地区全体がそうになってはいかんとしますし、あるいは、部分的にはそれに近いところも僕はあるのだろうと思うのです。町内会という意味ですけどね。

ですから、それを避けるためにも、これは何とかそういった施策を、町の住宅施策の一貫として、町が持ち出ししても、ある程度やっていくべきだというふうに思います。

それと、商店街の振興でありますけども、私は、今、町が行っている融資制度、設備、それから、運転、それから、近代化。

これも先ほど言ったように、私は、管内的にも全道的にも、冠たる施策だと思います。

本当に私は見えて、中小企業の人も非常に助かっているのだろうというふうに思います。

そこは評価したいと思います。

そこで、もう一つは、それをやりながら、ほかの自治体でもやっているわけでありまして、新規で開業する人。これは、今までのやつは1年間幕別に住まなければだめだとか、いろいろな制約ありますので。ですから、新規の人は使えない融資でありますから。

やっぱり、やる気があって、若くてやる気があって新規にやってみたいという人のための、やっぱり一定程度の家賃ですとか、あるいは、造作費というのでしょうか。

そういったものを、ほかの町村ではやっているところもありますけども、こういったことも考えていくべきでないかというふうに思います。

それともう1点、近代化資金、今、本町地区の限られたエリアを指定してやっています。

それはそれで結構だと思います。

これから、これは本当とかかわりないのですけど、商店街という意味では、やはり札内、あるいは、忠類。希望があればですけども、当然私はそこまでエリアの拡大を考えていくべきだろうというふうに思います。

それと、既存のその商店街の今、振興策として自ら幕別に限りますけども、パークカードというカード事業をやっております。

この間、道の来年度の施策の中で、道産子子育て特典制度、これを全道でやるということが新聞に出ておりました。

まだこれははっきりしていないようなのですけども、おそらく、道でも何がしかの負担をするのだろうというふうには思っていますけども、それと併せて、町でもそのポイントカードが魅力あるポイントカードになるように、そして、消費購買が地元へ落ちるように、落ちることによって、商店街も活性化していくという一連の流れになっていくのだろうと思いますので、これらも検討して、ぜひ、前向きに考えていただきたいと。考えていくべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に、住宅地の開発についてでありますけども、値段のことはさておきという話がありましたけれども、実は緑町辺りは、今、4万5,000円で前回完売された経緯があります。

ところが、今、南町が4万9,000円を出しているのですけど、なかなか売り切れない。

それから、旭町も近隣センター跡地を、今、売りに出しているのですけども、これも買い手がつかないというような状況であります。

それで、なかなか難しいものがあって、旭町の場合ですと、先ほど言いましたように、近隣センター、あるいは職員住宅、教員住宅の跡地ですから。

元手が、土地代がない。

そうすることによって、それでも3万円、売り出すときには坪3万ぐらいになるのでないかと。

このことがどうなのか。

ところが、緑町の場合は、お話ありましたように、仮に新田用地を取得して造成して、そして分譲になったとすれば、恐らく4万5,000円は間に合わない。

恐らく、千葉議員がおっしゃったように、町が道路部分ですとか下水道の部分ですとか水道の部分で、何千万で何億を足して売りに出したときに、4万5,000円とか4万7,000円の数字になるのでないかと。

そういったことも含めながら、団地造成のあり方、大変難しいものだなというふうに思っています。

それともう一つ、お話ありましたように、新田とは、前段で、新田の道路の北側の団地造成について、お話をさせていただいたこともあるのですけども、その時点のときには、まだ新田としては考えていないというような返事をいただいております。

そういったことで、まだ町の中には遊休地もあるのだろうと思いますし、団地造成については、これは公社との絡みもありますから、その辺も十分協議させていただきたいというふうに思っております。

それから、融資制度、これは新規開業、これはほかの町村でもやっていますし、商店街の空き店舗の活用に対する融資制度なんかもあるようでありますので、これらについては、私どもも商工会とも十分協議をしていきたいと。前向きに取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、ポイントカード、これはお話ありましたように、北海道が新たな施策として実施するようでありますけども、これに町がどのようにかかわっていけるのか。

これも併せて商工会、近々、商工会との懇談の場も予定されているようでありますので、そこらでもまたお話をさせていただければというふうに思っております。

それから、近代化資金の拡大、これは先ほど言いましたように、幕別町の商店街の活性化のときに、新たなつくった制度でありますけど、これが札内地区、あるいは、忠類地区に拡大していくことについては、何ら私は問題はないのでなかろうかというふうに思っておりますので、これも十分協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 大体、商店街の振興についてはかみ合ってきたかなというふうに思いますが、ただ、やっぱり根本的な問題として、やっぱりこの本町市街地の定住人口を増やしていかなければならないという大きな問題がありますよね。

旭町、今、3万とか具体的におっしゃっていましたが、これも非常に難しい問題があって、安ければ売れるかもしれませんが。

ただ、実際旭町に住んでいる人たちの資産価値はそれで下がるわけですよ。

だからやったらだめだというわけではないですよ。

だから、そこら辺のバランスもあるから非常に幾ら安くてもいいから売ってしまえということにはならない。

ですから、非常に私は、ただ、空けていていいかというところとそうはいかないので、それはそれで進めてもらえばいいのだろうと思いますけども、やっぱり、本当に住んでもらう、買ってもらうということを考えれば、いろいろな障害はあるかもしれませんが、やっぱり、売りやすいところ、買ってもらえるような場所を提供しないと、なかなか成果としては上がっていかないだろうというふうに思います。

その辺、もう時間もあれですので、またの機会にしたいと思っておりますけども、いずれにしても、今、幕

別に置かれている現況というのはそういうことですので、町長もそういった意味で、町の営業マンとして、あるいは、リーダーとして、力いっぱい頑張ることを強く期待して質問を終わりたいというふうに思います。

終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、千葉幹雄議員の質問を終わります。

この際、13時15分まで休憩いたします。

12：25 休憩

13：15 再開

（13：15 16番 大野和政 退場）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） 通告に従いまして、質問いたします。

幹線道路整備の遅れによる経済的損失について。

昭和53年に議会・都市計画審議会・商工会とも合意の上で、国道38号線のバイパス化を都市計画決定し、30年が過ぎようとしております。

この間に数々の議論がなされ、特に平成6年には開建との協議で、整備にはバイパスが有効で、高速道の並行線で整備しづらいが、高速道の接続と位置づけを考えればよく、都市計画決定がされている事実があり、これを変更することはできない。

また、平成12年には、国の財政から事業展開は難しいが、町内の意思統一など、課題整備が求められているので、今後は商店街、会社、地域の方々の理解を求め、体制づくりに努めたい。

平成16年には、国の第13次道路整備5カ年計画、それには含まれていないが、十勝圏活性化促進期成会を通し要請活動をしているので、今後も早期実現するよう活動を進めたいと、着工に向けた姿勢を示してきておると思います。

この計画が出て、町内では賛否両論が起き、商工業者や運送業者には、駐車場が広くとれる、集客力が高い、投資効果がある地区との認識でありましたが、いつ着工されるのか、町の強い姿勢も見えないなどと嫌われ、その多くは西帯広地区や芽室町へ進出していきました。

同時に町内業者も設備投資のしづらい状況となり、駅前中心街も国道沿線も寂しい町並となりました。

また平成5年から6年には、町道幕別札内線の交通量が増加し、道道昇格が語られ、当時の町長から、道道に移管して整備をする考えも持っている。他の事業との絡みの中で考えていくと示されました。

今日、幕別大樹線の跨線橋・札内9号のアンダー化の完成で交通量は増加されると思います。

しかし、このルート欠点は、線形の悪さ、高低差や踏切横断が2カ所と難点が多く、完全安心ルートではない。冬期には事故多発路線のため、抜本的な改修が必要ではないかと考えております。

町内企業には、交通事故防衛として、猿別市街から千住東15号まで通勤路使用禁止としたり、幕別本町においては、事業所の閉鎖や人員削減をやっている。これはまさしく地元商店街の購買力減となって、町の経済を縮小されると考えております。

今後も、2本の幹線道路整備の放置遅れは、本町の働く場の減少や人口減につながり、経済的損失の大きな要因となると考えております。

これについて、町長の考え方を伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

「幹線道路整備の遅れによる経済的損失について」であります。

ご質問の1点目の「国道38号バイパス計画について」であります。ご質問にもありますように、昭和53年に相川20号より明野26号の現道を2車線として止若通とし、中央通については相川20号より明野26号までバイパスによる4車線とする都市計画決定を行い、現在に至っております。

整備促進にあたりましては、商工会をはじめ町内関係各位のご理解をいただきながら、関係機関に町の主要懸案事項として十勝活性化促進期成会なども通し、要請活動を行ってきたところであります。

しかしながら、現在、国としては横断自動車道や高規格幹線道路など高速道路の整備を重点的に進めており、横断自動車道については、平成23年度にトマム夕張間が開通、本別釧路間についても平成20年代後半の開通が予定されております。

さらに、本別釧路間については無料区間となることなどが決定されていることなどが示され、一般国道の整備であるバイパス整備については、現在、大変厳しい状況にあるともものと見込みが示されております。

このような状況のなか、現在、北海道では帯広圏総合交通体系調査を実施中でありまして、この調査では、帯広圏の将来交通需要予測（平成37年度）に向けてであります。幹線道路体系を再構築するた

め、一つには、高速道路（横断自動車道）完成を見据えた道路体系、二つ目には、既存整備路線の有効的活用、三つ目には、都市計画道路の見直しなどが検討されており、これらを反映した帯広圏交通マスタープランが平成19年度中に作成される予定となっております。

このなかで、本バイパス区間についての交通配分においては、将来交通量の減少が見込まれており、バイパス4車線、現道2車線の計6車線である現在の計画を、合計4車線の計画に見直すことで検討が進められているというふうに伺っております。

町といたしましても、バイパス2車線、現道2車線の計4車線での計画を進めるべきか、バイパスを廃止し、現道4車線で計画を進めるべきか一定の方向性が必要となりますことから、商工会や地元期成会等、あるいは、関係機関との協議を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

2点目の「町道幕別札内線について」であります。本路線は、国道38号に平行して札内と本町地区を結ぶ重要な路線であり、幕別大樹線のオーバーパスや猿別橋の架け替え、さらには札内における南大通のアンダーパス事業が近年中に開通いたしますことから、今後はこれまで以上に安全性が向上するものと考えております。

また、当該路線は、平成10年度より札内春日町の大津街道踏切から稲士別橋にかけての2次改良を手掛け、稲士別より猿別市街までの区間につきましては、舗装面のわだちによる事故等が発生している状況もありましたことから、平成17年度からはオーバーレイによる舗装強化ならびに滑り止め舗装などを順次進めるなど、安全で快適な道路環境を確保できるよう努めているところであります。

また、道道昇格による整備につきましては、北海道へ要望した経緯もあるわけですが、新規路線の採択は大変厳しい状況にあり、今後もさまざまな角度から道道昇格ならびに整備について検討し要望してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、安全で快適な道路網の確保は地域経済を支える重要なインフラ整備であるという観点から、今後も道路環境の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上で、藤原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） それでは、再質問を、まず、国道バイパス化の件で質問したいと思います。

国道38号線の整備の遅れに対し、町長の姿勢は、積極的にいろいろな場面で関係機関に要望している。

また、遅れの理由として、財源が、高速整備が優先されると示されましたが、私は実態として、過去の中身、幕別町ではさまざまな思惑の中で、賛否の声が出て、国道38号中央通りのバイパス化を望むなら、地元の意見を統一して要望を出さない限り、現道止若通りの整備も積極的に着手しないという考え方が聞こえてきておりました。

結果として、三十何年間、整備が進まなかったということですから、時間だけが過ぎ、現況は、新耐震法に至らない橋梁、また、危険な交差点、それに、スタッドレス化にそぐわない勾配が急な跨線橋、そして、スピードを上げて通貨する大型車両の騒音と二酸化炭素が、この付近住民に残されたと思っております。

特に、旭町の住民にとって、通勤、通学、通院のときに感じる不安と不満感。そして、過去の事故対応や緊急搬送時の安心安全を感じられない若者や高齢者。

そして、その家族は、この町から去っていったと思っております。

人口減、経済活動の減少に歯止めをかけるため、近々に30年以上もかかった長い論争に決着をつけるべく、町長は過去にも約束したとおり、地域住民や商店主と、最後の協議に入るべきだと考えております。

官民の声を一つにまとめて、結論を出し、今、ニュースでは道路財源も余裕があるとかないとか言っている時代であります。

この10年間に、強く要望しなければ、また、バイパス化か現道かと、振り出しに戻して住民、関係官庁と協議をしたのでは、30年かかってしまいます。

旭町の多くの住民は、そのときは一人もいなくなっているのかもしれない。

そのようなことがないように、まさしく道路は文化と産業を運んでくる主流だと、主観だと思っております。

町長に、早急にこの問題を解決する気構え、考え方をお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、昭和53年のこのバイパス計画が策定されてから、いろんな論議がありました。

議会にも少なくとも、5本から10本近い陳情書やいろんな要請活動がありました。

私どもも、前の前の町長時代からずっと続いているわけですが、実を言いますと、なかなかそのバイパス計画は帯広開発建設部の担当者によっても、その都度いろいろな情報、あるいは、情勢によって、間違いなくやれるのだと。まだまだ長期化なのだ。超長期化が予想される。

あるいは、難しいのだ。あるいは、バイパス計画があるから現道整備は難しいのだ。いろいろなことが言われて今日に来ているわけでありませう。

そして、本年2月には、北海道は都市計画決定を打って、すでに30年経って、未着手の路線、あるいは、今後10年間着手の見込みがない路線については、今一度計画を見直しすべきでないかというようなことも現実出されております。

私もそういったことを踏まえながら、つい最近も開発建設部との協議を行ったわけでありませうけれども、今、答弁中で申し上げましたように、ちょうど道路の調査、あるいは、管内の、十勝圏域の整備計画が策定が進められておりますことから、これらを待って、まずは今の6車線化を現道2車線のままとバイパスの2車線にするのか。

バイパスをあきらめて、現道4車線の整備を進めるような方法を見つけるのかと。

これらを、これから今、結論に向けて、判断を下していかねばならない。

そのためにもまた、今、関係の皆さん方のご相談もさせていただきたいというふうに思っておりますので、引き続き、取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

確かに難しい面としては、今、お話ありましたように、跨線橋の勾配が今のままではなかなか難しい。

そうすると、跨線橋の勾配を下げるようになりますと、足がずっと町の方まで伸びてきて、止若橋との間が非常に短くなるというような問題。止若橋も当然のことながら、永久橋でありますから、なかなかそう簡単に架け替えということにもならない問題もあるわけでありませう。

それらも含めながら、今、橋も耐用年数の問題でいろいろ整備、耐震の調査も入るようでありませう。

そういったいろんな状況を踏まえながら、バイパス計画の今後のあり方について、また、町としての考え方を明らかにしていきたいと。整備促進に向けての方向性を見出していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） 超長期化という問題ということは、私も考えておりますが、先ほどの午前中の議会の質問にもありましたが、坪何万円だか。宅地も下がるという減少も、やはり、国道と跨線橋の問題がまだまだこれからも残るとなれば、非常に、旭町の住人としては、簡単にわかりましたという答えにはなかなかならないと思っております。

それはさておきまして、次の町道幕別札内線の問題の質問に入りたいと思っております。

町道幕札線の道道昇格は厳しい状況と答えられましたが、この道路は、特に大型車両の最近の利用増で、負担は増すばかりだと思っております。

当然、国道並みの構造が必要であります。

町道では、舗装面の維持補修の費用が毎年かかり、町にとっては大きな負担財政となるかと思っております。

それに近い将来において、札内市街、幕別市街、また、他の町村、豊頃等へ結ぶ国道へのサブ幹線として、道道の必要性が高まると考えております。

そのことも視野に入れて、これから道道の昇格という運動も続けていただきたいと思っております。

その中で、幕別札内線と道道幕別帯広交差点、いわゆるアンダー化に伴いまして、札内市街で幕札との交点についてですが、質問したいと思っております。

この新しくできた交差点、これは道路工学、交通工学上、現状を見るにあたり、非常に問題のある交差点でないか感じております。

今まで幕札線の車の流れは、幕別の旧国道を利用して、札内市街に、一番利用しやすい道路として、札内を通っていたのですが、今回、札内南9号のアンダー化によりまして、分断されると聞いております。

事業主体は北海道といえども、町の中心地区に永久に残る構造物であります。

付近住民の方々も複雑な交差点の出現に、事故の心配をしております。

町の技術職の良識ある技術力が発揮されないで、上級官庁の北海道との適切な協議ができない体制で、今日なったのではないかと心配しております。

このままでは、札内中心街の買い物客を減らす。

また、安全性の向上はみられないのではないかと。

特に、高齢者の運転に対し、安全で快適な道路網をつくるという精神に逆行するのではないかと心配しております。

これ以上、札内市街においても、経済活動を縮小される要因をつくらぬよう、道との改善に向けて、協議がまだ交通開放されていないわけですから、できるのではないかと思います。

町長の考え方を伺います。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 札内南通りの完成に伴います町道あるいは道道の交差点の問題でございますけれども、今、質問にありますように、整備前の交差点につきましては、春日踏み切りより札内中心に向

かつての幕別札内線という斜めの道路がありました。

それに、その部分に支所の前を通って札内9号南通りというのがもう1本あります。

それと、さらにもう1本、東へ向かいまして、白人小学校に向かっていく街路というかなり複雑な4車の道路で整備がなされておりました。

今後、南大通が西側からアンダーをくぐって、その交差点に出てくるということでは、できあがりますと、そこは5差路ということになります。

それで、この5差路自体は、交通安全上もかなりよくないということで、事業主体である北海道、あるいは、公安委員会とも協議をさせていただいて、現在、整備、先日にもありましたけども、4方の交差点にするということで、傾斜角などの問題もありましたけども、交通安全上の問題で、本来は90度という交差点が一番望ましいのでございますけども、75度までに、公安委員会とも協議をさせていただきながら、4方の交差点に、道道と町道をすると。

さらに、そこにつながります町道については、その事前にアクセスするという形の、今、心配されまます変則ということではなくて、一番安全な交差点ということに改良になって、供用が開始されるというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前段にお話ありました道道昇格についてでありますけども、過去何回も道道昇格についてのお願いをしまいたりました。

実は、本年に入りまして、しばらくちょっと間あったのですが、平成19年からさらに再度、今言った道路整備も進みますことから、道道の昇格に向けて、要請書を出させていただいたと。

さらに、要請活動を再開したというような状況にあります。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

次に、堀川貴庸議員の発言を許します。

堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 通告に基づき、3点に渡り質問をいたします。

1点目、乳幼児医療費ゼロ化に向けて（少子化対策）。

出産・育児については、これまでもその支援策について議論し、町長ご自身も最重要政策課題として鋭意取り組まれておられます。

近年の出産・育児に対する環境整備には、事情が複雑化・高度化しているものの、国を上回る、独自の支援策を打ち出す地方自治体も増えており、それぞれ厳しい自治体財政の中にも子どもたちへの思い、そして将来への期待感が伝わってくるものです。

特に医療費に対する家計からのニーズというものは非常に大きく、その拡充についてどのように考えていかれるのか。町のご見解を伺うものでございます。

続いて、雇用対策について。

労使を取り巻く環境は年々厳しさが増し、雇用の確保は困難を極めている状況にあります。

特に季節労働者対策として本町を含む8町で「十勝北西部通年雇用促進協議会」が設立され、去る11月30日に士幌町においてセミナーが開催されました。

また、地方企業の経営環境とは相反し、本年10月より最低賃金も上昇し、ますます雇用環境が厳しくなっております。

まずは、地元企業の動向を的確に把握し、雇用支援を視野に入れた工事・物品等の発注に取り組んでいく必要があると思います。

町のご見解をお伺いいたします。

3点目、児童・生徒の安全確保についてです。

本年も場当たり的、あるいは、通り魔的な事件が後を絶たず、不可解な動機での犯罪が増えているように感じてなりません。

特に子どもたちはそういった犯罪には無抵抗に近く、生命・身体を地域ぐるみで守る姿勢は大変重要と考えております。

そこで、子どもたちの通学・就学・課外活動時などの安全確保や不審者対策について、町の見解をお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 堀川議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「乳幼児医療費ゼロ化に向けて」についてであります。

ご質問の要旨にありますように、乳幼児医療費助成事業の拡大につきましては、これまで何度かご質問をいただいたところでありますが、「本事業につきましては、北海道医療給付事業の助成を受けて実施いたしているところであり、健康保険法等の改正により、平成20年4月から、3歳以上就学前の児童の医療機関窓口での自己負担が3割から2割へ引き下げられるのを受けて、北海道がどのような対応をするか見守っているところである」と、答弁させていただいてきたところであります。

現在のところ、北海道の対応につきましては、いまだ決定されていない状況であります。3歳以上就学前の児童につきましては、無料化せず、これまでどおり1割負担とするものの、助成対象年齢を引上げ、就学している児童について、一定学年まで助成対象とすることを検討しているというふうに伺っております。

今朝ほどの新聞にも出ておりましたですけれども、あれだけではまだ中身十分わかりかねますけれども、答弁書を作成した段階では、まだ、このような状況でありました。

したがいまして、北海道医療費助成事業の医療費無料化の対象となりますのは、現状のままの3歳未満の乳幼児というふうに予想しているところであります。

しかしながら、今までの経緯もあります。医療費の増高は、子育て家庭の家計を圧迫しているというようなことも、私どもも認識をしているところでありますし、また、大変要望の強いものである。

そしてまた、大変厳しい情勢にあるというようなことも憂慮しているところであります。

町や国の将来を担い、社会の宝である子供を育てる家庭を地域社会が支えるということは、これは当然な重要なことであり、乳幼児医療の助成事業というのも、こうした理念のもとに行われている施策であろうと思っております。

このようなことを踏まえて、今、私ども、就学前までの児童への医療費の無料化につきましては、仮に北海道がどういうことになるか。前段申し上げたようにわかりませんが、町としては、単独でもなんとかゼロ化する方向で、実施する方向で、この後、予算編成の中で具体的な検討を進めていきたいというふうに思っておりますので、ひとつご理解をいただければというふうに思います。

次に、「雇用対策について」であります。季節労働者につきましては、冬期技能講習制度の廃止と雇用保険の一時金が50日から40日となり、大変に厳しい状況にあります。

そのため、季節労働者の通年雇用の促進を目指して、幕別町を含む8町で構成する「十勝北西部通年雇用促進協議会」を本年10月に設立し、11月30日には事業所向けの「通年雇用支援セミナー」を開催し、季節労働者を雇用する事業所が通年雇用した場合の奨励金や助成金について、講演及び制度の説明がなされたところであります。

また、12月14日には労働者向け支援セミナーの開催が予定されております。

その他の事業といたしまして、移動相談会を各町で実施しているほか、雇用実態調査や情報提供に努め、一人でも多くの季節労働者の通年雇用につながることを期待をしているところでもあります。

ご質問の「雇用支援を視野に入れた工事・物品の発注について」であります。まず、工事の平準化につきましては、北海道が発注する工事などで一部実施されているところであります。幕別町が発注する工事としましては、全体工事量が減少している中、少ない工事費をいかに効率よく発注施工するかを検討し、その工事に最も適した時期に発注いたしておりますことから冬期発注工事が少ない状況にあるわけでありまして。

また、施工状況によりましては、凍上などの影響から手直し工事が発生することも懸念され、工事発注の平準化がなかなか進まない要因とも考えられております。

いずれにいたしましても、新年度予算の編成時期でありますことから、工事それぞれの状況を把握しながら平準化に向けた工事発注が可能かどうか、検討してまいりたいというふうに思っております。

併せて、物品の発注につきましても、町内業者で対応できるものについては、町内業者育成の観点から従前同様発注いたしてまいりたいというふうに考えております。

以上で、堀川議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） それでは私の方から「児童・生徒の安全確保について」について、お答えをさせていただきます。

安全に安心して暮らせることは、町民すべての願いであり、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現は、住民生活や社会経済発展の基盤となるものであります。

また、近年の子どもたちの通学時等における犯罪の被害の状況から、下校時等、安全確保が社会的に重大な課題と受け止めているところであります。

はじめに、「児童生徒の登下校時の安全確保対策について」であります。

毎年、学校ごとに通学路の安全点検を行い通学路を指定しておりますが、その際、必要に応じて町民課と交通安全指導員の配置の協議を行い、効果的な配置に努めているところであります。交通安全指導員の配置によりまして、交通安全防止に加えて、大人の「目」があることによる、犯罪防止に対する一定の抑止力が働いているものと考えております。

次に、「犯罪から子どもを守るための安全確保対策について」であります。学校における対策として、帯広警察署などの協力をいただき、学校単位で教職員や子どもを対象とした防犯教室の開催をはじめ、集団下校の予行演習などを実施しており、体験を通じて子どもたちに危険予測能力や危険回避能力を身に付けることができるよう努めているところでもあります。

また、退職校長会や地域の方々のご協力をいただいた通学時の見守り活動、子ども110番の家の設置、

町内企業の協力をいただき、「巡回中」と記載した表示や青色回転灯を装備した防犯パトロール車の巡回、不審者情報の速やかな伝達など、多くの視線を子どもたちに注ぐことによって、犯罪の未然防止に取り組んでいるところであります。

加えて、幕別教育の日をひとつのきっかけとして、地域の方々に学校に目を向けていただき、地域と学校のつながりを深め、子どもたちへの声かけなどを通して、子どもたちの安全確保、見守りにご協力を得るなど、犯罪を起しにくい環境を整備することで、犯罪の抑止効果につながっていくものと期待をしているところであります。

今後のおきましても、家庭、学校、地域の防犯意識を高め、安全確保への取り組みを通じて、子どもたちが犯罪に巻き込まれることのない社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

以上で、堀川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） では、それぞれ3点について、それぞれ再質問したいと思います。

まず1点目の乳幼児医療費関連に関して、非常に前向きな答弁をいただいたかなというふうに捉えております。

今、町内を見ますと、寒い日が続きまして、子どもは本当に風の子と言うものの、先週、幕別幼稚園では、園全体に風邪やインフルエンザが流行したということもあって、学園全体が何日か閉鎖に、お休みというふうになりました。

それに伴って、病院に通う親子も多数見受けられました。

もちろん、母親、そして父親も早く治ってほしいと思って病院に連れ添うのですけれども、なかなか子どもたちはじっとしませんので、簡単に治る子もいれば、どうでない子もたくさんいわるわけです。

決してそんな中、そういったことばかりではないのですけれども、今の家族は決して兄弟姉妹が多いわけではありません。

ですが、先の質問にもあるとおり、医療費そのものというものは、家計に対して非常に負担感が大きく、なかなか家計の収入が伸びない中で、負担増が強いられる家計も中にはあります。

母親からはニーズが高いというのは、町長ご自身も、また、町の職員の方々も認識されておると思いますが、そういった本当に母親たち、あるいは、父親たちへの配慮がにじみ出る先ほどの答弁だったというふうに思います。

現在、道の方では、子育て支援の一環として、今日の道新の記事にも載っていますけれども、こちらの方でも前向きに子育て支援に対して、施策がとられようというふうにしておりますけれども、もし、今回、具体的に進められているということでしたので、予算化するというふうなことになるれば、大体どれぐらいの金額を想定しておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申しあげましたように、今、取り組みたいとするのは、3歳以上児から就学時までの対象でありまして。

ご案内のように、現在は3割負担ですから、自己負担1割と道1割、町1割になっております。

これが、今度は2割負担になるのですけれども、この2割負担になったときに、北海道が今まで通り1割負担すれば、幕別町も1割負担で、自己負担が0ということになるのですけれども、その北海道が、今、1割負担なのか、0.5負担なのか。この辺がまだ実ははっきりをしていないわけなものですから、仮に北海道が0.5だとすれば、本当が1.5負担することによって、自己負担が0になるということでもありますので、1.5を負担するという気構えといいますか。そういう方向で、今、検討に入ったということでもあります。

大体1割負担が1,100万ですから、1.5までいくと、1,650万ぐらいになろうかなというふうな試算をしております。

そして、もう一つは、今日の北海道新聞の道の補助の中では、入院者の負担を3割を2割にして、2割を補助して、本人の負担を1割にするというようなことが新聞に出ておりました。

ただ、これは入院だけだったというふうにも押さえているのですけれども、このほかに、例えば、通院の分で0.5負担するとか何とかということが出てくるのかどうかは、実はまだ、私どもちょっとわからないものですから、これらについては、今後の動向を見ながらとしか、今の段階では答弁できないのですけれども。

北海道も、あるいは、私どもも、乳幼児医療に対する、少しでも親の負担の軽減ということについては、前向きに取り組んでいかなければならない問題だろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 道の方では、なかなか決まるのが、もう少し時間かかるそうということですので、町の予算編成の中では、なかなか大変な思いをされていると思いますけれども、非常に本当に前向きに答弁いただきましたので、期待をしたいというふうに思います。

また、若干関連するのですけれども、先日、インターネットの大手サイトをちょっと見てみますと、

経済ニュースの中に、子育て費の割合、エンゼル係数と呼ばれるものがあって、それが過去最低になったと。

これは、都会の方では、それぞれの家計の収入が伸びて、少子化ということも相まって、きっと比率が下がったのだというふうには思います。

ただ、地方においては、やはり伸びない収入の中で、子育てに関して、お金がかかる。これは当然なのですけれども、なかなかこの比率を下げることはできないと思います。

今までも子育て支援に対して、私からも、それから、町長の方からも、幾つか言葉を交わしましたが、先日も子育て支援センターに関する記事載っていましたので。

ただ、その子育て支援センターに関しては、また、状況を見て、始まったばかりですので、別な機会にお話をしたいと思います。

ただ、もう一度だけちょっとお聞きしたいと思います。

子育て支援全体に対して、医療費無料化も含めて、今後、子育て支援に関して、町として何か考えている施策があれば、教えていただきたいと思ひますし、また、前向きに考えていただきたい。

行政に関して、組織立てされているようにもちょっと聞いておりますので、その辺進み具合、ちょっと教えていただきたいというふうには思ひます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 子育て支援については、いろんな支援策があるのだろうというふうには思ひますし、私ども何年か前から少しずつではありますが、子育て支援対策は進めてきたつもりであります。

今すぐ、来年から、今の医療費のほかに新たなものがどうかということは、まだ予算内容等詰めておりませんのでわかりませんが、後段お話ありました機構改革の中で、先般の芽室町でしたでしょうか。子ども課でしたか。そういう課をつくって、いわゆる子育て支援から児童福祉にかかわるものを、一つのところで集約することがどうかというようなことが出ておりました。

実は、私どもも、先ほどの、朝のご質問にもお答えしたのですが、機構の見直し案の中に、実は子ども課というものがどうか。教育委員会で持っているような学童保育から、いわゆる医療、あるいは、保育所、そういったものを含めて、子ども課ということが、よりよい住民に対してもわかりやすく、先ほどの話ではないですが、住民サービスにつながるのであれば、それも一つのあれかなということ、先ほど言いましたように、現在、協議をしておりますので、これらもぜひ、議会の皆さんの意見をいただくような場を設けていきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 町長が子ども行政にける思い、私にもわかりましたし、また、今後、引き続き、町内のそれぞれのお父さん、お母さん方に目を向けていただいて、子ども行政一層の取り組みに期待をしたいと思います。

続いては、雇用の対策について、お尋ねしたいと思います。

雇用の対策ですが、先に十勝の北西部の通年雇用促進協議会について、若干お尋ねしたいと思います。

この協議会については、9月の定例議会にて、設立されたというふうには行政報告がありました。

早速本年10月からスタートする通年雇用の促進支援事業に開始されることに伴うものというお話でしたけれども、十勝の東部あるいは南部においては、このような組織、まだ存在していないように聞いています。

どういった状況かというのは、まだなかなかあれなのですけれども、ただ、裏を返せば、なぜ、現時点において8町だけが先に進んでしまったのか。

ちょっとその辺、疑問符を感じるところがありますので、説明をお願いしたいと思います。

また、今月、14日は、今度は事業者向けではなく、労働者向けにセミナーが開催されるという答弁でした。

年末の繁忙時期ですので、物理的に参加できないという方も多数いらっしゃるのではないかと、思ひますけれども、町として、これらに対して何か対応できるもの。移動相談会などのお言葉もありましたけれども、どういった形で対応されていくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（藤内和三） 本町を含む8町以外の協議会の取り組みでございまして、南部につきましては、帯広市を含めた協議会ができております。

東部につきましては、ハローワークが池田町にございますので、池田町を中心に、池北の町を入れた中で、協議会ができておる時点で、新聞報道はあまりなされておられませんけれども、私ども協議会と同じような形の中で、事業展開はされているというふうにお聞きいたしております。

それと、今後、既設労働者の皆さん方に対する周知等の問題がございまして、町といたしましては、協議会事務局の方からの周知はもとより、町といたしましても、各町内の事業者の方に、こういった内容のものの説明と、ぜひ参加していただけるような、そういった要請を改めてさせていただいた

いなと思っております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 十勝全体でのかく取り組みだということはわかりました。

ただ、どうしても時期的には12月ということなので、除々に今度は仕事の関係が仕上がってきまして、離職やむなしの時期に入ってきたと。

協議会側の用意されているメニューをちょっと見てみますと、全体予算は残念ながら規模が非常に小さいというふうにも聞いています。

また、助成金事業に関しても、一部のコンサルによって策定されて、いわば、現場の意見はなかなかここに入らなかったというふうな指摘もちょっと耳にしておりますので。

こういった状況からして、通年雇用の促進が、では、一体どこまで図られるのかということにも、若干疑問符を感じてしまいます。

もう少し制度について理解を深めることも必要かと思いますが、ただ、なかなか非常にわかりづらい。今までもガラッと変わるものもありますので、これらについて、早急に。協議会はまた別だとは思いますが、町、例えば、商工観光が、あるいは、商工会がこういったご説明が協議会からなされているのか。

あるいは、その説明を今度かみ砕いて、事業所の方にどうやって説明するのか。

雇用促進の支援員は配置済みというふうに聞いております。

支援員、定員についてもちょっと教えていただきたい。

また、支援員の増員や制度の説明に当たって、どれだけの人員を確保して、周知徹底図っていくのか。

これらについても、もしおわかりでしたら教えていただきたい。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 通年雇用にかかわる促進協議会ということでございますけれども、予算規模は国の補助、それと、協議会で持ちます負担金によって構成しておりますけれども、実際に具体的に人数の想定というのは、例えば、通年雇用で、8町で全体でおおむね5名程度が通年雇用できればというところで、予算を組んでいます。

そのほか、例えば、資格の取得にかかわるということで、入学金だとか受講料の補助だとか、そういったものを想定しておりますけれども、いずれも大きな金額ではありませんので、おっしゃるとおり、規模としては小さなもので収まっているかと思えます。

今年が初年度ですので、引き続き、来年もその辺の検証しながら、予算を組み立てていきたいというふうに考えているところです。

それから、支援につきましては、2名の配置をしておりますけれども、具体的には、各季節労働者の方の相談業務をするために、音更側の事務局でありますので、そこに調節と移動のための相談会のために、各8町まわっているというような業務でございます。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 正直、今のご答弁からすると、町側もなかなか制度そのものといいますか、協議会そのものに対して、ちょっと理解が浅いのではないかなという感じを受け取れなくもありません。

協議会については、おいおいまたお尋ねしたいとは思いますが、ただ、冬期技能の講習制度も廃止され、また、雇用保険の一時金もやはり50日から40日というふうに減少傾向にあって、あるいはまた、一方で、それぞれ職方さんが、非常に高齢化してきて、それぞれ建設業者、あるいは土木業者が、職人の確保にも、毎年毎年手間取るとあるのですね。

これはやはり、今後の課題だと思いますけれども、これからの季節雇用行政というのは本当に大きく変わっていくのではないかなというふうに私自身感じています。

もっともっと建設関連業界団体ですとか、それから、社会保険労務士関係の団体等、密に連携をしていただいて、その上で、さっきの協議会、役割や機能を十分に果たしてもらいたいというふうに。

そのことに関してはいいのですが、雇用支援をそこで視野に入れた工事や物品の発注について、なかなか工事の平準化ができないようなご答弁です。

本当にこれは、何でこんな時期に工事やるのだという住民の目からすれば、思いもあるとは思いますが、ただ、通年雇用をするということは、やはり工事を平準化していかなければならないのだというふうに思います。

雇用は会社があって、初めてあるわけで、やっぱり企業と労働者が一体となるように、これは工事やら、あるいは、役務というものを発注しなくてはならないのではないかなというふうには思います。

そこで、ここ2年ほど、雪が、実は冬はちょっと少ないのですね。

決して除雪作業だけで1年分の生計を立てているというところはないと思うのですが、ただ稼働日数がちょっと減っていますので、それに対して悲鳴を上げている企業も中にはあるやに聞いております。

やはり、4月になってもいつなるとき雪が降るかどうかわかりませんが、あるいは、除雪経費

というものは莫大にかかるかもしれませんが、もし、降雪量が想定しているものより少ない。あるいは、降雪日数が少ないというふうになったときには、それぞれ単価契約していると思いますけれども、仕事がないわけですから。

企業の成り立ちも厳しくなってくるのでないかなというふうに思います。

その辺、バランスよく考えていただきたいなというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申し上げましたように、工事を平準化する。大変望ましいことなのだろうというふうには思っておりますけれども、もともとの発注する工事が段々減ってきているというような段階にあって、なかなか効率的な工事発注は、やはり撤去しない中で発注するのが一番だろうというようなこともあります。

ただ、多かったのは、冬期間の工事として多かったのは、やはり河川の関係の工事は、冬は水が減るというようなことで、そういう工事は結構あったのですが。

町の場合はなかなか河川工事の発注というのはないものですから、必然的に道路河川ですとか、国の事業が河川整備として冬期間に発注されるというようなケースがあったのだらうと思いますけれども。

私どもも先ほど言いましたように、どうしても冬期間の工事は、それなりの経費も上積みになっていくというような問題もあります。

できる限りのことは努力していきたいというふうに思いますが、現実的には、その仕事の内容、あるいは、もともとの工事発注するべきものといえますか。そういったものがなかなかないというのが現状もありますから、気持ちといえますか、平準化しなければならない。そうすることがよりよい方向だということは、十分頭に置きながら、これからも対応していきたいというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） おりしも、冬の仕事のない中、さらに原料や資材のコストも上がって、それから、何と言っても、石油製品がどうしても上がってしまって、企業も家計も苦しい状況にありますので、前向きに検討していただいて、できる限り対応していただきたいというふうに思います。

最後に、不審者対策、安全確保について、お尋ねしたいと思います。

今度、不審者といいますと、どちらかというと、自分の身の回りというよりは、どちらかというと都会的な響きもあるのではないかなというふうに思いますが、ただ、先日、十勝管内の清水でしたか、鹿追でしたか。小学生の子どもさんが、ちょっと大変な目に遭ってしまったという事件があったと思います。

幸い、この子どもの方には別状はなかったというふうには言えますけれども、怖いというか、物騒というか、そんな時代になったのかなというふうに認識を新たにしたところです。

今、町内ではいろんなサークル、それから、退職校長会、本当のボランティアの方々の活動によって、あるいは、防犯訓練だとか防犯灯の設置に関して、子どもたちにとって、安全安心のまちづくりがなされているのだらうと、本当に敬意を表したいと思います。

ただ、不審者というのは、いつどこでどのように不審な行動をするのか、予測できないことがたくさんあると思います。

しかも、ナイフ、それから、ハンマーだとかといったような物を隠し持っていることも考えられますし、もしかしたら、取り返しのつかないことも発生してしまうのではないかと、心配をさせていただきます。

今、限られた予算の中では、どのように対応されているかは、答弁でお聞きをしましたが、これからより一層、どういった形で大人の目というふうにおっしゃられましたけれども、教育委員会としてどのような立場で進められていくのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） いわゆる不審者対策につきまして、これからどのように考えていくのかと。具体的な予算等ともありましようけれども、そこまでいっていないという状況であります。

今のところは、大人の目、そういう視点から、いろいろな方々のご協力をいただきながら、未然防止に努めると。これが最高。それ以上のことはないのだらうと。

お金をかけてやろうとするならば、他町にもいろいろ例はありますけれども、そのことをもって実効性が上がったというふうにも聞いておりません。

やはり、子ども110番、あるいは、住民の目、これが一番抑止効果が高いというふうに出ています。他町の例では、ICタグを活用してどこにおられるのか。

あるいは、今、下校したよと。そんなようなことを、機械ではあるまいし、そんなような設備もあるようでありまして、防犯カメラ、それから、催涙スプレーなども学校で用意するなんていうようなところもあるようではありますが、どうもそちらの観点で解決するような話ではないと。

基本的に、今、申し上げましたような大人の目、そういう視点で、今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸）　そこで、先ほどの答弁の中で、ちょっと気になった点がありましたので、お尋ねしたいと思うのですが、子ども110番の家の設置に関してお尋ねしたいと思います。

町内を回っていますと、のぼりが立っているお家があるのですが、そののぼりの数が何か昨年や一昨年より減っているのではないかなというふうに感じました。

3、4年前にのぼりのあるお家に駆け込み逃げたということもあって、やっぱりたくさんあればあるほど、子どもたちの逃げ場を確保できるということはいえると思うのですが、

そういった児童生徒が自己防衛できる手段について、今後、いかがお進めになるのか、お尋ねをしたいというふうには思います。

また、前々任の沢田教育長の時代に、ながらパトロールだったと思うのですが、犬の散歩をしながら、何かそのようなパトロールの方法もあるのではないかというお話あったと思います。

ちょっと耳にしたところによると、その犬を散歩に連れていく方がどうやら危ないというような声も聞きましたので、どこまでそれが本当かどうかわかりませんが、自己防衛をしていくというのは非常に大事なことなのだと思います。

母親たちもすごく情報交換をしあっていますので。

公園のまわりを散歩している方々を、よく注意深く観察しているのですね。

親たちも含めて、自己防衛、どういった形で進められていくのか。もう少しお尋ねしたいと思います。

○議長（古川　稔）　金子教育長。

○教育長（金子隆司）　先ほど、ちょっと言いましたけれども、今現在、防犯パトロール車、これ、各町村で置いているところはほとんどないのではないかと。いわゆる専用のですね。

そういったところにも配慮しております。

なお、子ども110番につきましては、平成13年だったかと思いますが、約300基ほど立てたところから始まっております。

当時は交通安全協会及び防犯協会、帯広警察署が主体になりまして、したがって、それぞれ地域によって旗が違ふということになりますけれども、要請がありました。

私どもも教育委員会と、それから、町民課で合い協力しまして、参加者を募らせていただきました。

一番ご協力いただきましたのは、やっぱりPTAの方々でありました。

大半がPTAの方々をお願いする結果になったわけでありまして、当時からすれば、300本ほどの旗が立ちました。

しかし、耐用年数からいいますと、1年も経ちますとぼろぼろになってしまうというような弱点がありまして、ステッカーについては、内側から貼るステッカーについては、これはもう貼りっぱなしで結構なのですが、旗については、これ、更新についても非常にお金がかかるというようなことで、その後、防犯協会からと思いますけれども、新たに追加をして、補充をしている。

今現在もそのような形をとらせていただいておりますけれども、当初のように、出るようなことはあまりない。

したがって、今、300基ほどから始まりましたが、現在基数が297、さほど落ちておりませんね。

もともと旗の枚数の限定がありましたものですから。

これは恐らくステッカーなどについてはカウントされていないというふうに思っています。

いずれにしても、それらの設置場所については、マップに落としまして、学校の方ではわかるようにしておりますし、これらのさらに拡大するという視点に立って、今やってはいるのですが、なかなか責任持って対応することができない。

現実問題、そのとおりなのですが。

いわゆる、抑止力につながるという効果を十分ご理解の上で、ご協力を求めているところであります。

あと、事故が飛び込んできて、事故が起きたらどうするのだという、そういうご心配をされる方もおりますが、幕別町は他町村にない、いわゆる町民に傷害保険というのですか。公区活動における障害保険に入っておりますので、それらによって救われるというようなことも当時確認をしたところであります。

それから、ながらパトロールにつきましては、確かにお話としてはそういうことが、何々しながらパトロールをしていただくということですが、人間の本能として、自然体に散歩が増えて、まわりをみて歩きますと、普段とちょっと様子が違うなというのが、それなりに感ずるものであります。

したがって、何々をしながらいいながらも、パトロール中心的なまわり方というのではなくて、大いに健康のために散歩していただきたい。そうすれば、何となくわかる。これは本能的なものもそうありますけれども、大いに健康管理のために散歩をしていただければ、私どもの方にもそういう情報が入ってくるのではないかとこのように期待をしているところであります。

引き続き、抑止力の効果という簡単に立った努力をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川　稔）　堀川議員。

○5番（堀川貴庸）　引き続きの教育委員会の努力に期待をしたいと思います。

最後になりますけれども、特に今年はとていまいしょうか、インターネット上で知り合った者同士、何がしか犯罪が行われる。本当に怖いような時代に突入したなというふうに思いますけれども、一方で、情報化時代に対応した防犯活動も各地で広げられているというふうに思います。

先日の報道によりますと、帯広市が始めた不審者情報のメール配信については、母親たちにとってみれば貴重な情報源としてかなり公表というふうな記事がございました。

芽室町でも同じような方法によって、情報を共有しているようなお話でしたけれども、やはり情報を早期に得ることで、子どもたちに注意を促して、母親たちの心配のためを一つでも減らすことができるのであれば、それはまた、別な角度からみたときには、一つの少子化対策にもなるのではないかなど、考えなくてもありません。

今、町内には高度な情報網が張り巡らされています。

同時に、情報端末を所有するご家庭、父親、母親たちも多いものですから、そういった方々のニーズと合致するのであれば、メール配信等の事業も行えるのではないかなどというふうにも思います。

なかなか簡単にはできないのかなもわかりませんが、できるだけ早期の検討課題として、お取組みいただけないものかというふうに思います。

この場をお借りして、お尋ねをしたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 今、お話のありました帯広市における子ども安全ネットワークシステムというシステムのことだろうというふうに思います。

保護者に不審者情報、災害情報等を一齐にメール発信するというところであります。

お聞きしますと、年間500万程度かかっているようであります。

携帯電話、メール、あるいは、パソコンでのメール、ファックスというようなことで、一齐にメール配信ができるという仕組みであります。

これも一つの方法であります。否定するものではありませんけれども、根底にあるものは形ではないだろうと。

教育というのはそういう世界でありまして。

急ぎ間に合わないときにはどうしてもこういう手法を選びがちでありますけれども、私どもとしては、慎重に検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、堀川貴庸議員の質問を終わります。

この際、14時40分まで休憩したいと思います。

14：27 休憩

14：40 再開

(14：40 19番 千葉幹雄 入場)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） それでは、通告に従いまして、大きく2点について、お尋ねをいたします。

はじめに、平成20年度の予算編成について、基本的なお考えをお伺いしたいと思います。

今日の地方財政は、国が2004年から2006年度までに進めた三位一体の改革により、一つには、国庫補助金負担金の廃止と縮減。二つ目には、税源委譲に伴う配分の見直し。三つ目には、交付税の総抑制。

これらによりまして、総額6兆8,000億円も縮小されるという大変厳しい現状にあります。

地方の財政を自立させるという名目の改革ではありますが、結局のところは、地方に入る収入は減り、交付税までも削られるという、地方にとっては削減そのものの内容です。

経済財政諮問会議がまとめた来年度の予算編成の基本方針では、骨太方針のこれまでの地方削減方向を堅持すると明記し、国民と地方に対する予算の削減を打ち出しています。

その結果、新年度も交付税一方の減額が見込まれていること。これは、町長も行政執行方針の中で触れられておりましたが、減額となっています。

国の赤字のつけを、地方に押し付ける方向が顕著になってきています。

一方、国民の暮らしは、国税庁の民間賃金調査では、年収200万円以下が1,000万人を突破したということであり、生活保護水準以下の生活を、生活保護水準の生活を下回る多くの若者や高齢者が生まれてきています。

これらは、社会問題となってきています。

また、幕別町町民の収入状況も、年収300万円以下は、全体の7割にのぼっています。

そうしたもとに、定率減税の廃止や、住民税のフラット化による増税。

また、各種控除の廃止や引き下げなどによる増税、医療費の負擔増、そして、今は、石油製品をはじ

めとする諸物価の高騰など追い打ちをかけて進んでいます。

このような現状を見ると、町の新年度予算編成に当たっては、財源の確保に向けた特段の取り組みが必要であることと併せまして、格差と貧困が広がる。そのもとで、厳しい現状で生きている町民をしっかりさせる政策の強化が特に求められるものと考えます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

一つには、地方交付税など、財源確保の手立てと見通しについてであります。

二つ目は、合併経過しておりますが、これらの財政措置は補償され、計画通りに推移されているのかどうか。

三つ目は、高金利の繰上償還の取り組みについては、どのように進めていくのか。

また、産業の施行と雇用対策、そして、住民負担の軽減と支援策について、お伺いするものであります。

次、2点目は、高齢者の不安を拡大する「医療改革法」の現状と対策について、お伺いするものです。昨年6月に成立しました「医療改革法」は、医療給付費の総額を2025年までに8兆円を削減することを主眼として定められました。

そのために、特に高齢者に新たな負担と医療の抑制が求められ、不安と困難を与えています。

安心して必要な医療が受けることができるように、次の3点についてお伺いするものです。

1点目は、後期高齢者医療制度についてであります。

来年4月から実施されます後期高齢者医療制度の基本計画である「広域計画」と、また、保険料等を定める条例が11月に決められました。

保険料については、平均年額8万6,280円、均等割4万3,143円と所得割率9.63%で決められ、この金額は全国でも、東京や大阪に続く高い水準となっています。

また、これまで幕別町は無料で実施してきました検診についても1割の負担と決められました。

高齢者の負担が大変心配されるところであります。今、3点についてお尋ねします。

1点目は、国民健康保険加入者でこれまでより負担が増える現状、人数や状況について、お伺いいたします。

2点目は、65歳以上の障害を持つ人も対象とされていますが、それらの人数と状況について、伺います。

3点目は、検診の無料化を今後も継続して実施すべきと考え、お考えを伺います。

次、大きく2点目は、療養型病床の廃止の削減についてであります。

主に慢性疾患の高齢者が、長期入院可能な療養型病床について、2012年3月までに介護型療養病床13万床を全廃、医療型病床25万床を15万床に削減という方向がすでに決められています。

十勝では、介護型224床が全廃。医療型996床のうち、およそ3割の298床が廃止の方向と聞いております。

すでに介護型の廃止は進んでいるとも聞いています。

行き場所のない高齢者が生み出され、医療難民とマスコミでも大きく取り上げられていますが、在宅での療養が困難なまま、入院ベッドを減らすことは命にかかわる問題でもあります。

高齢者や家族の不安ははかりしれません。国に削減を行わないよう求めるべきであり、お考えを伺います。

最後に、公立病院の縮小、診療所化について、お伺いいたします。

北海道は医師不足と財政難を理由に、現在、道内94の自治体病院のうち、38の病院を診療所にするという方向を打ち出す公的病院広域化連携構想素案というのを発表いたしました。

十勝では、自治体病院は8町村のうち7施設が診療所の対象とされました。

また、道立の緑ヶ丘病院も対象となっています。

これらの診療所化が進めば、十勝全体に与える影響は、大変大きく深刻になります。

存続に向けて働きかけを行うべきであり、考え方を伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

平成20年度予算編成についてであります。

新年度予算の基本的な編成方針につきましては、先の行政報告の中で述べさせていただいたとおりですが、地方財政を取り巻く環境が厳しさを増す中、多様化、高度化する住民ニーズに応え、さらなる住民福祉の向上のために、より一層の効率的な行財政運営を推進し、住民の皆さんのための予算となるように努めてまいりたいと考えております。

ご質問の1点目、「地方交付税など、財源確保の手だてと見通しについて」であります。

まず始めに、地方交付税についてであります。本町における普通交付税は、平成12年度をピークに毎年減少しており、平成19年度までの7年間で約23億円の減、1年あたりにいたしますと平均約3億円強の減少が毎年度続いているという状況であります。

こうした普通交付税の減少は、国全体の推移であり、本町も含めた地方公共団体の近年における財政状況の厳しさの最大の要因になっているところであります。

さらに、総務省では、平成20年度の地方財政収支仮試算においても、出口ベースの交付税を前年度対比4.2%の減としていることから、現時点において、地方にとっては非常に厳しい状況であるものと認識いたしているところであります。

このような背景のもと、先般、地方6団体は、交付税に関して財源保障・財源調整両機能の回復を図るように国に求めたところであり、本町といたしましても、今後、町村会や各種の会合などを通じて地方交付税の安定確保・増額に向けた要望活動に取り組んでまいりたいと考えております。

また、町税につきましては、適正・公平・公正な課税に尽力するとともに、課税客体的確な把握や徴収率の向上に向けた取り組みを強化し、税収増を図ってまいりたいと考えております。

その他、普通財産の処分による財産収入の確保や使用料・手数料の見直しなどにも取り組んでまいりたいと考えておりますが、今後、地方財政計画や税制改正の見込みが示されることから、最新情報の収集に努めるとともに、適正な財源の確保に意を用いてまいりたいと考えております。

2点目、「合併による財政措置の見直しについて」であります。

まず、合併補助金についてであります。本町における補助限度額は総額で2億1,000万円となっております。平成18年度では15本の事業に対して8,985万9,000円の補助実績、平成19年度では8事業に対して797万1,000円の補助の見込みでありまして、一定の成果を上げているものと認識いたしております。

平成20年度以降におきましては、充当可能額が、残り1億1,000万円ほどありますことから、今後、予算編成作業を進めていく中で、国・道と協議をしましてまいりたいと考えております。

次に、合併特例債についてであります。本町における借入限度額は約57億3,000万円となっております。この起債は70%の交付税措置がある有利な財源でありますことから、本町のまちづくりに必要な事業に充当する財源として活用することを基本としているところであります。

平成17年度では1事業に対して550万円の借入実績、平成18年度では4事業に対して7億2,030万円の借入実績、平成19年度では6事業に対して4億7,980万円の借入予定となっております。おおむね計画どおりに活用しているものと考えております。

次に、地方交付税についてであります。普通交付税につきましては、新町としての1本算定による額と旧町村ごとに算定した額の合算額とを比較して有利な方の額で交付されることになっておりますが、平成18年度と平成19年度におきましては、その制度どおりに交付決定されているところであり、今後も継続されていくものと思っております。

また、包括算入として、1年あたり4,686万9,000円が5年間にわたり措置されることとなっております。平成18年度と平成19年度におきましては、その制度どおりに措置されているところであり、今後3年間も措置されるものと思っております。

特別交付税につきましては、包括算入として、平成18年度では2億357万円の交付実績、平成19年度では1億2,214万2,000円の交付見込み、さらに、平成20年度では8,142万8,000円の交付見込みであり、3年間で総額4億714万円が交付されるものと見込んでおります。これも計画どおりに交付されるものと思っております。

3点目、「高金利の繰り上げ償還の取り組み」についてであります。

過去には、銀行等縁故資金に係る起債で、高金利の繰上償還を実施してきたところであり、新年度からは、政府系資金の起債についても高金利の起債の繰上償還について取り組むべく検討しているところであり、先般、繰上償還を実行できる前提条件となります財政健全化推進プランを策定し、現在、国の承認を待っている状況であります。

国の承認を得られた際には、前向きに取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、4点目、「産業の振興と雇用対策」についてであります。

長期化する経済の低迷により、生活環境は非常に厳しい状況にあるとの認識であります。

地域の活性化や住民の生活水準の確保、向上を図ることは、行政を推進していく中で非常に重要なこととあります。

そのためには、産業の振興策として、総合計画に沿った各種事業の推進や町独自の補助制度、地元企業の育成などに配慮した取り組みを進め、また、雇用対策としては企業誘致など雇用の創出に結びつくような取り組みを、今後の予算の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

ご質問の5点目、「住民の負担軽減と支援策」についてであります。

景気の回復がなかなか地方には波及してきていない現状におきまして、住民の皆さんの日々の生活には厳しい状況もあることと認識をいたしているところであります。

住民の方々への負担につきましては、町の財政状況や管内他市町村の状況等も勘案のうえ、適正な受益と負担のあり方など総合的な見地から検討をしましてまいりたいと考えております。

次に、「後期高齢者医療制度について」であります。

ご質問の1点目、「国保加入者でこれまでより負担が増える人の状況」についてであります。ご質問

の要旨にありますように、去る11月22日に北海道後期高齢者医療広域連合議会において、保険料率が決定されたところであります。

後期高齢者医療保険料には資産割がありませんので、現在の町国保の資産割を除いた保険税額と、このたび決定された保険料率を適用して試算した後期高齢者医療保険料を比較いたしますと、年金収入のみの75歳以上ひとり世帯の場合、年金収入が約280万円を超える方から現行の国保税額を上回り、後期高齢者医療保険料の方が高くなり、280万円以下の方は現行の国保税より低くなるものであります。

また、夫婦二人とも75歳以上で、妻の年金収入が80万円未満で、夫の年金収入が約165万円、合計約245万円を超える世帯から、夫婦二人分の保険料を合算した額が、現行の国保税額を上回ることとなります。

なお、国保税につきましては、世帯主課税であり、各個人ごとの税額による比較ができないため、新制度移行による個々の保険料の増減やその実人数の把握は難しいことをご理解いただきたいと思います。2点目、「対象となる障害者数」についてであります。

本制度におきましては、75歳以上の方のほか、65歳以上75歳未満で、寝たきりなど政令で定める一定の障がいのある方も対象となるところでありますが、平成19年10月31日現在160人が対象となっております。

これらの方々につきましては、これまで加入していた健康保険に留まることと、後期高齢者医療制度の被保険者に移行することを各自が選択できることとなっております。保険料や医療費などを比較して、ご自分にとって有利な方を選択できるものであります。

広域連合では、12月中旬に、これらの方々個々へ、制度内容をお知らせする資料を送付して周知を行う予定であり、町におきましても、広域連合を補う形で周知に努めてまいりたいと考えております。

3点目、「検診の無料化の継続実施について」であります。

ご質問の要旨にありますとおり、現在、本町では、70歳以上の高齢者の基本健診受診に係る自己負担分につきましては、町単独で費用を負担し、無料としているところでありますが、後期高齢者医療広域連合では、自己負担は1割とすることと決定されたということでもあります。

本町では、後期高齢者医療制度に移行する75歳以上の高齢者の基本健診自己負担分につきましては、これまでどおり無料とする方向で検討いたしているところであります。

次に、「療養型病床の廃止・削減について」であります。2006年に成立した医療制度改革法では、医療療養型病床25万床、介護療養型病床13万床の計38万床について、介護療養型病床を平成23年度で廃止し、医療療養型病床だけの15万床に削減しようとするものであります。

この改正は、高齢者の生活の質の向上や医療費適正化の観点から課題となってきた「社会的入院」の解消策の一つとして進められているものでありますが、地域の実情を踏まえ一律に病床削減が進められれば、高齢者に必要な医療サービスが十分に提供されなくなることも危惧されております。

療養病床の再編成に当たっては、都道府県ごとに地域ケア体制整備構想を策定することとなっており、北海道におきましても、現在この計画を策定中ではありますが、積雪・寒冷・広大、さらには過疎といった北海道の地域特性により、大幅に療養病床が削減されることは、道民に不安を与えますことから、北海道では、道民の医療を担保とするために必要な病床数を確保することを基本方針といたしております。

この地域ケア体制整備構想は、道内の21圏域ごとに圏域版が作成されますが、12月3日十勝支庁において、第3回「十勝圏域地域ケア整備・療養病床再編検討委員会」が開催され、十勝圏域版の素案が示されました。この計画によりますと、十勝の療養病床数は、平成23年度末までに、介護療養型病床については、224床のうち220床を医療療養型病床へ、4床を一般病床へ転換、また、医療療養型病床については、1,246床のうち一般病床へ105床、老人保健施設に108床の計213床を転換し、7床が廃止される内容となっております。

この結果、医療療養型病床数は、平成19年4月1日現在の病床数と同じ1,246床が確保される内容となっており、現在の病床利用率などからみましても、療養病床に入院されている方の行き先が確保されるものと考えているところであります。

町といたしましても、この素案のとおり計画が策定され、医療療養型病床が確保されるよう、今後も十勝町村会と連携を図り、道に要望してまいりたいというふうに考えております。

次に、「公立病院の縮小、診療所化について」であります。

道内の自治体病院は、それぞれの地域において、住民の健康を守り、安全・安心な生活を支える使命を果たすとともに、地域社会の要として地域の存立そのものにも貢献されているものと考えております。

道が示しました、自治体病院等広域化・連携構想によりますと、十勝圏域におきましては、公立芽室病院以外の7病院について、診療所化を含めた規模の適正化について検討する必要性があるとされております。

この素案につきましては、本年10月、各市町村長を始めとする十勝地域保健医療福祉推進協議会において説明があり、さらに、11月5日には、管内市町村長と道による自治体病院等広域化連携構想に関する意見交換会が行われたところであります。

この意見交換会における主な意見といたしましては、構想の策定にあたっては、それぞれの地域の実

情にあった適正な構想とするよう、提案されたところであります。

また、自治体病院を運営する管内8町と十勝支庁では、「自治体病院の運営などに関する意見交換会」を構成し、これまで3回にわたり具体的な検討をしているとお聞きをしております。

本町といたしましては、自治体病院を持つ町の今後の意向とその地域の住民の医療が確保され、地域の実情にあった構想となるよう、今後も十勝町村会と連携を図り、道や国に要望してまいりたいというふうに考えております。

なお、本年10月には、北海道、北海道市長会、北海道町村会の連名で、「北海道の地域医療の確保と自治体病院等の経営健全化に対する要望書」として、地域医療を担う医師の確保・養成に必要な措置や自治体病院等の経営健全化に向けた地方財政措置の拡充などにつきまして、要望書を国に提出いたしているところであります。

以上で中橋議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） それでは、最初に、財政問題から再質問をさせていただきます。

ご答弁にありましたが、毎年毎年1年に3億近い交付税が削減されているということでもありますから、予算に与える影響はかなり大きいものがあるというふうに認識をしております。

ここでもうすでにお答えの中で関係機関を通して、要求をされているということでもありますから、それをより強化していただくために、この背景について、若干申し上げたいと思います。

私も町の交付税につきましては、これまでも経年ですっと見させていただいていたのですが、幕別町としては、これまで2000年度に約63億の交付税が支給されておりましたけれども、2005年には、これが49億になるということで、相当な金額というふうに押さえました。

忠類につきましても、数字的には決算で2002年からの資料しかいただいておりませんので、この時点では、15億4,000万。しかし、2004年には13億になっているというようなことでもありますから。

両方の町を合わせて、今は、2006年度は60億ということでもありますけれども、大きいときから計算すると、町長言われるように、20億を越えて減額になっていくということでもあります。

私、何度も申し上げてきましたけれども、改革改革といわれるのですけれども、地方にとって国が言っている改革というのは、必ずいい方向に向かっていない。

つまり、三位一体の改革。改革といわれれば、地方もよくなるのかな。そのメニューの中には、削減もあるけれども、税源委譲も含まれていて、きちっとならせば、自立に向けた支援策になるのかなというふうに、普通は考えるのですけれども、予想していたとおりに改悪でありまして、3年間の総額が1回目の質問で申し上げておりましたように、減らされる方がぐっと多くて、委譲になるのが少ないと。

差引きすると3年間、6兆8,000億にもなったというようなことでもありますから、非常に憤りを感じております。

これがどうしてそういうふうになるのかなというふうにするのですけれども、結局国が財政不足だから、財源不足だから、地方にも頑張っていただきたいということで、どんどん変えてくるのですけれども、なぜ、その国が財政不足に陥っているのかということを見ますと、この1990年から今年までのずっと経年で見ましたら、なぜ1990年かといいますと、消費税が導入されるころからなのですけれども、所得税というのが、直接の所得税というのがぐんと減ってくるのですよね。

それから、法人税も減ってきます。1990年に、所得税26兆の収入、あるいは、法人税は18兆、約19兆の収入。

ところが、去年は、それが所得税では13兆、法人税でも13兆というふうに、どんどん減らされてくる。

そして、一方でそれは、そこをどこが補っているかといいますと、消費税ですっと補ってくるというような形ですから。

結局、住民の負担、国民の負担は増えていっている。法人税は下がっていっている。

全体としては縮小されているのですね。

そうすると、その縮小の分が、地方に向かっている。

あとは、個人のさらなる税制改革も入ってくるのですけれどもね。

こういう背景がありますので、国の収入のあり方の根本を変えてもらわないと、6団体が一生懸命交付税を何とかしてほしいというふうになっても、そこで限界が来るということになるのではないかとこのように思うのですね。

だから、こういう背景についても、どのように認識されているのか、ぜひ、責任を果たしていただく意味で、こういったところも抜本的に変えて、本来の地方の役割を果たせるように、きちっと財政を確保する姿勢で臨んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、財政問題全体でいきたいと思うのですが、2点目のこの合併による財政が補償されているかということでもあります。

合併の効果につきましては、今は主に歳入の面でお尋ねしたのでこういうお答えになったというふうに押さえますけれども、114億の総額で効果がありますよということでもスタートされましたね。

この114億のうちの歳入の点では先ほど町長にお答えいただきましたけれども、普通交付税と合併特例債、そして、合併補助金と特別交付税というような形で組み立てられまして、総額40億3,400万円だということでありました。

今までのところについては、順調に推移されていると。しかし、今後のことについては、やはりこういう情勢でありますから、かなり働きかけをやっていかなかったら、この面でも同じような厳しさが生じてくるのではないかというふうに思っております。

ただ、この中で貸付にかかわるその特例債につきましては、これまでも使い方については慎重にならなければならないと。後年時の支払いになっていくわけですから。

その点でも、意は用いられているとは思いますが、この辺についての考え方も、再度お伺いしたいと思えます。

また、歳出の方が多くて、74億の歳出削減を見込んでスタートした合併でありました。

この点については、触れられておりませんでしたので、もしお答えいただける範囲で結構ですので、その予定どおり推移しているのかどうか、お伺いしたいと思えます。

それと、1問目のお答えの中に、町税については、適正公正な課税に向かうということで、税収増を図っていきたいということでありましたけれども、私は適正公平というのは本当に大事なことでありまして、公正に頑張っていたきたいと思います。

ただ、基本となるのは、あくまでもその能力に応じた課税であり、徴収であるということに尽きるのだろうというふうに思えます。

つまり、累進課税の原則が貫かなければならないと。こういう点では、今、消費税なんかは町で徴収するものではありませんけれども、本当に収入に関係なく課税されているという現状がありまして、税の負担が非常に重くなっています。

この辺も、ぜひ、認識と、それから、どのように対処されるか、お伺いしたいと思えます。

それから、お答えの中に、使用料手数料の見直しなども取り組んでまいりたいということでありましたが、今議会でも一部提案されているものもございしますが、全体として町民は厳しい現状にあるわけですから、負担というのは極力低くなるということが求められているのですけれども、この見直しということは、他にも引き上げなどを考えていらっしゃるのかどうか、伺います。

それと、3点目の高金利の繰上償還の取り組みについてであります。財政健全化推進プランが承認をされないと実施できない。国の方のしぼりがありまして、できないということなのだと思うのです。

いつまで承認の期間もあられると思えますので、いつまでに見通しがたつのか、お伺いすると併せまして、この繰上償還については、これまでも幕別町としては努力をなされてきたところではありますけれども、改めて、町の地方債の借入れ状況を見ますと、いまだに高金利、8%というものもありますし、7%、あるいは、6%、5%というのが、かなりございます。

全体では、今、項目の中では、起債の項目が800を越えてあると思うのですけれども、ざっと予算の資料を見ただけでも、この高金利と5%以上というのが170件近くにのぼるのではないかというふうに思えます。

町としては、この具体的に伺いたいのですが、こういった高金利、5%以上を繰上償還していくとしたら、どのぐらいの財政効果を期待できるのか。

そういうものを押さえて、繰上償還の取り組みに臨んでいただければと思えますので、お答えをいただきたいと思えます。

産業の振興と雇用対策については、前段、2名の議員から質問されておりましたので、重複は避けたいと思えますが、やはり具体的なお答えに、ここでもそうなのですが、企業誘致をして雇用の拡大に努めたいというお答えであります。ここが必ずしも成功してこなかったというふうに、私も押さえております。

したがって、雇用対策、企業誘致が一番ではありますが、現況の中で、地元の雇用を優先させるとか、あるいは、幕別町に事業所を開業されているところの雇用のその実態調査だとか、そういうこともされまして、促進に向ける働きかけをするべきでないかと思えますが、それらについてはどのようにお考えでしょうか。

最後の住民負担と支援策につきましては、前段でも申し上げましたように、いろいろ使用料等の見直し等が述べられておりました。

ここでも町長は、適正な受益と負担のあり方という総合的な見地から見直しといいますか、検討していくのだということでもあります。

私もこの適正というのを、何を以て適正とするかというところが大事だと思うのですが、今、年金収入では200万以下というのが7割、サラリーマンを入れても300万以下というのが6割という現実を見ると、そういう町民の暮らしの実態をくみ取っていくことも、適正化に向ける一つの方向だということに思っております。

それらについて、前段の答えと一緒に結構ですので、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 財政問題にかかわって、何点かご質問がありました。

まず、地方財政が厳しい状況にある。その根幹は国の財政にあるというようなことのお話がありました。

確かに、我々が交付税がこれだけマイナスになると。あるいは、いろんな面で三位一体の改革が結果的には国の歳出削減で、その分が地方にシワ寄せがきているのだと、私ども、そういう押さえを实はしているわけでありませう。

ただ、最近になってきて、さらに言えることは、同じ地方が、交付税が少なくなったと、財源確保が困難になったといいながらも、その地方にも大きな差があるということを盛んに言われるようになってまいりました。

私どもまさにそうだと思います。

所得税を減らして、その部分は住民税に増えていくのだと。だから、納税者は変わらないのだというようなことが、現実には今まで納めていた所得税が住民税に増えていくのは、大都市ばかりが増えていて、なかなか小さな町、村では、そうした住民税が現実には増えてこない。

それはもともと所得税をそう納めている人が、その小さな町にはいなかったわけですから、それは誰が考えたって、権限だけ委譲されても、増えていかないというようなことがありますし、法人税なんかはまさに今話題になっておりますけれども、大都市に集中している法人が、地方法人税として大都市に納めていく。

そういった地方の財源不足に拍車をかけるように、地方自治体間の格差が大きくなってきているのが、我々にとっては一番大きなことなのかなと。

それで、私ども、再度、地方交付税の復元というようなことで、交付税は財源の調整機能と、それから、安定した財源を町村の大規模、小規模にかかわらず配分するわけですから、そういったことを今一度、国が進めた財源の中で、配分をしていただきたいということを、今、申し上げているつもりでありますし、もう一つは、国が盛んに言うのは、国から比べて地方の方が借金が少ないのだから、まだ地方には余裕があるのでないかというようなことも言われますけれども、私どもにしては、とてもその言葉を容認するわけにはもちろんいかないわけでありまして、もちろん、国の仕事と地方の仕事が、5対5が逆転して、財源が国の方が多いいというようなこともありますけれども、そういった中で、今、もう一つ心配なのは、交付税も含めてですけれども、交付税の原資となる税が、今、落ちてきている。落ち込んできている。

これが国税5税ですけど、これが落ち込んでくれば、必然的に交付税の総額が減ってくるというようなものですから、来年度予算に向けて、来年の地方交付税に向けて、一番大きな課題はこの辺なのですけれども、昔は毎年交付税が右肩上がりでも上がりました。

しかし、必ずしも税がそれだけ伸びたのではなくて、税で足りない分は、国が交付税の特別会計で借入れをして、そして、総額を確保して、地方には減らさないような形をとっていたのですけれども、今はそういったこともないわけでありまして、最近では、借金するなら国と地方が一緒に借金をしようということで、財政特例債みたいなものが発行されているわけですが、そういった意味で、来年度予算編成の中で、今、一番の焦点は、交付税の総額が確保できるかどうか。これが一番大きな焦点だろうと言われております。

そんな中で、国は先ほど言いました地方の法人税の問題、あるいは、頑張っている町村に特別枠で何百億だかの交付税を新たにするというようなことが言われておりますけれども、これらはそうした地方財政対策を見てみないので最終的にわかりませんが、私どもとしては、何とか交付税による安定した財源確保を求めていきたいというふうに思っております。

それから、合併にかかわりましては、先ほど、歳入の方で申し上げましたけれども、歳出の方で、今、一番大きな削減効果というのが、人件費であったというふうに思っておりますが、これらについては、議員の皆さんの定数減もありますし、職員の定数減も、不補充あるいは2割、3割補充というようなことで進んでおりますので、細かい数字は別にしましても、そう大きな狂いはなく、歳出における合併効果も上がってきているのだらうというふうに思っております。

さらに、合併債につきましては、何回も申し上げますように、決して合併債だからといって、安易に飛びつくことなく、あくまでも必要な事業に合併債を充当していきたいという方針は変わらないで、これからも進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、消費税にかかわってですけれども、これは私どもがどうのこうのということではありませうけれども、おっしゃるとおり、公平、公正な課税に努めていくということは、我々もこれからも努力していかなければならないものと思っております。

それから、使用料の見直しについて、私も同じ思いで、こういう厳しい社会経済情勢ですから、公共料金をやたらに改正するというにはならないのだらうというふうに思います。

ただ、行政改革方針の中で、一定の見直しをしていかなければならないというようなものは、幾らか

出ているわけでありますから、これらについては、住民の皆さんの理解がいただけるものがあるかどうかはもちろん検討していかなければなりませんけれども、見直しについては、見直しとして進めていかなければならないものの中には出てくるのだろうというふうに思っております。

それから、繰上償還ですけれども、健全計画、今出しております、これもできれば今会期中に、議員協議会か何かで説明をさせていただきたいということで、実は予定をしておりました。

ただ、まだ今日段階では、国からの健全化計画の認めるといったことはしていませんので、場合によると、1月になるかもしれないという状況であります。

この計画を認められることによって、借換、そして繰上償還が認められていくということでもありますので。

この後、水道会計の方にも同じように繰上償還を今やりたいという。あるいは、借換をお願いしたいということを出しておりますけれども、これらも今言った健全化計画の動きを見ながら進めてまいりたいというふうに思います。

それから、どのぐらいになるのか。

これは繰上償還、今、約3億。あるいは、借換で5%以上ですけれども、19億。これ全部認められるかどうかは先ほど言いましたようにわかりませんが、このぐらいを何とか認めていただいて、借換、繰上をやることによって、総額で8億近い利息の軽減が図られていくのではないかとこのように思っております。

これも計画ですから、実際にいけるかどうかは別にしても、そのような方向で進めていきたいというふうには思っております。

それから、雇用対策については、お話ありましたように、企業誘致のみならず、現ある企業のさらなる雇用に向けての取り組み、あるいは、実態調査など努めてまいりたいというふうに思っております。

住民負担の適正、何が適正かということになりますと、これはいろいろ問題はあるのだろうと思っておりますけれども、おおむね近隣の町村の動向ですとか、あるいは、今まで幕別町が料金改定して、10年、20年経過したものがあるとか、いろいろなことあると思っておりますけれども、先ほど言いましたように、必ずしも全てが全部改定しなければならないなどというように思っています。見直しをするという意味ではありませんので、これも皆さん方のご理解がいただければできないものだというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） ぜひ、財政の確保に努力をしていただきたいと思っております。

地方の必要とする予算が06年で83兆のうちの、税収では33兆、以前ですと3割自治と言われましたけれども、今は国が少なくなってきたから4割自治というふうになっているというふうに聞いております。

ぜひ、努力をしていただいて、町民負担にならないよう、そして、次の新年度の予算が住民に活かされる形で頑張っていただきたいと思っております。

時間がありませんので、医療の方に入ります。

まず、保険料の問題なのですけれども、お答えいただきましたが、これ、数字上でこういうふうになっていくのだろうというふうに思うのですけれども、ただ、実質的な課税というのは、減免措置とられて課税されていきますね。

それで、この場合には、それが含まれているのかどうか。

つまり、仕組みが変わりまして、これまで国民健康保険税は、減免も課税も世帯単位でありましたが、今度は新しくなった制度は、減免については世帯単位。しかし、保険料については個人単位という矛盾を含んだ制度になってしまったのですよね。

ですから、そういうことも、つまり、世帯分離をしない限り減免の対象にならない。

そうすると、保険料が高くなっていく人がもっと出るのではないかとこのように思うのですね。

例えば、農家の皆さんなんかは完全にそうなのですけれども、世帯が一緒なために、一人ひとりの保険料であっても、減額の措置にはならないということが見えていますので、そういうことを含めると、この数字はもっと大きくなるのではないかとこのように思うのですが、どうでしょうか。

それと、療養型病床のことなのですけれども、実質的には介護型全廃をしても、全体としては療養型で残すのだということなのですけれども、しかし、北海道が出している総合計画の中では、全体の3割は削るのだというふうに出してきていますよね。

そうしますと、これも今の時点で12月の4日に出された方向だと思っておりますけれども、今の時点では、そういうふうに使われているけれども、まだ診療報酬等も定かでないということもあって、移行をするのだというふうに使われているけれども、実際に病院側はそういう対応とれるかどうかかわからないという現状にあるというふうに聞いております。

そうすると、やはり大変な心配な状況になるのではないかとこのように思いますので、この点では、引き続き注意をしていただいて、適切な働きかけをしていただきたいと思うのですね。

それと、同じように、公立病院の問題につきましても、8病院、芽室町を除きまして7病院、この7病院のベッド数というのを足しますと、453になるのです。

もしこれが診療所化ということになりますと、診療所は19以下しか認めませんので、これの7倍で133、つまり、320はここでもう減らされてしまうことになってしまうのですよね。

それと、問題にしています緑ヶ丘病院につきましても、これは自治体病院の基準ではなくて、病床の利用率が70%を切ったところについては縮小させるのだという、そこにはまってしまったのですね。

緑ヶ丘病院が65.3%だったということでありまして、ここはもともと270床持っていて、ベッド数もそうなのですが、診療項目と申しますか、児童の精神ケア、大人の人のものもちろんそうですけれども、その役割果たせるのは、十勝ではこの病院だけだというふうに言われているのですね。

ここがこのような合理化の対象になっていきますと、非常に十勝に与える影響は大きいということもありますので、この点についてもきちっと取り組んでいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（田村修一） はじめに、保険料の比較についてでございます。

今回、例を出ささせていただきました2例とも、これは軽減をした後の数値でございます。

ただ、国民健康保険税につきましては、中橋議員言われましたとおり、若年者、若人の方と世帯が一緒の場合については、計算できませんので、仮に75歳以上の方だけ別の世帯という考え方で軽減を計算して比較しているものでございます。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 医療療養病床、介護療養病床の関係でございますけれども、道の方は3割を削減するというようなお話、今、ありましたけれども、この3割というのは、道の方で、今現在ある医療療養病床群が約1万8,000床あると聞いておりますけれども、これと介護療養型が約8,000床で、その介護療養型が廃止に伴いまして、医療療養型については、今ある病床数を全て残しましょうというような基本方針というふうに聞いております。

ですから、介護療養型を全廃すると、約3割の削減、全体を合わせると3割削減ということで聞いております。

十勝について言いますと、十勝についてはその医療療養病床群が千二百何十床と介護型が224床、合わせまして1,470床あるわけですけれども、十勝の場合については、介護療養型がちょっと少ないという現状があります。

この224床については廃止をいたしますということで、基本線が医療療養、現在の医療療養の病床数については残しましょうという基本方針と聞いておりますので、そういった意味で、十勝で考えますと、全体としては1割5分程度の削減になっているのかなというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 道が示しました公立病院の診療所化。これは私ども、病院を持つ持たないにかかわらず、十勝町村会全体の問題として、いろいろ協議を重ねてまいりました。

私どもも出ささせていただいたわけでありまして。

診療所にすることが、必ずしもだめだといっていない、実は町村もあるわけでありまして。

それはそれぞれの町村の事由があるわけですから、私どもは、それぞれの市町村の実態に合った中で、再編されることが望ましいというような言い回しをしていますけれども。

ただ、この診療所化することによって、先日の新聞をちょっと私切り取ってなかったのですが、交付税措置が大きく違うわけでありまして。

たった19床と20床なのに、片一方は1床幾らの交付税措置があるのに、片一方は診療所だから700万だか幾らの交付税措置だけで終わってしまう。これは大変な矛盾でないかというようなことで、町村長の中には、そういったいわゆる交付税における診療所の措置がもっと改善されるのであれば、一つ考えないわけでもないなというような意見もありましたので、私どもは引き続き、十勝町村会としては、それぞれの病院、町村が持つ事情を十分勘案していただいた中で、対応を進めていただきたいということの申し入れをしているところであります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 保険料につきましては、それではお伺いしますけれども、おおよそでいいのですが、後期高齢者医療制度に該当する高齢者の方で、若い世代と同居されている、世帯分離していないというのはおおよそどのぐらいになるのでしょうか。

私、7割軽減ですとか5割軽減からはずれるというのは、かなり影響が出るのではないかと思うのですよね。

例えば、所得がなくても、今回、4万3,000円基本額ですから、それで、7割になると、1万2,300円の保険料で済むのですけれども、農家の方なんかはそうなりませんから。4万3,000円全額いくのですよ。

そして、お二人ですと、収入がなくても8万6,000円というようなことになってきますから。

その全体を見て、手立てをとっていくというふうにしていかなくてはいけないのではないかと思いますので、どのぐらいになるでしょうか。

それと、療養型病床のことにつきましては、残った方が私もいいと思うのです。

だから、今、お答えいただいた中身であります、十勝だけを見ましたら、十勝の総病院数というのは約5,500ぐらいだというのですが、これは療養型だけでなく全部で。

その中で、療養型、1,470ですか。ここの、今課長のお答えでしたら1割5分程度。そうすると、200床程度ですか。減っていくのだということなのですけれども、200床程度もやっぱり今の時点では、決してどの病院も満室というふうには思いませんが、とりわけ療養型につきましては、もう、すでに入院されている方が3カ月間という期間を切って、次を探してくださいというようなことになっているのですよね。

ですから、その点で、介護難民に、医療難民にならないようにということでもありますから、この辺は、それで1割5分も、やはり私はいいとは思いませんし、さらにきちっと計画以上に確保されるような働きかけをぜひ頑張ってくださいというふうにするのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 若い世代と同居している方、およそ4割程度でございます。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 200床が減るというようなことでもありますけれども、当初、国の方では38万床を15万床に減らすということですから、それでいくと、もう6割近くを削減するという中で、北海道としては、その3割程度にとどめたということがまず一つありますし、それから、先ほど申しましたように、十勝圏については、介護療養型が少ないということで、削減率は1割5分となっているということでもあります。

その200床の方が、それでは減ることによって行き先がなくなるかということ、これも新聞の方にも出ておりましたけれども、老人保健施設に転換を図るところが、百数床あるというふうになっております。

この療養型病床郡に入院されている方については、本当にいることが一番いいのかどうかという問題もあると思います。

その十勝圏域の中で、アンケートとられた分があるというふうにお聞きしておりますけれども、医療療養病床に対してですね。

その入っている方たちが、本当に今その施設にいるのが一番いいのか。

本当は老健にいる方がよりふさわしいのではないかとという方もいらっしゃるわけですね。

今回、そういう意味では、百何床が老健に転換を図るという計画になっておりますので、実際に、あと、入院されている方の状況をみますと、入院率といえますか、実際に9割程度だというふうにお聞きしております。

ですから、1割ぐらいがあれば、百何十床は開いているというような状況でありますので、数字の上からいけば、百何床が転換をすると、ほとんど療養病床に残る方、そして、老健施設に移られる方ということで、そういう難民が出ないのではないかと。

この計画のとおりに進むことを期待しているものです。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

次に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 通告に基づきまして、質問をいたします。

地球温暖化対策とまちづくりについて。

地球温暖化対策は、待ったなしという現状の中であって、環境省は「地球温暖化対策とまちづくりに関する検討会」の報告書を公表しました。

報告書では、都市活動に起因する二酸化炭素の排出量が伸び続けることから、二酸化炭素排出削減に資する「まちづくり」を検討することが急務であると指摘しております。

現在、地方都市における中心市街地の衰退が大きな問題となっており、これに表裏一体するかのようにして、市街地の拡大・郊外化の問題が顕在化しております。

団地住宅や主要施設がまとまった土地を確保できる郊外へと移転したことにより、車社会が進行して従来の公共交通網が衰退しています。

さらに道路や上下水道などのインフラ維持管理費用が増大するなど、行政コストも膨らんで二酸化炭素の削減とは全く逆行しているわけです。

二酸化炭素を減らすために、幕別町においても平成11年には役場内での取り組みとして、エコオフィスを、そして地域全体に地域省エネルギービジョンを策定して、全町的に省エネへの環境づくりに取り組み、平成18年度からは地域新エネルギービジョンを策定し、地球温暖化防止対策を進めていくためには新エネルギー分野への検討もなされ、自然の力や、未利用資源の活用、町内における新分野へ

の導入・利用を目指していますが、このままでは思うように成果や効果が出ていないものと思われま

具体的には二酸化炭素の削減にどのように取り組まれて、どれだけ削減されているのか。

また、新しい事業などへの取り組みについて具体的にお伺いいたします。

1、省エネルギービジョン、地域全体の、省エネへの取り組み計画。中期に入っているが成果はどのように表れているのか。

また、住民や企業への啓発、意識改革など、どのようになされているのか。

2、新エネルギービジョンは平成18年度からの取り組みであるが、自然の力、未活用資源の活用、どこにどれだけ導入されて、成果や効果がどのように現れているのか。

3、家畜ふん尿からのメタンバイオガス、木くず・生ゴミや汚泥などから出る生物資源を有効的に活用できる自然循環型社会を目指したバイオマスタウン構想への考えをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） ただいま、質問の途中でありますけれども、答弁を休憩の後にさせていただきたいと思っております。

16時まで休憩とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

15：45 休憩

16：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

「地球温暖化対策とまちづくりについて」であります。

ご質問の要旨にありますとおり、地球環境への負荷の少ない持続的な社会を形成するために、行政が率先して省エネルギー対策を進めることを目的として、平成11年度に「エコオフィス幕別プラン」を策定したところであります。

また、本プランを全町的に広げるため、平成16年2月に、町民及び事業者が参加し、地域一体となった省エネルギーの「はじめの一步」としての取組みとなります「幕別町地域省エネルギービジョン」策定を行ったところであります。

さらに、自然の力など地球にやさしいエネルギー導入の指針となる「幕別町地域新エネルギービジョン」も平成18年2月に策定したところであります。

最初に、「省エネルギービジョンの取組みの成果と住民や企業への啓発と意識改革について」であります。本ビジョンでは、実施すべき五つの重点施策を掲げているところであります。

一つ目の重点施策は、「全町的な省エネルギー推進体制の確立」であります。

平成19年1月に、町職員による「地球温暖化対策庁内推進委員会」を設置したところであります。

また、本町における省エネ推進の中心的役割を担う「幕別町省エネルギー推進委員会」を本年度中に設置するために、町民及び事業者より人選等準備を進めているところであります。

二つ目の重点施策は、「省エネルギー教育の推進」であります。町民への省エネ教育という観点で、平成17年4月に省エネ普及指導員1名を委嘱して、出前講座等の啓蒙活動を行っております。

また、町広報誌に平成18年4月から平成19年3月まで、毎月「地球のための省エネ教室」を掲載し、さらに、平成19年5月からは、「みんなで考えよう地球温暖化」と題して、地球温暖化の影響や町民個々ができる対策について掲載しているところであります。

今後は、学校教育と連携した省エネ教育活動を実施したいと考えているところであります。

三つ目の重点施策は、「省エネルギー行動の確実な実行」であります。

公募による町民10名の「エコライフ会員」が、平成18年10月から省エネの実践と情報交換活動を行っております。エコライフ会員に対しましては、家電製品の消費電力量や電気料金を表示する「エコワット」を貸し出し、省エネライフの実践や環境家計簿の作成などを行っていただいております。会員の活動結果については、広報を通じて紹介する予定であります。

四つ目の重点施策は、「行政の率先的省エネへの取組み」でありまして、平成17年1月から役場1階ロビーに「省エネナビ」を設置して、エネルギー使用量の把握を行っているところであります。

平成17年度からは、役場照明機器へのプルスイッチの順次導入、暖房の設定温度を下げるなどの取組みを実施した結果、二酸化炭素排出量は、「エコオフィス幕別プラン」策定前と比較し、年間3.8%、172トン削減したところであります。

五つ目の重点施策は、「省エネ機器等の情報の確実な提供」であります。

これまで、広報を通じまして省エネ型の電化製品などの紹介や、町内の法人に対しまして「ウォームビズポイント集」を配布するなどの事業を行ってきたところであります。

ご質問の2点目、「新エネルギービジョンの取組みに関する導入状況と成果について」であります。

まず、行政における取組みについてであります。町では、これまで公用車にハイブリッドカーを4台導入してまいりました。

同じクラスのガソリン車に比べ、半分以下の燃料消費であるため、二酸化炭素排出量は、年間で5トンの削減となっております。

また、本年度より、ディーゼルエンジンの公用車1台の燃料を廃食用油から精製したBDF・バイオディーゼル燃料へ転換しているところであります。BDFにつきましては、植物系燃料でありますことから、京都議定書上の二酸化炭素排出量をゼロとカウントされ、実際の排出量も24%程度低減できるため、半年間で0.3トン二酸化炭素排出量を削減したこととなります。

平成20年度からは、町で所有するトラックの燃料についてもBDFへ転換する予定であります。

太陽光の利用につきましては、本年度供用開始いたしました札内さかえ保育所に太陽光発電パネルを設置したところであります。年度途中でありますので、精密なデータ分析を行っておりませんが、概算では消費電力の約28%を賄っているというふうに考えられております。

また、町独自の制度として、平成18年度から個人住宅の太陽光発電パネル設置に対しまして補助をし、太陽光の利用を振興しているところであり、2年間で8件の実績があります。

情報提供活動といたしましては、平成18年12月に、百年記念ホールにおいてペレットストーブと新エネに関するパネルの展示会を開催したところであります。

次に、「民間における導入状況等について」であります。BDFの原料となる廃食用油の回収活動につきましては、現在、町内で六つの団体が取り組んでおられます。

あかしや公区では、中野議員が中心となって早くから取り組んでいるというふうに伺っております。

さらに、本年11月からは、幕別町消費者協会が役場庁舎と札内支所の2カ所に回収箱を設置する取り組みを始めたところであります。

民間住宅等への太陽光発電パネルの設置につきましては、町内における設置台数を把握はしてはおりませんが、町の補助制度創設の効果もあり、近年、徐々に増えてきているところであります。

省エネルギー及び新エネルギーの活用につきましては、家庭や事業所などそれぞれの部門で一人ひとりの取り組みが不可欠であり、町民が一体となった地球温暖化防止対策が展開されるよう情報提供と啓発活動に努めてまいりたいと考えているところであります。

3点目、「バイオマスタウン構想について」であります。

バイオマスタウン構想については、地域のバイオマスの総合的かつ効果的な利活用を図るために市町村が策定する計画であります。

内容的には対象となる地域のバイオマス賦存量や利用方法、期待される効果など基本方針を定めるものであります。管内的には、帯広市、豊頃町、鹿追町、中札内村の4市町村が策定をしており、いずれもバイオガスプラントやバイオディーゼル燃料製造施設を北海道や民間で建設する際に策定したものであります。

本町においては、バイオマスに関する賦存量や利用方法などの基本方針は「新エネルギービジョン」の中に大部分網羅されており、それに基づいて取組みを進めていくものと考えているところであります。

バイオガスプラントなど具体的な施設の建設計画がなされた段階で構想の策定を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で、中野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 来年7月は洞爺湖サミット、この主題にもなっている地球温暖化対策であります。

緊急課題となっているわけです。

地球のいたるところで、今、二酸化炭素の削減が叫ばれている。

世界各地で起きているこの異常気象や温暖化現象については、毎日のようにテレビや新聞で報道されているところです。

この地球温暖化の影響は、いうまでもなく、海面が上昇したり、異常気象が多発して、そして、食料生産の被害も増大するなど、地球環境に大きな影響を与えているわけです。

幕別町も、今、答弁いただきましたけれども、省エネルギービジョン、それから、町民事業者、行政など、この役割を果たして、まず、この身の回りから省エネを実践するというようなことで取り組んでいるところでございます。

地球温暖化対策の町内推進委員会とか、あるいは、この幕別町省エネルギー推進委員などを設置をして、さらに取り組んでいくということで理解をするところでございます。

それぞれの項目によって、ともかく進めているわけですが、この17年4月から、省エネルギーの普及のための指導員、この方1名、委嘱しているわけですが、1名の方ではあまり活動が進まないのではないのでしょうか。

この辺を伺っていききたいというふうに思います。

さらに、調査では、プルスイッチというのを順次つけて、そして、効果を上げたようですが、

2010年まで、この削減量というか、基本方針のもとで、8.3%の目標を定めて取り組みを開始しているわけですけど、あと、2010年という2年ほどしかないわけです。

これまでの削減目標、達成する見込みというか、そういうのをわかれば知りたいと思います。

さらに、新エネルギーの分野ですけれども、幕別町だけではどうしようもならないというような思いもあるわけですが、資源の枯渇とか、あるいは、異常気象などをみると、人事では済まされないうところまできているのではないかとこのように感じるわけです。

新エネルギーは、再生可能なエネルギーとして、従来、エネルギーの新利用形態があり、さらに、再生可能エネルギーは、自然エネルギーとリサイクルのエネルギーに分かれています。

新エネルギーは、身近なエネルギーであり、多種多様な利用方法があり、環境にやさしく、石油の消費を減らすメリットも大きいわけです。

大きいのですけれども、経済的な面から、普及が十分でないというのが実情ではないかというふうに感じております。

太陽光についても、さかえ保育所につけられて、28%の効果を上げています。

あるいはまた、2年間で8件の方のこの活用がなされていると。

今後、新築とか、あるいは、オール電化というか、そういう家庭が非常に増えてきているわけですが、こういうところにも、推進啓蒙というか、そういうものをされないものか、伺っておきたいと思っております。

バイオ燃料になるてんぷら油の回収ですけれども、これについても、さまざまところで今取り組みが始まっております。

役場庁舎、札内福祉センター、そういうところも置いてあるということですが、もっと身近なところへ設置することによって、多くの人が参加できるのでないかというふうに感じるわけです。

以前にも町長にお伺いをしていたこともありますけれども、そのときは、回収業者の動向を調査してから、利活用とか普及に努めていきたいというような答弁をされておりました。

しかし、今、公区長会議とか、そういうのも行われるわけですから、こういうところで積極的に進めていく方向をとってはいかがかというふうに思います。

また、併せて、飲食店やホテルなど、こういうところにも拡大していく必要があるのではないかとこのように思います。

この点をお伺いします。

最後に、バイオマスの構想ですが、植物などの生物体、有機物は、固体、液体、気体と。この燃料に替えることができるバイオマス燃料です。

日本各地では、300カ所も今つくられて稼働をされているという。

我が町にはほとんど見当たらないのですけれども。

思い切って、木質ペレット燃料の製造や何かもしながら、あるいは、廃棄物、リサイクルなどを総合的な施策を講じて、産学官が連携して、新たな事業に乗り出すべきではないかというふうに思うわけです。

幕別町も忠類と合併によって、畜産農家が非常に増えたわけです。

そういうところをしっかりと活用できる環境になっているのではないかとこのように思います。

将来を展望したときに、地球温暖化対策が、この循環型社会の取り組みには欠かせないこのバイオマス時代がやってくるものと考えます。

企業誘致も思うように進まない現状であります。

バイオマス構想を作成して、国や地方公共団体、それから、企業とか個人が連携をして、積極的に取り組む環境の町をアピールするとともに、雇用拡大や地域の活性化につながることを必要と考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 普及員1名で足りないのではという、まず最初のご質問でございますが、まず最初の一步ということで、普及員1名の方、お願いしております。

ただ、この普及員の方、非常に熱心で、ご自分から、自らいろんなところの研修会。例えば、今、お話をいただきましたバイオマス十勝の研究会ですとか、そういうところ、自費で出席していただいて、非常に熱心な活動をしていただいている方でございます。

まずは、この活動状況を、活躍をお願いして、しばらく様子を見ようかというふうに考えております。

次に、先ほど、CO2の削減で、目標が8.3%だということで、それに対するこれまでの状況ということでございますけれども、町内全体の削減率については、現在のところつかみきれていないというのが現状でございます。

ただ、先ほど、町長の答弁にもございましたが、庁舎内におきましては、およそ3.8%の削減の結果となっているところでございます。

先ほど、プルスイッチの話も出ておりましたが、そのようなことをしているわけでございますが、近年、

コンピュータが大型化していると。役場の電算機も取り替えている。

また、さらに、職員ほとんど1名1名にパソコン置いているというようなことで、消費電力が非常に多くなってきているというようなこと。これが増要因で、なかなか目標まで達しきれないというような状況でございます。

ただ、CO2の削減というのは、非常に喫緊の課題というふうに、世界的には捉えられておりますので、今後、まだ努力していきたいというふうに考えております。

それと、太陽光発電パネルの新築家庭等への推進ということでございます。

この補助金につきましては、新築家庭につきましても対象となっているところでございます。

今後、もっともっとPRに努めて、さらに多くの方、多くの家庭に普及するように努めていきたいというふうに考えております。

最後に、私の方から、飲食店へのBDF、食用廃食油の回収についてということでございますが、実は、先般、幕別町の消費者協会の方と一緒にその活動、町の方でも協力させていただくということで、消費者協会の方と回収している業者というか、NPO法人なのですがすけれども、その方とちょっと打ち合わせしたところの話を伺いますと、非常に飲食店から油は質が悪くて、あまり回収、正直いってしたくないというか、あまり望ましくないというような話も伺ったところでございます。

それらの精製に対する技術的な革新というか、そういうものがまた今後出てくるのかと思います。

そういう時点で、非常に飲食店で油を使う量は多いので、そういうようなところへの対応も、今後、考えていきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） バイオマスの関係でありますけれども、産官学が協力しながら、このバイオマスの開発を進めるべきだと。まさにそのとおりでありまして。

ただ、今、先月でしたか、十勝地域連携会議というようなものがありまして、いわゆる十勝圏域の中での取り組みをさらに強化していこうというようなことで、いわゆる、帯広開発建設部、あるいは、十勝支庁なんかを中心になりまして、これらのバイオマスのさらなる開発に向けて取組んでいこうというようなことは、実は確認しあったところであります。

それらが、当の町村にどのように波及してくるのか。

あるいは、町村独自でそういう必要性が出てくるのか。

これから調査や研究していく中で、また、我々の担う役割というのはまだ出てくるとは思います。

それらも十分留意しながら、これから対応していきたいというふうに思いますし、最後にご提言いただきました環境のまちというようなことが、本当に胸を張って言えるような、そういう町となるように、さらにまた、ご意見等いただく中で頑張らせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 先ほど、飲食店や何かの油は質が悪いというようなこと、言われております。質も悪いかも知れませんが、回収の部分では問題ないですか。

例えば、一般家庭から出るものについては、廃棄物として捨てられますけれども、飲食店、ホテルとなると産業廃棄物として受け入れる。そういう部分では、問題はないでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 燃料として再生するという目的であれば、産業廃棄物にはなりませんので、回収という点では問題ございません。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 最後でありますけれども、バイオマスを進める。

バイオマスを進めていくと、省エネとか新エネにもつながっていくような気がするのですね。

どっちが先かというようなことになるとは思いますけれども、そういうものを総合的につくっていくことによって、省エネに、また、新エネにつながっていくのでないかというふうに思うわけです。

木質ペレットというのは、私も足寄の方の木質ペレットつくっているところの話を聞いたのですが、ほとんど捨てているものを回収してくるというようなことなのです。

個人とか、あるいは、森林組合とか、そういうところで、もう使えないというようなものを、ほとんどただで回収してくるというようなことで、つくっているようです。

ですから、原料というのは、ほとんどかかっていないというような話を聞きました。

幕別町においても、たくさんのそういう資源というのがあるわけですから、こういうものを積極的に進めていただきたいというふうに感じております。

どうか、答弁は必要ありませんので、この辺を踏まえて、どんどん進めてもらいたいというふうに感じております。

○議長（古川 稔） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

この際、お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、増田武夫議員の一般質問が終了するまで延長したいと思いま

す。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は、増田武夫議員の一般質問が終了するまで時間を延長いたします。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○8番(増田武夫) 議長のお許しを得ましたので、通告してございます二つの問題について、質問をしたいと思っております。

まず、水道料金引き上げの問題と料金の助成についてでございます。

「水」は、生きていく上でなくてはならないものであります。その欠くことのできない水を、安く安定して住民に供給することは、地方自治体のもっとも大切な責務の一つであります。自治体はその役割を果たしているかどうかは、人々が永住したい場所としてその地を選ぶかどうか。

幕別町を住みたい町として考えるかどうかの大切な要件となるものであります。

小泉内閣以来の構造改革路線によって、格差社会が深刻となりまして、幕別町民の経済状況は年々厳しさを増しております。本年9月現在、年収100万円未満の方が、町民の33.54%を占めている上に、定率減税の廃止、道、住民税の税率のフラット化、各種控除の廃止などによる庶民増税や、後期高齢者医療制度の保険料が介護保険料とともに年金から天引きされるようになるなど、低所得者や、高齢者の家計は限界にきている状況にあります。

その上に、原油高によって石油製品をはじめ、さまざまな分野の価格の引き上げが顕著になってきておりまして、困難に追い討ちをかけております。

こうした町民の置かれている経済状況の中で、岡田町政は水道料金の引き上げのための議案を提案しておりますが、必要不可欠な水の料金引き上げは、町民負担の増はもちろん、精神的な重荷をも負わせる、選択してはならない施策ではないかと考えるものであります。

そこで第1に伺いたいと思っております。

次のような努力をすることによって、また、考え方を変えることによって、水道料金引き上げを回避すべきと思っておりますが、見解を伺います。

まず、高金利の企業債の借り換えによって、年間8,000万円を超える企業債利息の低減に努めることであります。

金利4%以上の企業債は6億4,236万円と、全体の22.2%を占めています。低金利時代が長期化する中、高金利の起債を減らす努力をする必要があるのではないかとと思っておりますが、いかがですか。

計画があれば伺いたいと思っております。

次に指摘しておきたいのは、経費のうちどこまでを受益者負担にするかという問題であります。

年間総給水量に対する有収率は86.5%であり、13.5%に当たる漏水などによって無駄になっている32万6,000トンを超える水の受水費まで、水道料金に含めることにはならないという問題であります。

また、減価償却費は水道事業費用の37.6%を占めておりますけれども、施設整備のつけをすべて受益者負担とすることは改めるべきではないかと考えます。

次に、1日の必要給水量よりも約3,000トン多い責任水量分の経費まで、水道料金にかぶせるべきではないのではありませんか。

こうした点を勘案いたしますと、これに相当する額を一般会計からの繰り入れをもって補てんする必然性があるし、法的に何ら問題はないと考えます。

今回の料金引き上げによる増収約6,600万円は、一般会計からの繰り入れを行って、料金の値上げ方針を撤回すべきと考えますが、いかがでしょうか。

第2に、料金引き上げの有無にかかわらず、低所得者の料金減免をすることについて伺います。

滞納者が増え続けている中で料金引き上げは、さらに多くの滞納者を生むことが予想されます。

滞納解消のための労力と経費は膨らまざるを得ません。

低所得者が安心して水道利用して、水道事業担当者も気持ちよく業務に向き合うことができるように、以前から求めているように、充実した減免制度をつくるべきと考えるが、どうでしょうか。

今後の料金改定と一緒にどんな減免にしようとしているか、伺います。

次に、質問の2番目、季節労働者の雇用と生活援助についてでございます。

ご承知のように、今年度から季節労働者の技能講習制度が廃止された上に、特例一時金が20%カットされるなど、本町にもたくさんおられる季節労働者にとって、かつてない厳しい冬を迎えようとしています。

このままでは、多くの方が生活保護を受けざるを得ない事態に追い込まれることが予想される状況にあります。

政府が今年度から実施している「通年雇用促進支援事業」は、きわめて不十分で、労働者の所得につ

ながるようなものは含まれておりません。

季節労働者のおかれている状況を改善する有効な対策とはなりえないのではないのでしょうか。

そこで、次の点について努力してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

一つ目は、町として、仕事の確保のため手立てを尽くしてほしいと思いますが、どのような対策があるか伺います。

2番目には、生活支援のため、無利子の貸付金制度をつくって冬場を乗り切る手助けをお願いしたいと思うわけでございます。

3番目には、政府に対して、特例一時金を「50日分」に戻し、季節労働者対策予算の大幅増額などによって実効ある対策をとるよう運動を強めてほしいと思いますが、どうか伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

水道料金引き上げと料金の助成についてであります。

ご質問の1点目、「高金利の企業債の借り換えによる企業債利息の低減について」についてであります。

水道事業は、町民の生活に密接に関連し、その生活や健康を守るためには欠かすことができないものであり、高い安全性と安定した給水サービスが、基本的使命であろうというふうに考えております。経営にあたっての経費削減策としまして、現在、高金利企業債の借り換えについて「公的資金補償金免除繰上償還」制度が実施されることとなっております。

この制度は、これまで公的資金の繰上償還で借り換えを行なう際、今後支払う利息相当分についての補償金が必要となっておりますが、平成19年度から21年度に限り、補償金が免除され、繰上償還等が実施されるようになったものであります。

このことから、水道事業会計におきましても過去に借入した5%以上の高金利の町債について、借り換えを実施すべく、現在、その前提条件となっております「公営企業経営健全化計画」を、総務、財務両省に提出し、承認され次第、平成20年3月には利息7%以上の金利の企業債、2本で755万1,000円、平成21年3月には、同じく7%未満6%以上、3本6,565万円、平成22年3月にも同じく6%未満5%以上、6本1億2,479万9,000円のそれぞれ旧資金運用部資金の公営企業債について借り換えを行なう予定であります。

この借り換えによります効果額としては、4,474万7,000円が見込まれているところであります。

2点目、「有収率の向上と漏水経費の受益者負担について」であります。漏水調査につきましては、町内を8ブロックに分けて、毎年3ブロック程度の調査を実施してきております。

平成19年度につきましても漏水箇所11カ所を発見し、補修工事を行い、有収率の向上に努めているところであります。

今後におきましても、漏水の早期発見には万全を期し、経費の削減に努めてまいります。水道事業は、ご案内のように、地方公営企業法に基づく企業会計での運営でありますことから、水道事業に必要な経費は経営に伴う収入、すなわち水道料金をもって充てる独立採算を原則として経営を行っておりますことから、今後におきましても、漏水に関わる受水経費につきましては、受益者負担とさせていただくことをご理解いただきたいと思います。

3点目の「減価償却費の受益者負担について」であります。長期間にわたって使用する設備投資に要した支出を、その資産から使用できる期間にわたって計上する費用が減価償却費であります。先ほども述べさせていただいたとおり、企業会計は独立採算を原則として経営を行っておりますことから、これら減価償却費に当たりましても、受益者負担とさせていただきたいというふうに思っております。

それから、4点目の「責任水量3,000トン分経費の受益者負担について」であります。

十勝中部広域水道企業団が昭和56年に設立されました。1市4町2村の構成団体給水計画人口から日最大計画給水量を11万9,390トンと定め、各構成団体の協定により責任水量を決定いたしております。

当初の幕別町の責任水量は、6,300トンでありましたが、平成15年、第3次拡張事業を実施するための水道事業変更認可にあたり、10年後である平成25年度人口推計等から責任水量を1万300トンとして認可を受け、平成16年4月帯広市より4,000トンの責任水量の譲渡を受けたものであります。

なお、幕別町の責任水量1万300トンに対する日最大給水量は7,562トンであります。

責任水量比率は73.4%であります。

構成団体比率の平均39%と比較した場合では、更別村に次ぐ高い率となっているわけであり。繰り返しになりますが、水道事業は事業に必要な経費は経営に伴う収入、すなわち水道料金をもって充てるという原則がありますことから、今後におきましてもこの方針により経営をいたしてまいりたいというふうに思っております。

5点目の「一般会計からの繰り入れをすることにより値上げを撤回すべき」とのご質問であります。繰り返し何回も申し上げますが、水道事業が地方公営企業法の適用を受ける事業であり「一般会計との経費の負担の原則」というものがありますこと。あるいは、水道の供給というサービスはすべての住民の方が同量の恩恵を受けるものではなく、サービスの度合いに応じてこれに要する費用を負担すること

が公平の原則にかなうものであるというふうに考えております。

したがいまして、料金改定を行わず損失補てんを、一般会計、いわゆる税金で賄うということは、サービスの提供を受けない住民の方に対しても負担を強いることになり、公平の原則に反することとなりますことから料金改定をさせていただきたいとするものであります。

よろしくご理解をいただきたいと思っております。

6点目、「低所得者の料金減免と充実した減免制度を作るべき」についてであります。低所得者の料金減免につきましては、自主財源の確保と歳出の大幅な抑制を柱とした「幕別町財政健全化推進プラン」を作成した厳しい財政状況の中で、全世帯を対象とする減免制度をつくることは極めて困難な状況にあります。

しかしながら、幕別町使用料等審議会答申の付帯意見として、福祉助成制度に取り組むべきであるとの意見もありますことから、現在、これら実施に向けて検討を進めているところであります。

次に、「季節労働者の雇用と生活援助について」であります。

先ほどの堀川議員のご質問にもお答えしましたが、冬期技能講習制度の廃止と雇用保険の一時金減少など大変に厳しい状況にあります。

ご質問の1点目、「町としての仕事確保のための手立てについて」であります。冬期間の仕事の確保につきましては、これまでも幕別町として、いわゆる単独費で市街地の通学路の除排雪作業、あるいは、主要街路の春先の清掃業務などを実施してきたところであります。

何とか今年度は、これらに加えて新たな作業として、町道の路肩に生えている支障木を伐採するような仕事が増えられないかというようなことで、現在、予算の中で反映できるよう、実施に向けての検討をしているところであります。

2点目、「生活支援のための無利子の貸付制度創設について」であります。現在、本町では勤労者福祉資金貸付制度による貸付を実施しており、内容といたしましては、冠婚葬祭や医療・教育などの費用として、100万円以内で貸付期間5年以内、貸付利率0.85から1%で実施をしております。

取り扱い金融機関は北海道労働金庫帯広支店となっております。

現在の貸付額は10月末で5件、225万5,000円です。融資枠の1,000万円からすると大きく下回っている状況でありますことから、利用促進について、なお、広報などで周知をする必要があるというふうにも考えております。

ご提案いただきました「無利子貸付金制度」であります。現状での新たな制度の創設は難しいものと考えているところでありますが、今申し上げました「勤労者福祉資金」の制度の中で支援ができる方法について、さらに検討してまいりたいというふうに思っております。

3点目、「季節労働者対策予算について」であります。特例一時金は、建設業を中心とした北海道の季節労働者にとっては生活を守る上で大変重要なものでありますが、残念ながら、雇用保険法が改正され、給付基準が「50日相当分」から「30日相当分」に改正になり、当分の間「40日相当分」となっていることは、ご承知のとおりであります。

こうした法律の改正に対し、今、「50日相当分」の復活ということは、なかなか難しいものだというふうに思っております。現在確保されている「40日相当分」を継続させることが、最優先課題でもなかろうかというようなことで、もちろん町村会などの関係機関との連携しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

以上で、増田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） それでは、再質問をさせていただきますけれども、この水道料の問題は、議案としても提案されておまして、その関係で、答弁できない点が出てまいりましたら、それで対処していただきたいと思っておりますけれども。

まず、1番目の企業債の借換でありますけれども、ぜひ、こういう計画が具体的にできておきますので、ぜひ、努力されて、こういう方向で進んでいただきたいと、そのように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さらに、その水道料金でどういふものを受業者負担にしていくかという問題は、これから大きな課題でないかというふうに思います。

ここに挙げた有収率、これは幕別町の有収率は、北海道平均よりも若干低い。そう大きな差ではないけれども、若干低い状況であります。

しかも、これから全量を企業団から買い入れる。平成20年度から全量を買い入れるということになれば、トン35円でしたか。その有料の水をどんどん投げていくこととなりますので、これからは積極的に漏水対策をしていただきたいというふうに思います。

32万6,000トンほどが、漏水でなくなっているわけでもありますけれども、これを基本料金や重量料金に換算しますと、両方で2,200万円ほど投げているという、こういう計算になるわけで、これの一生懸命調査をして、漏水を止めることは、この経費を下げていくことにもなりますので、ぜひ、よろしくお願ひ

したいと思います。

それから、減価償却費などにつきましては、非常に大きな額になります。

これはどこが負担していくかという問題も、これから議論していかなければならないと思います。

責任水量の3,000トンないし、1日の平均水量からいいますと4,000トンぐらいのオーバーになるわけなのですけれども、この責任水量というのは、政策的にたくさん買っておくという、そういうものが、これまでも受益者に負担させるのかどうか。

これも大いに議論していかなければならないというところだというふうに思います。

こうした問題も含めて、私は一般会計からの繰り入れを、この公営企業会計であっても、していくべきだと思います。

そうした観点から幾つか質問してまいりたいというふうに思います。

これから、今まで町長がとってこられた企業会計に対する政治姿勢ですね。

それから、もう一つの大きな問題は、忠類の合併を経て、2年目でこういう料金を引き上げする。大きく言ってその二つについて、お伺いしたいわけにありますけれども。

長年のその欠損金によって、平成19年度末では、大体8億円の欠損金になると。このように予算でも出ていたわけでありまして、欠損金の累計が8億円になると。

やはりこうした欠損金をそのままにして、ずっと積み上げてきた欠損金の累積が8億にもなってしまった。このことも大いに問題だというふうに思うのですけれども、やはり、例えば、地方公営企業法では、地方自治体が直接地域住民の福祉の増進を目的として運営するのが、企業が地方公営企業だと。

このように地方公営企業でも定義をしているわけですが、先ほどの答弁の中でも、独立採算制、原則、独立採算であるから、この中の費用は受益者負担でいくより仕方がないのだと、さまざまところでそういう答弁をされていたのですが、やはりその考え方は、これからも変えるつもりがないのかどうか。お聞きしておきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に、欠損金の累積は8億でなくて6億5,000万というふうに押さえて、今、おりますし、今までの発表もそういうような数値で発表してきたというふうに思っております。

それから、いろいろなお話がありました。

もちろん、このような赤字を出して、長い間放置していたということについては、当然責任は私にあるのですけれども、当初、赤字になった時点では、まだ幕別の人口も増えていって、水道使用料も増えて、何とかそう料金改定しないで我慢して解消できるのでないかというような、今言えば甘い考えだったのかもしれませんが、そういう思いも実はありました。

それともう一つは、先ほどからちょっと話題になっておりますけど、減価償却費というのは、これは現金を伴わない支出なものですから、ある程度の現金を持っていれば、決算上は赤字になっても、それなりの対応はできたというようなこともあって、今日まで長く置いてきたことが、累積赤字を膨らませた原因であったわけでありまして。

そういったときに、たまたま、今回のような改定をお願いする。

しかも、時期が非常に悪い。社会情勢が大変厳しい中で、こういうことをお願いするのは、私自身としても大変心苦しいものがあるわけでありまして。

しかし、そうかといって、ここまできて、来年になればよくなるのか。再来年になればよくなるのかということも、なかなか見通しとしてはもてないわけでありまして。

厳しい情勢の中ではありますけれども、何とか、今回、改定に向けてご理解をいただければというふうに思ったところであります。

そうした中で、この後、議論をいただくわけでありまして、ご質問ありました、例えば、責任水量との差がある。実は、この部分は、一般会計が使用料で、企業団の方へ払っておりますことから、これは特に水道会計のあれではないのですけれども。

ただ、先ほど言いましたように、公営企業法は、病院もそうですけれども、水道ですとか軌道、いわゆる地下鉄とか鉄道の軌道ですとか、そういったものが公営企業法の適用になるのですけれども。

その場合は、もう当然のことながら、先ほど言いましたように、私がどうのこうのじゃなくて、独立採算制でありますから。

逆に言いますと、一般会計から企業会計へ繰り入れるお金というのは限られているわけ。これとこれぐらい、例えば、消火栓を設置するときに、その分を一般会計が水道会計に繰り出すとか、いわゆる高料金対策で、交付税措置があったものにプラス町がその半分を一緒に繰り出すとかという。そのはっきり明示されているものですから、赤字になった部分を単に一般会計から繰出しをして、公営企業会計の辻褄を合わすということにはならないわけでありまして、そういった意味では、確かにお話あったようなことも、矛盾点感じられる部分もあるのかもしれませんが、今言う公営企業法を適用する以上の中では、一般会計からの繰出しということは、現実的にはできないというようなこともあるので、その辺も一つご理解をいただければというふうに思っております。

何とか、これからももちろんおっしゃられたことについて、当然、我々も努力はしていかなければならないということでもあります。

住民の皆さんの負担を強いることは大変申しわけない思いもするわけですが、繰り返しになりますけども、ただただご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） その辺の認識の問題なのですが、公営企業が確かに原則は独立採算制をとっております。

しかしながら、例えば、地方財政法を見ても、公営企業で政令で定めるものについては、これは水道事業会計、今言われた政令で定めるものはその事業なのですが、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費はその性質上、能率的な経営を行っても、なお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費。これを除いて、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。

ただし、災害その他特別な事由がある場合において、議会の議決を経たときは、一般会計、またはその他の特別会計から繰り入れによる収入をもってこれに充てることができると。こういう地方財政法の定めもあります。

それから、地方公営企業法の第3条では、地方自治体、常に企業の経済性を発揮するとともに、これは独立採算のことを言っているのですが、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

これは地方公営企業法で謳われているわけなのですよ。

国でも独立採算でやれやれといいますけれども、高料金になってしまうと、自治体に対しては、今言われましたような高料金対策ということで、地方交付税によこすと。

それを幕別町の場合は、国から来たものツウツウで、国から来ないところには0で、国から来たときには、繰り入れはされておりますけれども、平成18年度は三千何しが繰り入れてはありますが、平成17年でありまして、その前の年なんかは、繰り入れていないときも、0のときもあるわけなのですね。

それで、国からそういう交付税措置がしてこなければ、繰り入れられないのかどうかという、そういう問題もあるわけなのですから、例えば、この公営企業の会計そのものについて、1960年10月、これも今生きていますと思うのですが、地方公営企業歳費の基準というものが、地方公営企業制度調査会から答申が出されているのですよね。

そこでは、どういっているかという、地方公営企業について、すべて企業は多かれ少なかれ、企業危険を伴うものであり、地方公営企業の場合、この危険は最終的には、その設置者である地方公共団体が負わなければならない。

したがって、企業の運営が思わしくなく、欠損金が生じた場合に、租税を主たる原資とする地方公共団体の一般財源をもって補てんするだけの価値がある企業であるかどうか、地方公営企業としての歳費を決定する指標だと、こう言っているのですよね。

つまり、地方公営企業、水道事業会計も地方公営企業なのですが、一般財源で補てんするだけの価値のある企業だと。こういうことで、一般財源からの繰り入れも、やっぱりする必要のあるような示唆をしているわけなのですよ。

そういうことを考えますと、やはり原則、独立採算だ。この立場をずっと貫いてこられて、経営された結果、今日のような欠損金の累積になったと思うのですよね。

だから、そこでやはり、きちんと福祉の増進が、公営企業の大きな柱になっているわけですから、経済性と福祉の増進を、やはり両方追及しなければならないと思うのですよね。

そうした点からいえば、決して幕別町の水道料金は安くない。

今度、値上げされれば、勝毎にも出ていましたけれども、池田、浦幌に次いで3番目の高さになると。

そういうことを考えますと、やはり万難を排して、苦しい財政状況ではあるかもしれないけれども、しっかりと一般会計からの繰り入れも、それは大幅にできないかもしれないけれども、やりながら、住民負担の軽減を図っていくことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、そういった中で、特に高料金対策につきましては、実は毎年のように、国の基準が変わるものですから、その年に該当になったものが、次の年に該当ならなくて、2年ぐらいいたら、また該当になるというようなことで、その都度、交付税の決定を見なければ、高料金対策の補助金が可能かどうか分からないというのが実情なものですから、今までもそういう取り扱いをしてきたし、現実対応であったわけです。

そのことが、一つにはやっぱり累積欠損額を大幅に増えた要因の一つにも、実はなっているわけでもあります。

かといって、今おっしゃられたように、それでは、国の交付税措置がないけれども、水道会計が赤字になるのだから、一般会計から繰り入れしていくこと。補助していくことが好ましいことかとなると、

決して好ましいことではないわけでありまして。

おっしゃられるように、それが法的に、本来的にはだめだと言っているわけですが、ただ、今言ったようないろいろな事例があって、本当にだめかどうか。それは裁判にならないとわからないかもしれませんが、ただ、一番心配されているのは、やはり、そういったその企業会計で独立採算制をとっているのに、苦しくなって足りなくなったときに、それでは、一般会計の補助で何とか終わらすことが本当の独立採算制企業会計のあり方かとなると、これはどこへ行っても好ましいことではないというふうには言われてくるのだろうというふうに思っておりますし、先ほども言いましたように、水道料ですから、その使う人たちによって、水の企業会計が存続させていく。経営されていくというのが本来である。これは変わるものではないのだろうというふうに思います。

ただ、もう一つは、いろんな問題があります。

今まで更別でとっていた浄水場からの水が、今度なくなって、企業団からの水を得るわけでありまして、それら企業団の水を買うときの出資金なんかは、ずっと一般会計が認めてきた。払ってきた。

さっきも言いましたように、一般会計が認められるのは、そういった政令で定める何項目かあるわけですが、その中に出資金なんかが入っているわけでありまして。

企業団の水なんかは、そういったことで、逆を言うと、一般会計の負担もあって、今回は、企業会計の中で今後の負担をしていくというようなことであります。

ですから、私どもとしましては、何とかこの企業会計を存続していくために、ご理解をいただきながら、これからも進めていかなければならない。

それと、今でも言われる増田議員さんで6,600万ほど一般会計から繰り入れすれば、水道会計は大丈夫だと。

ただ、これは1回ではそうかもしれませんが、来年も再来年もずっとその額というのは続いていくことになるわけでありまして、私ども何とか有収水量の問題もありますし、普及の問題もあります。

何とかしても、円滑な運営ができるように、水道会計をさらによりよい方向にしていかなければならない。そういう思いであたっていくたい、経営をしていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 一般会計からの繰り入れが、何か悪いことのようなこの印象を受けるような答弁だったので、この制度上。

ところが、政府の総務省の自治財政局が発行している地方公営企業年鑑というのがあるのですが、その年鑑の平成17年度の年鑑なのですが、その年鑑では、他会計繰入金の状態というのも年鑑の中に出てくるのですよね。

その中でどういうことを言っているかということ、水道事業における他会計からの繰入金は、消火栓の設置、先ほど出ていましたけど。それから、高料金対策、水資源開発を云々の繰入金となっており、その額は、水道企業会計全体で2,610億円になっていると。全国でね。そういうことを言って、高料金対策にも他会計からの繰入金がこれだけあるということも言っているのですが、これは国が出した金ばかりでないのです。

これでいろいろ調べてみますと、例えば、兵庫県の淡路市の決算を見てみますと、淡路市は、4億1,175万円、一般会計から繰り入れているのです。

これはその収益の17%にあたるのですが、ここで何とっているかということ、収入の主なものは水道料金収入が云々、13億ぐらいあるのですが、一般会計補助金が市の財政事情悪化により、29.2%減少して4億1,000万になったのだと。

だから、その前の年は29%も多く入れているのですよね。

これは国の云々でなくて、市の財政状況によって繰り入れている料金ですよ。

やはりそういう努力もしている。

それから、福岡県の天草市というところのあれをみますと、他会計の繰入金で、高料金対策交付金というの、国から来る金。例えば、平成16年では、1,400万円ぐらい国から来ているのですが、一般会計から1億2,100万円も繰り入れているのです。

これは国から来るお金だけでなく、一般会計で国の繰り入れる10倍近いお金を繰り入れているのですよね。

こういう努力をして、そしたら、そういうところが高料金対策としてやっているのですが、そういうところがそんなに高い水道料金かと。うちの水道料と比べてみてほしいのですが、この天草市の場合、10トン1,580円。それから、20トンでは3,480円。今度、幕別が新しい料金になると、20トンなら5,150円だけになる。

そういう額であるけれども、しかし、高料金対策もあって、国から来たお金以外をつぎ込んでいるのですよね。

先ほども言いましたように、企業会計、この水道企業会計が経営の努力をすると同時に、福祉の増進にも努めなければならないと。こういうことになっているのですよね。

であるとすれば、やはりずっとやられてきたように、独立採算だ独立採算だということで、水道企業会計に対する高料金対策をしてこなかったことが、今日の6億幾らですか。19年度末に8億って書いてあったような、予算の資料の中にあったと思ったのですが、それはともかくとして、そういうことを、やはり独立採算だということでやるのが、水道料金の引き上げだとか高料金になって、それはもう午前中なども議論されたように、人口の問題、やっぱりここに住みたいと思ったときに、何が基本かと思ったら、やはり肝心な水が安価に安定して供給されるのかどうかということが、最も基本的なあれですよ。

今後引き上げるということになれば、滞納者はもっと増えますよ、これ。

助成するというようなことも考えられているようですけども、聞いてみますと、ごく一部のことを考えられているようで、低所得者全体に対する助成にはならないということになると、やはり、滞納者がぐんと増えざるを得ないですよ。14%ですか。平均。

そうすると、やはりその滞納対策に、また、経費と人員を要さなければならない。

そして、払う側もなかなか払えないというその気まずさといいますか、そういう精神的な負担も伴ってくると。

そういうことを考えますと、やはり帯広近郊で1町だけ人口が減り始めているという状況の中で、さらに高い水道料金に、今の時期に、先ほど町長も言うておられたように、もう石油もこれだけ上がって、この町民の生活もどうなるのかという、こういう時期に追い討ちをかけるような料金の引き上げは、やはりすべきではないと。こういうふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど、私が一般会計から水道企業会計に繰り入れすることは好ましいことではない。これは私でなくても、誰もがそういう解釈で今までできていたわけでありまして。

先ほど、増田議員も言われましたように、一般会計から企業会計へ繰り入れできるものは、政令で定めるこれとこれとこれですよ。

ですから、私どもも、政令で定められているように、国が認められた高料金対策が決まれば、それに合わせて、その2分の1は一般会計で足して、水道会計へ補助している。

ですから、そのことについては、今までもやってきたつもりですし、当然のことをやらなければならないわけですからやってきたし、これからもやっていくのですけども。

先ほど言いましたように、なかなか高料金対策の該当になるかどうか、毎年度、国の基準が変わるために、交付税措置がされない。

その部分のときに、それでは、交付税措置されていないけども、町独自で補助金を水道会計に出せるかという、先ほど言いましたように、補助基準の中には、高料金対策であればいいのですけども、ないものについては、本来的には、それは出すべきではないということなものですから、我々は今までも、そうした法の基準に基づいてやってきたということでありまして。

赤字になることが本当に我々の努力が足りなかったということなのかもしれませんけども。

ただ、現実的に、歴史を申すようですけども、幕別町の水道料は非常に高かったのですよ。

全国第何番以内、北海道のトップか3位ぐらいまで、10年、20年以上続いていたわけみたいです。

何も自慢するわけではないのですけども、それを何とか最近になってから下げて、管内でも下ぐらいまでなったのですけども、今回、残念ながらそういうことになってしまいました。

何が原因かという一つは、よく言われたのは、いわゆる猿別川から水道を揚げて、豊岡の高台に上げて、札内まで水道を流下させる。

しかし、その9キロの間、水道を使ってくれる家というのはほとんどないわけでありまして。

しかし、今言いましたように、独立採算制ですから、その間に布設した管だとか何かの経費は、これは全部水道料に上乘せして料金として収入をしなければならぬ。

そういったことがありましたし、非常に幕別地区は、昭和27年でしたでしょうか。非常に早い時期に上水道が布設されました。

ところが、札内地区は地下水がいいというようなことを言われて、本当に水道が普及していったのは昭和40年代になってからであります。

そうしたこともあって、それだけが原因ではないかもしれませんが、本町の水道料がずっと高い。もう全道1だというようなことと言われてきただけに、なかなか今回まで下げて、やっと十勝の中以下ぐらいになったということは、大変努力の成果であってありがたいというふうに思っていたのが、今回、赤字が続いて、改正。ちょうど10年になるのでしょうか。10年ぶりの改正ということで、大変ご迷惑をかけるようなことになるわけですけども、ただただ私どもとしては、そうかといって、その一般会計から繰り入れて赤字を減らすというようなことは、なかなか困難もありますし、何とかご理解をいただければという思いでありますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 原則、独立採算ですから。何でも繰り入れればいいという話をしてい

いのですよね。

やっぱり、公営企業法にも謳われているし、やはり、そういう独立採算の努力をしなさいと。

もう一つは、福祉の増進を目的もしているのだと。やっぱりその精神を、やはりきちっと受け止めてほしいと思うのですよね。

だから、そんな安く言っているのに、繰り入れてくれとか、そういう話ではないですよ。

そういうことで、たくさん全国には、高料金対策ということで、独自の一般会計予算を繰り入れているところがたくさんあるというのは、調べてみればわかりますので。

これは、ぜひ、そういう姿勢も持つべきだと。

これは、もう一つの視点から私言いたいと思うのですが、合併して2年になります。

もう2年まだ経たないうちに、この料金の引き上げの話になりますよね。

これが今の水道料金は、簡易水道も全部料金一緒、若干違うところもあるけれども、一般家庭が使う料金は一緒だと思うのですよね。

合併するときに、どういうことを言って忠類の住民に説明していたかといったら、現行の水道料金と、それから、合併して10年、15年経ったときのその料金。それから、自立していたときの料金などを示したのです。村民に。

そのときに、合併すれば、水道料、例えば、簡易水道使用料は10トンで年間2万9,358円と。これ、大体今の幕別の水道料金なのです。年間、10トン。

それが、今度の値上げで、3万3,000円ほどになるのですが、この自立していったらなりますよという料金に段々近づいているのですよね。

忠類の住民は、合併して、そのときの説明、この文書の中にも、合併したら、特例債もあるし、合併効果で多くの財政効果があるので、これがその財政効果がなんて書いているかということ、新町全体の福祉、住民サービスへの充当及び使用料住民負担上昇の抑制になるのだと。こういつて合併しているのです。

そして、今、聞くところによると、忠類は3年後、平成22年の4月1日から、今の幕別の料金になるのです。簡易水道が。

そうなった段階で、今度、簡易水道も今度の水道料金の値上げにならっていくのだというように、ちょっと聞いているのですけれども、その方針は持っておられるのかどうかなのですけれども。

それはもう簡易水道は上げないよというのであれば、それははっきり言明してほしいのですが、やはりそういうことで先ほども議論になっていましたけれども、合併の財政効果が114億あるのだと。それが住民負担の抑制になっていくということをはっきり謳って合併しているのですよね。

そういうことを考えれば、2年経った今の時点で、将来、こういう基本的な、生きていくに欠かせないものの引き上げを、しかも、こういう経済状況の中でしていくことが、どういう住民の負担だとか精神的な負担になっていくかということも、ぜひ考えてほしいのですけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 合併にかかわっての話が出たわけですが、今、お話ありましたように、今回は上水道の料金改定ですから、幕別地区だけが対象でありまして。

合併時の約束事で、忠類地区の簡易水道と幕別地区の簡易水道の料金を一緒にしていこうという経過措置は、現在もまだ続いているわけでありまして。

今回、上水道が改正したから、すぐ来年、再来年に簡易水道も同じような値上げをするかどうかということについては、全く今の段階では考えてはおりません。

ただ、それが5年後、10年後も同じでいくかどうかということになると、今の段階では何とももちろん言いようがありませんけれども。

少なくとも、今回の上水道の改定と、それをリンクさせて、簡易水道や営農用水道の料金改定に結びついていくというようなことは、今の段階では考えておりません。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） ちょっとこの問題だけで、時間があと何分あるかちょっとあれなのですが、平成22年に、今、幕別町料金上がりますよね、今後ね。

その時点では、簡易水道も上げることは考えていないということですか。

それははっきり答えていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど言いましたように、22年というと、後3年ほどですが、その時点で、今すぐ改定するという考えは持っておりません。

将来はちょっと私の今のこの段階で、5年先、10年先は、ちょっと今の段階では申し上げにくいということでお許しをいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 将来って、その合わさった段階で、考えていかなければならないというような、ちょっと話も聞いたものですから。

だから、そういうことを言ったのですけども。

ちょっと時間がなくなったのであれなのですが、やはり、そのように、この水道料金というのは、命を支えるものであって、そして、これから値上げされたら、さらに滞納者も増えてくるのでないかと。

その対策として、一部値上げしないことを考えておられるようなのですが、やはり、低所得者全体に行き渡るような減免制度を、ぜひつくってほしいと。

そうしないと、やはり今生活保護の基準も引き上げるだとか、もう本当に大変な状況がきて、住民生活も大変になってくると思うのですけれども、そうした点で、ぜひ、低所得者全体の底上げというか、生活支援になるような減免制度をつくってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 減免制度については、先ほどの最初の答弁書で申し上げましたように、使用料等審議会からもそうした付帯意見がついておりますので、それらを十分斟酌しながら、今、内部で検討を進めておりますので、今いただきましたご意見なども十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 参考までにあれしておきますけど、日本水道協会が調べた全国の平均水道料金、これは10トンで1,470円。それから、20トンでは3,056円だということです。

それで、5万人以上、都市型になってくると、20トンで2,180円と。それから比べますと、今度上がると5,150円になりますので。

そういう平均からみても、1.7倍とか2.4倍とかという、そういう料金になるということも考えていただきたいなというふうに思います。

時間がありませんので、次の問題なのですが、季節労働者の雇用と生活援助ということであります。

答弁でも述べられておりましたけれども、冬場の仕事がなく、しかも最近では夏場の仕事も万度に働くだけのものがないというような状況もありますので、この所得そのものがぐんと下がった上に、今言ったような冬期技能講習もなくなり、50日の一時金が40日になると。こういうことあります。

ぜひとも、万難を排して、ここでも延べられていますけども、そういう仕事の確保というの、ぜひ、努力していただきたいなというふうに思います。

無利子の貸付制度なのですが、これも当座の生活がというようなことで、10万、20万という、そういうこの労金のこういうものというのは、やっぱり借りるのにも、なかなか面倒だというふうに思うので、町が無利子で貸し付けるような制度をぜひつくってほしいと思います。

3点目の国に対する要望でありますけれども、これもやはり季節労働者に直接、今、前にも堀川議員の質問でもあったのですが、ああいう対策、年間雇用対策といいますか、年間雇用するような手立てを、これも一つのやらなければならないことではあるのですが、しかしながら、報告聞いていると、この8町村で5人ぐらい年間雇用になればいい、目標だというようなことを言っておられるのですが、その程度のことなのですよ。

だから、そうした点からいけば、冬期技能講習もなくなったり何なりしているのですが、そういうふうに直接季節労働者の生活に役立つような支援策を、ぜひとっていただくように、国に対しての要望もしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 毎年、何とか町独自で季節労働者の皆さんが、冬場働くためのいろいろ仕事の確保が大きな課題でもあったし、要望もあったわけがあります。

何となく冬場の仕事というと、もう除雪ぐらいしか現実的にはないというようなことで、たまたま今回、担当の方でも頭をひねりながら、雪解けになってくると路肩の方の支障木があるので、これを撤去するような作業にどうかというようなことが言われたものですから、これは予算化して、どの程度路肩が出ていただければ、これは初めてですからわかりませんが、なかなか先ほども言いましたように、町自体が数年の仕事を持つということは困難な部分もあるものですから、この程度のことしかできないのかと。

あるいは、もう一つは、昔あったのですけども、古い建物を解体するのを冬期間に集中させてやった経緯もあって、実は今回、それも内部での検討はさせていただいたのですけども、今、なかなか機械でポッとやってしまうと、本当にお金の面で本当にいいのかどうかというような問題もありました。

これからもそういった面で、いろいろ考えながら対応していかなければならないというふうに思っておりますし、国に求めることについては、これはいろんな団体もやっておりますし、私どもも町村会の立場で、これからも続けてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

[延会]

○議長（古川 稔） この際、お諮りいたします。
本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、本日の会議は、これをもって延会することに決定いたしました。
なお、明日の会議は、午前10時から開会いたします。

17：26 延会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成19年第4回幕別町議会定例会

(平成19年12月12日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

16 大野和政 17 杉坂達男 18 助川順一

(諸般の報告)

日程第2 一般質問

日程第3 議案第61号 政治倫理確立のための幕別町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する
条例

日程第4 議案第62号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

日程第5 議案第63号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第64号 幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第65号 幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第66号 幕別町農業集落排水処理施設管理条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第69号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

日程第10 議案第70号 指定管理者の指定について

日程第11 議案第71号 町道の路線認定について

日程第12 議案第72号 平成19年度幕別町一般会計補正予算(第4号)

日程第13 議案第73号 平成19年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第14 議案第74号 平成19年度幕別町老人保健特別会計補正予算(第3号)

日程第15 議案第75号 平成19年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第16 議案第76号 平成19年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第2号)

日程第17 議案第77号 平成19年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第4号)

日程第18 議案第78号 平成19年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)

日程第19 議案第79号 平成19年度幕別町水道事業会計補正予算(第2号)

会 議 録

平成19年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成19年12月12日
- 2 招集の場所 幕別町役場 5階議事堂
- 3 開会・開議 12月12日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)

議長 古川 稔

副議長 千葉幹雄

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 中橋友子 | 2 谷口和弥 | 3 斉藤喜志雄 | 4 藤原 孟 | 5 堀川貴庸 |
| 6 前川雅志 | 7 野原恵子 | 8 増田武夫 | 9 牧野茂敏 | 10 前川敏春 |
| 11 中野敏勝 | 12 乾 邦廣 | 13 芳滝 仁 | 14 永井繁樹 | 15 杉山晴夫 |
| 16 大野和政 | 17 杉坂達男 | 18 助川順一 | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

副 町 長 高橋平明

副 町 長 遠藤清一

教 育 長 金子隆司

教 育 委 員 長 林 郁男

代 表 監 査 委 員 市川富美男

会 計 管 理 者 管 好弘

総 務 部 長 増子一馬

経 済 部 長 藤内和三

民 生 部 長 新屋敷清志

企 画 室 長 佐藤昌親

建 設 部 長 高橋政雄

忠類総合支所長 川島廣美

札 内 支 所 長 熊谷直則

教 育 部 長 水谷幸雄

総 務 課 長 川瀬俊彦

糠内出張所長 中川輝彦

企 画 室 参 事 羽磨知成

福 祉 課 長 米川伸宜

保 健 課 長 久保雅昭

町 民 課 長 田村修一

農 林 課 長 菅野勇次

商工観光課長 八代芳雄

経 済 部 参 事 田井啓一

土 木 課 長 佐藤和良

都 市 計 画 課 長 田中光夫

水 道 課 長 橋本孝男

会 計 課 長 鎌田光洋

地 域 振 興 課 長 姉崎二三男

保 健 福 祉 課 長 野坂正美

経 済 課 長 飯田晴義

生 涯 学 習 課 主 幹 所 拓行

文 化 振 興 係 長 石田晋一

環 境 衛 生 係 長 澤部紀博

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 16 大野和政 17 杉坂達男 18 助川順一

議事の経過

(平成19年12月12日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長(古川 稔) これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、16番大野議員、17番杉坂議員、18番助川議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長(古川 稔) 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を一問一答方式により行います。

なお、各議員の持ち時間は、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○2番(谷口和弥) 通告に従いまして、2点、質問いたします。

一つ目ですけれども、幕別町の生活保護制度の活用実態について、お伺いします。

厚生労働省が設置した「生活扶助基準に関する検討会」は、11月30日に、生活保護のうち、食費、被服費、光熱水費などにあたる生活扶助基準の見直しを内容とした報告書をまとめました。

それによると、生活保護基準よりも低い所得の世帯が増加しているため、その低所得者所得に合わせて生活扶助基準を引き下げること検討し、2008年度予算案に反映させるとしています。

生活保護制度は低所得者にとって最後のセーフティネットであり、そこに穴をあける基準の引き下げに対して「低所得層の所得の引き上げこそ求められている」と考えます。

そこで、幕別町的生活保護の制度の実態について、次の点を質問いたします。

一つ目に、生活保護法では人々の申請権を認め、申請の全てを窓口では受け付けることになっております。幕別町の申請にかかわる相談件数と申請受け付け数についてお伺いします。

また、受け付けない例があるのであれば、申請者にどのように対応しているのかお伺いします。

二つ目に、生活保護の制度や申請方法を町民に周知するのにあたって、町としてどのような施策・工夫をされているのかお伺いします。

第3に、幕別町的生活保護受給者のうち、ひとり親世帯・高齢者世帯・障害者世帯の世帯数と割合をお伺いします。

第4に、生活保護の級地制度では、幕別町は3級地の1となっておりますが、住宅事情は2級地の2の帯広市と比べて家賃が同等か、むしろ高い傾向があることが行政の担当者からも指摘されています。

また、物価の差もないものと実感しています。級地の変更を求めるべきと思いますが、町の考えをお伺いします。

第5に、幕別町として国に対して、生活扶助基準の引き下げに反対するべきと考えますけれども、町としての考えをお伺いします。

2点目になります。

母子家庭への児童扶養手当についてであります。

2002年の法改正によって2008年4月から実施される予定であった収入の低い母子家庭への児童扶養手当の削減が、実質的に凍結すると与党合意がありました。

この合意には「就業意欲」の定義や「凍結期限」など不明確な部分がありますけれども、厚生省の調査では母子家庭の平均年収が一般家庭の平均所得の37%という厳しい水準にある中で、凍結は当然との声と合わせて喜びの声が聞こえてきます。

そこで幕別町の児童扶養手当の実態について、次の点について質問させていただきます。

第1に、幕別町での児童扶養手当の受給者の所得・児童扶養手当受給額について、それぞれ階層別にお伺いします。

第2に、幕別町として国に対し、児童扶養手当削減の「凍結」ではなく、「撤回」まで求めるべきと考えますが、町としての考えをお伺いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

最初に、「幕別町的生活保護制度の活用実態について」であります。

生活に困窮するすべての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障する現在の生活保護法が昭和25年に制定されてから55年が経過し、この間、経済・社会の大きな変化や社会保障制度の改正の中で、制度に関するさまざまな運用改善が図られ充実してきたところであります。

ご質問の1点目、「生活保護の相談件数と申請受付件数、また、受け付けない場合の対応について」についてであります。

相談件数は、平成16年度で30件、平成17年度18件、平成18年度25件で、平成19年度は、11月末現在で15件となっております。

また、受け付けない例についてのご質問であります。相談にお越しになる方の救済措置として生活保護制度が最後の砦であるとの認識から、申請する権利を十分尊重したうえで相談にあたるよう心がけておりますので、受け付けないという事例はございません。

2点目、「生活保護の町民周知の施策・工夫について」についてであります。

生活保護法第4条「保護の補足性」の規程では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされ、第2項には、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定されており、他法優先の原則が示されております。

このことから、各種の生活相談においては、生活保護法を適用することを目的として相談を受けるのではなく、生活保護法を適用させる前段として、例えば、病気で医療費の支払いに窮している方には、高額療養費の請求方法等について、失業で収入が無いとの相談であれば、雇用保険の請求等についてアドバイスを行い、多重債務で生活苦に陥ったなどの相談の場合には、特定調停により支払いしやすい環境を整えることなど、各種社会保障制度等による対応を優先させております。

生活保護制度は、これら全ての扶助制度を適用させてもなお生活が困窮するという方に対して適用させる制度でありますので、保護制度の内容や申請方法を周知するのではなく、各種社会保障制度の内容等について詳しくお知らせするとともに、困った時には民生委員に相談していただくことや、社会福祉協議会が開設する心配ごと相談所の利用など、福祉課社会福祉係をはじめとする生活困窮者福祉に関する相談窓口の周知を、さらに充実させてまいりたいというふうに考えております。

3点目の「生活保護受給者のうち、ひとり親世帯・高齢者世帯・障がい者世帯の割合について」であります。

本年4月1日現在の被保護世帯数は、164世帯、235人となっております。被保護世帯の世帯類型別割合であります。ひとり親世帯は、統計上では母子世帯のみの数となっております。13世帯で7.9%、高齢者世帯も統計上では単身・夫婦の区分がなく、78世帯で47.6%、障害者世帯は65世帯で39.6%となっており、このほかに、これらに分類できない世帯が8世帯で4.9%となっております。

4点目、「生活保護の級地の変更について」であります。

級地制度は、生活保護法第8条第2項の規程に基づき、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を生活保護基準に反映させることを目的とした制度であり、現行の級地制度は、地方自治体の市町村を単位として定められております。

また、各級地毎の格差は4.5%の等間隔で1級地1から3級地2までの6段階に区分され、1級地1と3級地2の格差は、最大で22.5%となっております。

十勝管内で3級地1に指定されておりますのは、本町のほか音更町・新得町・芽室町・中札内村・陸別町の合計6町村であり、2級地2の帯広市を除き、その他の町村は3級地2の基準となっております。ご質問にあります住宅事情等につきましては、札内地区を念頭におかれてのことと思いますが、各級地は自治体単位で決定されますことから、本町の級地基準は、幕別地区や忠類地区を包含した幕別町全体での基準となっておりますので、家賃や物価等が帯広市と差が無いのではとご指摘とは必ずしも一致しないものと思われま。

合併前は3級地2でありました旧忠類村地区が、合併当日から3級地1に変更となっておりますように、基準と実態にはある程度の乖離が生じているものと認識いたしておりますが、本来であれば、全て実態にあった算定基準によって給付を行うべきというふうにも思いますが、とにかく1,800を超える自治体を地域によって6段階に分けるという現行の制度内容でありますことから、ある程度の幅は止むを得ないものというふうにも考えております。

5点目、「生活補助基準の引き下げ反対を国へ要請することについて」であります。

生活保護制度の生活費にあたる生活扶助基準は、一般低所得者世帯の生活実態との比較が基準決定の要素となっております。厚生労働省が設置した「生活扶助に関する検討会」が11月30日にまとめた報告書によりますと、平成16年に行った全国消費実態調査と現在の基準額を比較したところ、収入が低い方から10%以内の低所得者世帯で夫婦と子供一人の3人世帯の場合では、医療費等を除く生活費が月額

14万8,781円であるのに対し、3人世帯の生活扶助は15万408円と約1,600円上回っており、60歳以上の単身世帯においても、低所得者の生活費が6万2,831円に対し、生活扶助は7万1,209円と約8,400円上回っていたと報告されております。

このため、厚生労働省では、ご質問にありますように、平成20年度の予算編成にあたり生活扶助基準額の引き下げが可能としており、具体的な引き下げ額について、本年度予算編成の過程で詰めるとの方針を示しているところではありますが、激変緩和の措置をとることなども伝えられておりますので、今後の方針に注目をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、「母子家庭への児童扶養手当について」であります。

ご質問の1点目の「階層別の児童扶養手当受給者の所得並びに児童扶養手当受給額について」であります。

平成19年11月末現在の児童扶養手当受給者数は、全部受給される方が120人、一部受給者が89人、支給停止者が25人で、合計234人となっております。

児童扶養手当は、受給資格者の収入から給与所得控除等を控除し、父からの養育費がある場合は、養育費の8割相当額を加えた所得額と、扶養親族等の数に応じた所得制限限度額とを比較して、全部支給、あるいは、一部支給、支給停止のいずれかを決定しております。

全部支給の基本額は、扶養児童数1人の場合で月額4万1,720円、2人の場合は月額4万6,720円、3人の場合は月額4万9,720円で、以後、児童数が1人増えるごとに月額3,000円ずつ加算されます。

全部受給者120人の内訳を申しあげますと、本人の対象所得額が、57万円以下で扶養児童数が1人の方は、支給月額が4万1,720円となり対象者数56人、対象所得額が95万円以下で扶養児童数が2人の方は、支給月額が4万6,720円となり対象者数45人、対象所得額が133万円以下で扶養児童数が3人の方は、支給月額が4万9,720円となり対象者数14人、対象所得額が171万円以下で扶養児童数が4人の方は、支給月額が5万2,720円となり対象者数4人、対象所得額が209万円以下で扶養児童数が5人の方は、支給月額が5万5,720円となり対象者数1人で、この方々の平均支給月額は4万5,012円となっております。

また、一部支給の基本額は、所得に応じて月額4万1,710円から9,850円まで10円きざみの額となっております。一部受給者89人の内訳を申しあげますと、本人の対象所得額が57万円から230万円、扶養児童数が1人の方は54人で支給月額は1万1,920円から4万350円、対象所得額が95万円から268万円、扶養児童数が2人の方は31人で支給月額は1万7,050円から4万6,450円、対象所得額が133万円から306万円、扶養児童数が3人の方は4人で支給月額は3万5,770円から4万8,670円、この方々の平均支給月額は3万3,593円となっております。

2点目、「児童扶養手当削減の撤回を国に求めることについて」であります。

児童扶養手当法が昭和37年に施行されて以来、児童扶養手当は母子家庭に対する公的な経済的支援の一つとして、その役割を担ってきておりますが、近年の社会状況の変化とともに、平成14年には離婚件数が過去最高の29万件を越え、その約6割が子どもを抱えての離婚であり、母子世帯数の増加とともに児童扶養手当の受給者数も年々増加しており、平成18年1月末現在では、全国で96万2,000人となっております。

このような状況の変化に対応するために、国においては、母子家庭に対する政策を「給付」から「母の就労・自立の促進」へと大きく転換させ、子育て・生活支援、就労支援、経済的支援などの総合的な母子家庭等対策を推進することとし、平成14年11月の法律改正により、従来は離婚等から5年を経過すると申請できないとされていた児童扶養手当の受給資格要件を撤廃する一方、5年間以上受給してきた世帯については、平成20年度からはその一部を支給停止にすることなどを定め、その代替措置として、母子家庭には保育所への入所を優先させるとともに、「母子家庭自立支援給付金制度」を創設するなど、就業支援策の充実によって所得を確保するなどの方針を打ち出したところであります。

しかしながら、母子家庭の母の就業率は84.5%とすでに高く、各種給付金制度などによって就職能力の向上を図ろうとしても、子育てと仕事に追われて学習にあてる時間がとれないなどの問題点が指摘されておりました。

また、ご質問にもありましたように、平成18年度全国母子世帯等調査結果報告によりますと、ひとり親世帯のうち、母子世帯の平成17年の平均年間収入は213万円で、全世帯の平均所得に比べて37.8%となっており、母子世帯の預貯金額についても、50万円未満が48%で最も多く、100万円未満の世帯は54.8%となっているなど、依然として低い水準にある現状が伺えるわけであります。

ひとり親になるには理由があり、それぞれの家庭が子どもを育てながら生活をしております。その生活は決して楽なものとは考えられませんことから、金銭的・精神的に追い詰められるようなことのないよう、今後とも必要な援助や育児相談などに努めてまいりたいと考えております。

なお、平成20年度からの児童扶養手当の削減方針につきましては、実質的な凍結との情報もありますが、詳細についてはまだ正式に通知されておられませんので、今後の状況を確認したうえで、対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で、谷口議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） それでは、再質問させていただきたいというふうに思います。

まずは、生活保護制度の活用の実態のところの1番目、すべて申請を受け付けているかということでもありますけれども、全部受け付けているということをお聞きしまして、とても安心した気持ちでいます。

実際、生活保護の申請を受け付けない行政ということでは、北九州市などがすっかり有名になってしまって、生活保護の窓口を訪れながら餓死する人、そういった人が随分出たと。生活保護を必要とする人たちが、窓口で追い返されて、また、保護、実際受けている人が辞退される。そういったことがシステムになっている中で、それを国が指導する中で、生活保護受給者が国全体として多い中で、北九州市が数が伸びないということで模範例とされていたわけですが、そのことが大変なことであったということがいろいろな新聞やテレビでも特番が組まれたりしながら報道されて、大きな批判を浴びていたところでした。

生活保護行政にかかわる人が申請書すら受け取らず、生活保護を受ける権利を奪い、申請に来た人、助けに来てくれと言いに来た人が死に追いやられる。そういう声だったわけですが、幕別町においては、これからも窓口で適切に対応する。まずは申請書を受け取って、そして、適切な対応をする。そのことを今後も徹底させていただきたいというふうに思います。

それで、質問の方なのですが、幕別町が申請を受け付けたと。そして、十勝保健福祉事務所になぐわけなのですが、その結果、生活保護に至らないという、受理されないというケースがあるのだと思うのです。

その数が実際どれぐらいあるのか。

また、受理されない理由について、そういったケースがあれば、お答えいただきたいというふうに思います。

それから、その受理されなかった場合のケースなのですが、町として、十勝保健福祉事務所にどのように対応しているのか、お伺いしたいと思います。

併せて、受理されなかった申請者にどのように対応されているのか、そのこともお尋ねしたいと思います。

もう一つ、すでに申請行為を待つまでもなく、緊急保護するケース。そういったことが必要な場合もあると思われま。

申請行為がなくても、緊急保護に対応するような、そういう体制はあるのかどうか。お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられたのは、町が申請を受け付けたものを、支庁へ進達すると。その支庁の方で受理でなくて、支庁は全部受理しますから、その中で生活保護が却下された数という意味だと思いますけれども、それは今ちょっと調べますけれども。

そのほかに、却下された場合の生活相談、あるいは、十勝支庁に対して私どもが却下されたことについて求められるものがあれば、もちろん事情等についての説明、あるいは、資料の提供ということもありますけれども、そのこと自体によって、私どもが異議を申し立てるとか、そういったことは現実的にはないのだろうというふうに思いますし、あるいは、先ほど申し上げましたように、民生委員さんを通じたり、あるいは、町としてやれるような施策がどの程度、その方たちに対応できるのかと。そういったことは、その後の生活相談の中で、申請者の方には対応しているというふうに思っております。

それから、緊急保護については、これはいろんなケースが考えられるなと思いますけれども、当然、そうした事態が発生したときには、福祉課を中心に、その対応に当たっているのが実情であります。

ちょっと、受理して却下になった数については、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） それでは、数字の方は後で教えていただくとしまして、今、昨日も一般質問の中で、セーフティネットのことが出ておりましたけれども、申請に来ることもできず、家の中でろくな食事もとれずにいるというようなケースがあつたりするのだと思うのです。

緊急保護についてということになりますけれども、そのことについては、今、十分なお答えがなかったのでないかというふうに思うのですが、そういった人がいて、例えば、民生委員の方だとか、ご町内の方から連絡があつたと。その後はどのようなパターンで、そちらの、すぐ、何といいますか、その方のお宅に訪れての対応のことなのですが、どのようにされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 自宅にいて、自らが連絡できなくて、例えば、隣の方、あるいは、身内の方が発見して、緊急に連絡をいただいた。

その場合、当然、担当者が出向き、あるいは、公区長さん、民生委員さん、あるいは、関係の方々との連絡をしながら、今後の対応についての検討をするだろうと。その場において検討するのだろうと思

ますし、もちろん、必要に応じて、生活保護の申請もしなければならぬ状況であれば、生活保護を、本人、あるいは代理の方の了解を得た中で進めていくと。

あるいは、施設入所などの必要性があるものについて、あるいは、病院等に入院させなければならぬ状況にあるものについては、それなりの対応を併せてやっていくという、いわゆる緊急にあたっての対応を、担当課がやっている現状だというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 先ほど、ご質問のありました、申請されて不受理になった件数でございますが、大体年間に一人から二人となっております、平成18年度は3人、19年度は一人となっております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 今、平成18年度で3人、19年度で一人ということのお答えだったんですけども、理由については、どのように把握されているか、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 3件が不受理、却下になったというのですけども、それはなかなか1件1件内容を見てみないと、この場ではわからないのだろうと思いますし、もちろん、却下したのは調査をした結果の十勝支庁の見解ですから。

却下の結果は町村に来て、町村を通じて本人ということにもなるのでしようけども、この中身については、今、この場でちょっと、その3件の中身、それぞれもちろん理由があって、どういう理由なのかわかりませんが、通常でいけば、所得があるのでないとか、あるいは、扶養義務者がいるのでないかとかというようなことが、理由としてあるのでしょうし、あるいは、中には資産を持っているのだから、もっと資産を活用してはどうだとか。それはケースはちょっと具体的には中身を見てみないと、ちょっとわからない部分もあるのだろうというふうに思いますので。

もし、どうしてもということになれば、どこまでが公開するというか、プライバシーの問題もちょっとあるのかもしれませんが、それらも含めて、ちょっと検討させていただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） やはり町として、受理されなかったケースがどんなことであったかという理由については把握していただけたらなというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。

生活保護の制度や申請方法を、町民にどうやって周知しているかということの質問ですけども、生活保護を受けることを前提として相談を受けるということではないのだということのその考え方については、適切であるというふうに思うのですけども、今、でも私がここで知りたかったことは、その制度や申請の方法がどういうふうに、その部分がどういうふうに町民に知らされているかということなのです。

例えば、広報だとか、そういった公共施設、町の公共施設ですね。そういったところへのポスターの掲示など、積極的に、そういった制度があって、誰もが申請する権利があるのだということをお知らせするそういったものがあつたらいいなと思っているのですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたけれども、生活保護制度は、本当に最後の砦となる住民の皆さんの生活を守るべきものですから、最初に私どもが周知をして、生活保護制度がありますので利用してください、活用してくださいというような周知は今もしていないわけで。

まずは、生活に困られて大変だという方については、相談をしていただきたい。

福祉係でも、あるいは、社会福祉協議会でも民生委員さんでもいいけど、まずは相談していただければ、それに伴いまして、どういう方法があるか。どういう申請の方法があるか。あるいは、申請にあたっては、これも本人持って行って、本人書いてすぐ申請書出してくださいということでなくて、当然のことながら、ケースワーカーなり職員が十分その内容を聞いて、申請書をつくっていくわけでありますので、改めてといいますか、ポスターをつくって周知をするというようなことでは、ちょっとないのかなというふうに思いますし、広報で生活保護制度がこういうものですよというようなことも、町の中で今までやったケースもありませんし、ポスターなんていうのは、これは道段階か国段階なんかでも、おそらくつくっているようなケースはないのではないかと思いますので。

もちろん、法律ですから、こういう法律があって、申請する権利があるということは、当然周知しなければならぬ部分はあるのかもしれませんが、ただ、そのことだけを捉えての周知というのは、今のところは、現実にはやっていないというのが実情でありますので。

私どもとしては、先ほど申し上げましたように、まずは生活に困った、大変なことになったということに相談をしていただければというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） いろんな掲示の仕方があると思うのですけども、私がすごく懸念するのは、生活保護を受けると、生活保護受給者であるということが、すごく差別意識を持つ。そういった町民の方が

たくさんいるということなのですね。

そういった差別意識がただしい意識でないということを訴える、そういったお知らせがあつていいのではないかというふうに思うのです。

実際に、生活保護を受給しないと、命が続けられない。そういう状態にあつても、生活保護というのは、人の世話になって云々という、そういうことの中では、そういうふうな偏見があれば、こういった言葉が出てきたのですけども、福祉の世話になりたくない。そういったことで申請を拒否するケース。そうでないにしろ、生活保護基準以下の生活でということ、そういった生活を送っているのだということ、それをまわりに知られたくない。そういったことで申請しないということが往々にしてある。

また、そういう人を私が知っているわけなのです。

生活保護、ご答弁にもあつたように、さまざまな理由で申請に至るわけですけども。

この生活保護が生きる権利として、きちんと認められているということ。偏見を拭い去るようなお知らせがあつてもいいのではないかというように考えるわけですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申し上げましたように、生活保護がそういう差別があつてはいけないということ自体は、これは我々も当然周知しているところでありますし、ですから、あなたが困っていらっしゃるのなら、ぜひ相談をしてくださいますと。相談を受けてください。

そして、その相談の中で、そういうことではありませんよ。決して恥ずかしいことでもありませんし、当然の受ける権利なのですよということを周知していく。

あるいは、本人に理解してもらおうということが私は大事なのだろうというふうに思います。

ですから、民生委員さんに相談するのが嫌だ。ですから、役場へ直接行きたいという人も、なかにはいるのかもしれませんが、いろんなケースはあると思いますけれども、まずは、自分の生活ですから、最低生活を守るためには、まず相談をしていただければ。

そのことによって、今言ったようなことについても、相談の中で、指導の中で、お話をさせていただくことが本人にとっても理解していただけることになるのだろうというふうにも思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） もう一つ、今のことの関連するのですけども、やっぱりいろんな方がやっぱりいらっしゃるって、民生委員さんに相談しないで、まっすぐ窓口の方に来る。そういったこともあるのだと思うのです。

申請書の置き方のことなのですけども、申請書というのは、窓口には置いていない。そのように思います。

生活保護の申請に来たというふうに声に出して言うということが、なかなか勇気のいることではないかなというふうに思うわけです。

例えば、誰か知っている人がいるですとか、そのフロアに。知っている町職員の人がいる。そういった人たちに聞かれたくない。そういうことであるのだと思うのですよ。

受付をするような場所に、住民票の申請用紙と同様に、手にとるような場所に、この申請書を置いてみるのはいかがでしょうかと思うのですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 生活保護の申請ですから、住民票や印鑑証明を申請するような、そういったあれとはちょっと違う。

やはり、先ほども申し上げましたように、十分に自分の今の生活を話して、相談して、そして、それでなおかついろんな制度を活用しても無理なので、生活保護ということにつながるというのが通常だと思っております。

ですから、人に聞かれたくないとか、そういうことについては、これは当然配慮しなければならない問題ですから、来て、実は相談したいのだということになれば、いわゆる相談室なりの中で、入って、それで担当者で相談して、それから、申請行為にというふうになっていくのだろうというふうに思います。いきなり窓口へ来てすぐ申請書を自分で書いて出して、それで帰っていくというようなことには、やっぱりなりづらい制度でないかというふうには私は思っておりますし、プライバシーのことについては、これ、充分配慮していかなければならないというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） プライバシーの配慮ということですけども、こんな声もあるのです。

自分の家の前に、幕別町の職員の車が止まっている。そういったことも嫌なのだという人が実際にいるわけなのですよ。

やっぱりそれはご近所に、あの人そうでないのみたいなことに対して言われるのが嫌だと、そういう意味だったのです。

こんな細かいところまで、しっかり承知していただいて、一人ひとりにしっかり対応していただけた

らというふうに思います。

それでは、三つ目にいきます。

生活保護の受給者の割合についてお尋ねしましたけども、今、164世帯、235人ということでしたけども、今後、この受給者数ということでは、幕別町、どのように人数の増減があるかということの考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） こればかりは、なかなかこの場で増えていくのか減っていくのか。あるいは、高齢者が増えて、障害者が減るとか、母子家庭が増えてとかということについては、なかなかこれは申し上げれる、あるいは推計できる状況にはないと思っております。

ただ、昨今の厳しい情勢が続いていますから、社会経済情勢が続いていますから、そう行き違いに減るとかということはある意味では考えられないのかもしれませんが、どういうふうな推移をしていくかということの推計までは、ちょっと私どもでは難しい問題だというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） それでは、4番目の質問に行きたいと思っております。

生活保護の級地制度のことですけども、ある程度乖離はやむを得ないのではないかということのご答弁でしたけども、やっぱり幕別町で一番人口が多い札内地域で、帯広並みの生活水準を強いられているということは、とても重要でないかというふうに思うのです。

この住宅事情のことでいいますと、3級地だと。単身者であれば、家賃が2万4,000円、二人以上の世帯では3万1,000円、これが限度額となるわけですけども、今どき、なかなかこういった金額の家賃の家、見つけることが難しいのだというふうに思うわけです。

見つけられたにしろ、建築から、新築されてからの年数が経ったうち。そういうことになってしまっ、どうしても公営住宅に、実際に相談に来られて、申請と一緒にいったりも、なかなか見つからなくて、公営住宅に頼らなければならない。そういう実態があったりするわけです。

その公営住宅なのですけども、すぐに入居できる。そういったことではないわけで、最高8回、その中で、運がよければ当たるといことになるのですけども、その間の間、実際にかかっている家賃、住宅扶助との差額、生活扶助も含めた残りの受給額から出費しなくてはならないと。そういうふうになるわけです。

今の生活扶助のその自給額が十分でない。ただでさえ生活が苦しい中で、その分を切り詰めて、公営住宅があたるまで暮らしていかなければならないというのは、大変なことだというふうに思うわけです。

これが、2級地になれば、単身者では4,000円上がって2万8,000円、二人以上の世帯だと6,000円上がって3万7,000円になるわけで、これでしたら、住宅については、まだ大分探す余地がある。幅が広がるというふうになるわけなのです。

幕別町民の生活の実態ということであれば、やっぱり2級地がふさわしいのでないかなというふうに、私は思うわけです。

1,800を超える自治体が、実質、その1,800の自治体を6段階に分けるといいう制度について、どのように考えるのかお伺いしたいと思います。

これが適切なかどうか。ご意見をお聞かせください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、今の保護法の中では、1,800の自治体を六つに分ける、同じ幕別町内にあっても、当然差が出てきている。

これは現実な問題だと思います。

ですから、それがいいか悪いか、もっと細かく分けるべきでないか。

これはいろんなご意見も当然あるのだろうというふうに思います。

ただ、私は今言ったように、級地がそのままであっても、その級地の今言う限度額をもっと上げることによって解決できる部分もあるだろうと。

今の2級地と同じぐらいの金額を3級地まで上げれば、それなりの解決もできるだろうというふうに思っております。

もちろん根本は、それはより細かく分けることがよいのかもしれませんが、これは生活保護制度の改定の中で考えていかなければならない問題かもしれませんが、額を変えることについては、これは運用の中でできるのだというふうに思っておりますので、できる限り実態に合うような区画の設定になることを、我々は期待をしているという状況であります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） それでは、5番目の方の質問に行きたいと思っております。

生活扶助基準の引き下げに反対するべきということの、それを町としても国に対して物申してほしいということの私の思いで質問させていただいたわけですが、

いろいろと数字を出していただいて実態の方はわかるのですけども、この生活保護、格差社会が広が

る中で、低所得者の幅が広がって、そして、下がっていく中で、それにあわせて下げるということに関しての見解ということでは、ご答弁がなかったというふうに思います。

その辺についてご答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、生活保護基準が下がるということは、これは生活保護受給者のみならず、いろんなところに波及をしていく問題であります。

そういった意味では、私どももこの生活基準が実情に合った基準であることを、何よりも望むわけ であります。

たまたま先般の新聞なんか見ますと、単に社会保障費が膨らむから、生活保護費を減額するのだなんというような大変乱暴な言い方もあったようですが、私どもとしては、この生活保護制度がいろんな新聞にも出ておりましたけども、就学援助ですとか、低所得者のいろんな制度にも影響してくるということですから。

あくまでも実態の沿った、実情に合った今の社会経済情勢にあった中での保護費でなければ、生活基準でなければならないものだというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 今の町長のご答弁、すごく納得できるものあたかというふうに思います。

やはり、生活保護世帯の基準を下げるのではなくて、それ自体、低所得者の収入を上げるそっちの方の施策に力を注ぐべきだというふうに考えるわけです。

今、町長から具体的にはなかったですけども、本当に、今、低所得者層のところでも、この引き下げについては心配の、負担の声があがっているところです。

生活保護基準が変わることで、最低賃金ですとか課税最低限度額の算定基準、保険税の減免や公営住宅家賃の減免基準、就学援助、その適用基準、そういったものがどんどん連動して、引き下がっていくのではないかとということが心配されているところです。

本当にとんでもない話だと思うので。

ぜひ、町としてこの引き下げに反対するというのを、これからも議論していただきたいなというふうに思っているところです。

母子家庭の児童扶養手当についてに移りたいと思います。

1番目と2番目、まとめてお聞きしたいと思います。

全部受給者が120人、一部受給者が89人ということでしたけども、これも、今後、どのようになっているのか。

予想についてお伺いしたいと思います。

それから、二つ目のところ。これも国の制度なものですから、国に撤回を求めてほしいということのことですけども、本当に今の母子家庭、たいへんな実態はご答弁からもありました。

8割以上のお母さんが働いている。しかも、臨時やパートなどの非正規雇用で働くお母さんが多くて、そして、2カ所以上で働きながら、子育てしながら、そういったお母さんが12%にもなっているということも出されています。

年収がそれで十分かといったらば、213万円が平均そして、一般世帯の収入の37.8%。法改正による削減の中止と充実は、幕別町民にとっても絶対に必要になるのだと思うのです。

幕別町のこの私の知っている、私に相談のあった方なのですけども、生活の実態を聞いたら、やはり大変なのですよ。

小学校の低学年の子どもさんと二人暮らしなわけですけども、パート労働2カ所かけもって、月10万円ちょっとの収入で暮らしているのだそうです。

児童扶養手当、一月全部支給ということになりますけども、4万1,720円が4カ月ごとにまとめて振り込まれてくる。

来年度からは、もうすでに半額になるという通知をいただいているのだそうです。

このことで、今後どんな生活になっていくか不安で仕方がない。車検などの臨時の大きな収入に備えて、児童扶養手当については、一切お金、持ち出ししないように、月々の自分のパート代だけで切り詰めて暮らしているのだそうです。

お金の出費や、あと幾らあるかということは、常に頭から離れない。自分が勤めている間、子ども一人でどうしているのか。そのことが心配で仕方がない。こういった大変な生活を強いられている現実があるわけです。

そして、この人だけでは、実際全部支給の方が120人もいるわけですから、ないわけだというふうに思うわけです。

ですから、苦しんでいる町民がたくさんいるという認識に立って、町としても国の動向を見るだけでなく、凍結ではなく撤回すべきの見解に立っていただきたいと思うのですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これも今後どのように推移していくかということについては、私どもでちょっと推計は難しいのですが、離婚の数が増えているというのは現実でありますから、これもそう減っていくというよりは、横ばいなり、逆に増えていく可能性の方が高いのかなという思いもしておりますけれども。こればかりは、なかなかちょっと私どもに推計のしようもないというふうに思っております。

ただ、先ほど申しあげましたように、一人親世帯になる。あるいは、母子家庭になるというのは、それぞれの事情があって、そういう結果になるわけでありますから、それらの方々が、その後の生活をしていくために、やはり最大限の国の支援というものがあってはいいのだろう。なければならないものだろうというふうに思います。

それと、また、離婚される。その原因の中にもいろいろなことが、もちろんそのケースによってあるのかもしれませんが、盛んに仕送りですとか、子育てのためのお金を入れていただく。そういった面の8割までが所得としてみているというような状況もあるのですが、これらも現実にはなかなか守られていないというようなことがあって、ちょっと実態と乖離している部分があるのだというようなこともあります。

そういったことも含めて、いわゆる今の児童扶養手当の実情を十分把握した中で、制度が存続される。そして、理解をされるような制度でなければならないなというふうに思っております。

国の制度ですから、私どもとしては、とにかく住民の皆さんが、そうした該当される皆さんが理解をいただけるような、納得いただけるような制度であってほしいということを、これからも求めていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩いたします。

10:52 休憩

11:05 再開

(11:05 6番 前川雅志 退場)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 通告に従いまして、2点について、お伺いいたします。

まず1点目。

品目横断政策の問題についてです。

人間の身体には、過去にどんなものを食材にしてきたかという「食歴」の痕跡が残っているといわれています。

日本人の体は日本の食料でつくられ、日本の食料が合うようにできています。

今、私たちのエネルギー源になり身体を作る食材の60%以上が外国産になっています。安全で栄養豊かで、日本固有の食習慣と食文化にふさわしい食糧を得ることは国民の強い願いです。

日本の穀物自給率は27%、カロリーベースで39%となり、人口1億人以上の国の中で最下位となっています。

国内で生産可能な農産物を受給し、向上させていくことは、国民の命を維持していき、安全・安心な食を取り戻す上で不可欠であり、国の義務でもあります。

今年度から戦後農政の柱であった家族経営を軸に、すべての農業者を対象にした施策から、要件を満たした一部の担い手を対象にした品目横断政策が始まりました。

品目横断政策は、WTO農業協定が動き出し、まだ結論が出ていないにもかかわらず、小泉元首相が農政改革を断行するとし、その一貫として始まりました。

政府は、2006年4月、21世紀新農政2006を決定し、巨大企業の海外進出を促進する。

少しの日本農産物の輸出を引き換えに、WTO、FTA交渉で国内市場開放を一層進めていくこと。

販売農家の4分の3を離農の追い込む農業構造改革。これが品目横断的経営安定対策。このようにして打ち出されております。

これをスピード感をもって推進すると宣言しています。

今年の収穫が終わり、農民からは、予想より収入源になった。この制度は格差を固定するもので、努力が報われない。

農業に対する意欲を失うなど、不安や制度の見直しの声を聞いています。

9月議会の質問では、今年度、品目横断政策も含めまして、20戸が離農し、収入源は3%から5%が予想されると答弁されていましたが、現状について3点伺います。

①交付金支給と収入減の状況は。

②収入減となった農家に対する経営維持対策は。

③品目横断政策の抜本的な見直しを国に求めていくこと。

二つ目は、飼料高騰による畜産農家支援についてです。

乳牛の配合飼料が、今年急激に高騰し、平成18年度の上半期に比べまして、1トン当たり約1万円、22.5%上昇し、酪農経営に大きな影響を与えています。

一方、生乳価格は、飲用向け、加工原料乳とも、平成19年度については、ほとんど据え置かれ、一層経営を圧迫しています。

配合飼料の原料である小麦などではオーストラリアの干ばつによる不作や、アメリカのバイオエタノール需要の高まりにより、家畜の飼料の中心となっているトウモロコシの価格が上昇しているなど、大きな要因となっています。

日本の配合飼料の原料は、大半を外国からの輸入に依存していますが、長期的には濃厚飼料の自給率向上対策と自給粗飼料の利用増加が認められます。

配合飼料の農家負担の急激な変化を緩和する手段といたしまして、配合飼料価格安定制度がありますが、配合飼料が高値のまま、同じ水準で推移すると、最終的には補てん金が発動されなくなってしまう。

したがって、次の点について伺います。

①幕別の畜産農家の飼料高騰による影響は。

②配合飼料価格安定制度の異常補てん基金の増額を国に求めていくこと。

③規格外農産物・未利用資源の飼料化の手立てを。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

最初に「品目横断的経営安定対策について」であります。

ご質問の1点目の「交付金の支給と収入減の状況について」であります。交付金の支給状況といたしましては、生産条件不利補正交付金、いわゆるゲタ対策のうち、過去の生産実績に基づく交付金、緑ゲタの部分の交付申請が本年9月末をもって完了し、すでに農業者に交付されております。

また、毎年の生産量・品質に基づく交付金、黄ゲタの部分につきましては、小麦だけの場合は年内に、その他の場合は来年の2月頃ごろ交付される見込みといわれております。

収入の減につきましては、先般の第3回定例会でも申し上げましたとおり、個々の対象品目によって変動にばらつきがあること、あるいは個々の農家の経営形態によって影響が異なることなどから、一概に比較するのは難しいというふうと考えております。

しかしながら、先般の新聞報道にもありましたように、十勝農業試験場が芽室町のモデル農家を基準として試算した影響率については、5.7%減と推計しておりますが、本町においては畑作物全体に占める対象品目の割合が芽室町に比較して低いことから、若干影響率は少なくなるものというふうにお聞きをいたしております。

2点目の「収入減になった農家に対する経営維持対策について」であります。金融対策といたしましては、認定農業者が農地や農業用機械を購入する際に借受けをする農業制度資金の無利子化措置が導入されておりますし、各農業協同組合においては、黄ゲタの交付が翌年になり、農家の資金繰りが困難になることが予想されることから、年内に黄ゲタ相当分の仮払いを実施するなどの措置を講じるとお聞きをいたしております。

町といたしましては、所得補償的な措置を講じることは難しいものと考えており、農業制度資金の借入れに対する利子補給やふるさとづくり支援事業など農業経営に対する側面的支援を引き続き実施していきたいというふうと考えております。

3点目の「品目横断的経営安定政策の抜本的な見直しを国に求めていくことについて」であります。現在、国では品目横断的経営安定対策についての見直しを検討しているというふう伺っております。

それにあわせて、JAグループ北海道も見直しに向けての要請活動を行っており、特に小麦に関する緑ゲタの増額について強く要請いたしているところであります。

今後も、それらの動向を注視していきたいというふうと考えておりますし、また、町といたしましては、北海道町村長会、あるいは、先の全国の町村会長会議をしましても、より良い制度になるよう要請を行っているところであります。

次に「飼料高騰による畜産農家支援について」であります。

ご質問の1点目の「幕別の畜産農家の飼料高騰による影響について」であります。飼料高騰による影響は、酪農経営と肉用牛経営によって配合飼料の給与の割合に違いがありますし、経営規模などによっても異なるものと考えております。

しかしながら、飼料価格は昨年10月ごろと比較して、20%から25%高騰しているというふうにお聞きをいたしており、相当な影響があるものというふうにご理解をいたしているところであります。

2点目、「配合飼料価格安定制度の異常補てん基金の増額を国に求めることについて」であります。

配合飼料価格安定制度は配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するための措置でありまして、生産者と配合飼料メーカーの積立てによる通常補てん基金と、国と配合飼料メーカーの積立てによる異常補てん基金の2段階の仕組みになっております。

そのうち異常補てん基金については、配合飼料価格が輸入原料価格や輸送運賃の影響により変動しやすいことから、輸入原料価格が直前1年間の平均価格の115%を上回った場合に、その上回った額を補てんするものであります。

現在、農林水産省では平成20年度の予算編成に向けて、配合飼料価格安定資金造成事業として、異常補てん基金への積立てなど50億円の概算要求を行っているところであります。基金の計画的・安定的な積立てがなされることを期待しているところであり、さらに農業関係機関と連携を図りながら、制度の充実について要請してまいりたいというふうに考えております。

3点目、「規格外農産物・未利用資源の飼料化の手立てについて」であります。飼料価格が高騰する中であって、資源を有効に活用することは大変大切なことだというふうに考えております。

しかしながら、管内の取組みとしては、ビートパルプ、あるいはでんぷん工場やスイートコーン工場の加工残さ物を畜産農家の方が飼料に活用されている例があるということはお聞きしておりますが、その他システムとして確立されたものは無いのが現状であります。

また、現在、国では飼料自給率の向上を図るため、食品残さ物などを原料として加工処理されたリサイクル飼料、「エコフィード」の研究・検討が進められております。

いずれにいたしましても、国の支援を含め、より安価な飼料の供給がなされるようなシステムができることを期待しているところであります。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 品目横断対策、この政策についてですが、今、町長が答弁されましたけれども、小麦の場合は緑ゲタの分、支給、年内にされたということですがけれども、小麦とビートを一緒につくっている農家には、この緑ゲタの交付金は支給されないと聞いておりますので、そのところは対象からはずされているのではないかと思います。

そして、これは3年間の平均の中で、支給されるということですが、この部分、実際に交付金を支給された中では、幕別町では平均して5.7%と推計しているということでしたが、新聞の報道などによりますと、これは十勝での900戸の回答とうことで、これは十勝毎日新聞の資料ですがけれども、これは前年度より収入が減少したということが84%、それで、10%から15%を減少したという方が65%。20%減ったという方が24%になったと答えられております。

そして、その収入減の理由といたしましては、9割近くがこの対策の影響を挙げています。

幕別でも、平均は5.7%ですが、実際に小麦農家の方に、つくっている方に聞きましたら、1,00万の収入の中で、今年は約200万程度減少したとうことなのですね。

このことは、3年間の平均を基準としてされているということになるものですから、そうなりますと、豊作になって収入が多くなっても、そこで切られてしまうということで、生産意欲ですとか、努力しても報われないとか、そういうことが現象としておきてきますよね。

そうすると、これは今、自給率が非常に、穀物自給率が下がっていく中で、自給率を向上していくということにはならない。そういう現象が起きているのではないかと思います。

それで、平均5.7%。これの影響がもっと収入の減ったところの農家経営というのは非常に経営が困難になっていく。そういう心配がされます。

そういう中で、対策といたしまして、黄ゲタの部分の仮払いを実施するなどの措置を講じる。仮払いでの年度末に農家に入ってきますお金ありますよね。そういうものが、黄ゲタの部分が入ってこないの、来年度入ってきた場合には、それで仮払いするという措置を講じられているということも聞いているのですが、それは利子がかかるわけで、その利子の対策も考えていかなければならないと思います。

そういうところ、関係機関と対策を講じまして、その農家に負担を講じないような対策。そういうことも必要ではないかというふうに考えます。

それと、品目横断政策なのですが、これは、今、よりよい制度になるようにということで、関係機関に要請を行っているということでしたが、私はこの品目横断というのは、本当に自給率の向上の妨げになっていくのではないかという懸念が非常に心配されます。

それと、WTOとの関係もありまして、こここのところで、この政策に対しまして、町長はどのように考えているのか、町長の考えをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 品目横断的経営安定対策の緑ゲタと黄ゲタの交付の関係でございますけれども、緑ゲタの部分につきましては、過去の清算実績でありますので、すでに全対象農家に対しまして、交付されております。

あと、黄ゲタの部分については、先ほどの町長の答弁の中にもありましたように、小麦だけの場合に

つきましては、年内の支給。

それ以外、小麦とビートですとか、小麦と大豆、あるいは、馬鈴薯など複数にわたる場合につきましては、来年の2月ごろの交付が予定されております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今年から始まった品目横断的安定経営対策。今、お話ありましたように、いろんな課題を抱えた中でのスタートであったわけでありまして、現にいろいろな問題も発生しているわけでありまして、私は、この制度ができたときから、本当に農家の方々の理解をしていただいて、農家の方が安心してもらえる、安心して制度が活用されるものでなければならないということを申し上げてきたわけでありまして、ですから、そういった意味で、本当にこの制度が農家の方にとってよりよい制度であるようにということで、私どもは、今も改善する部分は改善をしていただきたいというようなことの要請活動は、現在も町村会等を通じながら、行っているところであります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 今、緑ゲタの部分は農家に支給されたということですね。

ですから、ビートとかそういうことの関係なく、小麦生産している農家には、すべて交付されたということ。

その中で、収入減は平均して。

芽室のモデルを基準としたと推計されていますということなのですが、では、幕別町はどのように推計されているのか、その点をお聞きしたいと思います。

それが一つ。

それと、黄ゲタの部分の仮払いということで、多分農協だと思のですが、そういう制度をつくりまして、黄ゲタの交付金が入るまで、農家に貸付をするという制度がつくられた聞いていますけれども、それも利子がかかるわけですね。

ですから、そういう対策も農家を支援する、本当に営農が大変だということに支援するという対策も必要ではないか。

今まではずっと入ってきたものが、お金を借りてそれに運営していくということですから、利息がかかってくるわけですね。

だから、その対策も必要ではないかというふうに思いますので、その点お聞きしたいと思います。

それから、今、町長がよりよい制度になるようにということのお答えでしたが、この品目横断政策が出ていた背景というのは、これは農家経営にとってこれから非常に大変な問題になってくるのではないかと。品目横断だけではなくて、その農地の問題ですとか、そういうところにもかかわってくる、全般にかかわってくることになると思うのですが、その品目横断政策。よりよい制度ということは、実際にも農家の所得の今年、小麦の場合減ってきているわけですね。

ですから、この制度がずっと続いていくことによって、収入が減っていくということにもなりますし、自給率の向上の妨げにもなると思うのです。

ですから、よりよい制度になりうる可能性は非常に少ないというふうに考えるのですが、そういう姿勢だけでは、今の幕別の農家、そういう十勝全体の農業を守っていくというふうにはならないというふうに考えて、私はいるのですけれども、非常になんというか、姿勢としては弱いのではないかと思うのですが、その点についてもお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） まず、品目にかかわる幕別町の影響額の関係でございますけれども、先ほど、町長の答弁の中にありました5.7%の減につきましては、芽室町のモデル農家の試算でございます。

幕別町につきましては、芽室町と比較をいたしまして、品目対象の作物の農業算出額が、割合的に少なくなるものですから、そういったことで、幕別町については、芽室のそのモデル農家から比較して、若干減収率は、総体の経営の中としては低くなるのではないかなというふうに考えております。

もう1点、仮払いの利子の関係でございますけれども、これについては、仮払いの制度自体が、農協が独自に実施を予定しているものでございます。

農協の内部金利という形で、その先に仮払いした分の金利が、それぞれの農協の定めの中において、ある一定の利率が、農協によって異なるとは思いますが、一定の利率がかかってくるというものでありますけれども、現在のところ、町としては、その部分についての助成というか、そういったようなことまでは考えてございません。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私は今のこの新しく始まりました品目横断的安定経営対策。先ほども言いましたように、この制度がスタートするにあたって、十分農業者の皆さんの意見を聞いて、そして、それが農業者にとってよりよい制度になるようにということ、今までも申し上げてきたわけでありまして。

しかし、今、お話ありましたように、結果的には、所得が下がったり、いろんな問題があるわけですから、そうしたものを改善する中で、さらに農業者の皆さんに、よりよい制度になってほしいという意

味を申し上げて、改善を求める、あるいは、町村会でいろいろな要請活動を続ける。それに参加をしていきたいという思いであります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 幕別の平均的な減収、芽室町よりも低いのではないかというお答えでした。

ですから、大きな農家と、大きいというか、収穫のいっぱいある農家とそうでもない農家。そういうところで差はあると思うのですけれども、やはり経営が大変だと。このことによりまして、経営が非常に圧迫される。そういう農家には個別に対応をして、農協とも連携をとって、対策を講じていく。

そこがやっぱり一番大切なところではないかと考えます。

利子補給とかそういうことは考えていないというお答えでしたが、そういうところに対する手立てを、これからもしっかりとっていく。

ここが一番大事なところではないかなというふうに思っておりますので、そういう相談とか、そういうものがありましたら、しっかりと営農が続けていける対策ということを念頭に入れて、農協や関係機関と対策をとっていくということが大事かなと思いますので、個別な対応の中でのそういう措置も念頭に入れて対応していただきたいなというふうに思います。

それで、この制度についてなのですが、確かに町長が言われましたように、よりよい制度にしていくということが非常にこれは大事だと思っております。

この品目横断がどうして出てきたかという背景なのですが、私もいろいろ調べたという中では、これは本当に日本の農業を守っていくということでは、品目横断だけではないという、そういう問題があると思うのですよね。

その中で、どうしてこれが出てきたかということなのですが、日本は戦後すぐ農地改革が行われました。

それで、家族経営ということを中心にして、ずっと日本の農業、土地が狭いとか、そういう気候状況だとか、そういう中で家族経営を中心に、農業が、営農というのを続けられてきたのですけれども、それをバックアップするためには、生産コストを償うための生産者価格を補償する価格補償制度がずっと続けられてきたのですが、これが今くずされてきている、品目横断で崩されてきているのですよね。

それと、地主制度の復活と、大資本による農地所有を阻むために、農地の所有と利用を農民だけに限定した農地制度があるのですが、それも今、崩されようとしております。

それと、農民の組織を発展させるためにということで、農業共同組合、この三つの政策を中心にして、今、日本の農業が守られてきているというふうに思います。

その中で、WTOが農業協定が、今、進められていますが、それはしっかり今、きちっと協定の途中ではあるのですけれども、そういう中で、政府と財界が、この価格補償廃止を、今、着々と進められているということ。

それと、農地制度と農協を解体していくということも、今、目論まれているということなのですよね。

それと、ここ大事なことかなと思うのですが、奥田元経団連会長が、あらゆる面から考えまして、農業改革は待たないでということ、家族的営農という何千年も前からのビジネスモデルを根本的に改革する必要がある。

このように述べまして、家族経営を解体していくということで、そういうことで、今、着々と準備が進められているという過程なのですよね。

ですから、そういうこともしっかりと踏まえて、この品目横断政策に対応していくということが大事ではないかなというふうに思っております。

ですから、そういうことも含めて、国に対して、この制度は抜本的な見直し、しいて言えば、中止を求めていくという、そういう姿勢が、今、幕別の農業を守っていくことになるのではないかというふうに考えておりますので、その点について、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろいろお話をいただきました。

今のこの品目横断的安定経営対策が、私は先ほど来申し上げておりましたように、農業者の皆さんにとっていい制度であってほしい。そのことが、また、農業の振興につながる。あるいは、農業経営の安定につながることであれば、なおいいことになるのだろうというふうに思います。

もちろん、その自給率の問題ですとか、いろんな背景もあるのかもしれませんが、また、国に対する要請も、先ほど申し上げましたように、町村会や市長会のみならず、まずは一番その先頭に立っているのは、いわゆるJAを中心として関係機関がその先頭に立って、要請活動をしているわけでありますから。

私らはそういうところとの連携も十分密にとりながら、よりよい制度だと。

そして、本当に日本の農業を守るための制度でなければ意味はないということでしょうから、そういったことについては、十分協議もさせていただきながら、これからも対応していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 次に、飼料の問題ですけれども、今本当にここでは、お答えの中では、酪農経営と肉牛用の経営によって、配合飼料の割合が違うというお答えだったのですが、今、特に酪農経営の方、乳価が上がっていないということもありますので、非常に飼料の高騰というのは深刻な問題になっております。

ある農家の方にお聞きしたのですが、前年度と比べまして、大体乳代が2,4、500万の方で、今年に入ってから、161万、これだけ飼料代が負担が重くなっているということなのですね。

乳代の中で、約39%が飼料代になっているということで、経営が圧迫されているということなのです。

それで、飼料が上がった場合には、配合飼料の、ここにありますように、補てん制度があるのですが、これもこの制度の、そういう制度はあるのですけれども、3カ月ごとにこの飼料代の基本が変わるということで、上がっていくことによって、配合飼料価格安定制度のその通常補てんですとか異常補てん、両方あるのですけれども、通常補てんの方は、農家が負担していますよね。飼料代が上がることによって、その基金が底をついてしまうと、農家の負担が被さってくるということで、ますます経営が厳しくなるといふ、そういう声も寄せられております。

それで、異常補てんという方なのですが、ここは飼料メーカーと国とが補てんしていくということなのですが、これも基金がなくなってくると、酪農家の負担になっていくということなのですね。

それで、国会の中で、農水大臣も来年度から50億積み増しするという、そういうことも検討するという答えなのですが、今、緊急に今年の経営がどうなるかという、そういうところまで、農家の方、酪農の方々の負担が思いということなので、この緊急な対策が必要ではないかというふうに思います。

これを来年度について50億円の積み増しを要求していることと国会では答えられているのですが、それを手前に引き寄せる対策ということも必要ではないかと考えますので、そういう点も強く国に要望していくことが大事ではないかというふうに考えます。

それと、もう一つですが、3番目の規格外ですとか、未利用資源の活用ということですが、お答えとしては、国で今そういうエコフィールドや何かの研究がされているということなのですが、そういうところに委ねるだけではなくて、もちろんここもいろいろ開発していただくということは、緊急に必要なかと思いますが、町独自でも対策を考えられるのではないかというふうに思います。

というのは、今、とうもろこしの自給率というのはほとんど0に近いということなのですが、そういうところでは、遊休農地とかそういうものを活用して、とうもろこしを作付けて飼料にする。そういうことも考えられるのではないかなというふうに思います。

それと、この未利用資源というところでは、いろいろな、今、規格外農産物や何かは利用されていると聞いているのですが、それ以外の未利用資源とか、そういうものも研究対策というか、そういうことも必要ではないかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど、影響額の答弁をさせていただいたのですが、その後、農協の方から資料をいただきましたら、飼料高騰による影響というようなことで、昨年と比べると、飼料の高騰による影響額が、全部ということではありませんけど、230万ぐらい飼料代が高騰しているのではないかと非常に大きな数値を聞かされました。

ただ、先ほどの野原議員からのお話ありましたように、補てんの部分がありますことから、これらを除きますと、実質70万ぐらいだろうというようなこと、聞いたわけではありますが、いずれにしても、大変大きな負担になっているのだろうというふうに思いますし、さらに、この後、この傾向がどうなっていくのかということが、なかなか不透明な部分もあって、大変であろうと。

先ほど言いましたように、基金ですから、どんどん使っていけばなくなっていくわけでありまして。

また、基金は前年度の差によって、基金が活用されるわけですから。高いままで推移していけば、前年度の比が出ないというような問題もあって、今後、これらいろいろな課題はたくさんあるのだろうというふうに思いますし、先ほどお話ありましたように、国に対しての要請、50億はいいのかどうかはもちろんわかりませんが、さらなる負担を、国の負担をお願いしていくということも必要になってくるのだろうというふうにも思っております。

それから、町独自の先ほどの3番目になります飼料の問題ですけれども、これも先ほどもちよつと言いましたように、でん粉向上から残渣とかいろいろな、現に活用されている方もいらっしゃるわけでありまして、そういった中で、町としてこれらにどういった取り組みができるのか。

まさにこれから調査にかかってくるのだろうと思いますし、これもまた、関係機関との協議というようなことも含めながら対応してまいりたいというふうに思います。

未利用資源については。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（藤内和三） 3点目の未利用資源の飼料化の転化ということについて、町独自の考え方も含めてというご質問だと思いますけれども、今、まさに循環型社会の構築が求められております。

ここで今回申し上げましたエコフィールドというのは、横文字でいいましたらエコフィールドでござ

いますけども、いわゆる残飯ということですね。

ですから、昔は養豚農家あたりは、まさにそういったものを使っていたいておりましたけれども、はたしてこれが実際に酪農なり肉牛経営の中で、そういったものが実際自給できるかとなりますと、私は非常に大きな課題があるなと思います。

そうはいいながらも、こういった時期でございますので、これらについても、本町のゆとりみらい推進協議会、これ、関係機関で構成しておりますけども、そういった中で、今後どうあるべきか検討していきたいなと思っています。

それと、休閑地、遊休地を利用してデントコーンというなお話もございます。

本町におきましては、現状、遊休地と捉えているのは、推移的には実はあまりございませんけれども、ただ、休閑地という観点では、そういう土地もございます。

ただ、それは個々の経営に委ねる部分で、それを即デントコーンということにも、なかなか個人の方の考え方があるわけでございますから、いかないと思いますけれども、将来、いずれに対しましても、農家戸数はどういう状況になっていくか。現段階でははっきり申し上げられませんが、そういった遊休地、土地の利用という観点では、提言いただいたデントコーンの活用なんかも、これからこういった政策の中では検討していかなければならない重要な事項であるというふうに認識いたしております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） この飼料の問題は、ほとんどが輸入に頼っているというところに、今回、この大きな課題があると思うのですよね。

ですから、食料の自給率ももちろんなのですが、飼料の自給率も上げていくということが、今後の酪農経営に大きな、経営にとっては大きな問題ではあると思うのです。

ですから、町と関係機関と協力して、やっぱり飼料の自給率を上げていくという対策も研究課題だと思います。

問題が起きたときに、さあどうするかではなくて、将来を見据えた対策も必要だと思うのですが、その点についてお聞きしたいと思います。

対策をこれからどのように検討していくかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 飼料の自給率の向上の関係についてでありますけども、今後、どのように対策をとることなのですか。

先般の新聞報道にもございましたように、例えば今、道東の中標津町などにつきましては、酪農家が数戸集まりまして、共同でTMRセンターというのを建設して、共同で飼料を精製配布するというような事業もございます。

そういった事業が、全道でも広がりつつはあるのですが、ただ、これにつきましても、建設費、飼料の精製工場ですとか、そういった関連施設の建設費がかなり高額になるものですから、建設当初につきましても、国の補助事業なりに乗っかって、そういう建設事業を行えば、ある程度の農家の負担は軽減されるのですが、それらが年数経過して、更新する際には、また補助の対象になるかどうか、ちょっと難しいところもございますので、そういった今後のコストの関係だとか、そういった面もございますから、非常に難しい部分もあるのですが、そういったことも含めて、今後、ゆとりみらい推進協議会、農業関係と協議を重ねながら検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 通告に従いまして、ボランティア活動の促進について、お伺いします。

ボランティア活動と一口で言っても、福祉・教育・環境など非常に幅広い分野があり、町内にもさまざまな団体、企業が活動しています。

行政としても、住民における取り組みに対する支援事業を行っていますが、その一つとして、住民と行政が協働してまちづくりを行う「協働のまちづくり支援事業」が平成16年から実施されてきました。

支援事業により、除雪機や草刈機など公区で購入し、公区内を整備したり、街路に花を植えたりすることにより、これまでに公区のコミュニティが醸成されてきたのではないかと考えております。

また、個人においても、行政の呼びかけだったり自発的なものだったり、ボランティア活動に対する意識が高まり、任意の団体を立ち上げ活動するケースが増加してきています。

そして、企業もCSR（企業の社会的責任）という概念から積極的に環境問題への取り組みや安全パトロールなど、地域活動にかかわってきています。

子どもから大人まで徐々に高まる気運を行政としてどのように支援していくかが、今後の大きな課題であります。

そこで、数点お伺いをさせていただきたいと思っております。

協働のまちづくり支援事業の実施状況と、その事業をどのように評価しているのかをお伺いいたしま

す。

また、手続きが煩雑であるということの多くの声が聞こえています、改善策をお伺いしたいと思います。

二つ目に、個人や企業に対するボランティア活動の促進方法と現在活動している団体・企業をどのように把握しているのか、お伺いします。

三つ目に、任意団体がボランティア活動を行ううえで、交付金や公共施設の利用料の減免により活動に幅が出ます。

これまでも議論がありましたが、制度化する必要があるのではないかと思います、お考えを伺いたしたいと思います。

四つ目に、ボランティア活動の意欲を促進することを目的とし、幕別町表彰条例とは異なる表彰の制度を設け、個人・団体・企業に、感謝の意を表すことができないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川雅志議員のご質問にお答えいたします。

「ボランティア活動の促進について」であります。

本格的な少子高齢化社会の到来や環境問題の深刻化などに伴い、さまざまな課題が生じている中で、豊かな地域社会を築いていくためには、住民の皆さんをはじめ、企業や団体など多様な主体による積極的なまちづくりへの参加が欠かせないものとなっております。

本町におきましては、住民参加の仕組みの一つといたしまして、「協働のまちづくり支援事業」を実施し、各公区等で積極的に活用いただいておりますが、このほかに、個人や企業、団体の皆さんが自主的にさまざまな取り組みをボランティアで実施されておりますことは、大変ありがたいことと、この場をお借りして、深く感謝を申し上げる次第であります。

ご質問の1点目、「協働のまちづくり支援事業の実施状況と評価について」ですが、実績で申し上げますと、平成17年度につきましては、盆踊りの開催などコミュニティ支援が7件、花壇整備、ごみ飛散防止ネットの整備、公園管理など環境美化支援が78件、高齢者世帯の雪かきなど助け合い活動支援が8件、防災計画の策定など防災活動支援が3件の計96件、交付金総額は305万8,000円となっております。

平成18年度につきましては、コミュニティ支援が9件、環境美化支援が79件、助け合い活動支援が7件、防災活動支援が2件の計97件、交付金総額は322万3,000円です。

2年間の実施状況を見ますと、各年の実施件数は、ほぼ同じであります、ごみ飛散防止ネットの整備や防災計画の策定につきましては、徐々にではあります、広がりをみせているものと考えております。

特に、防災計画の策定につきましては、安全、安心な地域づくりに加えまして、策定過程において、自分たちの地域の見直しやコミュニティの醸成という効果も見込まれますことから、今後の公区での策定を期待いたしているところであります。

本事業を本格的に実施いたしましてから3年目を迎えているところですが、まだまだ町民のみなさんの間に浸透していないという面もあろうかと思えます。

事業内容の見直しを不断に行いますとともに、一層の周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、「手続きが煩雑という声が多い」ということですが、本事業の手続きにつきましては、書類の流れで申し上げますと、公区からの申請、町の承認、そして、公区からの報告という手順であります。

公金の支出でありますから、慎重な処理を必要としながらも、公区の事務的な負担も考慮いたしまして、簡易な様式で最低限の手続きといたしているところであります。

しかしながら、手続きが煩雑なことにより、事業が展開されないということは避けなければならないものと考えておりますので、公区長の代表で構成されております検討委員会にも諮りまして、広くご意見をいただきながら、どのような改善ができるのかを検討いたしてまいりたいというふうに考えております。

2点目、「ボランティア活動の促進方法と活動団体の把握」についてであります。

ボランティア活動の根本は、「他から強制されたり、義務としてでなく、自分の意思で行う活動」であると言われておりますことから、個人や企業が自らの考え、意思により活動することが大事なことであり、というふうに考えております。

ボランティア活動により、お互いが支え学びあい、お金では買えない出会いや感動、喜びを得ることができ、結果として自らがよりよい社会を創りあげていく、このようなボランティア活動の良さの周知や、活動している個人や団体、企業の事例などを広く紹介など、意識の啓発を図っていくことが活動の促進につながるものと考えております。

また、「ボランティア活動をしたいが、方法がわからない」といった個人や団体に対する相談窓口の充

実など活動しやすい環境づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、「活動している団体、企業をどのように把握しているのか」とのご質問であります。現在、福祉関係のボランティアにつきましては、8団体が社会福祉協議会のボランティアセンターに登録をいたしております。

また、本年度から実施いたしておりますアダプトプログラムにおきましては、4団体が公園の里親といたしまして、定期的に公園の清掃に取り組んでいただいております。

この他にも、さまざまな団体や企業が各種のボランティア活動に取り組んでおられることとは思いますが、体系的に、また、一元的に把握しているものではありませんことをご理解いただきたいと思います。

3点目の「ボランティア活動に対する交付金や公共施設の利用料の減免について」であります。まず、交付金等につきましては、個人や団体、企業などさまざまな団体が、さまざまな形、考えでボランティア活動を実施されている中で、一律的に制度化するという事は難しいものと考えております。

前段申し上げましたように、個人においては自分の意思に基づいて、企業においては、企業の社会貢献活動の一つとしてボランティア活動に取り組んでいただいております。このような自主的な活動に対しまして、行政が一つの枠組みをつくり関与することはいかがなものかというふうにも思っております。

また、公共施設の利用料金の減免につきましては、第3次行政改革大綱の推進計画におきまして、減免を基本的に廃止する方向で減免基準の見直しを行うことといたしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、活動にあたって何か困っていること、課題などあれば遠慮なくご相談いただき、町としてお手伝いできることについては、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

4点目、「ボランティア活動に対する表彰制度について」であります。

本町の表彰条例におきましては、条例本則第2条第6号において善行賞を規定し、これまで、永年にわたるボランティア活動を事績といたしまして、推薦にもとづきまして4個人、5団体に対しましてお贈りをさせていただいたところであります。

「町の表彰条例と異なる表彰の制度を設けては」とのご提言でありますので、町として感謝の意を表する形としてどのような方法があるのか、他市町村の事例など研究させていただきたいというふうに考えております。

以上で、前川雅志議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 質問の途中ではありますが、この際、13時まで休憩させていただきたいと思っております。

11：58 休憩

13：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 再度質問をさせていただきたいと思っております。

はじめに、協働のまちづくり支援事業についてであります。平成18年には500万円の予算がついていまして、平成19年、本年であります。800万円の予算ということになっております。

予算が足りなくなるぐらい、公区の積極的な活動というものを希望するわけですが、実際のところ、昨年は6割程度の執行率であったということでありましたが、それらにつきましての原因というか要因を、どういうふうに捉えてられるのかということからは、ただいま町長からもご答弁あったわけですが、一つとして、やはりその手続きの難しさというのがあると思っております。

公金を使うということで、正しい処理が必要だということは十分承知しておるわけですが、手続きがあまりにも大変なものだから、出だしの部分であきらめてしまうという公区も非常に多くあるようにお聞きをしておりますので、先ほど答弁いただきましたように、簡素化がどこまでできるかわかりませんが、検討していただきたいというふうに思いますし、検討していただく中で、一つ具体的な例を挙げさせていただきますと、雪の堆積場の確保の支援であります。これは申請を行って、申請を行うのにもやはり大変な手間が、公区の中でかかるということもありますが、申請を行って、町に出してから、お金が出るのが領収書を渡してから決算されるということになっていまして、公区あるいは個人が代金を立て替えて、後から町の方からお金をいただくということもあつて、そうなかなかできない公区もあるのが現実だと聞いております。

そういったところの改善もできないものかということ、一つお伺いをさせていただきたいと思っております。

続きまして、促進についてであります。ボランティア活動は、もう、町長がおっしゃるとおりなの

だと、私も理解しているところでありますし、ただ、好きでやっているボランティア活動かもしれませんが、ほかの人から正しく評価をしていただかないと、意欲につながってこないと思っております。

そういったところで、その方法の一つとしまして、ボランティアだよりというものもあるわけですが、町の広報誌の紙面を割いてですとか、ホームページなどでも紹介をしながら、こういった活動をしているなどというところを紹介することによって、活動している方の意欲がさらに増すのではないかと思います、いかがでしょうか。

それと、社協の中の事業の一つとして、ボランティアスクールというものをやっているようですが、この事業には、行政としてどういうふうなかかわりをもっているかということ、一つお伺いしたいのと、併せまして、行政として、やはり小さなころからそういうボランティア活動に対する意識をもていただくために、学校含めて行政はどのような取り組みをされているのかをお伺いしたいと思います。

次に、交付金と利用料というところで、お伺いをしたいと思います。

一昔前のボランティア活動というのは、お金がかからないで、手弁当で活動するなんていうのがボランティアという認識が幅広くあったかと思いますが、やっぱり活動して上では、いくばっかのお金がかかるのも現実であります。

そういった中で、行政改革大綱の推進計画には、基本的には廃止ということで整理をされているようですが、受け止め方によっては、内容によっては判断してくれるのかと思いますので、そういったところで期待をしたいと思います。

町長の答弁の中で、遠慮なく相談をしていただきたいというお話がありました。

ここがやっぱり町民にとって一番問題があるところでありまして、先日の一般質問の中にもありましたけど、総合窓口の創設、ワンストップ化というお話もありました。

私も同じような考えがありまして、ボランティア活動したい、している。そういった人が相談に行く窓口として、ボランティアセンターがあるのかもしれないのですが、そういったところで、全て対応していただけるような仕組みがあれば、さまざまな相談もしやすくなったりするのではないかと思いますので。

ボランティアセンターによりますボランティアコーディネーターの充実ですとか、そういったところをどういうふうに、今後、対応していかれるのか、お話を聞きたいと思っております。

最後になりますが、表彰の制度についてであります。

善行賞の規定があるということは十分承知した上で質問させてもらっているのですが、善行賞というのは非常に重たい表彰でありまして、やっぱり長らくボランティア活動続けた中で表彰をいただくと。

それはそれは本当に価値のある表彰だと私も理解しております。

しかし、特に企業にかかわっての表彰ということになるのですが、この経済状況厳しい中、企業もやっぱり社会的責任の中で、活動をして、やっぱりそれは好きでやっているかどうかは置いておいても、企業に対する評価をいただくことがあるということ、そしてしている反面もあるのではないかと思います。

そういった中で、1年とか2年ぐらい清掃に関するボランティアですとか、雪かきの支援ですとか、そういったところに対する表彰が、町としての表彰があれば、企業はさらに積極的に活動してくれることと、意欲をもってやってくれるということがあるのではないかというふうに思っておりますので、研究をしていきたいと、お答えをいただきましたが、再度、ご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 何点かの質問がありましたので、一応、教育委員会の方にもお願いしたいと思いますけれども、まず、私の方から答弁させていただきます。

最初に協働のまちづくりが始まって、今、3年目を迎えました。

500万、そして今年は800万の予算ということでありますけれども、私どもはお話ありましたように、少しでも多くの人々、多くの公区でこの事業に取り組んでいただくことを期待して、予算も増やしているわけでありまして。

ただ、500万に対して300万ぐらいの支出で終わった。原因はいろいろあるのだろうと思っておりますし、もう一つは、全額が町の補助ではありませんので、半分は公区で負担をしなければならないという面もありますから、必ずしも我々が期待するのも難しいのかなという思いもあります。

それと、ものによっては、除雪機を購入するとすると、1台で何十万という予算ではありますけれども、本当に盆踊りの備品を買う程度ですと、そう大きな額にもならないということもあります。

そういったことも含めながら、我々としては、予算がどんどん足りなくなるぐらい使っていただけるように、さらにPR普及をしていただけるようお願いをしていきたいというふうに思っております。

それから、手続きの難しさ、普通我々は申請が、先ほど言いましたように、申請出てきたものに対して町が承認して、それに領収書なりの実績をつけてもらえばというふうに思うのですが、その土地を借りた場合については、これはちょっとあるのは、いわゆる相手方の土地の所有者の承諾というよう

なもの、当然これは必要にもなってくるということで、あと、その立替の部分はちょっと私詳しくはわかりませんが、前段もお話申し上げましたように、今のお話ありましたことを十分内部で協議しながら、よりよい方向に向けての改善策を考えていきたいというふうに思っております。

それから、ボランティアだより、先ほどちょっと見せていただきました。2月に1回、社会福祉協議会が出されているということでありまして、ここにボランティアのご相談はここへというようなことで書いてあります。

もちろん、ボランティアもいろいろ幅広いわけでありまして、この1カ所だけ相談窓口があればいいということには、もちろんならないのだろうというふうに思いますけれども、そういったことが、役場庁舎内、役場の機構の中で対応できるような部署があるのかどうか。設けることが可能かどうかも含めて、検討させていただければというふうに思います。

さらには、ボランティアの紹介についても、これらのボランティアさん紹介なんていう欄もあります。

さらに、今、お話いただきました広報による紹介。あるいは、そのほかにもいろいろなたより、あるいは、広報誌、あるいは、インターネットの関係なんかもありますから、そういったことも含めて、活動紹介に向けて、協議をさせていただければというふうに思います。

それから、ボランティアスクールは後ほどお願いするとして、交付金の関係であります。

これらもいろんなことがあるのだろうというふうに思います。

もちろん、いくらボランティアだからといっても、せめて公共施設を使うときぐらい、料金を減免してほしいとか、ただで使わせてほしいとかという部分もあるのだろうと思いますけれども。

これらも総体の中で考えさせていただきたい、検討させていただきたいというふうに思っております。

さらに、ボランティア、コーディネーターや、既存のボランティア、あるいは、新たなボランティアグループの発掘なども含めながら、さらに意を用いてまいりたいというふうに思います。

それから、表彰の関係ですけれども、確かに善行賞というのは、なかなか重い賞だというふうに思います。

幕別町の表彰条例で基づくのが、一番重い表彰であるわけでありまして。

それと、私もいつも疑問に思うのは、例えば、100万円の高額寄付をされた方が、1年に1回あの場合で表彰、感謝状を出させていただくのですが、結局1年間、まるっきり間が開いてしまって、そういう機会がない。あるいは、それでは、50万だったらそれは感謝状出さなくてもいいのかとなると、これも私もちょっと疑問に思う点もあります。

さらには、本当にわずかながらでも、毎年のように図書を買ってくださいとか何とかって寄付をいただいている方もあるわけでありまして、今言った企業で除雪を手伝っていただく。あるいは、道路清掃に参加いただく。

確かにいらっしゃるわけでありまして。

これをどういうふうな線を描く中で、どういう形で我々のこの感謝の気持ちを表すことができるか。

これらも本当に、言葉ではいいのですが、実践に移すとするといろんな問題もあるのだろうというふうに思っておりますけれども。

お話ありましたように、せっかくやっていたことに対する評価と、さらにこれからもお願いしていくためには、意欲をさらに向上していくということも、我々の役割だというふうに思っておりますので、引き続き協議をさせていただきますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 一つ目のボランティアスクールの関係であります。

ボランティアスクールにつきましては、今お話のありましたように、子どもの社会性の醸成、あるいは、社会福祉全体の子どもたちへのあり方、学んでいただくということで、ボランティアセンターが事業主体になって行われているところであります。

実際にしたのは平成14年からでありまして、原資は共同募金の配分金を原資にいたしております。

ボランティアに係る、社協との関係で申し上げます、いわゆるボランティアセンターで、今のボランティアスクールにかかわる経費が10万程度。それから、各学校3万円、15校に交付をいたしておりますけれども、ボランティア活動支援事業として、これは相当古くから行われております。

町の共同募金会単独の財源をもつてのボランティアセンターの事業でありますけれども、それに道社協が加わる場合も過去にはありました。

行政とのかかわりについては、今のようなことで、分離なされているわけですが、行政がボランティア活動を支援しているその例としては、いわゆる総合学習を取り入れられたときの名称になりますけれども、生きる力を育む創意ある教育活動支援事業。これがございます。

これは各学校、小学校ベースでいきますと、7万から10万程度。中学校におきましては、多いところで20万程度になりますけれども、いわゆる総合学習の中で、ボランティア活動を取り入れているというところについても、これは査定後になりますけれども、ボランティア活動としての査定をし交付をしているということでございます。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 最後の一つだけお伺いをしたいと思うのですが、高齢者、こういった社会も進んできまして、これからボランティアをされる方に対するそういう大切さというか、ますます進んでいくのかなというふうに思っておりますし、特に老人の介護など、ボランティアとしてお手伝いいただいている方々も多数いらっしゃると思いますが、聞くところによりますと、かなり高齢化が進んできてまして、なかなか次の世代へつなげていけないというような、そういう悩みを抱えているボランティアの団体の方々もいらっしゃるというふうであります。

2年ぐらい前までは、ボランティア協議会なるものがありながら、さまざまなボランティアの方々が集まって意見交換されたりとか、そういったこともされていたわけですが、今はそういった協議会もなくなりまして、情報がなかなか伝わってこなかったりだとか、得られないというボランティア活動に対する情報ですね。そういったものが得られないということで、そのボランティアをやられている方のそのネットワークづくりというのが、これから大切になってくるのではないかなというふうに思っております。

そういったこともボランティアをされている方同士でいろいろお話をし、ご自分たちで自ら立ち上げていくということも大切かもしれませんが、なかなかそういうこともボランティア団体同士でなかなかならないものですから、行政として、またはボランティアコーディネーターという方もいらっしゃいますので、そういったところの、やっぱり充実を図りながら、活動を促進していくような、そういった施策を何か打てないかと思っているわけですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ボランティアの皆さんが高齢化していく。これは確かだと思います。

私も昔、担当しているところは、町が始めて入浴サービス事業なんかを開始したときには、婦人ボランティアの皆さんがずっと手伝っていただいた経緯がありますけども、その方たちもかなり高齢になってきているわけがあります。

そういった意味では、やっぱり若い人を養成していく。若い人たちも何とかボランティア活動に参加していただくような工夫もしていかなければならないのだろうというふうに思っております。

それで、今、情報の話、協議会の話がありましたけども、社会福祉協議会の中に、ボランティアセンターというのがあって、恐らくそこには今言いました、婦人ボランティアとか、かつては青年ボランティアですとか。あるいは、施設へいきますと、札内寮に行きます特養の介護ボランティアですとか。

いろいろなボランティアが一堂に会して、センターを形成しながら、今、お話いただきましたような情報提供ですとか、あるいは、どういったボランティアとしての活動があるかというようなことも、話し合われている、情報交換がされているというように私も聞いていたのですが、今、お話ありましたことについては、再度、また、確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

次に、永井繁樹議員の発言を許します。

永井繁樹議員。

○14番（永井繁樹） 通告のとおり、職員給与の改革について、質問をいたします。

人事院は2005年度の国家公務員の給与改定に関して、50年ぶりに抜本的改革を勧告し、給与構造の改正では、基本給の一律引き下げ、都市部に支給する地域手当、査定昇給制度の導入など2006年度から5年間で段階的に構造改革を実施する方針を示しました。

公務員給与に対する批判が強まる中、自治体の対応が注目されており、さらに地方公務員に給与減の影響が出るのは必至であります。

近年の自治体給与の運営は、人件費をいかに削減するかに苦心し、人件費抑制が自治体給与の改革につながると思いをしているのではないかと。

人件費の一律削減という国のやり方は、地方の自主的な財政再建への努力を無視するものでもありません。

給与一律カット、退職金削減、諸手当整理で人件費削減はできるが、人事給与行政の内部にある構造的矛盾や利権的体質は改善できないのではないかと。

現在の給与改革の方向は、人件費の抑制であり、短期的には財政収支の改善に効果があっても、長期的には貢献することはないのではないかと。

昭和50年以来、自治体の人件費対策の主流は、国家公務員との比較であるラスパイレス指標の適用であったが、指数が100に近づいた今、それが目標にはならないのではないかと。

今求められているのは、ラスパイレス指数という形式的な官公比較ではなく、官民の実質的な給与分析に基づく格差の是正ではないかと。

自治体の職員にふさわしい能力・給与とは何かを真剣に研究し、人事施策における目標主義・成果主義を導入し、能力と努力に見合った給与運営をすべきであると考えます。

給与改革の問題を今後の公務員制度改革の中で考え合わせると、もっとも重要なのは、能力・実績主

義への転換であります。

そのためには、給料表だけでなく、退職手当・年金・福利厚生・そして任用との関係も含めて総合的に考える必要があります。

給与問題は、自治体の財源問題にとどまらず、職員の政策能力の向上、住民意識の向上、行財政施策の最適化など色々な問題に影響を及ぼすものであります。

町長は、住民とともに歩む協働のまちづくりの行政スローガンを掲げていますが、公共投資やサービス面だけでなく、給与行政においても住民とともに運営すべきではないでしょうか。

地方分権時代にふさわしい給与制度を目標に、地方独自の給与制度を設計すべき時期にきていると思います。それぞれの自治体が独自の知恵を制度設計や運用に活かすことが何より重要であり、自己決定と自己責任が給与政策においても強く求められてくると考えます。

以上の考えを踏まえ、以下の点について町長の考えを伺います。

- 1、年功序列賃金の是正及び正規・臨時職員の賃金格差の是正について。
- 2、職種格差のある給与体系の確立について。
- 3、官民格差の実態を把握し、実質的賃金格差としての地域企業との比較及び調査・発表について。
- 4、責任能力主義に基づく給与格差の導入として、昇格試験制度導入による人事について。
- 5、管理職の能力開発及び人事評価制度の導入について。

また、第3次行革大綱の中で平成20年度に同制度の導入が計画されているが、現段階において幕別町に合った制度内容、いわゆる幕別モデルをどの程度検討が進められているのか。

また、制度から発生する弊害を含めた研究をどの程度してきたのか。

最後に、何が適正な給料かを執行部・議会・組合・職員などの内部のみでなく、給与情報の公開に基づく住民参加による給与の適正化について。

また、現在ある行政改革推進委員会を、給与改革問題をゼロのベースから検討できる役割を持つ不断の委員会にしていくべきではないかと考えます。

以上、職員給与問題に対して積極的な改革姿勢を町長に求め質問といたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 永井議員のご質問にお答えいたします。

「職員給与の改革について」であります。

現在、国においては、国家公務員の給与制度について、職員の士気を確保しつつ、能率的な人事管理を推進するため、年功的な給与上昇要因を抑制した給与システムを構築するとともに、職務・職責や勤務実績に応じた適切な給与を確保していく必要性があることから、平成18年度に、昭和32年以来50年ぶりとなる抜本的改革を行ったところであります。

この国の給与制度改革を受けまして、本町職員の給与制度につきましても、地方公務員法の規定に基づき、国家公務員の給与に準じて平成18年度に給与構造の改革を実施したところであり、また、管内の他市町村におきましても、基本的には本町とおおむね同様の給与制度となっているのが現状であります。

ご質問の1点目、「年功序列賃金の是正及び正規・臨時職員の賃金格差の是正について」であります。

本町職員の給与につきましては、前段で述べましたとおり、国家公務員の給与構造の改革に準じて、平成18年度に抜本的改革を行ったところであります。

この改革の中の一つの大きな柱として俸給表の見直しを行ったところでありますが、具体的には、官民格差の是正及び年功的な給与上昇の抑制を図ることを目的として、俸給表の水準を全体として平均4.8%引き下げたところであります。

その内訳として若年層は引き下げは行なわれず、中高年齢層を7%引き下げたところであります。

この結果、年齢差により格差が縮まりフラット化が図られた状況であります。

さらに、枠外昇給をなくしたことや55歳以上の職員の昇給幅が通常の半分程度に抑制されたことなども考え合わせますと、年功序列の給与上昇は実質的に抑制されており、一定の改正が行われているものと認識いたしております。

次に、臨時職員の賃金についてであります。本町におきましては、業務多忙な部署等において事務補助をすることなどを目的に、短期間の臨時的任用をしておりますことから、その賃金額の設定につきましては、管内の他市町村の事例等を参考に決定しているところであり、正規職員との格差につきましては、臨時職員の職務が補助的な事務であることや責任度合いが正規職員と比較して低いことなどから、一定の差が生じることは止むを得ないものと考えております。

2点目の「職種格差のある給与体系の確立について」であります。

本町職員が担っている各種の事務事業については、ある程度の専門的知識や技術を要するものもありますが、一般的な行政事務も合わせて担っておりますことから、給料面におきましては、専門職、技能職として、あえて国のように俸給表を区別する必要性はないものというふうに認識しております。

このようなことから、今後におきましても現行の一般職俸給表により対応してまいりたいと考えております。

3点目、「官民格差の実態を把握し、実質的賃金格差としての地域企業との比較及び調査・発表について」であります。

本町におきましては、給与に係る勧告権を持つ人事委員会が設置されていないことから、民間の賃金を調査し町職員の給与と比較分析するといったことは行っておりません。

国については、平成18年度の人事院勧告において官民給与の比較対象企業を従来の100人以上から50人以上に変更し、民間賃金の実態がより反映されるように見直しがなされたところであり、また、北海道の人事委員会勧告も公表されておりますことから、今後、管内市町村の動向も把握しながら研究してまいりたいというふうに考えております。

4点目、「責任能力主義にもとづく給与格差の導入として昇格試験制度導入による人事について」であります。

昇格試験制度導入につきましては、職員の積極性を促す効果や職員の能力のレベルアップを期待できることなど人材の発掘・登用の面において、一定の効果が見込まれるところであり、職員の資質向上に寄与する有効な方法の一つであろうという認識はいたしておりますが、本町における人事管理につきましては、適材適所の配置を基本とし、昇格につきましては、係長職、課長補佐職、課長職、部長職それぞれの職に求められる能力、例えば、広い視野、知識、判断力、コミュニケーション力、統率力、実務経験などについて総合的な評価をしていく中で、昇格者の判断をしているところであります。

したがいまして、本町のおよそ250人規模の職員数という状況におきましては、日々の勤務状況から、これらを十分判断できるものというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

5点目の「人事評価制度の導入に向けた進捗状況などについて」であります。

人事評価制度についてであります。本町におきましては、行政改革推進計画の中で、職員の意識改革を図るとともに、職員の資質向上、能力開発など人材の育成を図ることを目的として、人事評価制度の導入を検討することといたしております。

現時点におきましては、国、道、先進的な市町村の事例などを調査・研究している段階であります。この制度の主旨を十分理解し活用できることが肝要でありますことから、今後につきましては、評価の内容、手法などを慎重に検討し、試行期間の設定なども考え合わせながら円滑な制度導入に向けて、さらに研究してまいりたいというふうに考えております。

6点目、「給与情報の公開に基づく住民参加による給与の適正化及び行政改革推進委員会の役割の拡充について」であります。

本町における行政改革推進委員会につきましては、町からの諮問に応じて、行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する役割りを担っておりますが、第3次の行政改革大綱及び推進計画の策定にあたりましては、大所、高所からの視点及び住民の目線で数々のご提言をいただき、今後の本町における行政改革の基本的な方向性が定められたところであります。

このように、行政改革推進委員会は、住民サービスの向上に向けて効率的な行財政運営を行っていくための基本的な方針や推進策を調査審議することが本来の役割りでありますことから、給与の適正化に向けた検討をする役割りを担うということは、なじまないものと考えております。

なお、地方公務員の給与につきましては、現行法制上は地方公務員法で定めがあり、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与などを考慮して定めることとなっておりますことから、本町といたしましては、国の人事院勧告や道の状況、あるいは他市町村の状況などを把握する中で、給与改定など行っておりますことをご理解賜りたいと思います。

以上で、永井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 永井繁樹議員。

○14番（永井繁樹） 各項目の質問に入ります前に、前段、職員の給与改革について、ご答弁がありましたので、岡田町長、残り任期が3年余りということの中で、町長自身の職員給与改革についての考え方をここで少し伺いをしたいと思います。

私は質問の中で、自治体給与の政策というのを、その原則は、町長も述べられていますように、地方公務員法というのがありますから、これを遵守すべきであるし、現在のあり方が、私は妥当なものであるということは認識しております。

ただ、私が今回、町長にお聞きしたいのは、今までの人件費抑制策から、地方分権を見据えた本来地方が抱える問題の中で、いかに給与改革をしていくか。そのことの視点をお尋ねしています。

ですから、国に沿ったやり方をしているということは重々理解をしているわけですが、今後、幕別町が地方分権の中で歩いていくときに、本来、幕別町の給与改革はどうあるべきかというところを、私はお聞きしたいと思います。

先ほどの前段の答弁では、国に抜本的な施策改革に基づいた幕別町のあり方については、十分わかりましたが、町長自身がそれらを背景にされて、この幕別町における給与改革については、どのような見解をお持ちでしょうか、お聞かせください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどの答弁で申し上げましたように、職員の給与については、今もお話ありましたように、地方公務員法に基づいて給与を決定している。

私はそのことは、これからも変わるものではないと思います。

ただ、今、その地方分権の問題、あるいは、国においても、一律ではなくて、地方による実態に応じた給与の制度をつくっていくことが、これから考えていかなければならないというようなことを言われております。

そうなりますと、今言う地方公務員法の改正にもつながってくる問題もあるのかと思いますけども、私どもとしましては、やはり、大きな問題は国に準ずる。あるいは、近隣市町村との均衡を図る。そうしたことを踏まえた中で、さらに本町独自の給与制度というものが可能なかどうかと。それらはまさにこれからの国なり他の動きを見ながら、私どもは対応していくことが必要なのだろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 一番最後の質問の中に、その前ですか。

人事評価制度の導入に向けたということで、私が質問を入れておりますけども、第3次行革の中で、このテーマがはっきりと打ち出されております。

すべてはそこに結びついた、今日は質問になっているのですけれども、最初の年功序列賃金の是正及び正規・臨時職員の賃金の格差についてでございますが、先ほどの説明の中で、国の政策に準じて、幕別町も年功序列賃金の是正は当然努力をし始めてきていますし、その状況は理解をできます。

ただ、この問題を解決するときには、これから後段にもありますが、世代格差ですとか、もちろん身分の格差、それと、管理職等々がありますから、職階格差。

それと、国と地方の公と公の格差ですね。

それと、職種の格差、最後に官と民の格差ということで、行政がこの是正問題として考えるのにはこれら六つが大きくあるだろうと、私は考えます。

その中の一つに、年功序列賃金ということがありますが、例えば、幕別町において、今、ある程度フラット化がされているとはいいますが、例えば、定年時に一般担当職員と係長職員とでは、定年時における給与というのはほとんど私は差がないのだろうと。

ましてや退職金においてはないうだろうと。

当然、管理職等はございます。

これが果して、この格差がないこと自体がどうなのだろうと。給与体系の是正をするときに、年代格差は縮小しても職務格差というのは、逆に拡大をしていかないと、その職員の能力能力が十分に発揮されないという問題にもつながってきます。

ですから、ここで中高年の給与を抑制し、若年給与の引き上げがされてはいるのですけれども、このあたりの考え方について、私は責任をもって、職員が住民サービスをしていくという気概が衰退しないためには、そのあたりの改革も必要ではないかと思いますが、これについてどう考えるか。

また、臨時職員の賃金格差についてですが、これは補佐的な仕事の主だという実態はわかります。

しかし、将来的に考えて、臨時職員がいつも補佐的で、それほど能力を発揮しなくていいという位置付けで採用するのであれば、私は決して行政のサービスレベルは上がっていかないだろうと。

そうすると、臨時職員、短期雇用も含めて、そういう方がきちっとした能力があって、勤務成績も良いということが実態としてあるのであれば、それは今のような一般職員からの給与に対する冷遇措置ではなくて、やはり、そこはきちっとした評価をしていくと。

ですから、政府でいうキャリア制度ということはよく批判されていますが、そういったものをなくして、やっぱり地方自治体がそういった労働習慣を改革していくと。最低賃金の問題もありますけれども、それらについて、町長はどう考えますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前段の職階制にかかわる格差ということのお話がありました。

私どもの給料表は、先ほども申し上げましたように、国に基づく俸給表でありますから、これを適用している。

そして、格差という言葉ではありませんけれども、いわゆる普通職から係長職になるあたり、係長職から課長補佐、課長補佐から課長職、部長職ということで、渡りが1級から始まって、6級制度をとっています。

ですから、その給与表の中に、まず、職階制の格差、年齢的な格差というのはついていると思います。

あとは、今言う私どもの町でいえば、それぞれの管理職手当における格差。そういったものが現在の給与表の中での、あえていう格差という言葉を使えば、そういう中で差がついているということであって、決してそのこと自体が、改めていかなければならないとか、別な給与表で差をつけていくという

ようなことは、今の段階では考えてはおりません。

それから、臨時職員については、これはあくまでも臨時の日常的な補佐役というふうには、私どもは押さえております。もちろん、雇用期間も10カ月を単位に任用させていただいているわけでありますから。

もちろん、仕事の内容、あるいは、ときには正職員と同じような仕事をやる場合もありますし、あるいはそれを抜けて立派な仕事をやる方もいらっしゃるということは、我々も承知をしておりますけれども、あくまでも身分としては、臨時職員、事務補助だということで対応していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 今後に向けてですが、臨時職員あるいは短期雇用職員については、これは可能な限り、研究をされて、やはり、今の状態からどのように変化していくかわかりませんが、やはり能力がきちっと発揮された。その評価がきちっとされるような対応ができるように研究はしていただきたいと思えます。

それでは、職種格差のある給与体系についてですが、我が町ではこれについては差がないという状況でございます。

ただ、私が考えるに、職種間で大きな格差がないということは、言ってみれば公平であるという印象を持ちますが、私は実質的には不平等であると。これは幕別町の考え方がそうなので、それ以上のことは言うつもりもございませんけれども、ただ、民間で同じような種類の、例えば、専門職があったときに、うちは人事委員会がないですから調べていないという後段のご説明ですけども、やはり、同じような種類の給与はどの程度民間で実施されているかということ、一つのやっぱり水準として認識する必要、私はあるのではないかと。

そうした場合に、今後の、あくまでも今回の質問は、今後の給与改革についてのお話ですから、現況どうのこうのということではないのですけれども、そう考えるのであれば、やはり実質的な不平等感があるかないかということ、やはりきちっとした研究をされて、今後に向けて、それがどういう民間と比べてどうなのかということまで、私は突き詰めていく必要があると思えます。

管理職、非管理職の職階格差というのも一つここには入ってくると思えますけれども、どちらにしても、成果主義に基づき人事評価が、私は今後は前提になると思えますから、これらについて、町長、さらにどういうふうにお考えになりますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 職種の格差という言葉がありましたけども、かつて、私どもの役場の給与表も、一般職、技術職、そして、単純労務職というような給与表がそれぞれ使い分けをされていた経緯があります。

しかし、それらは、本来的にはおかしいのではないかとということで、現在のように一本化された経緯があるわけです。

そして、例えば、国なんかはいまだに税務職に対する給与表なんかを持っています。

そういったものが、町村では税務職の給与表がないものですから、その一部が特勤手当でなんとかというように形で残ってきたという昔の経緯もあるのですけども。

今、私どもでは、この職種の格差というのは、全くないのだと思っておりますし、今後に向けても、それを改めて給与表を3本立て、4本立てにしようというような考えは、私は持っておりませんし。

民間で同じような職種で、どのような給与が払われているか。

これらは先ほども言いましたように、今の情勢では、人事院勧告がそれら全体的な調査をした結果、民間格差に基づいて、人事院が勧告をされる。

それを受けて、我々は給与表を改定を行っているということでありますので、全く民間の給与が反映されていないということにも、私はならないものがあるのだろうというふうに思えます。

将来的に、その町その町が、自分たちの民間と役場の職員との給与を比較して、それで給料表決めていくというようなことが、今後可能かどうかは、まだまだ先の話にはなるのだろうと思えますけども、現実的な対応としては、まだ私どもは人事院勧告を尊重する中で、職員の給与については、改定、あるいは、決定をしていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） それでは、次の3番の官民格差の実態ですね。

これは今の答弁にも若干触れていくのですけれども、今までの答弁をお聞きしますと、地域企業との比較及び調査発表については、人勧等の含みもあって、やる状況にないということが説明で推測されました。

しかし、私は今のその職員給与というのが、人勧レベルですとか道レベルもそうなのですが、それでは確かに私は妥当であると思えますが、実際にここの幕別町の地域性を考えたときに、住民の方々が納得されているのか。その給与体系についてですね。

これについては、町長もかなり異論があると思いますが、私はやっぱり、よく理解されている状況ではないだろうと。

であるならば、全国レベル、道レベルの話ではなくて、幕別町の実態として、では、地域企業の比較及び調査発表について、私は役場の能力をしてもってすれば、それぐらいはできるのではないかと。

逆に、そういうことをした方が、より幕別町職員の給与に対する住民の理解を得られるのではないかと私は考えます。

ですから、ご存知のように、例えば、年間、700万程度もらっている職員がいたとした。それと同じような立場の民間では、それだけもっていないのですよね。

私は低いと思います。

ですから、その実態が、要するに、官民比較の中で、やはり今の不景気に伴って、官と民の差が、過去からみると逆転をしてきているという状況ですから。

それらをやっぱり私が一番求めたいのは、住民の理解させるためにはどういう方法がありますかということなのです。

今までお聞きした町長の考えはもちろん理解はしますけれども、この幕別町住民に対する理解を求めるときに、町長は、今お答えになった中から、それで十分ではないと思いますが、町長はそれについて、さらにどう考えますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来申し上げておりますように、今の地公法上からいくと、職員の給与はいわゆる国に順ずる、あるいは、近隣町村との均衡を図ることによって、それぞれの職員の給与が決められてきていると。

これをど返して、我が町の企業と職員だけとの給与格差だけで、それで賃金を決めていくということは、ある意味では理解されるよりも、何か、当然のことながら高いのでないか、低いのでないかという議論にもなっていくのかもしれませんが、本来的な職員の給与を決めていく根底に、そのことだけではないのだろうというふうに、やっぱり私どもは考えざるを得ないですから、今の中で、先ほども言いましたように、今後のことは、ご質問されているということですから、今後どういうふうになっていくかは、今の段階では言えませんが、現状では、今の国のルールに従った中で給与決定が私は一番望ましいし、ある意味では、住民の皆さんにも理解していただいているのではないかなというふうに思います。

ただ、先ほど言いましたように、これが地域級の導入だというようなことになって、今、人事院が全国の50人以上の企業を調査しているやつを、北海道は北海道で、十勝は十勝でやれといったときに、どういうふうになっていくかは、今後の問題かもしれませんが、私は今の中では、このこの給与の決め方、あるいは、給与体系というのは、ある意味では、住民の皆さんにも理解をいただいているものだというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 私も町長の考え方は否定はしません。そのとおりでと思う。

ただ、私が言っているのは、狭い地域の状況を、こういった給与改革に取り入れるべきだということを言っていますから、その辺で大きなずれはないと思うのですね。

ただ、今までそういう状況がありません。

ですから、人勸を中心とした国の政策そのものが、では、ベストかということ、私は国公準拠も含めてそうではないだろうと。

いろんな状況から考えたときに、そういう問題点が私はあるのではないかとということから質問をさせていただいた状況です。

次の責任能力主義に基づく給与格差の導入と昇格試験制度。これについてお伺いをしますが、これについては、町としてはやる意思はないということですね。

この制度のいい点ももちろん理解をされているのだと思いますが、現段階ではちょっとそういう状況にはないということなのですが、今の体制の中で、同一年齢、同一賃金の給与体系というのを、やはりある程度打破といいますか改革していくためには、やはり責任能力主義というのがどうしても給与改革には私は不可欠だろうということから、この質問をしたのです。

確かに以前、この質問が何らかの形で出たときには、かなりの反動的な答弁も表れたのわかるのですが、やはり客観的な判断に基づくという観点からいけば、この昇格試験制度というのは、導入しても私はそれなりの価値はあるだろうと。それは1判断をする上で、客観的な判断をする上で、その制度を活用するという観点からいけば、逆に適切な人材活用ができるということにもなるわけですから。

このあたり、確かに競争主義ということからいくと少し抵抗もあるでしょうけど、人事はある程度競争主義に基づいてやらないと、私はいけないと思いますが、町長はどう考えます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 昇格試験制度を採用して、それをやって、それが客観的な一つのものとして昇格

を決めていく。

ただ、試験をやれば、当然そこでいい成績を上げたものが昇格するというのは、これは誰がみても論理的なことなのだと思います。

ただ、私どもの言うのは、250人程度の職員の規模の中では、筆記試験をやってそれがトップだったものが、必ずしも管理職として最適者なのかということに、私はやはり問題を感じるわけでありました。

やはり、適材適所に職員を配置しなければならないということになれば、筆記試験がトップであって、同じ受けて3番、4番というような者も、その人間性がすばらしく住民から親しまれている、買われている。あるいは、職員の中でも評判がいい。いろんな人間の評価というのはあると思うのです。

だから、必ずしも同じ一列に並べて試験を受けて、そこで差をつけて、あなたは課長にします。あなたは残念でしたというようなことは、私は今の役場の職員体制の中では、ちょっと無理があるように実は思っております。

それよりも、私ども、たいした目ではないかもしれませんが、理事者や管理職が普段を見ている目の中から、この人がいいのでないかという評価の中で、昇格等も決めていくことが、今の段階では、私はいいのでないかと。そういう思いもありますから、今の段階で、新たな昇格試験制度を導入することは、ちょっと考えはいいないというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） この制度の導入については理解をしますが、今の職員の方が、この役場に入るときには、やはり筆記試験等があったと思うのですよね。

入るときに、そういう形が導入されているのに、入ってからは、いろんな研修とかはございますし、もちろんそれを補うものはあるのでしょうかけれども。

それが、例えば、退職するまでに1回もないということであれば、私はやはり人材活用の面からいって、そのことがないことの弊害はあるだろうと。しかし、それをやったことによって、今の管理職の方、町長をはじめとする管理職の方が、それ相応の職員の評価はもちろんできますけれども、それにこの制度を乗せたときに、その部分のプラスは私はあるだろうと。

ですから、プラスのあるものは私はやった方がいいのではないかという将来的な考え方を言っているのです。

ですから、町長なられたとき、ずっとこの考え方には賛同されていないというのは私もわかっているのですけれども。

ただ、やはり今後のことを考えたら、やはりこういうことをすることによって緊張感も生まれますし、このことが人事評価の全てにはならないのです。

一部しかありませんから。

ですから、そうやらないということを強調するのではなくて、やはり導入も視野に入れた中で、将来的な給与体系にかかわっての構想を持たれていただきたいと私は思います。

次は、人事評価制度の導入に向けたということなのですが、この質問の前に、私の質問の中に、管理職の能力開発ということで、人事評価制度と抱き合わせで質問をさせていただいています。

現管理職の能力開発として、過去に行われている対策、今後、行おうとする対策について、ちょっとご答弁がありませんので、まず、これらについて、その実態と今後の考え方について、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 失礼をいたしました。

管理職にかかわっての能力開発。特に地方分権が叫ばれる中で、他町村との競争がますます激しくなる中で、職員の資質向上。中でもやはり管理職たるものが、それらを引っ張っていく、統率をしていく。そういった力をつけていく。

あるいは、その町の特徴に合った町の開発能力を発揮していただく。これは大変重要なことだと。そのことは間違いないことであります。

ただ、今の特別管理職に対して何をやっているかということはありませんけれども、通常的に言います、いわゆる研修については、特に自治体学校ですとか、あるいは、市町村アカデミーだとか、いわゆる管理職を対象とするような研修に参加をさせ、あるいは、それぞれ制度改正や専門的な分野の出た場合の研修。

さらには、自らが講師として研修のトップに立って、自分が勉強したことを皆さんに紹介するような、いわゆる講師の役割。自分の勉強と、そして、それを講師として発揮していくというような、そんなことも含めながら、管理職として日ごろ頑張らせていただいているという状況であります。

そういったことで、いろいろ管理職がどのような立場で何を具体的にやっているかということのものは、町独自のものはありませんけれども、研修制度を通じながら、能力開発に努めている状況であります。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 人事評価制度とこの管理職の能力開発というのは、切っても切れない状況になってくると思います。

人事評価制度が適切に行われるかどうかは、この管理職の能力如何であると。これはもう誰しもがそう思うところだと私は思います。

そこで、私が今回ここで質問したのは、来年度からこの人事評価制度の導入に向けてということでの計画性があるという中で、それまで当然担当部局は、これにかかわっての研究をされているはずなのですが、この5番目のご答弁にあたっては、そのことについては、特に触れられていないのですね。

では、どういう研究をされて、どういう方向性で幕別町の人事評価制度は、こういう方向にありますよというところのご答弁はない。

ですから、ちょっとお聞きして、どういう方向なのか、姿形が見えないものですから。

現況までやられているものを、できればこの場所できちっとわかるように、もう来年度は間もなくです。

施行するとしても、その原型がわからなければ私たちも理解できない。

ここでその説明を求めます。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） この人事評価制度につきましては、現段階におきましては、調査研究をしているという段階でありまして、その調査研究の主体的なものにつきましては、国の制度をまず中心に研究しております。

国につきましては、平成18年度1月から施行を行っているところでありまして、今年度は第3次の施行まで進んでおります。

それで、市町村の取り組みの先進事例としましては、芽室町の事例があります。

これにつきましては、去年、芽室町に直接お伺いいたしまして、どのような形で行われているのかということにつきましては、勉強させていただいたところであります。

芽室町につきましても、現段階におきましては、まず、管理職の方から施行を行い、それから、今年度から一般職にも試行段階で実施しているという状況であります。

それと、本州の方では、多治見市の方でも先進事例がありますので、そちらの方も研究を今年度させていただいたところであります。

基本的に、今の段階で、どのような研究段階かということでもありますけれども、国、道におきましては、やり方といたしましては、まずは試行をやって、それから、本格的な実施に向かうという方向であります。

そして、その評価の項目につきましては、大きく2点ありまして、一つは、目標を設定して、その目標がどれぐらい職員として達成したのか。

そういうような達成度の評価。

もう一つは、通常の職務におきまして、その職務がどのように遂行したのか。そういう点での評価。

こういう大きく二つの点での評価がされているというようなことであります。

その次は、その評価者は誰なのか。これにつきましては、通常はその上司ということになるかと思いますが、それにおきましても、直接の上司と、さらに、一人だけの目で見るとはなくて、複数の目で見るという点も肝要かと思いますが、そういうような点も触れられております。

そういうようなことがありまして、実施されているというところであります。数々の課題も述べられているところであります。

これは各国等でも試行段階で行っているところでありますが、その段階におきまして、アンケート調査等も実施しているところであります。

そういうところにおきまして、2、3言われていることをご紹介しますと、一つには、担当部署によってなじまない項目もあるのではないかというようなこと。

また、職員間の人間関係に問題が生じないのかどうかとか、そういうようなことも課題として提起されております。

それと、評価項目そのものも、どの程度設けたらいいのか。そういうようなことも、いろいろな課題で提起されておりまして、これは国におきましても、試行段階のうちに、そういう問題を吸い上げて、そして、見直しをかけて、本格的な実施に向かうものと思っております。

ですから、私としましても、そういういろいろな先進事例をいろいろと研究、まだしている段階であります。そういうものを見計らった上で、私の町としましても、まず、試行を経て、それから本格的な実施に向かいたい。そのように思っております。

それと、評価者が適切な評価をできるように、これは職員の研修も行わなければならないというふうに考えているところでありますので、今後、鋭意、それらについては進めてまいりたいと思っております。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 現況、大体わかりました。

それで、そういった評価制度、試行されるにあたって、やはり私がさっきから申し上げている賃金制度。これは分離するものではないというふうに私は考えます。

やはり、評価制度と賃金制度は一体なものであり、車でいえば両輪みたいなものですから。

ですから、これについては、ご認識があるので私は安心をしております。

ただ、評価制度の導入にあたって、もちろん言われたように、公平性ですとか透明性、納得性、客観性というのはわかるのですが、労働組合との関与ですね。

それですとか、苦情の解決等も含めて、これらは当然条件的には必要になってくるのですが、これらに対する現段階はどのような分析をされていますか。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） これは人事評価制度導入にあたりましては、職員からの十分な理解をいただかなければならないという面もあると思います。

ですから、導入に当たりましては、事前によく職員組合等もよく協議を進めていきたいと考えております。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 考えはわかったのですが、それに対するアクションを起こしておられるのですか。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 現段階におきましては、まだ具体的な素案はできておりませんので、まだ職員組合とは協議は進めておりません。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） わかりました。

労使でしっかりこれは協議をされて、こういう成果主義というものを求める場合については、労使の話し合いの中で、メンテナンスというのですか。その部分もきちっと含めた中で、今後、きちっとした制度をつくるための努力をしていただきたいと思います。

最後に、現在ある行政改革推進委員会の形を有効利用でないかということでお尋ねをしています。

もちろん私も今のあるこの行革推進委員会が、給与改革問題を検討するには、もちろん当初の設立の意味からいってそぐわないという気もしますが、幕別町において、今後の給与改革の問題を考えると、この考えるベースというのはない。要するに、執行部や我々議会組合職員などはあるのです。内部的にはあるのですが、外部的なものはない。

その中でも、こういった評価制度がこういう委員会の中で考えられる。

もちろん、評価制度を考えるということは、企業にある程度、給与体系に結びついていくということは前提条件になってきますから、ここところが、この委員会ではなじまないというのはわかるのですが、であるならば、住民のそういったいろんな意見を聞き集めていくときに、町長としては現段階、今ある状況からさらに住民の考え方を取り入れ、逆にいえば、組合は組合員に事情説明をするし、町長は住民に説明をするという責任がございますから、これらについて、どういう考え方があるのでしょうか。

あるのであればちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ありません。

今の段階では、私どもとしては、こういった住民の皆さんに委員会をつくっていただいて、そこにご相談をさせていただいて云々というのは、今の段階ではもってはおけません。

もちろん、議会があるわけですから、住民の皆さんの代表枠という部分、議会のご意見の中で反映されていくものだというふうに思っておりますし。

今後どうなるかについては、まだまだ先に具体的な動きが出てきたときに、これらも検討はさせていただきたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 給与情報の公開については、ホームページですとか広報、私も広報はわかりやすく、あまり難しくは書いていないのですが、ホームページについてはかなり細かく出ています。これはみられたらわかりますけど、ページ数にして、一駒でかなりのページ数ありますね。

ただ、この情報公開、私は非常にいいことだと思っはいるのですが、ホームページから理解できる情報というのはかなりあるのですが、一般的にはその比較対象をして、自己分析して、理屈をわかるにはちょっと難しすぎる。

それで、広報は逆にいうと易しすぎて、本当にほしい情報がそこから拾えないというところで、いい面と悪い面があります。

それで、町長の立場ですと、住民にきちっと説明責任がありますから、こういった公開という方法をとられているのは私も評価するところなのですが、住民を取り入れた中での職員給与の適正化というこ

とを、今後、一つテーマにするのであれば、現段階の公開システムというものを、もう少しわかりやすく具体的にわかりやすくというのですか。

どうしても職員レベルの、ホームページなんかは職員レベル的なところがありますから、私はもう少し砕いた方がいいのかなと思います。

それらについて、今後、どういう説明公開をされていくか、考え方を伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご提言にあります、いわゆる職員の給与適正化委員会みたいなものを設置して、職員の給与、それぞれの町村が考えるべきだというご提言については、お話は承りました。

ただ、私は先ほど来申し上げておりますように、今すぐそういった制度を設けて、そこにいろいろなことお諮りするというような考えは持っておりませんし。

もちろん、お話ありましたように、私どもの給与は、もちろん公開するのは当然でありますし、住民の皆さんに、役場の職員はこういう給与体系の中で、給与が支払われているのだということを承知していただくことは、これからもなお、今のお話にありましたように、わかりやすいものでなければならぬということなのだろうと思います。

そういったことには、十分意を用いてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 前段も申し上げましたが、地方自治体における地方独自の給与体系というのですか。これは将来的には絶対避けて通れない時期が必ずくると思います。

現況、私は職員の方にはお聞きしておりませんが、人勸をベースとした給与改定がされている中で、職員の方の給与理解というのは、必ずしも私は万全ではないだろうと。いろんな意味で問題点もあるだろうし。

ましてや、ましてや、幕別町のこの財政状況。その中で考えたときに、夕張があのような形になって、職員給与というのは、全く別な次元の話です。

それから考えたときに、私はそのことを十分理解するのであれば、人勸ベースという考え方はもちろん大事ですし、公務員法というのも大事ですけども、やはり、将来的にそのことを重視されて、やはり地方独自の給与制度。

これは財政状況がよければ、私は国家公務員より地方公務員の給料が上がっても私はいいと思います。

ですから、その辺を人事評価制度導入に向けたかかわりが発生してきますので、これとあわせて、やはりできるだけ、町長が任期中のうちに、一つの方向をお示しいただいていければ、私はありがたいし、それを期待するものであります。

以上で終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、永井繁樹議員の質問を終わります。

この際、2時25分まで休憩いたします。

14:12 休憩

14:25 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、前川敏春議員の発言を許します。

前川敏春議員。

○10番（前川敏春） それでは、通告に基づきまして、質問をいたします。

地域における町道の整備と認定についてであります。

町は毎年計画的に町道の舗装及び改良を実施しており、平成18年4月1日現在、実延長879.9キロメートル、改良率67.7%、舗装率56.7%と着実に町道の環境基盤の整備が進められていることは大変喜ばしいことであります。

地域の中でも幹線はそれぞれ改良舗装されて、生活道路としての役割・農畜産物の効率的な輸送など大きな役割を担っておりますが、しかしながら、幹線につながる町道及び私道についてであります、地域によっては、未改良の部分も相当残っております。

また、地形によっては私道を利用しなければ、農産物の搬送に大きな支障をきたすということから、地域から何とか、町道に認定していただきたいという要望をお聞きしております。

以上のようなことから、3点についてお尋ねをいたします。

一つ目ですが、地域における町道認定についての町の考えは。

二つ目ですが、道路改良等、整備要望に対する町の取組みと対応について。

三つ目ですが、現在実施中の地籍調査の状況についてであります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川敏春議員のご質問にお答えいたします。

「地域における町道の整備と認定について」であります。

ご質問の1点目、「地域における町道認定について」であります。お話ありましたように、平成19年度12月現在、幕別町における町道の認定路線数は1,001路線、延長が883.7キロメートルとなっております。

町道の認定につきましては、区画整理事業や街路事業あるいは各種補助事業などによる新規路線整備にともなう認定、さらには、認定基準に合致した道路用地の寄付採納に伴う認定などがありますが、どれも系統的な路線であり、幅員・構造などの基準を満たしていることとしております。

なお、寄付採納などに関しましては、地権者の方の理解が得られていること、さらには地域の合意が整っていることも認定に際し大きな要件と考えているところであります。

現在、町道認定がなされていない箇所にあっても、公益上必要と思われる箇所については、除雪や砂利敷きなど生活道路としての維持管理をして対応しているところであり、町内にはこうした路線がいくつかありますが、これらについてはただ今申し上げました基準または要件を満たさないことから町道に認定されていないものと理解しているところであります。

2点目の「道路改良等の整備要望への取り組みと対応について」であります。

道路整備につきましては、快適な日常生活、経済活動に不可欠な施設として、その機能を保持できるよう整備・維持に努めているところであります。

先に述べました町道延長883.7キロメートルのうち、現在の改良率は68.2%、舗装率も57.4%と、まだ低い状況にあり、また昭和40年代から50年代に整備されました改良路盤と舗装厚の足りない路線についても、二次改築や維持補修を必要とする箇所も多く残っている状況にあります。

町道に対する整備要望は、近年住民の方々あるいは公区長さんからも大変多く寄せられておりますが、道路改良・舗装整備などの場合、相当の事業費を要しますことから、3カ年実施計画などにより緊急度、投資効果、地域バランスなどを考慮して計画的な整備を心がけているところであります。

また、一方で道路事業に対する補助採択も厳しく、財源の確保に苦慮している状況にありますことから、今後も地域の声に耳を傾け事業の優先度などを考慮しつつ、生活環境の向上に意を用いてまいりたいと考えております。

次に、3点目の「現在実施中の地籍調査の状況について」であります。

本町における地籍調査につきましては、平成14年度から専任の職員を配置し、事前の準備や調査研究に取り組み始め、幕別町全体の地籍調査事業基本計画を策定して、平成16年度から本格的に事業着手したところであります。

調査事業の概要につきましては、幕別町全域を59のブロックに分割して、途別方面から調査を開始し、順次、西幕別方面、南幕別方面、中央幕別方面、市街地へと進んでいく計画であります。

1ブロックの調査に4年間かかりますことから、幕別町全域の調査が完了するには62年間を要する予定であります。

ただし、調査が終了したブロックごとに、その成果を活用することができるということになっております。

次に、4年間の調査における各年度ごとの調査内容についてであります。1年目は測量に必要な基準点等の設置を行い、2年目は土地の現況調査等を行い、土地の境界を確認するための資料を作成します。3年目は土地所有者による現地立会のもと境界の確認と境界杭の設置を行い、最終年である4年目は前年度の調査結果に基づき作成した地籍簿案と地籍図原図について、土地所有者に本閲覧により内容を確認していただき、地籍調査の成果を確定することになります。

その後、地籍調査の成果が北海道の認証と国の承認を受けてから、法務局の公図や登記簿に反映されることとなります。

地籍調査を実施することによる効果につきましては、土地一筆ごとの地番、地目、面積、所有者及び図面が確定し、土地の状況が明確になること、また、調査事業の中で設置した基準点等が将来的にも活用できること、さらに土地利用計画の立案や土地取引の円滑化に寄与することなどであります。

ご質問の本町における現時点での進捗状況についてであります。平成16年度に事業着手しました途別地区につきましては、今年度が4年目となるものであり、現地調査等はすでに終了し、現在、本閲覧を行っているところであります。

今後につきましては、本閲覧の後、北海道の認証と国の承認を受けてから、法務局の公図や登記簿に地籍調査の成果が反映されることになり、土地の境界等が明確になるものであります。

平成17年度に事業着手しました途別・古舞地区につきましては、今年度が3年目となるもので、すでに現地立会等の調査は終了しており、現在、事務作業を行っているところであります。

また、平成19年度に事業着手いたしました古舞地区につきましては、すでに基準点等の設置を終了しており、同じく現在、事務作業を行っているところであります。

以上、現時点における進捗状況につきましては、おおむね計画どおりに進行しているというふうに認識いたしておりますが、平成18年度につきましては、北海道の予算枠等の関係から、新規の事業着手が

できなかった部分もありますが、今後とも本町の地籍調査事業基本計画に沿って、北海道とも綿密な協議を行いながら、事業を進めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、前川敏春議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 前川敏春議員。

○10番（前川敏春） それでは、地域における町道認定についての再質問をさせていただきたいと思っております。

この町としては、いろいろ認定については、要件、条件があるのだろうと思います。

そこで、私も一つそういう要望しているところの例題を挙げてお話をさせていただきたいというふうに思います。

実は、その地域は、幹線道路も入っています。地形的に非常に起伏のあるところでありまして、民家はありませんが、農地、それぞれの地域の半数ぐらいの方が、その農地を利用しているところでもございます。

そういう中におきまして、たいへん地域の中で、やっぱり農地をそれぞれ自分の用地を提供しながら、その道路を活用している。私道であるわけでありまして、

そういう中におきまして、大変町の方に、何とか町道としての認定をしていただきたいという要請があったのだろうというふうに思います。

これも何年か続けて要請しているのでないかなというふうに思っておりますけれども、そのような中で、実は大変町道に認定していただきたいということを、将来的にやはりいろんな不安が、今、利用しているそれぞれの当事者が不安を抱えているのだろうというふうに思います。

それといいますのも、例えば、それぞれ耕作、今、現実に行っている方々、離農されます。地権者が変わります。

変わったときに、大変今度は、その私道としての役割はスムーズにいったものが、そこでストップされる。そういう恐れもあるわけでありまして、

そういう中で、大変地域としては、やはり、今現実にそういう要請があった時点では、町の方に大変お世話になりながら、道路として活用していただけるように、資材提供、それから、砂利敷きなどを行っていただいたという経過もあります。

ただ、そんな中で、やはりこのなかなかこれからそういう農業者、そういう農道というのは、やはり本当に輸送がスムーズに、また、幹線につなげるために、大変重要な道路でもあるわけでありまして、やっぱりそういう中で、地籍調査に対しての今の状況も聞いたわけでありまして、なにかしら、これを利用すれば、管理費とか、町でも大変メリットがある測量、あと、冬期間明けでもそんなに経費かからないでいくのでないかなと思っていたわけですが、何かしら、60年もかかるということになりますと、一応、私たちも将来展望として、10年先ぐらいは何とか展望するわけですが、60年もかかるということになりますと、展望もあつたものでないわけでありまして、

そういう中で、なかなかこういう認定については、いろいろ町等の中でも、大変条件、要件、それが必ずしもきちっとしたものが通ればいいのですけれども、そういう中で、いろいろそういう条件が少しそぐわない面もあるかもしれませんが、やはり、将来的にわって、やっぱり認定をしてあげるといのがやっぱり町として大事な、町としてまたそれを認定してあげることによって、公の道路になるわけですから、

これはもう自由に誰が通ってもいい、そこはだめだと言われることはないと思うのですよね。

そういう中で、ぜひ、これについても、十分検討していただきたいなというふうに、今、思っているところでもあります。

これについて、町長のお考えを、ちょっと一言お聞かせいただきたい。

それから、あと、次に、道路改良等の整備要望に対する町の取り組みと対応になのですが、これについては、確かにそういうそれぞれの地域からの要望に対しても、非常に今厳しい財政状況の中では、そう簡単にスムーズに改良整備等はなかなか難しいだろうというふうに思います。

また、そういう中におきまして、できれば、今現状の町道、地域、それぞれそういう町道を持っているわけですから、改良工事なかなか難しい。

そういう中の現状に対して、その道路をやはり少し町としても積極的に手当てといいますか、砂利ですか。そういうものを入れて、満足な普通の並の道路にさせていただければいいのでないかなというふうに思うわけでありまして、

私も実は、4月に地域を、それなりにばらして、いろいろなところを通らせていただきました。

大変そういう期間道路であつても、かなりでこぼこして穴が開いたりして、本当にひどいところがたくさん地域によってあるわけですよね。

なかなかそういう地域地域の要望が、全部代表者を通して挙がってきているのかどうかも私もわかりませんが、その辺のところをやっぱりきちっと掌握をしていただきたいというふうに、今思っているところでもあります。

それと、今、町は年に1回、それで地域の町道に対しまして、道路整備という形の中で、砂利敷きを行っておりますよね。

それで、砂利の総体の期間と、その延長距離とを、その砂利の立米数わかればお答えをいただきたいと思いますが。

その辺のところも答弁いただければと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 町道の認定についてであります。

今、お話聞きますと、いろいろ町道の認定にかかわる要件、あるいは、寄付に当たっての内規なんかはご承知のことなのだろうというふうに思いますけれども、何か今お話を聞きますと、私道ですから、地権者がその道路上にたくさんいらっしゃるのだろうと思います。

我々の路線の幅員ですとか、その道路がどこへ、幹線につながっているかどうかとか、いろんな問題があります。

そして、それを地域が町に寄付するので、それを町道に認定をし。

ただ、このときに、今言う地域の合意、地権者の合意、それともう一つ、今、問題になっているのは、確か、測定の部分でないかというのは、当然、その町道を寄付するというになれば、その幅員が幾らあって、いわゆる、すぐ登記に可能なような、そういう状態になって、町道にさせていただきたい。寄付させていただきたいというのが、今までの経緯なものですから。

何かその辺がちょっと引っ掛かりがまだあるのかなということも、ちらっとお聞きをしました。

いずれにしても、そういう未整備、あるいは、我々も町道にしたいのですけれども、まだ条件が揃わないというようなところもあるのだろうというふうに思いますので、引き続き、その個別に協議をさせていただきながら、何とかそれらが解決できるような方向を、お互いが協議しながら見出していければというふうに思っております。

それから、町道の改良、まだでこぼこがあったり、砂利敷きが十分でないというようなことが言われました。

これもよく公区長さんの会議なんかでも要望が出てきますけれども、私ども道路パトロールもあるので、なかなかその町道になっていない部分、あるいは、町道になっていても、なかなか全部が全部まわりきれない部分も、ひょっとしたらあるのかもしれない。

ぜひ、それらについては、現状を担当の方へ申し出ていただいて、担当の方もすぐに現地を見させていただきながら対応させていただきたいというふうに思っております。

3番目については、土木課長の方から。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（佐藤和良） 前川議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

砂利敷きでございますけれども、まずは緊急性のあるものについては、その都度、車両センターの方から砂利を敷くなどして対応しておりますが、年間を通して、5月6月ぐらいの時期に、公区の方の要望を伺いまして、公区の方から、この路線、この場所ということで要望を受けております。

それで、18年度の実績でございますけれども、立米数で315立米、トラックにして約50台の砂利を入れております。

それから、路線数でいいますと、20路線、延長で約3.5キロということで、18年度につきましてはそういった実績で砂利敷きをして整備をしているところであります。

これについては、認定外部分ということですね。

町道にはなっていないのですけれども。一般町道につきましては、道路として管理をしているのですけれども、町道に認定はされていませんが、道路としての形態を保つために、こういった形で整備をしているという状況でございます。

○議長（古川 稔） 前川敏春議員。

○10番（前川敏春） 今、町長から答弁いただいたのですけれども、こっちでちょっとお話がしていない部分がありました。

先ほど、要するに、地域の町道にさせていただきたいという要請の中には、もちろん、その寄付採納も入っております。

その要請に対してはですね。

そういう中で、要するに、町としての考え方の一つには、やはりそこに民家があれば、優先的な道路といえますか、私道であっても町道という役割を担うような形の道路は、当然とりつけられるのと、その幹線から距離数があまりにも長くてもという状況もあるのだろうというふうに、当時、認定をしていただけなかった理由としては、それがあつたのではないかなということも思っておるわけなのでありますけれども。

ただ、やはり地域の要望に対しては、できるだけ町としてやっぱり応えていただきたいという私もそういう思いの一人でありますので、これからどうかそういう、できればそういう要望要請に対しては、

できるだけ対応をお願いしたいなと思います。

それから、今、砂利敷きなのですけれども、平成18年で50台の3.5キロぐらい。この程度の、毎年この程度の砂利敷きで終わっているのですか。

町道外で。町道外といったら、地域によって地域の中の、要するに大事な町道でなくても、道路は必要道路として幹線につなげる道路はたくさんあるのだというふうに思いますが。

町道を含めるとどのぐらいある。

それはわかりますか。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（佐藤和良） ちょっと説明が不足しておりました。

大変申しわけありませんが、認定されている道路につきましては、逐次整備をしているということで対応しているということで、これについてはちょっと現在、手元に資料持っていないので。

質問の中身が、町道認定されていない部分のということで、ちょっと私調べておりましたので、今現在、ちょっと全体の砂利の提供等については、ちょっとお答えできない状況であります。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 1点目の認定の関係でございますけれども、先ほど、町長の答弁にもありましたように、一応、認定するにあたっては、用地の確保というのが当然必要になってきますから、その段階での測量は寄付する側で整備をしていただくというのが基本でございますけれども、前川議員言われるとおり、民家があったりということについては、今現在のところは、当然町道にはなっております。

なっていないところというのは、どうしても耕作道だとか、そういう部分かなと思いますけれども、先ほど言いましたように、地籍を待っていると60年もかかるということでございますので、何とか測量、今現在畑等々でやっている測量等から、安い費用でその辺が引っ張ってきて、用地確定ができて、それが最後につながるようなということもちょっと研究してまいりたいと思いますので。

それと、地域によって、先ほど来、認定外の道路についてとうことでございますけれども、ご質問のところにつきましても、地域の要望があって、砂利敷き、グレーダー等の整備は順次行って、一昨年等も行った場所だなというふうには感じてはいるのですけれども、ただ、心配されるとおり、将来的に他人に渡るといこともございますので、そのときに不安だということでございますので。

なるべく早い用地処理をして、今後、対応して認定に向けてということに努めてまいりたいと思います。

○議長（古川 稔） 前川敏春議員。

○10番（前川敏春） どうかその辺の認定につきましても、きちっとやっぱり地域のそういう行政を、やはり聞いていただきながら、町としてやっぱりできるだけの対応はしていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

それと同時に、幹線道路につきましても、ぜひ、極力、しっかりした道路が1年でも早く改良工事ができるような形で、どうかご尽力いただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、前川敏春議員の質問を終わります。

次に、杉坂達男議員の発言を許します。

杉坂達男議員。

○17番（杉坂達男） これから私が質問申し上げることは、あえて私が申し上げるまでもなく、すでにこれらの問題は全国的な問題、世界的な問題として情報のあるところでもありますけれども、バイオ燃料から端を発して、世界の穀物相場の急騰、そして、人間がつくったともいえる原油価格の異常な値上がり。

これによって、酪農畜産農家の配合飼料の高騰や、あるいはまた、それらにかかわる生産資材、平均しますという、25%前後とも言われております。

これまでに、畜産酪農経営の経験のしたことのない生産資材の高騰による経営の悪化に陥っております。

いま、酪農家がこの窮状に耐えて、かつ、それを乗り切つてゆくためには、今までの農家の皆さんの自助努力もそれははるかに限界に達してしまっております。

いま、必要なこと。それは、生産者も流通の過程にある皆さんも、そして、消費者の皆さんも、あるいは、国も都道府県も地域も、こぞってそれらに対する支援をしなければ、日本の酪農畜産は、もう先が見えてしまいます。

世界で最大の輸入国であるがゆえの被害でもあります。

当然、農業者が自ら構成をしております農業団体も、今こそ持てる力の全てを発揮しなければなりませんし、今申し上げましたような広い範囲での対応と、それにかかわる皆さん方の理解が必要とされるところであります。

そこで、本当におきまして、最大限の支援策を講じるべきと考えまして、当面、二つの問題について、お伺いをしたいと思います。

まず、その一つには、町営牧場の入牧料金の減免措置ができないかということでもあります。さらにもう一つは、今、我々が、畜産農家が一番輸入をする大きな量の中で、たんぱく資源が必要であります。

たんぱく資源以外のものは、自分たちで飼料の中から賄えますから。

そのたんぱく資源の替わりになるものは、やはりデントコーンであります。

この作付けを奨励振興して、その対応を強化しなければなりません。

それによる農家の立ち上がりというのは可能であります。

そういった二つの点について、町としては、対応ができないかということについて、まず、お伺いをしたいと思います。

以上、申し上げて、私の一般質問といたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 杉坂議員のご質問にお答えいたします。

「酪農・畜産農家に対する緊急支援対策について」であります。

北海道の酪農・畜産は、恵まれた土地資源を生かして発展し、乳業などの関連産業とともに、地域を支える基幹産業として重要な役割を果たしております。

本町においても、旧忠類村との合併以来、町の農業産出額229億円のうち畜産の産出額は76億円で、約3分の1を占めるまでになっており、畑作と並ぶ町の基幹産業であることは申し上げるまでもないことでもあります。

しかしながら、飲用乳の消費低迷や脱脂粉乳の過剰在庫などに伴う減産型計画生産の実施や乳価の下落、飼料価格など生産費の上昇により、近年の酪農・畜産は厳しい環境に置かれているものと理解をいたしております。

特に、平成18年秋以降、配合飼料の価格が高騰を続けており、これは、配合飼料の主な原料である輸入とうもろこしの価格が、バイオエタノール向けの需要増加の影響を受けて急激に上昇していること、あるいは原油価格の高騰により海上運賃が値上がりしていることなどに起因をしております。

こうした状況の中で、畜産農家の経営は非常に厳しい状況にあるものと認識をいたしているところであります。

ご質問の1点目、「町営牧場の入牧料金の減免措置について」であります。平成19年度の町営牧場の入牧状況を申し上げますと、入牧頭数は幕別地域、忠類地域五つの牧場、すべての畜種合計で、1,049頭となっております。

また、預託農家数は46戸で、入牧料収入は3,300万程度となる見込みであります。

畜産経営を取り巻く環境が厳しい中であって、入牧料の減免措置は畜産農家の農業経営にとって一助となることは十分理解をいたしておりますが、預託農家数が少ないといったこと、あるいは町の財政状況など課題もたくさんあるわけであります。

私どもとしましては、今後の情勢を見ながら、これからに向けてのいかなる対応があるか、十分検討をさせていただきたいというふうに思っております。

2点目、「デントコーン作付強化対策について」であります。飼料作物であるデントコーンの作付けを奨励することは、配合飼料が高騰する状況の中であって、経費節減や飼料自給率の向上の観点から有意義なものであらうと考えております。

しかしながら、先ほど来申し上げておりますように、いろいろな課題もあることであります。

また、関係機関と協議を必要かというふうにも思っております。

それらを踏まえながら、今後、十分検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

以上で、杉坂議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 杉坂議員。

○17番（杉坂達男） ただいまの私の質問にそれぞれお答えをいただいたわけですが、さらに、質問させていただきたいと思っております。

それぞれ緊急な支援措置として重要なことだというふうに考えまして、お伺いをしているところでありますけれども、財政の観点からいうと、非常に私自身も当事者でありますし、何となくおこがましいといえますか、そういう思いであります。

また、今のこの事情が、畜産農家ではないわけでありまして、社会全体がそういう構造になっておりますから、それもまた、そういう思いでいっぱいではありますが、しかし、当面一番影響を受けておりますのは、今の畜産酪農家であります。

先ほども質問の中で申し上げましたけれども、今、酪農畜産について、どういうそれぞれの農家の皆さんが自助努力をしてくれているか。

一体どういう経営の内容になっているか。

その部分的なことだけしか申し上げられません。私もよく承知しておりませんが、今、地域内の乳価

は72円前後で取り引きをされております。

1,000cc、1リットルであります。

地域内の1頭あたりの搾乳量が7,600キロぐらいと押さえております。

そうしますというと、1頭から生産される算出額54万7,000円であります。

これは午前中の野原議員からの質問にもありましたとおり、何とか指導する方では、35%以内に、その飼料、これは乳飼費。いわゆる、乳代に対する購入飼料代。これを乳飼といいます。

これを35%にとどめるように、地域内では指導されております。

しかし、この事情の中では、午前中も39%という野原議員からのお話もありましたけれども、そのとおりだと思います。

したがって、72円で54万7,000円を清算し、すでに4割近くがこの飼料代に向いてしまう。

我々今まで一度も自分の労働対価を入れて生産費を計算したことありません。

非常にくやしい話であります。

1時間当たりが幾らになっているか。

それを計算するような、いわゆる弾力的な乳価でもありませんし、生産費の内容であります。

したがって、1頭当たりの54万7,000円から、何とか15%、私は税金の方も多少扱っているのですが、100戸ほど預かっております。

所得が2割いく農家は何戸もありません。

青色申告ですよ。決算書で。

これは農協の組管とは違いまして、農協の組管というのは、どちらかといいますというと、現金出納簿に変わるものであります。

青色申告の決算書というのは、そうではない形で全ての決算ができてくるわけです。

そうしますというと、そこで所得に挙がってくるもの15%もない。その15%の中身はどういうことかといいますと、労賃を除いたものでありますから。

そこから公租公課、負債償還、家計費、差し引けないのです。

どれだけの農家が赤字繰越をしていっているか。

とりわけ、畜産農家においてです。

そういう実態の中での、今日の状況であります。

したがって、このことを、この地域内でも本当に真剣に受け止めていかないと、それこそ、今、酪農畜産経営は経営そのものは疲弊をしておりますし、経営者は憔悴しきっています。

今、年末の決算を迎えて、本当に憔悴しきっています。

今、何か少しでも農業者の皆さんに、気持ちの上で支援をする形が何かできないか。

そういう思いでいっぱいあります。

当然、私も当事者でありますから、その中の一人でありますけども。

とりわけ若い経営者はかわいそうであります。

忠類地域では、今、農協で組管の整理をしております。

本当に若い人たちが意欲的に、それこそ前の議会でも申し上げましたけども、不規則な食生活。食事。朝ごはんを食べないで、お昼。

そして、夜は早くて8時。

こういう状況を繰り返しえとります。

ですから、健康管理についても心配しております。

そういう中での本町としての対応も、これまた細部にわたっての支援をお願いをしたいということであります。

そこで、話が二つ、いわゆる、入牧料とデントコーンの関係を合わせて申し上げましたけれども、まず、今、何をどうすべきかということは、やはり、高たんぱく飼料を輸入飼料に求めているわけですから、これを何とか自給することです。

この対応を急ぐことです。

ですから、飼料作物の作付けについての肥培管理、収穫体系を急いで再構築することです。

デントコーンに振り向けることです。草から。

これを全町挙げてやっていただきたい。

そのためには、午前中には、遊休農地というお話もありました。

これではとても間に合いません。

一番いい畑にデントコーンを栽培して、高収量、高品質のものをとるので。

そして、それを購入したものに変えるわけです。

それをまず一番先に手掛けることです。

これは全町挙げて、ぜひともこの取り組みにすぐ入っていただきたい。

幸い、この最近は、少しずつではありますけども、デントコーンの作付けが増えてきております。

全町を通じて。

今こそ、これを大胆にも切り替えていくことです。

その必要が、今、目前にもうきているわけですから、とにかく躊躇することなく、支援できるものは支援して、あるいは、肥培管理に必要な機械・器具が必要であれば、この一部にでもやはり光を当てて、支援をできるものは支援をしていって、そして、すばやく対応していくこと。

これが今、国産酪農家を、さあ、また何とかしなければいけない。やらなければいけない。やるぞというふうな思いにさせる大きな手立てになります。

ぜひとも、そのことを一つお願いしたいと思いますが。

さらには、今、我々はそれぞれの自分の乳価について、個別に違うわけですね。

これもどんな努力をしているかということをお願いしたいわけなのですが、乳質によって値段が違う。乳成分によって値段が違う。

私のうちの乳代と、町長のうちの乳代は違うのです。

食べる物、それから、衛生管理。

これも大きな自助努力であります。

さらには、水の温度は8度から9度だというふうに聞いておりますが、酪農家が集荷する牛乳は4度まで冷やします。

指を入れられません。冷たくて冷たくて。

そこまで温度を下げて輸送するわけですね。

私は外国の酪農事情あまりわかりませんが、オーストラリアでは9度だそうです。

私たちは4度まで下げるのです。4度まで下げるといことは、お金をどんどんかけるわけですよ。電気をどんどん使って。冷蔵庫ですから。タンクは。

どんどん電気で温度を下げて、4度に固定すると。そういう努力もしております。

それから、酪農家は、今、素手で乳房に触れません。

みんなお医者さんがはくようなゴムの薄い手袋です。

搾った後はどうするかというと、そこから、乳口からばい菌が入らないように、薬をつけます。

それはそれは本当に、ある程度関連的にならなければできないのかもしれませんが、そういったことを毎日毎日繰り返して、安心安全な牛乳を出荷する。

そして、その努力が、自分の乳価にも跳ね返る。

こういう仕組みになっております。

ですから、普通であれば、労働の対価も含めた生産費というふうに考えたいわけなのですが、とてもとてもそういうことは計算できません。

以上、再質問で申し上げましたが、今、本町が躊躇することなく取り組むべきことの提案にも替えて、私の考え方を一部申し上げて終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、杉坂達男議員の質問を終わります。

これで一般質問を終結いたします。

この際、15時30分まで休憩といたします。

15：13 休憩

15：30 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第3、議案第61号から日程第19、議案第79号までの17議件については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第61号から日程第19、議案第79号までの17議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、議案第61号、政治倫理確立のための幕別町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第61号、政治倫理確立のための幕別町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は4ページ、議案説明資料は1ページになります。

本条例につきましては、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の改正及び証券取引法の一部を改正する法律の公布に伴う条例の改正であります。

以下、条文に沿いまして、ご説明を申し上げます。

議案説明資料の1ページになりますけれども、第2条第1項第4号につきましては、郵政民営化法の施行に伴いまして、従来の通常郵便貯金は預金に含まれる位置付けとなることから、郵便貯金の用語を削るものであります。

第2条第1項第5号につきましては、証券取引法の一部を改正する法律の公布に伴い、金銭信託が有価証券に含まれることとなったため、町長が公開する資産の区分から、金銭信託を規定する号を削るものであります。

第2条第1項第6号につきましては、この号を第5号とし、証券取引法の題名が金融商品取引法に改められておりますことから、本条例で引用する部分を改めるものであります。

議案書に戻りまして、4ページをお開きいただきたいと思います。

附則でございます。

附則第1項の但し書きでございますが、証券取引法の一部を改正する法律の施行の日は、当該法律の公布の日である平成18年6月14日から起算して、1年6カ月を超えない範囲内で試行されているものとされているものであります。現時点において、この施行日が決まっていないことから、第2条第1項第4号の改正規定を除く改正につきましては、当該法律の施行の日から施行するものであります。

附則第2項の経過措置につきましては、第2条第1項第4号の改正規定の適用についてであります。本条例の施行日前に有していた郵便貯金等は公開の対象となる預金とみなす経過措置を設けるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第62号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題と致します。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第62号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は5ページ、議案説明資料は3ページからになります。

本条例は、幕別町幕別農業委員会と、幕別町忠類農業委員会の統合に伴い、農業委員の報酬及び費用弁償について、改正するものであります。

議案説明資料の4ページをご覧くださいと思います。

統合後の幕別町農業委員会委員の報酬と費用弁償の額を、旧幕別農業委員会委員の金額に合わせようとするもので、別表中、幕別農業委員会を農業委員会に改める。

忠類農業委員会の分を削るものであります。

議案書に戻りまして、5ページであります。附則であります。

施行日につきましては、現農業委員の任期が終了する翌日の平成20年7月20日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第63号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第63号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の6ページ、議案説明資料につきましても6ページをお開きいただきたいと思います。

職員の給与につきましては、毎年人事院勧告に基づき、改定を実施しているところであり、本年度は8月8日に社会経済全般の動向を踏まえ、民間給与との均衡を図ることを基本といたしまして、一般職職員の給与勧告が行われたところであります。

勧告の内容につきましては、公務員給与が民間給与を0.35%下回っておりましたことから、初任給を中心に、若年層に限定した給料月額を引き上げと、子などに係る扶養手当の引き上げ。

また、勤勉手当の0.05カ月の引き上げを行い、年間給与の実質的な均衡を図るものとなっております。

この人事院勧告に準じて、条例改正を行うものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明を申し上げます。

議案説明資料の6ページをご覧くださいと思います。

第8条第3項につきましては、扶養手当の月額について規定しているものであります。配偶者以外の扶養親族に係る月額を、一人につき6,000円から6,500円に改めようとするものであり、併せて、所要の文言整理を行うものであります。

議案説明資料の6ページから7ページにかけてになりますけれども、第9条第3項につきましては、国の改正に準じて、所要の文言整理を行うものであります。

第17条につきましては、勤勉手当の支給率の改定でありまして、第2項第1号中、100分の72.5とありますものを、100分の75に改めるものであります。

別表第1につきましては、行政職給料表を改めるものであります。

若年層に限定した給料月額を引き上げるものでありまして、1級につきましては、1号級から68号級までで、改定率は1.12%、2級につきましては、1号級から36号級までで、改定率は0.59%、3級につきましては、1号級から16号級までで、改定率は0.02%となるものであります。

なお、4級以上の給料月額につきましては、据え置きといたしましたことから、改定を行うわないものであります。

議案書に戻りまして、9ページをお開きいただきたいと思います。

附則でございます。

人事院勧告では、給料月額等の改定を、本年4月1日から遡及適用する内容となっておりますが、本条例につきましては、現在の社会状況や住民感情、さらには町の財政状況などに対する職員の意識啓発を考慮し、去る11月14日に職員組合と協議をした結果、協議が整いましたので、平成20年1月1日から施行するものでございます。

なお、今回の給与条例の改正によります本年度の影響額につきましては、総額で36万6,000円の増となるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第64号、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第64号、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は10ページ、議案説明資料は12ページからになります。

改正の内容につきましては、一般廃棄物処理業許可申請手数料等について、新たに規定を設けるものでございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物処理業は、一般廃棄物を収集運搬あるいは中間処理、最終処分といった行為を。

また、浄化槽清掃業では、浄化槽内の清掃行為をそれぞれ生業として行うものであり、事業所がこれらの活動を行うためには、その区域を管轄する市町村長の許可を得なければならないものとされております。

これらの許可申請は、営利事業活動を伴うものでありますから、公平性及び受益者負担の原則により申請者に対しまして、許可申請に係ります負担を求めるものでございます。

以下、条文に沿いまして、ご説明を申し上げます。

議案説明資料の12ページをご覧くださいと思います。

第17条につきましては、許可申請の手数料として、新たに別表を追加いたしますことから、一般廃棄物の処理手数料を定める別表を、別表第1に改めるものであります。

第20条につきましては、第19条の次に、新たに条文を追加するものでありまして、別表第2に掲げる許可申請の手数料を申請の際に納付しなければならない定めるものであり、同上第2項につきましては、すでに納付した手数料は還付しないものと規定するものであります。

また、この条文の追加に伴いまして、現行条例の第20条と第21条につきましては、それぞれ改正条例において、条の繰り下げを行うものであります。

議案説明資料の13ページになりますけれども、第20条に規定いたします許可申請の手数料を、別表第2として定めるものであります。

手数料の額につきましては、申請書1件当たりの受付から許可までに要する人件費及び物件費を、全額受益者に負担していただくとするものであり、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の新規につきましては、1件につき2万円。同じく、再交付につきましては、1件につき2,000円。

また、一般廃棄物処理業の更新につきましては、1件につき1万5,000円とするものでございます。

なお、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可の有効期間は、いずれも2年間とされているものですが、浄化槽清掃業の許可を引き続き受けるためには、その都度新たに許可を受ける必要がありますことから、更新に係る手数料の規定は設けていないものであります。

議案書の10ページに戻っていただきたいと思います。

附則になりますけれども、本条例の施行につきましては、平成20年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第7、議案第65号、幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例及び日程第8、議案第66号、幕別町農業集落排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第65号、幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例。

議案第66号、幕別町農業集落排水処理施設管理条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は、11ページと12ページ。議案説明資料は、14ページと15ページをご覧くださいと思います。

現行条例につきましては、幕別町公共下水道条例では、公共下水道の敷地または排水施設に物件を設け、継続して占用しようとするものから、また、幕別町農業集落排水処理施設管理条例では、排水施設またはその敷地に物件を設け、継続して排水施設またはその敷地を専用しようとするものから、それぞれ占用料を徴収することとなっておりますが、郵政事業に係る占用物件については、その公共性を考慮

いたしまして、減免規定を設けていたところでございます。

このたびの改正は、郵便貯金、簡易保険の郵政3事業を民営化する郵政民営化法をはじめ、郵政民営化関連法が平成19年10月1日に試行され、民営化されましたことに伴い、幕別町公共下水道条例では、第20条第2項第3号に、幕別町農業集落排水処理施設管理条例では、第21条第2項第3号に規定する減免要件につきまして、国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち、郵政事業に係る事業を削るものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第65号、幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第66号、幕別町農業集落排水処理施設管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第69号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤清一） 議案第69号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の15ページ、16ページをお開きいただきたいと思います。

忠類村との合併後におきまして、過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定により、過疎地域とみなされる区域にかかる幕別町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、同法第6条第1項の規定により、昨年6月第2回定例議会におきまして、平成17年度から平成21年度までの後期5カ年計画の議決をいただいたところでございますが、計画の一部に変更が生じたことから、変更をするものでございます。

今回の変更につきましては、本年度一般会計において実施しております元忠類線道路東雪害防止事業が、過疎対策事業債の起債対象となることに伴いまして、議案書別紙に記載のとおり、幕別町過疎地域技術促進市町村計画15ページの区分3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、(3)計画
中、自立促進施策部に交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進。

事業名(1)市町村道路事業内容。元忠類線道路凍雪害防止事業。

実施主体、幕別町を追加するものでございます。

元忠類線道路凍雪害防止事業は、幅員が5.5メートル、延長が1,220メートルの改良舗装事業で、事業期間は、平成18年度から平成23年度までの6年間、総事業費は、2億207万円であります。

このうち、過疎計画には、平成19年度から平成21年度までの3年間、総事業費、1億1,900万円を追加変更するものでありまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定に基づきまして、議会の議決をいただくものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第70号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第70号、指定管理者の指定について、提案の理由をご説明申し上げます。
まず、議案書の17ページをお開きいただきたいと思います。

本議案につきましては、幕別町百年記念ホールの指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条第6項の規定による議会の議決を求めようとするものでございます。

指定管理者となります団体は、中川郡幕別町札内桂町571番地の117、特定非営利活動法人幕別町民芸術劇場理事長村谷勝司氏であります。

指定の期間につきましては、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間であります。

次に、議案説明資料の17ページをご覧くださいと思います。

指定管理者が管理を行います施設の概要を載せてございます。

百年記念ホールは、生涯学習施設として、平成8年度に完成をいたしました。

平成18年度の利用者数は11万6,251名となっております。

議案説明資料の18ページには、指定管理者が行います業務の概要を載せてございます。

指定管理者は、施設全体の管理運営はもとより、生涯学習に関する講座や講演会の企画運営をはじめ、ホールにおける音楽、舞台公演、学校芸術鑑賞等を行うものであります。

次に、特定非営利活動法人幕別町民芸術劇場の概要であります。昭和60年に町民有志により結成され、文化芸術公演の実施を中心に活動しており、昨年10月に特定非営利活動法人としての認証を受け、文化振興活動に幅広く取り組まれているところであります。

次に、指定管理者の候補者の選定にあたりましては、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第2条の規定に基づき公募をいたしましたところ、3団体から応募がございました。

指定管理者候補者選定基準に基づき、申請資格審査、書類審査、さらには、プレゼンテーションを経まして、総合評価により、同団体を優先構想賢者として選定をいたしました。

同団体の選定理由につきましては、生涯学習講座及び文化芸術公演事業に関する企画内容に具体性があり、新たな事業展開が期待されること。

また、公演事業の実績を有しており、当該施設の効果を高め、町の文化振興を図るとともに、適正な運営管理の確保が期待できることから、優先構想賢者として決定したものであります。

また、指定期間につきましては、サービスの継続性と安定性を確保しつつ、計画的な管理運営を実施するため、5年間としたところであります。

なお、指定管理導入によります百年記念ホールに係る財政効果額は、年、約1,100万円となる見込みであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） 指定管理者の指定ということで、当NPO法人は、まず事業の内容という項目で、文化芸術の鑑賞事業の企画運営を新しい事業として取り入れると思っております。

これは、収益事業として、NPO法人は税務署に届けなければならないと思っております。

その中で、どの業種を何月何日に届けたのか、まず、お伺いしたいと思います。

よろしくお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（所 拓行） 藤原議員のご質問にお答えを申し上げます。

33項目のうち、興行権でございます。

届出は、平成18年12月28日、帯広税務署に届け済みでございます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） ありがとうございます。

興行権ということは、いわゆる入場料をとって、多くの人たちに芸術、また、公演をするということだと思います。

このNPO法人は、設立1年に少々と、非常に経験も満たなく、また、興行分野においても、いわゆるNPO法人としては、まだまだ力不足ではないかと思っております。

この法人を大規模施設の指定管理者として指定するということは、本来なら安心して認めることは難しいと言いたいのであります。今、我が町の企業誘致等を考えてみるが、雇用創出の糸口も見えないときに、地元企業育成として考えるなら、やむを得ないと思っております。

もちろん、NPO法人であるからこそ、利益は内部保留することなく、百年記念ホール使用料の値下げに使ったり、人材雇用において、町民の目から見ても疑わしいことはしない。

この法人の組織、社員に、町職員のOBが、いわゆる天下りとして雇用されることはないということ を

確認したいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） NPO法人、芸術劇場の関係でありますけれども、業務の内容につきましては、説明資料でもご紹介しておりますけれども、事業に関する業務と管理に関する業務、この2本立てになっておりまして、6月定例会で議決いただきました百年記念ホール条例の第3条と第22条に掲載されているところでもあります。

簡単に申し上げますと、ご承知のとおり、施設全体の管理運営はもとより、生涯学習に関する講座や講演会の企画運営。

それから、ホールにおける音楽や舞台公演、それから、子ども芸術鑑賞などの開催を行うものであります。

非常に歴史が浅いというところで心配なところなのですが、選定された内容が非常に優秀な結果でありましたし、昭和60年に確か設立されているかと思いますが、こういった芸術活動の幕別町における活動を続けている団体でもあります。

それから、天下りの関係ですけれども、これは私どもはちょっと何ともいえないものですから、NPO法人において、職員を募集し、そして採用された。

結果として、町職員が採用されるという可能性もあるかもしれませんが、そこら辺は留意していくという話はしております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） 当然、NPO法人でありますから、自立した会社であります。

その理事長が、理事との理解のうえで、いろいろ決めていくということはもちろん、当然のことである。

ただ、私心配いたしますことは、いろいろありますが、このNPO法人の設立運営センターから、今、多くのNPOに継承という言葉が出ておりますので、ご紹介したいと思います。

NPO法人が、NPOというだけで、大目に見てもらえる時代は終わりつつあります。

何も努力しないで、NPOだから助成金をもらえる。行政の委託を受けれる。

寄付金が入ってくるということはありません。

また、中身がどんなにすばらしくても、雇用につながらない活動は、やがて収縮していきます。

という警鐘が出されている。

私は、このNPO法人が果たす役割の一つが、雇用創出であり、また、収益事業である興行分野では、町民の理解、応援がなくして成功はありえないと思っております。

NPO法人幕別芸術劇場が真に市民社会の新しい担い手として認められるように頑張ってもらいたい。

ということで、今回の指定に賛同いたします。

以上、終わります。

○議長（古川 稔） ほかに。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 何点かお尋ねしたいと思います。

百年記念ホールの指定管理者に指定することにつきましては、この問題を論議する機会のときに、文化施設でありますから、指定管理の制度に託すことはふさわしくないということをお尋ねしております。

その考えがは今も変わるものではありませんが、しかし、具体的にこういうふうにはスタートしていくということになりますと、やはりその住民のサービスの向上や、あるいは、目的等なります民間活力のノウハウを活かした経営ということことを謳われておりますので、それがきちっといくものかどうかということも確認も含めてお尋ねしたいのですけれども。

一つには、3社が公募に応じられたということは新聞報道で知っておりました。

それで、その経過がどうであったかということもお聞きしたいのですが、まず、選定委員会というのを設けられて、基本方針の中では副町長が委員長になって組織されているということでありました。

町職員もメンバーになってということではありますが、全てが町職員ということではないと思っておりますので、まずどういったメンバーの方たちがこの選考委員会に当たられてたのかということが、お尋ねしたい一つであります。

それと、二つ目は、私もその前段の藤原議員とちょっと共通なのですが、これまで町民劇場は、公演事業でありますとか、文化芸術活動など積極的に取り組んで、実績も持たれてこられた団体ということ承知しております。

ただ、実際にこの管理とうような部門。事業の内容では、この1番、2番というふうになっていきますけど、この2番については、今まで全くやったことのないといいますか、こういう点では実績は持ちえていないところだと思うのですよね。

それで、この実績を持ちえていない。つまり、歴史の浅いところだと認識しますが、そういったところに委ねて、そして、その民間のノウハウを活かすのだということが結びつくのかどうか。

実績があれば、いろんな点でサービスが向上するというようなこともみえてくるのですけれども、そういうものがないだけに、その辺はどんな選考をなされて到達に至ったのか、伺いたいと思います。

それと、これはこの指定管理を実施されるときに、公募にあたっては、その施設ごとに、つまり、1回1回、公募のその要領だとか選定基準というのをつくられて、それに基づいてやっていくということの説明でありましたけれども、今回ももちろんそういうふうに行われていると思うのですが、議会としては、提案の中ではそういうものがないので、どんな基準でどういうふうに行われたのかなというのは、条例に基づいてやられたということしか理解できないのですけれども、その点でも選考の中で、どんなふうに審議されたのか。お答えいただける範囲でお尋ねしたいと思います。

それと、ただいま、副町長の説明の中で、経費の節減については、1,100万円ということでありました。

この管理運営にあたっては、先に議論させていただきましたときに、経費といっても節減できるところは人件費ぐらいだというようなやりとりがあったと思います。

それで、当初3,500万ほどかかっている人件費ではあるが、指定管理に移行することによって、そこを縮小できるのだということだったのでしたのですけれども、今回もこの1,100万というのは、やはりその人件費の中で多く生み出されているのでしょうか。

といいますのは、ここで6人の職員がいらっしゃるという、資料の中にありますけれども、3,500万が1,100万下がると、2,400万の中で6人を雇われて運営していくという、かなり、今厳しい状況があるのではないかというふうに思っています、私たちは、公的施設に働く人たちの身分保障ですとか給与保障というのは、やっぱりきちっと行うべきだというふうに思っているものですから、その点ではどうであったのでしょうか。

最後なのですが、責任の分担、リスク分担というのが、この基本方針の中に書かれていますけれども、この公募の段階にこの責任分担、リスク分担は提示することになっておりました。

それで、災害事項、本当に、こういうことはないにこしたことはありませんし、先々あまり心配することでもないとは思いますが、万に一つ、例えば、火災であるとか、いろいろな状況も想定されます。

そういうときのその責任分担のあり方、リスク分担のあり方は、公募の段階で示して指定していくことになっておりますから、どんな内容を示されて、どう分担するように決められたのか。

その点でもお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） まずはじめに、私の方から回答させていただきたいと思います。

第1点目の公募委員のメンバーのことでありますけれども、これにつきましては、規則の中で定められております。

規則の中で定められておりますメンバーにつきましては、委員長につきましては副町長おっしゃられたとおりであります。

それ以外の委員につきましては、細かく定められておまして、6人定められております。これは部長職の6人ということになります。

それ以外に、町長が特別に定められる者ということでもありますので、その特別に定めるものとして、今回につきましては、遠藤副町長と教育長も選考委員に入っております。

それで、全部で9名ということで、今回は選考委員会を構成しております。

続きまして、3番目のこの選定にあたっての選定基準等のあり方ということでもありますけれども、これにつきましては、選定にあたりましての選考基準につきましては、条例の方で、基本的には五つの原則が定められております。

この五つに定められた原則を基本といたしまして、これは各指定管理をする施設ごとにさらに細かく選考基準を定めるわけでもありますけれども、百年ホールにつきましては、これは選定委員会におきまして、五つの基準をベースにいたしまして、さらに細かく20項目ほどの選定基準を定めたところでもあります。

そして、この選定委員会の中で定めた20項目の基準に従いまして、これは応募された方に関しましても公表いたしておりますし、その配点につきましては、全部で150点という配点をしてありますが、その内訳についても示しているところであります。

それらの各項目ごとにおきまして、選定委員が個々に提案内容を審査し、そして、点数をつけ、判断したということでもあります。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） 私どもの方は、4番と5番について、ちょっとお答えを申し上げたいと思います。

指定することによって、その効果額。先ほど、副長町が1,100万円というふうに申し上げましたけれども、6月の定例会の折に、基本方針を配布させていただいておりますが、その中では、民間の活力や知識、技能を公の施設の管理運営に活かし、サービスの向上や経費の削減に寄与することが期待されると

ということが目的でありました。

財政的な効果は、今言ったように1,100万円という金額が算出されておりますが、この金額は、町の決算書のうちに、百年記念ホールにかかっている経費を5年分、平均いたしました金額から、指定管理者が提案した経費を差し引いた分でありまして、主には人件費の差額であります。

また、サービスの関係の方では、これは提案によるのですけれども、直営では職員を常駐できなかった時間帯があります。

これは夜ですけれども。

これも常駐職員を配置するというふうになっていきますし、館内スペースを利用して、コーヒーショップなどの開設、あるいは、無料託児サービス。細かいものでは、時間外利用の柔軟な対応。それから、ワンコイン講演会、リクエスト講座、これらを実施してできれば、中学校の吹奏楽の楽器などの購入に寄与したいというようなことは書かれておりました。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 私の方から、リスクの分担について、ご説明を申し上げたいと思います。

選定を行う際に、応募要項の中でリスク分担について、ご提案を申し上げてありますので、その部分について、町がリスクとして請け負う分。管理をする側がリスクとして請け負うことについての、これも提案方式でありますので、こういった形でそのリスクを請け負いますかということの中身を提案をいただきました。

その中で、今回のこの町民芸術劇場につきましては、そのリスクの分担の詳細までについて説明をいただきまして、芸術劇場側にリスクがあった場合の対応として、保険で、その保険の賠償額の幾らのところに入るとか、そういった細かいご提案をいただいているところでもあります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） まず、選考委員会ですが、9名全員が、いわば町長であり副町長であり部長職ということでもありますね。

それで、これからも私も公的施設でありますから、基本的に施設の管理は、設置者としての施設の責任ですけれども、公がもっているというふうに思いますので、こういう点で選考に公の、つまり、役場側がかかわってやるということについては、異論ないところです。

今後この考え方でいかれるのかどうかということをお伺いします。

それと、経費の面なのですけれども、いろいろサービスも向上されて、そして、夜間の分も常駐されてというようなことでありますから、当然浮けられた業者側は、それなりの人の配置をして、管理に当たられると思うのですよね。

そこで1,100万の削減ということになりますと、当然、その人件費というのは一体幾ら保障されるのかということが心配になってくるわけです。

そこで、施設の管理にかかわるこの契約にあたっては、収支計画書というのも提出するようになっておりますね。

そこでは、その町民劇場側が、人件費にどのぐらい充てていくのかということも全部出してこられていると思うのですよね。

その中身はどんなふうになっているのでしょうか。

どのぐらい保障されているのでしょうか。

それと、民間のノウハウの活用、これは繰り返しの質問になりますが、新しいその事業者だけに、築いてきているものがみえないという心配と、それだけに、そこに管理を委ねていくということになりますと、これまでの町がやってきたものが、スムーズに継続されていくのかなという心配も生まれてきます。

それで、来年の4月からということではありますが、引継ぎに関しては、どんな形でやっていかれるのでしょうか。

つまり、事業所側は事業所側として、職員を雇って管理にあたっていくと思うのですが、役場側のかかわりとしては、例えば、軌道に乗るまで、これまで百年ホールで仕事をされていた方が、そのまま継続で一定期間残っていかれるのかどうか。

そして、そのサービスに支障をきたさないようにしていくというふうに考えていられるのか。その辺の考え方も含めて、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） いろいろありましたので、ちょっと抜けるかもしれませんが、まず、人件費の関係であります。

今、予定されております芸術劇場からの人件費の提案でありますけれども、1年間、単年度分で2,211万6,000円ということでもあります。

それから、町のかかわり、いわゆる教育委員会とのかかわりでありますけれども、百年記念ホールには現在、生涯学習課の文化振興係が事務室に入っておりますけれども、議決がいただけましたら、その

文化振興係で担当しております業務の全てを来年の4月から、指定管理者に代行してもらおうと。こういう形になりますので、今後の町の文化振興につきましては、教育委員会の方で対応していきたいと。

ただ、経験がないというところで、管理に関しても心配のところもありますし、スタートするまでしばらくは、百年記念ホール担当という形で、一人は残していただきたいというふうに要望しておりますけども。

これはどうなるか、ちょっとまだ今のところわかっておりません。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 私の方からは、選考委員会の今後の体制、どのようにお考えかというようなことについて、ご説明申し上げたいと思います。

前段、総務課長の方で申し上げましたように、今回は百年ホールという施設につきましては、副町長以下、町職員がすべて9名、全部で9名ということで選考委員会を組織したわけでありまして、

これは、今後、今、町の計画では、保育所ですとか体育館等々あるわけですね。

ですから、施設個々の中身によりまして、専門的な知識が必要な場合もあるかもしれません。

その際には、決まりでは10名以内となっております、7名は町の職員の充て職になっておりますから、残りその他の区分で3名、委員さんになることができますので、その3名の方については、個々の施設の状況等を勘案しまして、民間の委員さんの力をいただくことが必要だろうという場合については、入っていただいて、選定委員会を開催するというようなことで考えていくことになるかと思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 選考委員会のことはわかりました。

経費の問題で、やはり2,200万ということですから、これまで3,500万からみますと1,300万。当然、民間の人の待遇ということになっておりますので、頭割りで行きますと6人ですから、三百数十万ということですよ。夜勤もされるということで、決してその条件のいい計画書といいますか、条件のいい中身ではないというふうに思います。

やはり、文化施設であり、それから、公共の施設ということは変わらないわけですから。

町がいろいろ委託をしていくということも、これから、今までもしてきましたし、これからもあるのですが、結局、経費の節減、いわゆる人件費の削減。つまり、働いている人にしわ寄せがいくという構図が、やはりこういう指定管理の中では必然的に生まれてくるというふうに思うのですよね。

ですから、いろんな財政は厳しいですし、適切な管理も運営もしなければなりませんけれども、基本的にその人件費にしわ寄せをかかかっていくような町としての指定というのは、本来的には私は正しくないというふうに思います。

これでお考えあったらお答えいただきたいと思いますが。

そう考えます。

それと、引継ぎの問題です。

どうなるかわからない。1名残れば云々ということではありますが、何年も、平成8年からですか。

今までやっていた方たちが、すべてそっくり変わるということですよ。

どんな事業所でも、それまでの流れを組んで、そして、事業を継続していくというのがありますので、私はやはり一定のその委託をしても指定をしても、きちっとそれが軌道に乗るまでは、指定した側の、つまり、役場側の援助というのは欠かせないというふうに思うのですよね。

そういうことをきちっと、いろいろ問題はあるにしても、住民のサービスは低下してはならないですし、そこでいろいろな事情がわからないからといったトラブルも避けなければならない。

そうなってくると、今まで携わっていた役場側が、きちっと軌道に乗るまで援助をして、スタートをさせていく。

そういうことが大事だと思うのです。

きちっと援助をしてということになれば、実際に管理を、スタートしてからみえてくるわけですからね、どうなるか。

ですから、来年の4月以降も引き続き支援策が必要だというふうに思いますが、今、部長がお答えいただいた中身では、どの時点までどうなのかということもちょっとわからないのですよね。

それで、援助が必要だと思います。

どこの時点まで、可能ならばやっていこうと。町がかかわって助けていこうというふうに思っているのですか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 私の方からは、その経費の節減という部分で、いろいろなご心配といたしましょうか。中橋議員もされているのかなというふうに思いますけども。

町が指定管理者制度を導入する基本的な考え方の部分になるのかなということでもあります。

平成15年に地方自治法が改正されて、指定管理者制度という新たな、言うなれば管理委託的な性質のものが、法律上認められたということではありますが、経費の面が、今お話しは出ておりますが、経費

だけではなくて、やはり、民間の活力をもっともっと活用しましょうと。

そして、住民と行政が一体となって、まちづくりの上で協働してやっていこうという精神があるわけであります。

ですから、単に経費が下がるから、幕別町としては指定管理を導入するのですよということではないということ、まず、ご理解を賜りたいと思います。

それで、うちのまちとしても、基本方針を立てまして、指定管理のメリットですね。前段申し上げましたけども、民間でやっていただけるものは民間の力を活用していただくということからいくと、一つの指定管理の業務で、民間にお願いしようというときに、今回も3社ほど手を挙げていただいたわけでありますけども。

その3社の方々がいろんな提案をしていただけるわけです。

その中には、業務の内容についての提案もありましたし。

さらには、その経費の面でも、私どもはこういうふうにして経費をこういうふうにしますという、当然、競争原理、これも働くということになるかと思えます。

ですから、民間の活力を活用しながら、経費が節減できるということは望ましいと。

そして、それが安定的にその運営がされるということが、法律の趣旨でもありますし、私どもとしても、そういったことも含めて、民間の力をお借りすることがいいだろうと思う判断をさせていただいていると。

経費の面で申し上げますと、どうしてもそこに仕事を求められる方、役場の職員であれば、勤務時間、一定程度決まりごとがあって、なかなか柔軟な勤務体制もとりにくい場面もあろうかと思えます。

しかしながら、民間であれば、もっと柔軟な勤務体制、とることによって、いろんな面で雇用の拡大にもつながるでしょうし、行政からみると、経費の節減、さっき言いましたように、競争原理もありますから。

そういったことも含めて、総合的に判断をさせていただいて、入れるということでご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 教育長。

○教育長（金子隆司） 百年記念ホールにかかわる指定管理者と仮に今回議決された場合の、後の問題としての援助の関係であります。

部長もお答えしておりますけども、市町村教委、行政の仕事として文化の振興というのは、百年記念ホールを指定管理者に指定したかしないかではなくて、もともと市町村業務としてあるわけです。

したがって、担当者は残ることになります。

それで、市町村に与えられた業務、職責の中には、当然文化の振興ということがありますから。

百年記念ホール含めて全体的にチェックをしていく。援助をしていく。環境なり何なりをそれなりに確認をしていくという責務は残ります。

残りますので、何人であろうだというお話は今できませんけれども、組織体として残り、文化振興という担当が残る。

百年記念ホールもそういう形の中で指導を受けていくような場面も当然出てくるということでもあります。

考え方としては、のんびり何年も続けるのだということではなくて、恒常的に続けるということではなくて、1年1年度見直しの中で判断していけばいいのかなと。

先にここからするとかしないとか。ここまでするとかという気持ちは持っておりません。

できるだけ、合い協調し合いながら、町民サービスの向上に努めるために頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） ほかに質疑の方、おられますか。

谷口議員。

○2番（谷口和弥） この指定管理者制度の選定委員のあり方について、意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

6月定例会でちょっと私もこの件については質問させていただいたのですが、選定委員は10人以内で、そして、7人はもう決まっていますと。

あとの3人以下のところでは、町長が指定する人と、先ほどご説明にもありましたけども、条例がそのようになっているわけです。

すでに、最大で10人の中で7人が町職員で占められていると。この件については、一定の考え方がすでに似通った方向でという言い方はちょっとまた語弊がありますが、少し、一定定まった方向性がある方々が入っているわけです。

この7人という人数については、この近郊の支庁でいっても、芽室が6人とうふうに記憶しておりますが、音更や帯広のところでは、町職員があえて過半数にならないように、有識者ですとか、それから、保育園でしたら父兄の代表ですとか。

そういった方々が入って、さまざまな方面からの価値観でもって配点をすると。そういった配慮がなされているわけです。

それが今、お話を聞いて、7人が決まっている中で、さらに二人の町職員が町長からの任命で、9人構成でやっている。

ちょっと驚いた。それが私の正直な感想であります。

一つひとつの節に、指定管理者の提案がされてくるということに今後なっていくわけですが、そうでない方がいいわけですけども。

もう、選定委員の中に、町職員が入るような、そういうふうな考え方についてはなしにして、幅広い見地から配点する上で、それなりの方、それなりの方というのは、その分野での有識者ですとか、利用する方の代表して、選定委員に加わっていただくような、そういったことを、これは町長にということになりますけども、示していただきたいというふうに思うわけです。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） まず、選定委員会の委員の指名でございますけども、規則の中で充て職で7名まで定まっております、それ以外の3名については、町長ではなくて、委員長が指名することになっております。

先ほど、総務部長からも申し上げましたけども、必ずしも町の職員が選定委員でない場面というか、そういったものの指定管理に関するところが出てくるというふうに私も考えております。

規則上はそうなっておりますから、今回は7名プラス2という形でやらせていただきましたけども、今後については、今、委員からおっしゃられたことも十分理解をしますし、近隣町村、あるいは、ほかの町村の事例なども検討して、これは規則でありますので、改正も可能でありますから、十分検討した上で進めていきたいというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 前川雅志委員。

○6番（前川雅志） 民間活力の導入によって、こういったところで指定管理していくというところに全く異存はないわけですが、選定のところに当たりまして、管理費を、そういった金額を含めた中での選定をされてきたのかなと思っています。

事業内容と、この法人は一体幾らで運営していくかということを含めた中で、その選定をしてきたというふうに思っております、今回、その選定だけ、幕別町民劇場に選定したいという議案が挙がってきております。

これ、勘違いだったのかもしれませんが、金額も含めてここに出てくるものだと思っていたところ、出てこないわけですから、例えば、今日、決めて、これから予算はいついって行く中で、どういった流れでその運2営費を、金額を決めていくかというところの流れをお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案上の中に、管理料が幾らというお示しは定められてはおりませんので、この後、補正予算の審議が出てまいりますけども、これ、あくまでも来年の4月からの管理委託ということになります。

5年間でありますので、債務負担行為の中で、今回はご提案をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 前川委員。

○6番（前川雅志） そういうことで間違いのないのかなと思うのですが、幕別町民劇場の方も、間違いがないと思うのですが、この審査をしたときに掲示した金額は違ったかなとかっていうことも、そういうこともないと思うのですが、やっぱり1,100万程度の効果があるといいながらも、やっぱり金額がどの程度というところを含めた中で審議をしていかなければ、それも5年間全く同額であるのかどうかということもありますので、金額がその幕別芸術劇場が示した金額を教えてくださいたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 議会での要請でありますので、当然、この町民芸術劇場にお伺いを立てて、問題ないということであれば、お示しすることが可能だろうと思います。

その他の計画書も含めてでありますけども、一部公開したくないというようなことがあれば、これはできませんし、一部公開ということになりますでしょうけども、この後に、そちらの方もお話をしまして、公表してよろしいということであれば、お示しをしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 先ほども申しましたように、個々の収支計画については、今、提案された側のことでありますから、公表できるかどうかというのは、ちょっと今、教育長が言ったとおりであります。

ただ、債務負担行為の中で、総額ではありますけれども、3億4,259万7,000円、これは債務負担の限度額としてご提案をさせていただき予定であります。

○議長（古川 稔） 千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 金額を最終的に町がトータルで、企画も含めて、金額も含めて決めたということ

ですから。

私は別にその金額が幾らだったかということは、公表しても、相手の了解を得なければ公開できないという趣旨のものではないのではないかなというふうに思います。

それと、債務負担行為の今話も出ましたのであれなのですが、どうなのですか。その債務負担行為のその積算の根拠ですよ。

これは、相手方、今、ここまできているわけですから、相手方の金額に掛ける5と。要するに5を割るのでよね、これを。

それが、相手方の金額というふうな理解はしてはダメなのでしょうか。

○議長（古川 稔） 暫時休憩させていただきます。

16：39 暫時休憩

16：44 休憩

16：57 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、議事日程が終了するまで延長いたします。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は、議事日程が終了するまで時間を延長いたします。

それでは、説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） それでは、私の方から説明させていただきます。

金額につきましては、債務負担行為の補正予算の中で提示しておりますけれども、債務負担行為の限度額といたしましては、3億4,259万7,000円であります。

それに対しまして、今、NPO法人の方と確認がとれましたので、NPO法人が提示している指定管理料の5年間の合計につきましては、3億4,044万5,000円であります。

ですから、指定をしていただいた場合につきましては、限度額の範囲内で協定を結ぶことができるかと思っております。

○議長（古川 稔） 千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 金額はわかりました。

それで、先ほどの藤原議員の質問にもちょっと関連するのですが、ちょっと確認というのでしょうか。

今、非常に町民の中でも、NPOが百年記念ホールその指定管理を受けるというのでしょうか、今日はこれであれなのではしょうけれども、その中で、今まではいろんな設立からいろんな形で、行政がお手伝いをしてきたというか、かかわってきた部分が多いのだろうというふうに思っております。

そうした中で、先ほど、藤原議員からもお話ありましたように、要するに、町職員の天下り先になるのではないかというその声が非常に多いのです。

そこで、今、部長のお話では、独立した法人だから、それはそこまでは感知できないというお話であります。

これ、裏を返せば、当然、そういうこともあり得るということだと思っております。

私もそれは理解しないわけではないのですが、ただ、やっぱり、ある意味での雇用の創出という部分もあるわけでありますから、役場の職員がだめだということにはならないまでも、町としての姿勢として、やっぱり職員の天下り先にならないように、採用にあたっては、十分その留意せよと。していただきたいというその指導をというのでしょうか。

それ以上強くは求めませんが、やはり、ここは役場としての姿勢をきちっと表明して、指導をしていただいて、それでもなおかつ、どうしても余人をもって替えがたいと。この人については。

そういう場合は、それはやむをえないのでしょうか、やっぱりそこは強く行政としての姿勢をもって望むべきだというふうに思いますが、やっぱりそこは、強く行政としての姿勢をもって望むべきだというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 天下りという表現でありますけれども、NPO法人が新たに人材を求めるといのは、ご提案の中で説明を受けております。

その中で、町から、要するに退職者を含めてですけども、一切の働きかけ、どういった職員を雇ってほしいとか、そういったことをすることは全く考えておりませんし、そういった今までの中でもそう

いったことは全くしたこともございません。

相手方とそういう話し合いの場で、そういうことをしたなということでもありますけども。

それをNPO法人側がどういった人材を求めるかについては、私どもの方からは、特に何の相手方に要求することはありませんし、NPO法人側がどんな人材を求めるかについては、NPO法人側で決定することだというふうに私どもも考えております。

そのときに、町職員がだめといいますか、町職員がその中で入れないでほしいという、要請は、これはできると思いますけども、それは要請はさせていただきますけれども、その上で、NPO法人がどういった人材を選ぶかについては、私どもの方では関知ができないというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） よろしいですか。

ほかに質疑はないですか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第71号、町道の路線認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第71号、町道の路線認定について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は18ページ、議案説明資料は19ページになります。

町道の路線認定についてであります。今回、認定しようとする路線は1路線であります。

議案説明資料の最終19ページをご覧くださいと思います。

札内鉄内東通3号、延長78.118メートルにつきましては、札内中央町の開発行為による新規認定であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第72号、平成19年度幕別町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第72号、平成19年度幕別町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳出それぞれ3,809万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億690万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから4ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

次に、5ページをお開きください。

第2表債務負担行為の補正でございます。

追加でございますが、役場庁舎清掃管理業務委託料ほか、記載してあります25業務等について、限度額14億516万4,000円を追加するものであります。

長期継続契約にかかわる債務負担行為につきましては、現在、平成14年度に債務負担行為を行った56件の委託業務及びその後、5件を追加し、計61件の債務負担行為による長期継続契約を締結しているところであります。

そのうち、類似業務の統合を図り、8業務についての債務負担行為を、第3回定例議会において議決をいただきましたが、残り25業務について、類似業務をまとめ、16業務に。

また、新たに忠類コミュニティセンター警備管理業務ほか、8業務について、長期継続契約を結ぶべく、このたび、債務負担行為の追加を行うものであります。

なお、契約本数は25業務で、49本となり、うち、町民会館ほか3本は、指定管理者への移行を踏まえて、3カ年の契約とするものであります。

百年記念ホール指定管理者業務指定管理業につきましては、議案第70号でご説明いたしました百年ホール指定管理者に対する業務指定管理等であります。

それでは、まず最初に、歳出からご説明をいたしますが、今回の補正予算において、燃料費の補正が各費目において計上されておりますが、昨今の石油価格の高騰に伴い、当初予算に対して重油で18円、27.7%。灯油で13円、18.1%。ガソリンで14円、19.9%の単価値上がり分について、今後の価格動向を踏まえて補正をしております。

なお、燃料費の単価値上がり分の補正予算総額といたしましては、一般会計分といたしまして、1,851万8,000円の補正予算となっております。

それでは、11ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、400万円の追加でございます。

7節賃金であります。年度中の職員対策及び職員産休に伴います臨時職員の増によるものであります。

12節役務費につきましては、各種計画等に対する計画書等の配布数増及び税の納付書送付時にお知らせ通知を行ったことによる郵便料金の増等により、今後の予算に不足が生じる恐れがありますことから、補正を行うものでございます。

次に、5目一般財産管理費、151万4,000円の追加でございます。

15節工事請負費でございますが、本年10月1日より地上デジタル放送が帯広圏で開始されました。

本町におきましては、札内暁町の一部地域において、従前より電波障害が生じていることから、共同受診施設を設置し、対応をしてきましたが、このたびの地上デジタル放送が開始したことに伴い、周波数帯が異なり、当施設において受診できないことから、現在、当外地域においては、地上デジタル放送が受診できない状況となっているところであります。

このことから、地上デジタル放送を年内に受信できるよう、施設の改修を行おうとするものでございます。

次に、7目町用車両管理費、49万2,000円の追加でございます。

燃料費の補正でございます。

次に、16目諸費、60万円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、地方バス路線維持費補助金の町負担路線につきましては、現在、幕別線、南小あかしや線のデマンド運行分及び浦幌線ですが、浦幌線につきましては、本年3月に路線廃止となったところであります。

本補正につきましては、地方バス路線補助金対象期間が、平成18年10月1日から、平成19年年9月30日となっていることから、当外3路線の収支実績がまとまり、補助金額が確定いたしましたことから、当初予算に追加し、補正を行うものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、809万6,000円を減額するものでございます。

国民健康保険特別会計繰出し金の減額でございます。

12ページをお開きください。

3目障害者福祉費、301万9,000円を減額するものでございます。

8節報償費につきましては、当初予算時において、委託料のコミュニケーション支援事業で予算を計上していましたが、委託先との調整が整わなかったことから、コミュニケーション支援事業のうち、要約筆記については、町が要約筆記者を登録し、出役に対し謝礼を支払う方式とすべく、補正を行うものであります。

次に、委託料であります。地域活動支援センター事業委託料につきましては、ひまわりの家に委託しているものでございますが、地域活動支援事業の形式変更に伴う委託料の減額、コミュニケーション支援事業委託料につきましては、先ほどご説明いたしました要約筆記の減、訪問入浴サービス事業委託料につきましては、対象者の増、移動支援事業委託料につきましては、利用者の減など、各委託料について所要の補正を行うものであります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、国立八雲病院に長期入院しております患者家族の宿泊施設である憩いの家の運営に係る補助金であります。

20節扶助費につきましては、平成19年4月から生活保護者の人工透析に係る医療費が、生活保護の医療費扶助から障害者自立支援法の医療費扶助に変更となり、町村で扶助することとなったところであります。

このことから、生活保護を受けております方1名分の人口透析に対する扶助について、補正を行うとともに、障害者自立支援により、人口透析を受けている患者数の増加に伴う補正でございます。

次に、6目老人福祉費、46万9,000円の追加でございます。

老人保健特別会計及び介護保険特別会計繰出金でございます。

12目保険センター管理費、105万5,000円の追加でございます。燃料費の補正でございます。

13目老人福祉センター管理費、24万7,000円の追加でございます。

燃料費の補正でございます。

次に、13ページになりますが、2項児童福祉費、3目常設保育所費、29万6,000円の追加でございます。

11節需要費は、燃料費。

15節工事請負費につきましては、旧さかえ保育所の解体工事の執行残でございます。

次に、4目へき地保育所費、68万4,000円の追加でございます。

11節需要費は、燃料費及び修繕料の補正でございますが、修繕費につきましては、ストーブ及び換気扇等施設の修繕でございます。

次に、4款衛生費、1項保険衛生費、2目予防費、105万円の追加でございます。

13節委託料のインフルエンザ予防接種でございますが、当初予算時、2,100人分の予防接種を計画しておりましたが、例年になくインフルエンザが早くから流行の兆しがみえる中、その予防に対する意識の高まりから、当初予算に不足を生じることが考えられ、700人分の予防接種を追加するものでございます。

次に、3目保険特別対策費、13万5,000円の追加でございます。燃料費の補正でございます。

4目診療費、70万円の追加でございます。

修繕料の補正でございますが、忠類診療所のボイラー故障に伴う修繕でございます。

次に、6目水道費、612万5,000円の減額でございます。

簡易水道特別会計繰出金であります。

次に、6款農林業費、1項農業費、4目農業施設管理費、17万円の追加でございます。

修繕料でございますが、現在、地域未気象観測地であるマメダスを町内に5カ所設置し、地域ごとの気象観測及び予報を行っていますが、そのうち、明倫に設置していますマメダスの温室度センサーが故障したことから、その修繕を行うものであります。

次に、8款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費、380万6,000円の追加でございます。

公共下水道特別会計繰出金でございます。

次に、9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、504万8,000円の減額でございます。

東十勝消防事務組合分担金でございます。

次に、15ページになりますが、10款教育費、1項教育総務費、3目教育財産費、230万円の追加でございます。

11節需要費でございますが、小中学校の暖房機器等修繕でございます。

15節工事請負費は、途別小学校に平成20年度より特別支援学級を開設することから、既存特別教室の一部を改修して対応することといたしました。

このことに対する所要の補正を行うものでございます。

18節備品購入費でございますが、途別小学校に設置していますストーブ2台が故障し、修繕が不可能なことから、新たに購入するものでございます。

次に、6目学校給食センター管理費、615万6,000円の追加でございます。

7節賃金につきましては、給食日数の増及び食数の増に伴う増加分でございます。

11節需要費につきましては、燃料費及び給食日数増等に伴う賄い材料費等の補正でございます。

また、修繕料につきましては、平成20年度より給食の配食の見直しを計画しているところであり、現行、駒島小学校につきましては、幕別給食センターから配食していますが、距離の近い忠類給食センターから平成20年度より配食するべくその準備経費といたしまして、食缶などを固定するコンテナの修繕を行うものであります。

18節備品購入費につきましても、ただいまご説明申しました配食方法の見直しに伴う食缶の購入、輸送コンテナの購入等でございます。

次に、2項小学校費、1目学校管理費、575万7,000円の追加でございます。

11節需要費は、燃料費の補正でございます。

16ページになりますが、3項中学校費、1目学校管理費、418万2,000円の追加でございます。

11節需要費、燃料費の補正でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、7万3,000円の追加でございます。

9節旅費でございますが、7月30日から8月2日の予定で実施していました日向市への小学生国内研修事業において、帰町予定でありました8月2日に、台風5号が九州地方に上陸し、交通機関が欠航したことに伴う旅費の増加分についての補正でございます。

次に、2目公民館費、10万円の追加でございます。燃料費の補正でございます。

3目保健体育費、101万4,000円の追加でございます。

11節需要費につきましては、忠類プールの真空式給湯熱交換器が故障し、冬期間凍結の恐れがあることから、修繕を行うものでございます。

13節委託料、15節工事請負費でございますが、帯広の森スケートリンクが本年度から2年間利用できないため、これまで実施してきた全十勝規模の大会が周辺自治体において分散し、開催することとなり、本町においては、1月に全十勝少年団スケート大会及び全十勝小中学生選手権大会が、町営スケートリンクで開催されることとなりました。

その開催に対して、リンクの整備に対する委託料及び管理棟のランプの増強に伴う補正でございます。

次に、5目町民会館費、52万6,000円の追加でございます。燃料費の補正でございます。燃料費の補正でございます。

6目郷土館費、27万3,000円の追加でございます。燃料費及び電話料の補正でございますが、電話料につきましては、ADSL回線への変更に伴う補正でございます。

次に、8目スポーツセンター管理費、144万2,000円の追加でございます。

燃料費の補正でございます。

10目百年記念ホール管理費、534万9,000円の追加でございます。

11節需要費につきましては、平成20年度より指定管理者制度の移行に伴う施設用消耗品及び修繕料の補正でありまして、修繕料につきましては、排煙ユニット修繕、ホールのモニター用ブースターの修繕等施設の整備に要する補正でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、先に実施いたしました公園事業に対しまして、北海道から地域総合政策補助金が。また、北海道市町村振興協会から、いきいきふるさと推進事業助成金が決定されましたことから、それら事業の公園主催団体に交付するものであります。

次に、11目文化財調査費、33万6,000円の追加でございます。

本年、札内K遺跡の発掘調査を実施いたしました。発掘調査により、当初想定をいたしておりました出土品の量をはるかに上回る結果となり、その整理作業に要する時間が大幅に増加したことに伴う臨時職員賃金を補正するものであります。

次に、11款公債費、1項公債費、2目利子、2,185万7,000円の減額でございます。

平成18年度新規発行町債については、金利動向及び財政運営上の観点から、平成19年3月から5月にかけて借入れを実行してまいりましたが、当初予算策定時よりも低利で借入れが実行できましたことから、その利子確定額について、現額補正で行うものであります。

18ページになりますが、12款職員費、1項職員給与費、1目職員給与費、3,950万9,000円の追加でございます。人事院勧告に伴う職員の給与につきましては、議案第63号でご説明いたしましたが、今年度につきましては、人事院勧告に伴います給与の改定を平成20年1月1日から適用することから、その所要額等について補正するものであります。

2節給与につきましては、収入約廃止に伴う減額及び一般職給与につきましては、年度途中で職員1名の退職及び育児休業等による減額であります。

3節職員手当等につきましては、ただいまご説明申しました職員等の移動及び人事院勧告によります扶養手当の改正等によるものでございます。

4節節費、19ページになりますが、細節12一般職退職手当組合負担金、5,589万9,000円の増であります。本町におきましては、職員等の退職金の支払いにつきましては、北海道市町村職員退職手当組合に加入し、負担金を支払っているところであります。

3年に一度、事前に納付した負担金と実際に支払った退職金について清算を行っているところであります。

本年度につきましては、平成16年度から18年度の3カ年について清算が行われたところでありますが、その間、合併に伴います勸奨退職者数3名、さらには、定年退職者数16名等、退職者数が増加したことにより、精算金が発生しましたことから、退職手当組合に対しまして、負担金として支出するものであります。

7節賃金につきましては、常雇職員賃金の減。

19節負担金補助及び交付金につきましては、福祉協会負担金の減でございます。

次に、歳入をご説明を申し上げます。

8ページまでお戻りいただきたいと思っております。

1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税、1,080万円の追加でございます。

15款国庫負担金、1目民生費負担金、40万3,000円の追加でございます。

国民健康保険基盤安定費国庫負担金の減及び歳出でご説明いたしましたが、自立支援医療費扶助に対する2分の1が国から。後ほどご説明申し上げますが、北海道から4分の1が負担金として収入されるものでございます。

2項国庫補助金、3目民生費補助金、251万3,000円の減額でございます。

地域活動支援事業の事業費減に伴う国の負担金の減でございます。

3 項国庫委託金、3 目農林業費委託金、22万円の追加でございます。

国営土地改良事業に対する国庫委託金でございます。

16款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金、34万8,000円の減額でございます。

国民健康保険基盤安定費道負担金の減及び先ほどご説明申し上げました自立支援医療費扶助に対する北海道からの負担金でございます。

2 項道補助金、1 目民生費補助金、125万6,000円の減額でございます。

地域活動支援事業の事業費減に伴う北海道の負担金の減でございます。

3 目教育費補助金、130万円の追加でございます。

東京アンサンブル幕別公演に係る地域政策総合補助金であります。

17款財産収入、2 項財産売払収入、1 目不動産売上収入、710万1,000円の追加でございます。

忠類本町、白銀町の旧河川敷地209万7,000円、旧土地改良事務所300万円ほかの財産売払収入でございます。

次に、10ページでございますが、20款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1,878万2,000円の追加でございます。

繰越金でございます。

21款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、360万1,000円の追加でございます。

3 節学校給食費については、現年度分の給食費収入、5 節雑入については、地域活動支援センターの負担金収入であります。当初予算時、池田町から1名、幕別町の地域活動支援センターを利用する予定でありましたが、利用者の都合により利用しなくなりましたことから、その負担金を減額するものであります。

また、細節45いきいきふるさと推進事業助成金につきましては、富良野グループ公演事業等に係る北海道市町村振興協会からの助成金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 債務負担行為全般にわたるのですが、ちょっとお伺いしたいのですが、当然、これは5年間ということで、中には3年ということで契約するわけでありまして、ただいま、一般会計で燃料代ということで、この高騰しているということで補正をしたわけでありまして、これ、債務負担行為、今現在契約中のものもあります。

それから、9月に債務負担したのものもあります。

今回もあります。

これ、燃料代、全体で灯油ですとか軽油ですとか、パーセンテージの低いものはそうでもないのしょうけれども、比較的大きな部分を占める業種というのでしょうか。

このあれもあると思うのですよね。

その対応なのですけども、この積算金額があつて、それを基礎にして5年間分あるいは3年分ということになっていくのだらうと思うのですけども、その辺のその価格の変動はどういうふう処理されているのでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 契約のあり方につきましては、5年間分まとめて契約を結ぶということになりますけれども、これは1年ずつ、年度が終わるころに見直しをかけたかと思っております。

この新しいものにつきましては。

具体的に申し上げますと、20年度の契約につきましては、19年度の積算根拠をもってやっていくわけですけども、その20年度の実績が出ていたときに、21年の契約に向けましては、19年のその設計の中におきまして、単価とか、例えば、物件費にかかわる単価。ガソリン代とかそういうものの単価が上がったりしますと、その上がった単価で、設計の基礎にも掛け算をして、その計算をする。

人件費につきましても、人件費も増減等が考えられますから、それらにつきましても、単価の見直しをかけて、そして、19年の設計書に基づいて計算を一度やってみると。

そのやってみた計算に基づきまして、差が生じている場合につきましては、それ以降の21年以降の契約とかそういうものにつきましては、一定の差が著しく出た場合につきましては、見直しをかけて、契約の変更等があり得るものと考えています。

○議長（古川 稔） 千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 概略わかったのですが、今の説明では、例えば、19年度、今年度ですよね。

今、例えば上がってきていると。

そしてそれを基礎として21年度に反映するというふうには聞こえたのですが、来年度ではなくて、

20年度でなくて、21年度に契約をしなおすというふうに関心したのですが、私の聞き間違いでしょうか。

それと、例えば、今現在契約を続行中というのでしょうか、ありますよね。

そして、それは、例えば、今年のを計算して、来年度、再来年度でも、どちらでもいいということにならないのですが、反映するという事は、今年1年分の上がったやつは、それは業者さんに泣きなさいということにも解釈できるのですが、その辺はどうなのですか。

直接直営でやっている分については、上がったらずぐ補正するわけですから、それはそれでいいのだと思うのですが、契約したのだから、その1年分は幾ら上がったとしても、それはそちらで腹切りなさいというか、出しなさいと、負担しなさいということになるのかどうか、ちょっと確認します。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） その物価等の変動とかにつきましては、先ほど言いましたように、年度が終わりまして、そして、もう一度、19年度設計に戻って計算をしなおします。

そして、そこで、5%以上の差が出た場合につきましては、その対策は翌年度の契約において、反映させていきたいというふうに考えております。

それと、今現在行っている契約につきましては、これは19年度で終わるわけでありまして、これについての見直しにつきましては、現時点におきましてはできないものかなと思っておりますが、ただ、今までのこの5年間の状況につきましては、私の方でちょっと計算をしてみました。

これ、前回と申しますか、今行っている5年の債務負担行為の契約につきましては、諸物価の変動が5%以上出た場合につきましては、契約の見直しを行うということになっております。

それで、諸物価のことにつきましては、5%以上の差は出ておりません。

それはそれといたしまして、さらに、今年のように灯油等の単価が上がっている。

それにつきましては、平成5年前のときから、19年度までの5年間にしまして、そういう物件費にかかわる単価、平均値を出しまして、それで人件費につきましては、労務賃金ですが、労務賃金は、その5年前からみますと、年々下がってきているという傾向もあります。

ですから、そういう物件費と人件費両方合わせて、この5年間の平均地で、もう一度、その5年前の設計にそれらの単価を合わせて計算をしなおしてやってみました。

その試算によりますと、4.9%設計よりも実際の価格の方が下がっているという結果が生じております。

ですから、そういう面におきましては、この5年間のスパンで考えたときには、5%以内で収まっていると。

なおかつ、その金額的にも設計金額よりも低い金額が実勢の価格だというような実態であります。

先ほど申し上げましたように、今やっていますこの5年間債務負担行為のことにつきましては、契約等の見直しについては考えないということになっております。

（発言するものあり）

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 20年度の契約につきましては、それは19年度に設計を行っておりますので、これは決まるということになります。

そして、20年度始まりまして、20年度において、そして、20年度の実態のことにつきましては、これは21年度の契約の方で反映されていくということになります。

○議長（古川 稔） 千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 要するに、空白はなくて、そのつながっていくという理解でよろしいですね。わかりました。

それと、今、トータルでは5%を越えないのだということですから、それはそれで信用したいと思っておりますが、ただ、業務の内容にもよると思うのですよね。

そこまで計算はしているのだと思うのですが、今回みたいに、例えば、軽油ですとかガソリンがどんと、要するにその占める割合の多い委託先ですね。

人件費が少ない。そっちの方が多いという、さまざまだと思うのですよね。

ですから、当然そういったことも含めて、その契約5%、トータルとして5%以上動いたら見直すよというその範疇に入っているから、町としては、今のところ、その燃料代が上がったとしても、来年で例えば5年間終わる業種ありますよね。そこについては、その補てんする考えは一切ないということではよろしいのでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 今、債務負担にかかわる契約の中身についてでありますけれども、先ほど、総務課長が申し上げましたのは、平成15年に平成19年、今年度まで契約した契約の内容につきましては、トータルとして債務負担行為の限度額の議決いただいておりますから。

トータルとして5年間、5%以上、当初積算と総額5年間で計算をした場合に、5%以上の開きがあれば契約を変更しなおしますよという契約で、前回の部分は契約がされておりました。

今回、20年度から契約をさせていただく分につきましては、20年度の当初の設計をするわけでありませうけれども、その20年度で途中で人件費なり、あるいは燃料費等が急激な上下があった場合については、翌年度において、契約額の変更をしていきたいと思います。こういうことで、毎年毎年、1年間ごとに見直しをしてやっていきたいと思いますというふうに契約を変更いたします。

ただ、今、債務負担で出ております各種業務につきましては、やはり人件費が比率としてかなり多いというふうに私ども認識しております、人件費のその上がり下がりによって影響する部分、影響を受ける部分が一番多いのかなと。

燃料につきましては、人件費の割合から比べると、やはり少なくなっているというのが現状だなというふうに認識しております。

○議長（古川 稔） ほかに質疑ありますか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

〔一括議題〕

○議長（古川 稔） 日程第13、議案第73号、平成19年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第19、議案第79号、平成19年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）までの7議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第73号、平成19年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳出それぞれ311万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,109万2,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、119万1,000円の追加でございます。

2節給料から19節負担金補助及び交付金につきましては、一般会計でもご説明申し上げましたが、人事異動及び人事院勧告に伴う所要の補正でございます。

3款老人保健拠出費、1項老人保健拠出費、1目老人保健医療費拠出金、158万8,000円の追加でございます。

平成18年度老人保健医療費拠出金の額の確定に伴う補正であります。

2目老人保健事務費拠出金、2,000円の追加でございます。

1目同様、平成18年度拠出金の額の確定に伴う補正であります。

4款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、37万1,000円の減額でございます。

平成18年度介護納付金の額の確定に伴う補正でございます。

8ページをお開きください。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、70万円の追加でございます。

今年度保険証の更新年に当たることから、資格喪失等における保険税の還付額が当初見込みを上回ることから、今般、補正を行うものであります。

歳入をご説明申し上げます。

4ページにお戻りをいただきたいと思います。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、29万4,000円の追加でございます。

老人保健医療費拠出金及び介護納付金に伴う国の負担割合に応じた追加でございます。

3款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金、35万2,000円の追加でございます。

老人保健拠出金の額の確定に伴う退職者被保険者分の交付金でございます。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、809万6,000円の減額でございます。

負担割合に応じた一般会計からの繰入金の減額でございます。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1,056万円の追加でございます。

繰越金でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

次に、議案第74号、平成19年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

14ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳出それぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,286万8,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、15ページから16ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

最初に、歳出からご説明を申し上げます。

18ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、9万9,000円の追加でございます。

先ほどもご説明をいたしました、2 節給料から4 節共済費につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う所要の補正でございます。

歳入をご説明いたします。

17ページにお戻りをいただきたいと思います。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目医療費負担金、186万円の追加でございます。

過年度分医療費に係る国庫負担金の追加交付金でございます。

3 款道支出金、1 項道負担金、1 目医療費負担金、163万8,000円の追加でございます。

国庫負担金同様、過年度分医療費に係る北海道負担金の追加交付金でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、339万9,000円の減額であります。

一般会計からの繰入金の減額でございます。

以上で、老人保健特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

次に、議案第75号、平成19年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

23ページをご覧ください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳出それぞれ2,614万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,740万9,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、24ページから25ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明を申し上げます。

29ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、38万5,000円を追加するものであります。

人事異動及び人事院勧告等に伴う人件費等の補正でございます。

3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費、25万6,000円の追加でございます。

人件費に係る所要の補正でございます。

30ページになりますが、2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費、4,000万円の追加でございます。

細節3 居宅介護サービス給付費でございますが、平成18年度末においては、308名の方が居宅介護サービスを受けておりましたが、本年度8月末においては、346名と38名、居宅介護サービスを受ける方が増加いたしております。

また、平成18年度の改正により、当初、要介護1の方が要支援2に移行する方が約60%と見込んでおりましたが、実際には45%程度となったことから、引き続き、居宅介護サービスと介護サービスを受けられる方が多く、現行予算に不足が生じる恐れがありますことから、このたび、補正を行うものでございます。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費、1,500万円の減額でございます。

ただいま、ご説明いたしましたとおり、要介護から要支援に移行する方が少なかったことから、要支援の方が受ける介護予防の給付が少なくなる見込みでありますことから、所要額を減額するものであります。

5 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業任意事業費、1 目地域包括支援センター運営費、50万5,000円を追加するものでございます。

運営に係ります人件費の補正でございます。

次に、歳入でございます。

26ページにお戻りいただきたいと思います。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料、9万7,000円の追加でございます。

保険料の現年分でございます。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給費国庫負担金、500万円の追加でございます。
居宅介護介護予防サービスに対する国の負担分でございます。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、132万8,000円の追加でございます。

居宅介護、介護予防サービスに対する国の負担でございます。

2 目地域資源事業交付金、20万4,000円の追加でございます。

地域支援事業に対する国の負担金、補助金でございます。

27ページになりますが、5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給費費支払基金交付金、775万円の追加でございます。

居宅介護、介護予防サービスに対する社会保険診療報酬支払基金からの負担に対する交付金でございます。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金、312万5,000円の追加でございます。

居宅介護、介護予防サービスに対する北海道の負担に対する負担金でございます。

2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金、10万2,000円の追加でございます。

地域支援事業に対する北海道からの補助金でございます。

28ページでございますが、8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目他会計繰入金、386万8,000円の追加でございます。

介護予防サービス特別支援事業等に対する負担割合に応じた町の負担分について、一般会計より繰り入れするものでございます。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、467万2,000円の追加でございます。

介護給付費準備基金より、保険料負担相当額について、繰り入れを行うものでございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

次に、議案第76号、平成19年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

38ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳出それぞれ612万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,713万3,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、39ページから40ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

41ページをお開きいただきたいと思います。

第2表債務負担行為でございます。

地方自治法第214条の規定により、新たに債務負担行為を行うものでございます。

簡易水道施設管理業務委託料であります。期間を平成20年度から24年度までの5年間の長期継続契約を結ぼうとするもので、限度額4,735万円でございます。

現在、幕別地区の簡易水道4施設と、上水道施設の遠方監視装置につきましては、猿別浄水場内に設置され、業務委託にて管理されておりますが、平成20年度から猿別浄水場の廃止に伴い、簡易水道、上水道の監視装置を明野地区にあります公共下水道処理場内に移設を行い、上下水道施設の一括管理により、コストの削減を図ろうとするものであります。

それでは、最初に歳出からご説明を申し上げます。

43ページをお開きいただきたいと思います。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費、612万5,000円の減額でございます。

他の会計同様、職員の異動及び人事院勧告等に伴う人件費に対する所要の補正でございます。

次に、歳入でございます。

42ページにお戻りをいただきたいと思います。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、612万5,000円の減額でございます。

一般会計からの繰入金の減額でございます。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

次に、議案第77号、平成19年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第4号）について、ご説明を申し上げます。

48ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳出それぞれ380万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億807万9,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、49ページから50ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

51ページをお開きいただきたいと思います。

第2表債務負担行為でございます。

地方自治法第214条の規定により、新たに債務負担行為を行うものでございます。

処理場管理業委託料ほか2管理業務について、期間を平成20年度から24年度までの5年間について、長期継続契約を結ぼうとするもので、限度額合計1億7,335万6,000円であります。

先ほど、簡易水道特別会計の債務負担行為でご説明をさせていただきましたとおり、上下水道施設について、一括して維持管理業務を委託するものでありまして、明野地区にあります公共下水道の処理場、千住地区にあります流域関連公共下水道の札内中継ポンプ場、札内泉町及びみずほ町にあります雨水排水ポンプ場の管理について、債務負担行為を行おうとするものであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

53ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、66万8,000円の追加でございます。

他の会計同様、職員の異動及び人事院勧告等に伴う人件費に対する補正及び細節11時間外勤務手当等につきましては、会計検査に対する対応による時間外の増など、臨時的な事務が発生したことにより、予算に不足が生じる恐れがありますことから、補正を行うものでございます。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費、21万9,000円の追加でございます。

職員の異動及び人事院勧告等に伴う人件費に対する所要の補正でございます。

54ページでございます。

2項下水道管理費、1目浄化センター管理費、50万円の追加でございます。

11節需要費でございますが、浄化センター3号汚水ポンプ配管の修繕等でございます。

2目札内中継ポンプ場管理費、191万9,000円の追加でございます。

11節需要費でございますが、広域下水道処理場に圧送する際、硫化水素発生対策として、ブローによる送風量を増加させたことに伴う電気料の増及び水位計破損に伴う修繕費の補正でございます。

12節役務費につきましては、汚水処理場等に流入する砂やごみの流入量増加に伴うごみ処理手数料の補正でございます。

3目管渠維持管理費、50万円の追加でございます。

15節工事請負費につきましては、冬期間に入り、汚水マンホール、公共枅の浮き上がり等により、除雪が発生する恐れがありますことから、その補修工事を行うものでございます。

次に、歳入をご説明を申し上げます。

52ページにお戻りをいただきたいと思います。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、380万6,000円の追加でございます。

一般会計からの繰入金でございます。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

次に、議案第78号、平成19年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

60ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、地方自治法第214条の規定による債務負担行為のみの補正であり、第1表債務負担行為によるものでございます。

61ページをお開きいただきたいと思います。

第1表債務負担行為であります。今回、新たに忠類地区の処理場管理業務に対する委託料であります。農業集落排水処理場の維持管理業務につきまして、5年間の長期継続契約を結ぶべく、債務負担行為を行おうとするものであります。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

次に、議案第79号、平成19年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

62ページになります。

補正予算第2条でございますが、収益的事業会計でございます3条予算につきましては、収益的支出のみの補正でございます。

第1款水道事業費用規定予定額、6億240万1,000円。補正予定額、1,567万3,000円を追加し、6億1,807万4,000円と定めるものでございます。

次に、補正予算第3条でございますが、資本的事業会計でございます4条予算につきましては、資本的支出のみの補正予算でございます。

第1款資本的支出規定予定額、7億5,604万6,000円。補正予定額、531万5,000円を減額し、7億5,073万1,000円と定めるものであります。

なお、本補正による当年度分損益勘定留保資金は、1億4,707万7,000円となるものでございます。

次に、補正予算第4条でございますが、債務負担行為を定めるものであります。

簡易水道及び公共下水道でご説明をいたしました。上下水道施設について、一括して維持管理業務を委託するものでありまして、平成20年度から24年度の5年間について、長期継続契約を結ぼうとする

ものでございます。

次に、補正予算第5条につきましては、水道事業会計当初予算6条に定めております弾力条項の適用ができない経費の額を、4,689万9,000円に改めるものでございます。

63ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収支でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び上水費、1,523万3,000円の追加でございます。

5節法定福利費につきましては、人事異動に伴う補正でございます。

14節手数料及び29節受水費につきましては、平成19年度で猿別浄水場を廃止し、平成20年度より十勝中部広域水道事業団からの全量受水を行うことといたしておりますが、4月からの本格受水に備えて、新たに配置した配水池における水質検査及び全量受水に向けた配水池への試験受水等全量受水準備に係る受水経費の従量料金について、補正を行うものでございます。

2目配水及び給水費、39万7,000円の追加でございます。

人事異動に伴います人件費等の補正でございます。

5目総係費、4万3,000円の追加でございます。

本目につきましても、人事異動に伴います人件費等の補正でございます。

65ページをお開きいただきたいと思います。

資本的支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、522万2,000円の減額補正でございます。

本目で計上しておりました1名の職員が人事異動に伴い、減員いたしましたことから、それら人件費に係る減額補正でございます。

20目第3次拡張事業費、9万3,000円の減額でございます。

本目につきましても、人事異動に伴います人件費等の補正でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[一括質疑・表決]

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、7議案について、一括して質疑をお受けします。
（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第73号、平成19年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第74号、平成19年度幕別町老人保健保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第75号、平成19年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第76号、平成19年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第77号、平成19年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。
したがって本案は、原案のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。

議案第78号、平成19年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決すること、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。
したがって本案は、原案のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。

議案第79号、平成19年度幕別町水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決すること、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。
したがって本案は、原案のとおり可決されました。

[休 会]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。
議事の都合により、明12月13日から12月20日までの、8日間は、休会いたしたいと思いを。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。
したがって、12月13日から12月20日までの、8日間は、休会することに決定いたしました。

[散 会]

○議長(古川 稔) 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。
なお、議会再開は12月21日、午後2時からであります。

18:01 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成19年第4回幕別町議会定例会

(平成19年12月21日 14時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
19 千葉幹雄 1 中橋友子 2 谷口和弥
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第80号 平成19年度幕別町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第3 発議第11号 第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求める意見書
- 日程第4 発議第12号 地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書
- 日程第5 発議第13号 石油製品の価格引き下げ対策に関する意見書
- 日程第6 発議第14号 品目横断的経営安定対策の抜本的見直しを求める陳情書
- 日程第7 議案第60号 幕別町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例
(総務文教常任委員会報告)
- 日程第8 議案第68号 第5期幕別町総合計画基本構想について
(第5期幕別町総合計画基本構想審査特別委員会報告)
- 日程第9 陳情第9号 国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情
(産業建設常任委員会報告)
- 日程第10 陳情第10号 地域医療を守り、国立病院の存続・拡充を求める陳情書
(民生常任委員会報告)
- 日程第11 陳情第11号 道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する意見書の提出を求
める陳情(産業建設常任委員会報告)
- 日程第11の2 発議第15号 季節労働者対策の強化を求める要望意見書
- 日程第11の3 発議第16号 地域医療を守り、国立病院の存続・拡充をもとめる意見書
- 日程第11の4 発議第17号 道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する意見書
- 日程第12 常任委員会所管事務調査報告(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第13 閉会中の継続審査の申し出(産業建設常任委員会)
- 日程第14 閉会中の継続調査の申し出(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会 議 録

平成19年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成19年12月21日
- 2 招集の場所 幕別町役場 5階議事堂
- 3 開会・開議 12月21日 14時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 15 杉山晴夫
16 大野和政 17 杉坂達男 18 助川順一
- 6 欠席議員 (1名)
14 永井繁樹
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
副 町 長 遠藤清一 教 育 長 金子隆司
教 育 委 員 長 林 郁男 代 表 監 査 委 員 市川富美男
農 業 委 員 会 会 長 上田健二 会 計 管 理 者 管 好弘
総 務 部 長 増子一馬 経 済 部 長 藤内和三
民 生 部 長 新屋敷清志 企 画 室 長 佐藤昌親
建 設 部 長 高橋政雄 忠 類 総 合 支 所 長 川島廣美
札 内 支 所 長 熊谷直則 教 育 部 長 水谷幸雄
総 務 課 長 川瀬俊彦 糠 内 出 張 所 長 中川輝彦
企 画 室 参 事 羽磨知成 福 祉 課 長 米川伸宜
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
19 千葉幹雄 1 中橋友子 2 谷口和弥

議事の経過

(平成19年12月21日 14:00 開会・開議)

[開議宣告]

○議長（古川 稔） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、19番千葉議員、1番中橋議員、2番谷口議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○局長（堂前芳昭） 14番永井議員より、本日、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで諸般の報告を終わります。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第2、議案第80号から、日程第6、発議第14号までの5議件については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第80号から、日程第6、発議第14号までの5議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議員発議]

○議長（古川 稔） 日程第2、議案第80号、平成19年度幕別町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第80号、平成19年度幕別町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ277万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億967万2,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページに記載をしております第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

最初に、歳出からご説明を申し上げます。

5ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、277万2,000円の追加でございます。

福祉灯油につきましては、例年、幕別町社会福祉協議会が生活困窮者の方を対象に実施をし、本年も57世帯の方に助成をしたところでありますが、この冬の灯油価格の高騰は、寒冷地で生活する町民の生活全般に多大な影響を与えているところであります。

この影響は、特に、高齢者世帯、身体、知的、精神の障害をお持ちの方の世帯、児童扶養手当を受給されている世帯につきましては、大きな影響を及ぼしていることと考えております。

このことから、町といたしましては、社会福祉協議会実施分とは別に、これら世帯のうち、町民税非課税世帯に対して、灯油価格高騰の影響額について、灯油引換券として支給しようとするものでございます。

この灯油引換券につきましては、平成18年12月1日現在の灯油価格単価と、平成19年12月1日現在の単価の差、26円につきまして、100リットルを上限に、1世帯あたり2,600円を扶助しようとするものであります。

なお、対象世帯につきましては、75歳以上の高齢者世帯、631世帯。障害をお持ちの方の世帯、260世帯。児童扶養手当を受給している世帯、175世帯。計1,066世帯を予定しているところであります。

次に、歳入につきまして、ご説明を申し上げます。

4ページへお戻りいただきたいと思っております。

1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税、217万2,000円の追加でございます。

固定資産税現年分でございます。

16款道支出金、2項道補助金、1目民生費補助金、60万円の追加でございます。

北海道地域政策総合補助金の高齢者等の冬の生活支援事業で、市町村が行う福祉灯油の支給などに対する補助金でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○1番（中橋友子） 今日の灯油の高騰を反映いたしまして、生活困難な町民に対して支援をするということで、たいへん大切な提案であるというふうに思います。

その上に立ちまして、今回、マスコミ等の報道をみますと、どこの市町村もこのような手立てをとられまして、金額的な支援をみますと、町村によってばらつきはあるのですが、概ね100リットル程度の支給がどこも現金あるいは現物というような形で支給されていることをみておりました。

それに、対象者についても、ほぼ幕別町と同じような内容の対象者であるというふうに思うのですが、そういう点を比較しますと、支援そのものは大事なことなのですが、支援の金額が、他町村からみると決して多いというふうには言えない。もう少し支援の形を増やした形でとることができなかつたのかどうかということをお尋ねしたいことと。

併せまして、これまで社会福祉協議会、別団体ではありますが、生活困窮者に対して支給されておりまして、今回も57世帯ということですが、この世帯の、社協でありますのでお答えいただければと思うのですが、この世帯の基準というのは、どんな基準で57世帯が定められているのでしょうか。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） はじめに、ご質問の1点目でございますが、今回の事業は、先ほど、副町長からもご説明申し上げましたように、高齢者や障害者等で低所得の状況にある方々に、燃料費等の冬期間の増高経費に対する支援をおこなう事業としておりますので、事業の趣旨から考えますと、お話にありましたように、高齢者世帯、障害者世帯、母子世帯を対象とすることが最低でも必要と考えておりまして、この中に町民税非課税世帯という要件の中で試算をいたしました結果、先ほども申し上げましたように、合計1,066世帯の方が該当いたしますので、これ以下に世帯数を絞り込むことは困難であると考えておりまして、対象世帯数と現在の財政状況等を勘案した結果、差額分の100リットル相当分の灯油購入費用の一部を助成するという予算を計上したところでございまして。

先ほどご説明ありましたように、社協が事業主体として例年実施しております歳末助け合い募金を原資とした歳末助け合い配分の関係でございますが、福祉灯油のほかにも、生活困窮世帯の方、69世帯に1万円から1万5,000円の歳末見舞金も併せて支給させていただいております。

これらの対象者の定義でございますが、生活保護基準と同程度、最低生活すれすれの所得しかないといういわゆる貧困世帯でございます。民生委員が日ごろの活動の中で、生活に困窮されている世帯を調査把握した上で、社会福祉協議会に報告し、社会福祉協議会の理事会で決定されるというふうになっております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 説明はわかるのですが、もう少し頑張れなかったのかなという思いがありまして、お尋ねをしたところであります。

社協の57世帯は、生活保護と同程度、それ以下もちろん入るのだと思うのですが、福祉灯油の57世帯、それから、そのほかの支援として69世帯とおっしゃられましたけれども、これは、ダブっての支給ということになるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） ほとんど重複されている方もいらっしゃいます。

歳末助け合いの配分ですが、歳末見舞金と、それから、在宅福祉サービス。大きくこの二つに分けられておりまして、先ほど申し上げました見舞金は69世帯、108万5,000円でございますが、在宅福祉サービスの方の中に、特別除雪サービス、それから、暮れのおせち料理の訪問給食サービス。それと、もう一つが、福祉灯油サービスと、このようになっております。

○議長（古川 稔） よろしいですか。

ほかに。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第11号、第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

前川敏春議員。

○10番（前川敏春） 発議第11号。

平成19年12月21日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員前川敏春。

賛成者、幕別町議会議員芳滝仁。

第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求める意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求める意見書（案）。

地方分権改革推進法の成立以後、地方分権改革推進委員会における検討、全国知事会の「第二期地方分権改革への提言」など、第二期地方分権改革の議論が進んでいる。

しかしながら、三位一体改革により進められた施策の結果、地域にどのようなことが生じたかを責任ある各機関はまず検証し、その実態を明らかにすることが必要である。これなくしては、またしても同じ轍を踏み、まさに地方の切捨てといわざるを得ない状況になりかねない。

本道町村部に住む私たちは、三位一体の改革の結果、大企業が立地する人口密集地域と第一次産業や

中小企業を主体とする地域との格差、いわゆる都市と地方の地域間格差が拡大したと考えている。

このため第一次産業の振興を通じての食料等の供給や、国土の保全を通じての治水利水防災機能の維持などで国民生活の安全・安心を支えている地方は、財源不足から将来を見据えた効率的な産業構造への転換や生活条件の改善など必要な施策を打てずに危機感を募らせている。このような都市と地方の地域間格差が存在したままでは、わが国全体として安定かつ健全な社会を維持していくことは困難となると言わざるを得ない。

このことから、第二期地方分権改革の実施にあたっては、地域間格差が解消されるよう下記の事項を強く要望する。

記。

1、三位一体改革がもたらした地域間格差を十分検証し、本道の地方公共団体の厳しい財政状況が改善される方向となるよう慎重な議論をすること。

2、施策ニーズにおける地域ごとの差異に配慮することなく、漫然と補助金廃止により税源移譲の原資を生み出し全国に画一的に分配することでは、本道のような極めて特異な自然、社会条件下で施策展開する地方自治体にとっては、必要な施策を適時的確に実施することが極めて困難となる。

よって、社会経済基盤整備など施策ごとの特性及び地域ごとの施策ニーズの特性を十分考慮し、必要な施策が確実に実施できるよう補助金等の扱いについては慎重に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、北海道知事。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4、発議第12号、地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 発議第12号。

平成19年12月21日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員野原恵子。

賛成者、幕別町議会議員堀川貴庸。

地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書（案）。

平成17年に「京都議定書」が発効し、我が国は、平成2年（基準年）に比べ、平成20年から24年（第1約束期間）の5年間の温室効果ガス平均排出量を6%削減することを公約としているが、平成17年の温室効果ガス排出量は、基準年に比べ7.8%上回る状況にある。

「京都議定書」では、我が国の温室効果ガス削減量のうち、1,300万炭素トン（基準年の総排出量の3.8%にあたる）を森林で吸収することとしているが、現状の森林整備で推移した場合、年間110万炭素トンに

相当する森林吸収量が不足することから、国では、平成19年度から24年度までの毎年110万炭素トン分の吸収に相当する20万ヘクタールの森林整備に必要な予算を追加措置することとしており、全国の森林面積の1/4を占める北海道が果たす役割は、極めて大きなものがある。

また、本道では、「全国植樹祭」や「北海道洞爺湖サミット」の開催など、道民の環境への関心が高まっていることから、この機会を的確に捉え、森林づくりや環境保全に対する取組を加速させ、本道の森林の未来を担う子どもたちにしっかりと引き継いでいくことが重要である。

このような中、道は、森林の保全と活用に関する方策について検討を行っているが、「京都議定書」の第1約束期間を間近にしていることから、道民の理解と協力のもと、新たな財源対策の導入に向けた検討を加速し、早急に森林づくりや環境保全などの対策を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、北海道知事。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、発議第13号、石油製品の価格引き下げ対策に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

乾邦廣議員。

○12番（乾 邦廣） 発議第13号。

平成19年12月21日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議會議員乾邦廣議員。

賛成者、幕別町議會議員中橋友子議員、同じく、大野和政議員。

石油製品の価格引下げ対策に関する意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出をいたします。

石油製品の価格引下げ対策に関する意見書（案）。

北海道では、冬季需要期を迎える中で、原油高騰を理由とした灯油、ガソリン、軽油、漁船用重油などの価格引き上げが相次ぎ、道民生活と地域経済、農漁業、中小企業などに重大な影響を与えている。

冬季生活に欠かせない灯油の価格は、2年前まで1リットル60円台であったものが80円台となり、元売り各社のさらなる大幅引き上げによって、12月にはいって100円灯油が生まれている。年末に向かつての史上最高値の更新は、年金生活者をはじめとする道民生活と地域の産業・経済に重大な困難をもたらしている。

最近の原油高は、投機資金の原油市場への過度な流入によって起因されており、家庭や産業など広範な分野に影響を与え、「石油インフレ」の様相を呈しつつある。経済産業省や北海道の調査によっても、企業の51%が「収益を圧迫している」と回答し、多くの食料品や石油製品の価格にも影響が広がっている。

よって、国と道において下記の対策をとるよう要望する。

記。

1、産油国などとも連携して、原油高への国際的歯止め策や投機に対する国際的なチェック体制など、新たな仕組みづくりを進めること。

2、国や道は、元売り各社に対して「適正価格」「適正在庫の確保」を指導し、灯油の高騰を抑制すること。

3、関連物資の便乗値上げを招かないよう監視体制を充実するとともに、諸物価を広範かつ急速に押し上げる「石油インフレ」への緊急にして実効ある具体策をとること。

4、中小業者等の倒産を招かぬよう支援策を講ずること。

5、年金生活者など低所得者に対する「福祉灯油」助成策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、北海道知事。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、発議第14号、品目横断的経営安定対策の抜本的見直しを求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 発議第14号。

平成19年12月21日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員野原恵子。

賛成者、幕別町議会議員堀川貴庸。

品目横断的経営安定対策の抜本的見直しを求める意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

品目横断的経営安定対策の抜本的見直しを求める意見書（案）。

我が国の農業をめぐる情勢は、担い手の減少や高齢化の進行、WTO協定などの国際規律の強化など厳しさを増しており、これに適切に対応して我が国の農業のさらなる発展を期するために、本年度から意欲のある担い手に施策を集中する品目横断的経営安定対策が導入されたところである。

北海道においては、専門的な農家が相当部分を占めていることから、基本的には担い手農業者の経営の安定を図っていくことが重要となっている。

しかしながら、具体的な交付金の支払い水準や支払い時期など本対策の細部については、農業者からさまざまな要望が出されているところである。

よって、国においては、本対策の抜本的見直しを行うよう、次の事項について要望する。

記。

1、品目横断的経営安定対策は、新たな対策であることから地域の実情を反映し、真に担い手の経営安定に資するものとなるよう、その政策効果の検証を迅速かつ十分に行うこと。

2、本対策の交付金の支払いについては、農業者の営農に支障を来すことのないよう、可能な限り早期に行うよう運用改善を図ること。

3、本対策の事務手続については、申請様式の簡素化や申請時期の集約化など農業者にとって可能な

限り事務処理の負担軽減を図ること。

4、本対策の対象農業者が交付金の交付決定前に後継者や第三者に対し経営移譲した場合の交付金の支払いについては、円滑な経営継承を図る観点から適切に見直すこと。

5、最近の生産資材の価格高騰や従来措置されてきた関連対策の廃止による経営への影響などに十分配慮し、適切な対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成19年12月21日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 農林水産大臣。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第7、議案第60号、幕別町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長前川敏春議員。

○総務文教常任委員長（前川敏春） 平成19年12月21日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長前川敏春。

総務文教常任委員会報告。

平成19年12月4日。

本委員会に付託された事件（議案第60号）を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成19年12月4日（1日間）。

2、審査事件。

議案第60号、幕別町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例。

3、審査の経過。

審査にあたっては、条例新設に係る理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされた。

本条例は、農業委員会の選挙による委員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関し必要な事項を定めたものであるとして全会一いたで結論をみた。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第60号、幕別町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例は、委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第68号、第五期幕別町総合計画基本構想についてを議題といたします。

第五期幕別町総合計画基本構想審査特別委員長の報告を求めます。

委員長大野和政議員。

○第五期幕別町総合計画基本構想審査特別委員長(大野和政) 平成19年12月21日。

幕別町議会議長古川稔様。

第5期幕別町総合計画基本構想審査特別委員会委員長大野和政。

第5期幕別町総合計画基本構想審査特別委員会報告書。

平成19年12月4日本委員会に付託された事件(議案第68号)を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成19年12月17日・18日(2日間)。

2、審査事件。

議案第68号、第5期幕別町総合計画基本構想について。

3、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決しました。

○議長(古川 稔) 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑を省略致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を省略することに決定いたしました。

[討 論]

○議長(古川 稔) これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○1番(中橋友子) 議案第68号、第五期幕別町総合計画基本構想につきまして、日本共産党幕別町議員団を代表して、反対討論を行います。

第五期幕別町総合計画は、平成18年2月に忠類村と合併したことにより、第四期総合計画の最終年次を2年残して、平成20年から平成29年の10年を期間として提案をされました。

本町のこれからの10年間の行政を進めるに当たっての一番の指針となるものだけに、第四期総合計画の分析と強化の上に立ち、今日の町民のおかれている現状を余すことなく捉え、地方自治法が定める地方自治体の本旨である住民福祉とサービスの向上につながるべき役割を果たす計画になるよう、住民の声を十分に反映し、作成に至ることが求められるものであります。

今回の計画策定にあたりましては、庁舎内はもとより、町民アンケートの実施、また、まちづくりアイデアの募集、こども議会の開催などの努力のもとに進められたことについては評価をするものであります。

しかし、一番活かされるべき第四期総合計画の総括的分析と評価がどのように行われ、どのようにこ

の計画に活かされたのか、明確には示されませんでした。

10年間の長期計画であり、これまでの計画の総括と評価、そして、町民の現状分析。この上に次の計画が策定されるというのは、計画の常道であるものと考えます。

計画策定のプロセスの提案の中に、この経過についても示すべきものであったと考えます。

反対の二つ目の理由であります、この10年間の大きな様変わり、何と言っても経済状況の悪化があります。

格差と貧困の広がり、今や深刻な社会問題となっています。

内閣府の経済統計資料によりますと、国民の所得はこの10年間で1997年をピークに、下降の一途をたどり、減少率は10%近くにまで及んでいます。

また、貯蓄0世帯は、およそ23%、そして、不安定雇用が拡大し、特に若者の3人の一人以上がワーキングプアと言われています。

この背景は、1997年、10年前であります、ちょうど消費税税率が3%から5%に引き上げられ、続いて、所得税、住民税の特別減税の廃止や、医療費の負担増など、総額で9兆円の国民負担がかけられたことが大きく起因しています。

当然、町民の暮らしは厳しくなり、今年6月示されました町民の所得状況は、年収300万円以下が全体の69%、年金収入だけでは200万円以下が81%にものぼっています。

基本構想におきまして、この間の変化について触れられていますが、その一つは、少子高齢化の一層の進展。

二つ目は、地球規模の環境問題。

三つ目は、地方分権の推進と社会構造の変化となっております、肝心の前段示しました町民の暮らしの変化。貧困と格差の広がりについては、一行触れられてはおりませんでした。

町民の暮らしを支え、福祉の向上を仕事とする行政においては、このことが一番はずしてはならないことではなかったでしょうか。

その上に立ちまして、憲法改定の動きが強まり、平和が危ぶまれている現状。

また、戦後の農政の大転換のもとで、価格保障が崩され、基幹産業に危機的な状況に陥っていること。

景気低迷による商工業の不振や銀行の減少の克服など、克服しなければならない課題をより明確に示すべきであったと考えます。

計画の将来像である人と大地が躍動し、みんなが築くふれあいの里。この実現のためにも、生活の困難や暮らしの不安の解消にまず目を向け、その打開を図ること。

そして、ここに重きを置いて、10年のまちづくりが進められるべきであると考えます。

幕別町が近隣の市町村の中でも、安心して住み続けられ、魅力ある町になることは誰もが願っているところでもあります。

以上、これらの将来に向けての計画の中に、指摘した2点の不足があることから、反対の討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

前川敏春議員。

○10番（前川敏春） 私は、議案第68号、第五期幕別町総合計画基本構想についての委員長報告に対して、賛成の立場で討論を行います。

第五期総合計画については、忠類村との合併に伴い、新たな町として、また、時代に即応した新しい視点からまちづくりを推進するため、策定され、提案されたものであります。

その内容は、地方自治体を取り巻く状況の変化を的確に捉えたものであるとともに、町民のまちづくりに対する思いや願いが十分に盛り込まれたものであると高く評価するところであります。

評価の一つは、今計画策定の一連の過程において、町民の以降や意見、提言の把握に積極的に取り組んだ点であります。

町民アンケート調査、団体意向調査、まちづくりアイデアボックスの設置、パブリックコメントの実

施、子ども議会の開催、さらには、ボランティアの町民によるまちづくり町民会議や、忠類住民会議での熱心な検討、最後には、総合計画策定審議会での審議など、第四期総合計画策定時を上回る取り組みをされ、町民参加型の計画策定となったものであります。

また、庁舎内においても、若手職員によるプロジェクトチームや、副町長をトップとする策定委員会を設置し、町民の意向を踏まえながら、町の現状と課題や本町の今後10年間のまちづくりの方向を明確に示されたことは、町行政を担当する職員の皆さんの真摯な姿勢を感じるものであり、まさに住民と行政の協働により策定されたまちづくり計画であると考えているところであります。

二つには、今回の計画が、合併協議の際に策定された新町まちづくり計画を継承、発展させたものであるという点であります。

合併協議会において、熱心に協議され、策定されたまちづくり計画は、合併協議の集大成であり、また、幕別、忠類両町村の熱い思いが込められたものでもあります。

第五期総合計画が、この新町まちづくり計画の精神を引き継いだ計画であることは、合併協議の中で培った両町村の信頼関係を次の世代までつなぐものであり、常に初心に戻りながら、合併してよかったと思われるまちづくりを進めることを担保するものであると考えているところであります。

三つ目は、基本姿勢の一つとして、町民参加、町民との協働を掲げ、基本目標の1番目に、ともに考え、ともにつくる活力あるまちづくりを掲げた点であります。

まちづくりの主役は住民であり、住民と行政がともに考え、ともに行動するまちづくりを進めることを、計画の大きな柱としたことは、今後10年間の行政運営に対する町長の強い思いが表れているものと評価するものであります。

今、本町を取り巻く環境を考えましたとき、厳しい財政状況の中で、人口減少社会、少子高齢社会にどう対応していくかが、大きな課題であります。

先の審査特別委員会においても、この問題解決に向けて論議されましたが、基本計画において、節として定住施策の推進や、子育てに優しい環境づくりの推進を掲げるとともに、各分野の施策の方向においても、随所にこれら課題への対応が示されておりますことは、町の積極的な姿勢が伺えるとともに、今後の具体的な取り組みについて、大いに期待をいたすところでもあります。

最後に、策定審議会から付帯意見や議会特別委員会での議論を十分踏まえながら、多くの町民の皆さんの参画により、策定された本計画が着実に遂行され、計画の将来像であります人と大地が躍動し、みんなで築くふれあいの里が実現されることを期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（古川 稔） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採 決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議案第68号、第五期幕別町総合計画基本構想についての委員長の報告は、原案を「可」とするものあります。

本案は委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立「多数」であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、陳情第9号、国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長野原恵子議員。

○産業建設常任委員長（野原恵子） 平成19年12月21日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長野原恵子。

産業建設常任委員会報告書。

平成19年12月4日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成19年12月13日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第9号、国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情。

3、陳情の趣旨。

30年にわたり季節労働者の冬期間の雇用と生活を支える「命綱」として重要な役割を果たしてきた、冬期技能講習などの国の季節労働援護制度が廃止され、さらに雇用保険法の改正により、特例一時金が削減され、厳冬期での季節労働者の生活を脅かす深刻な事態となっている。

国は、通年雇用制度促進支援事業などを実施するとしているが、極めて不十分であり、労働者の所得保障とならず、有効な対策となっていない。

通年雇用化を進めることに異存はないが、厳しい自然条件とそれに伴うコスト増という制約もあり、相当数の労働者が季節的に失業するのが北海道の現実である。

制度の廃止と特例一時金の削減は、北海道切り捨てであり、季節労働者切り捨て政策であり、格差と貧困をいっそう拡大するものである。

国として対策を講ずるよう意見書の提出を求める。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第9号、国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情に対する委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり「採択」することに決定いたしました。

日程第10、陳情第10号、地域医療を守り、国立病院の存続・拡充を求める陳情書を議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長中野敏勝議員。

○民生常任委員長（中野敏勝） 平成19年12月21日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長中野敏勝。

民生常任委員会報告書。

平成19年12月4日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成19年12月4日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第10号、地域医療を守り、国立病院の存続・拡充を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

全国の国立病院は、高度医療の実施や地域の医療機関と連携し地域医療を支える役割を果たしており、不採算医療についても政策医療と位置付け重要な役割を果たしている。

国は国立帯広病院などの特定独立行政法人を、非公務員型の非特定独立行政法人への移行を検討しており、国立病院の廃止、縮小、合理化など、医療供給体制の縮小と国民医療の低下が懸念される。

地域住民にとって不可欠な医療機関として運営される国立病院を、憲法25条に基づき国民の医療要求に応えるため、一層の機能強化・拡充を求め、地域医療の後退や高度先駆的な医療、政策医療を低下させる非特定独立行政法人化を行わないよう意見書の提出を求める。

4、審査の経過

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第10号、地域医療を守り、国立病院の存続・拡充を求める陳情に対する委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり「採択」することに決定いたしました。

日程第11、陳情第11号、道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長野原恵子議員。

○産業建設常任委員長（野原恵子） 平成19年12月21日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長野原恵子。

産業建設常任委員会報告書。

平成19年12月4日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成19年12月13日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第11号、道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する意見書の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨。

日本の食糧自給率は、39%と先進国の中で一番低い値になっている中で、北海道農業は良質な食料の安定供給をはじめ、地域経済への発展に大きく貢献しているが、WTO・EPA交渉において、北海道

農業に大きな打撃を与えることが危惧されており、十勝の農業、地域経済への打撃は必至である。

このような国際情勢に加え、北海道は道立の農林水産業の試験研究機関を、地方独立行政法人にしようとしている。地方独立行政法人となれば、企業会計として採算重視の研究となり、道内の農林水産業者に密着した研究ができなくなり、分析・鑑定等の手数料の発生や値上げ、相談・指導・普及等有料になるばかりでなく、試験研究機関そのものの存続も危ぶまれる。

北海道だからこそ、基幹産業である第1次産業の強化・発展が必要であり、それを支える試験研究機関は道立による公正で中立を保つ機関でなければならない。関係者の意見を幅広く求め、地方独立行政法人制度導入に反対するよう意見書の提出を求める。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第11号、道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する意見書の提出を求める陳情に対する委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり「採択」することに決定いたしました。

[追加日程表・付託省略]

○議長（古川 稔） 追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

15：03 休憩

15：04 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[説明・質疑・討論省略]

○議長（古川 稔） 日程第11の2、発議第15号、季節労働者対策の強化を求める要望意見書及び、日程第11の3、発議第16号、地域医療を守り、国立病院の存続・拡充を求める意見書案及び、日程11の4、発議第17号、道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する意見書案の3議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本、意見書案については、先に報告のありました民生常任委員会及び産業建設常任委員会報告の、陳情の要旨と同じような内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたし

たいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって提案者の説明・質疑・討論を省略しただちに採決いたします。

[採 決]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

発議第15号、季節労働者対策の強化を求める要望意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

発議第16号、地域医療を守り、国立病院の存続・拡充を求める意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

発議第17号、道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長(古川 稔) 日程第12、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。

後刻ご覧いただきたいと思っております。

[閉会中の継続審査の申出]

○議長(古川 稔) 日程第13、閉会中の継続審査の申出を議題といたします。

産業建設常任委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[閉会中の継続調査の申出]

○議長(古川 稔) 日程第14、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長・民生常任委員長・産業建設常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき、

会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成19年第4回幕別町議会定例会を閉会いたします。

15：09 閉会